

令和4年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和4年3月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 2日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 3日	木		○休 会
4	3月 4日	金		○休 会
5	3月 5日	土		○休 会
6	3月 6日	日		○休 会
7	3月 7日	月		○休 会
8	3月 8日	火		○休 会
9	3月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月10日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
11	3月11日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑、討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
12	3月12日	土		○休 会
13	3月13日	日		○休 会
14	3月14日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月15日	火	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
16	3月16日	水		○休 会
17	3月17日	木		○休 会
18	3月18日	金		○休 会
19	3月19日	土		○休 会
20	3月20日	日		○休 会
21	3月21日	月		○休 会
22	3月22日	火	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	3月 1日	承認
議案第 1号	令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事変更請負契約の締結について	3月 1日	可決
議案第 2号	令和3年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について	3月 1日	可決
議案第 3号	令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について	3月 1日	可決
議案第 4号	坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 5号	坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 6号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 7号	字の区域の変更について	3月11日	可決
議案第 8号	町道路線の廃止について	3月11日	可決
議案第 9号	町道路線の認定について	3月11日	可決
議案第10号	町道路線の変更について	3月11日	可決
議案第11号	令和4年度坂城町一般会計予算について	3月22日	可決
議案第12号	令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月22日	可決
議案第13号	令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について	3月22日	可決
議案第14号	令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月22日	可決
議案第15号	令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月22日	可決
議案第16号	令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月22日	可決

3月11日上程

発委第 1号	ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について	3月11日	可決
--------	-------------------------------------	-------	----

3月22日上程

議案第17号	令和3年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について	3月22日	可決
議案第18号	令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月22日	可決
議案第19号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	3月22日	可決
議案第20号	令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	3月22日	可決
議案第21号	令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3月22日	可決

令和4年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月1日(火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号～議案第3号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号～議案第16号の上程、提案理由の説明、詳細説明	15

第2日 3月9日(水)

○議事日程	48
○一般質問 大森 茂彦 議員	48
中嶋 登 議員	58
吉川まゆみ 議員	70
栗田 隆 議員	85
中島 新一 議員	97

第3日 3月10日(木)

○議事日程	108
○一般質問 塩野入 猛 議員	108
滝沢 幸映 議員	121
朝倉 国勝 議員	135
玉川 清史 議員	144

第4日 3月11日(金)

○議事日程	160
○一般質問 大日向進也 議員	160
山城 峻一 議員	170
○追加議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	184
○議案第4号～議案第10号の質疑、討論、採決	185
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	186

○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	207
--------------------	-----

第5日 3月22日(火)

○議事日程	212
○議案第11号委員長報告の質疑、討論、採決	213
○議案第12号～議案第16号の委員長報告の質疑、討論、採決	229
○追加議案上程、提案理由の説明	236
○議案第17号～議案第21号、質疑、討論、採決	238
○閉会中の委員会継続審査申し出について	243
○町長閉会あいさつ	244

令和4年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 "	大森 茂彦 君	9 "	朝倉 国勝 君
3 "	山城 峻一 君	10 "	滝沢 幸映 君
4 "	祢津 明子 君	11 "	吉川 まゆみ 君
5 "	中島 新一 君	12 "	西沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉川 清史 君	14 "	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 7番議員 玉川 清史 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	細田 美香 君
総 務 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
財 政 係 長	竹内 優子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	鳴海 聡子 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ども 支 援 室 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 1 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金事業 A 0 9 号線道路改良工事変更請負契約の締結について
- 第 7 議案第 2 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 第 8 議案第 3 号 令和 3 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 4 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 5 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 6 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 号 字の区域の変更について
- 第 1 3 議案第 8 号 町道路線の廃止について
- 第 1 4 議案第 9 号 町道路線の認定について
- 第 1 5 議案第 1 0 号 町道路線の変更について
- 第 1 6 議案第 1 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計予算について
- 第 1 7 議案第 1 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 1 8 議案第 1 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 3 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、7 番 玉川清史君から欠席の届出がなされております。また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、10番 滝沢幸映君、11番 吉川まゆみさん、12番 西沢悦子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和4年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、ロシア軍によるウクライナへの武力侵攻が続いており、一般市民の犠牲者についても連日報道されております。日本政府もロシアによる侵攻を侵略と認定し、国際法違反の一方向的な行動を容認しない姿勢を示しております。

武力による侵攻は、いかなる理由があつたとしても許されるものではありません。日本政府におかれましては、日欧米などで国際的な連携を取り、制裁措置を含めたより厳格な対応を早急に取られることが必要であると思っております。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株が全国的に猛威を振るう中、長野県に適用されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されました。町民の皆様には家庭内を含め、基本的な感染防止対策の徹底を継続してい

ただくとともに、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出や移動、不要不急の県外との往来は控えていただきますよう引き続きのご協力をお願いいたします。

当町における新型コロナワクチンの追加接種につきましては、昨年12月からの医療従事者等への接種に続き、1月からは町内高齢者施設の入所者や従事者への巡回接種、2月8日からは65歳以上の方への集団接種を開始し、その加速化を図っているところであります。

3回目の接種につきましては、ワクチンの供給状況から約半数の方には、1・2回目とは異なる武田／モデルナ製のワクチンを接種していただくことになり、混乱も予想されたことから、65歳以上の方には事前に希望ワクチンの意向調査を実施し、予約のご負担を軽減するよう日時指定による接種といたしました。これまで大きな混乱もなく順調に進んでおり、2月27日の集団接種を終えた時点での3回目のワクチン接種状況といたしましては、全体で5,119人が完了し、うち4,482人が65歳以上の方となっております。

明日2日からは64歳以下の方への集団接種を開始する予定ですが、こちらは従来どおりの予約制としておりますので、ウェブまたは電話での予約をお願いいたします。

町では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、町内事業者や町民の皆様には様々な支援を行ってまいりました。昨年10月から1月まで行いました「さかきのお店応援券事業」では、発行枚数の約9割の利用があり、町内飲食店や小売店などの利用促進と消費喚起につながったものと考えております。

また、安心して町民の皆様が店舗等を利用できるよう、県が推進しております認証制度の拡大を図るため実施しました信州の安心なお店推進補助金制度や空気清浄機、除菌機など、店舗等の感染対策に係る経費の一部を補助する飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金制度につきましても、コロナ禍における事業継続環境の確保に大きな効果があったものと考えております。

町商工会と連携して実施いたしました「坂城井井」、これは坂城井井ですが、町内飲食店の自慢の井を販売し、売上げの増加のほか参加店舗の認知度の向上も図ることができ、新型コロナウイルス終息後の集客にもつながる事業であったと感じております。

また、町民の皆様に対する支援といたしましては、子育て世帯の対象児童1人当たり10万円相当の給付を行う子育て世帯臨時特別給付金給付事業について、当町では、先行給付分及び追加給付分のいずれも現金による給付とし、2月末現在で、申請が不要な811世帯、1,544人分に加え、申請が必要な方についても220世帯、312人分の支払いが完了している状況であります。

今年の冬の原油価格高騰による低所得の高齢者世帯や、ひとり親世帯等の経済的負担を軽減する原油価格高騰等緊急対策助成金につきましては、2月末現在、548世帯への支給を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある方の生活、暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対し1世帯10万円を給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、2月上旬に該当となる世帯に支払口座等に係る確認書をお送りする中で、2月末現在214世帯への給付を終えております。

町では鋭意ワクチンの追加接種を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響はまだしばらくは続くものと考えており、今後も国の地方創生臨時交付金をはじめ、県の交付金などを有効に活用し、事業所の事業継続や町民生活の維持・安定を図るための支援に努めてまいりたいと考えております。

さて、新たな工業団地の造成事業につきましては、2月末に工事が完了し、県の完了検査を受ける状況となっております。分譲を希望される企業の募集につきましては、1月4日から町ホームページにてお知らせし、申込期間を2月1日から昨日までとする中で、複数の企業から応募をいただいております。今後、坂城町工場立地審査委員会において審査を行い、分譲予定企業について決定してまいりたいと考えております。

また、併せて進めておりますA09号線道路改良事業につきましては、今議会に一部舗装工事の増工に伴う変更請負契約に係る議案を上程しておりますが、現在、3月末の竣工に向けて順調に進んでおりますので、引き続き安全に工事が進められるよう努めてまいります。

さて、先月14日、当町を含む長野地域連携中枢都市圏9市町村におきまして、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、圏域全体で脱炭素化を推進するため、共同で「2050年ゼロカーボン宣言」を発出いたしました。町では、これまでも続けてきました数々の施策を推進するとともに、長野地域でスクラムを組み、新たな事業にも取り組んでいければと考えております。

また、昨年12月1日から可燃ごみの受入れを開始しました長野広域連合のちくま環境エネルギーセンターでは、焼却炉の試運転調整も順調に行われており、外構工事を含め、6月1日からの本稼働に向けて準備が進められております。

試運転開始後の町の可燃ごみ収集運搬業務につきましても、支障なく実施しているところであり、町といたしましては、長野広域連合はじめ関係機関と連携を図る中で、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、より一層のごみ減量化・資源化の推進に取り組んでまいります。

さて、昨年から取り組んでまいりました「平成の産業史」につきましては、企業等への取材や資料収集も終わり、校正や組み版など最終段階に入っております。まもなく発刊となりますので、町内産業の変遷や動向、また、その時々様々な出来事など、時代とともに大きく変化した平成30年間の当町の歩みをご覧いただきたいと思っております。

さて、鉄の展示館と坂木宿ふるさと歴史館では、第7回となる「坂城のお雛さま展」が3月

27日まで開催されております。県内最大級の享保雛や、つるし雛の展示のほか、「坂木宿とお雛様をめぐるガイドツアー」なども、十分な感染症対策を行った上で開催する予定でございますので、大勢の皆様にご来館いただきたいと思います。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は感染再拡大の中でも雇用者数は堅調に推移しており、2021年10～12月期の実質GDPは前期比年率プラス6.9%と前期から成長ペースが加速しているものの、年明け以降はオミクロン株の感染拡大による消費の下押し圧力が増大し、企業の生産も下押ししている状況となっております。

中国におきましても、外需の拡大や電力不足の緩和により工業生産が拡大したことで、10～12月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6.6%と前期に比べ加速したところではありますが、年明け以降は、春節やオリンピックを見据えたゼロコロナ政策に伴う外出制限や操業停止などの影響が個人消費や工場生産に下振れ圧力となっております。

ヨーロッパにおきましては、ユーロ圏の10～12月期の実質GDPは前期比年率プラス1.2%と前期から成長ペースは鈍化しており、年明け後もオミクロン株の感染者急増によるサービス消費の下押し圧力が残っている状況となっており、それに加えてロシアのウクライナ侵攻など先行きが不透明な中、今後の動向を注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による2月公表の10～12月期のGDP速報値では、実質成長率は、第5波の感染拡大の収束に伴い、個人消費や設備投資が回復したことで前期比年率プラス5.4%と2四半期ぶりのプラス成長となりましたが、年明け以降のオミクロン株の急拡大に伴い、国内経済は再び減速することが予測される中、予断を許さない状況となっております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表しました金融経済動向によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「設備投資は堅調に推移している。また、個人消費は持ち直しつつあるものの、サービス消費に弱い動きがみられている。」「生産は一部に供給制約の影響を受けつつも、緩やかに増加している。」とし、総論として「長野県経済は、一部に弱い動きが見られるなか、持ち直しの動きが一服している。」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は7社、マイナス10社、変わらない3社で、売上げについては、プラスが9社、マイナスが6社、変わらないが5社となっており、県内の状況と同様に持ち直しの動きが一服していることがうかがわれる結果となっております。

また、雇用については、10～12月の実績が総計でマイナス22人と、前回調査よりマイナス幅が大きくなりましたが、本年4月の雇用予定は、未定の2社を除く全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では81人の増員予定となっております。

オミクロン株による感染症の再拡大の中、いまだその収束が見通せず、世界経済の先行き・町内企業への影響など懸念されるところであります。当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところであります。

次に、令和4年度の一般会計当初予算（案）について申し上げます。

令和4年度一般会計当初予算につきましては、今年度からスタートしております坂城町第6次長期総合計画を町政運営の基軸とし、SDGsの達成とDXの推進を意識した事業展開と、ウイズコロナを踏まえた公共サービスの在り方を考慮しつつ、総合戦略に掲げるKPI達成を目指し、限られた財源の中でより具体的な施策の展開を図れるよう、編成を行ったところであります。

歳入歳出予算の総額につきましては、前年度との比較では9.1%、6億1千万円の増額となる72億8千万円といたしました。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税では、法人町民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する経済への影響等が回復傾向であることから、前年度に対しまして5千万円の増額といたしました。

固定資産税については、令和3年度において実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての事業所用家屋及び償却資産の軽減制度が終了となったこと、償却資産における大臣配分が増額となったことなどにより、1億7,900万円を増額し、町税全体では前年度比プラス9.4%、約2億1,500万円の増額となる25億928万2千円といたしました。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税において、国の動向に加え、算定に用いられる補正係数や単位費用額等の変更を考慮し、前年度対比9%、7千万円の増額となる8億5千万円を計上いたしました。

普通交付税の振替分となる臨時財政対策債につきましては、国の令和4年度地方財政対策における総額が大きく減額となる方向であることから、今年度実績額の半分程度を見込み、2億円を計上いたしました。

また、分担金及び負担金につきましては、葛尾組合への負担金がちくま環境エネルギーセンターの稼働により減額となること等により、約3,900万円減額となる3,201万8千円、国庫支出金につきましては、A09号線事業の完了などにより、約8,200万円の減額となる6億1,639万1千円、ふるさと寄附金につきましては、今年度の実績から増額を見込み、1億2千万円を計上しております。

繰入金につきましては、町体育館の耐震補強工事やびんぐし湯さん館リニューアル事業の財源として、文教施設等整備基金やびんぐし湯さん館施設整備等基金からの繰入れに加え、ふるさとまちづくり基金や財政調整基金からの繰入れにより、繰入金全体で11億9,690万3千円といたしました。また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急防災・減災事業債など、総額で5億140万円を計上したところであります。

次に歳出であります。投資的経費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接

種会場としたことで、工事時期を1年延期しました坂城町体育館耐震補強・大規模改修工事のほか、びんぐし湯さん館リニューアル工事や南条小学校蓄電設備設置等工事、図書館エレベーター改修工事などにより12億8,566万9千円とし、義務的経費につきましては、人件費が13億7,487万6千円、障がい者への福祉サービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては7億312万1千円、公債費につきましては5億9,241万6千円を計上いたしました。

また、その他の経費としまして、住民票等コンビニ交付サービス導入や都市計画マスタープラン等策定業務、農業振興地域整備計画策定業務、乗合タクシー運行業務等に係る委託料を新たに計上したこと等により、前年度対比約7,400万円の増額となる33億2,391万8千円といたしました。

続きまして、令和4年度の主要な施策について申し上げます。

建設から50年経過している坂城町体育館につきまして、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、耐震補強工事に併せて、更衣室の設置や照明のLED化、トイレの洋式化に加え、どなたでも気兼ねなく使っていただける「誰でもトイレ」や、ニュースポーツの普及を目的としたボルダリング設備の新設等を行う大規模改修工事を進めてまいります。町体育館につきましては、現在も新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として利用しておりますので、工事の時期につきましては、適切に判断して進めてまいりたいと考えております。

また、体育館同様に建設から50年が経過している文化センターにつきましても、耐震性の確保と利便性の向上を図るため、今年度実施した耐震診断結果に基づき、耐震補強と大規模改修に係る詳細設計を実施することとしております。

また、開館から20周年を迎えるびんぐし湯さん館を含む町温泉施設につきまして、リニューアル工事を実施いたします。工事では、源泉井戸のメンテナンスと併せて機械設備等の更新や不具合箇所の改修などを行い、安定した運営と安心してご利用いただける環境を整え、湯さん館の魅力を高めてまいります。

工事にあたっては、世界的な半導体不足などの影響により、各種機器の製造が長期にわたることなどが見込まれる中、休館によるお客様への影響を最小限に抑えるため、新年度の早い時期に工事請負契約を締結してまいりたいと考えております。

次に、スマートタウン構想事業の取組として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、停電時等の電力供給を併せて実現できるよう準備を進めておりますが、村上小学校、坂城小学校に続き、来年度は南条小学校に既存の太陽光発電設備を活用した蓄電池設備を設置する計画であり、所要の経費を計上しております。

また、家庭における再生可能エネルギーの利用促進と自立的な電力の維持などを目的に支援を行うスマートエネルギー設備補助事業につきまして、引き続き実施する中で、町全体の持続的な電力の維持と、環境に配慮したライフスタイルへの転換を支援してまいりたいと考えてお

ります。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、2月末現在、1万4,342件、2億5,745万円で、金額ベースの前年同月比でプラス37.2%と、果樹類を中心に前年を上回る大変多くの寄附のお申込みをいただいております。今後も、ふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、PRしてまいりたいと考えております。

続いて、デジタル化の推進に係る事業といたしまして、各種証明書のコンビニ交付サービスを導入してまいります。コンビニ交付は、コンビニエンスストアの複合機に個人番号カードをかざして申請すると証明書が受け取れるサービスで、役場の窓口対応時間外や休日でも全国のコンビニエンスストアで取得することが可能となるものであります。発行可能な証明書につきましては、住民票、印鑑証明、戸籍証明のほか、一部税証明を対象としております。

また、国において進める自治体の行政手続オンライン化により、住民がスマートフォン等から行える行政手続の増加に対応するため、申請データを町のネットワークに取り込むための環境整備を行うとともに、現在の情報系システムの更新を行い、セキュリティーレベルの向上を図り、国、県、他市町村との連携の円滑化を図ってまいります。

また、ロボット技術や情報通信技術（ICT）などを生産現場に活用したスマート農業導入に向けて、自動草刈機の実証事業を計画しております。本事業は、無人で作業する自動草刈機を樹園地に1か月間設置し、農家の皆様に直接効果を確認いただくもので、この事業を通じてスマート農業を身近に感じていただき、地域への波及・浸透のきっかけになればと考えております。

健康・福祉・子育て分野につきましては、健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景に、今後ますます高まることが予想される保健・福祉分野のニーズへの対応や、保健センター、老人福祉センターの老朽化を勘案し、公共施設個別施設計画に位置づけられている新たな複合施設について、建設のための準備経費を計上いたしました。

令和4年度は、他自治体の複合施設建設などに携わった専門家の方にアドバイザーをお願いし、内部での課題の洗い出しとともに建設準備委員会の立ち上げなど、保健・福祉・子育てサービスの充実とともに、幅広い世代のつながりや交流を創出する施設となるよう、建設に向けた準備に着手してまいりたいと考えております。

また、現在、町の福祉医療制度で対象外となっている精神障がい者の精神科への入院医療費につきましては、町単独の助成事業を創設いたします。精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、世帯全員が町民税非課税の方に助成するもので、関連経費を計上しております。

続きまして、平成25年6月以降積極的な歓奨が控えられてきました子宮頸がんのワクチン接種につきましては、国の議論を踏まえ、本年4月から勧奨が再開されることから、当町におきましても対象となる皆様へのご案内など、勧奨再開に向けた準備を進めております。

加えて、これまで積極的勧奨を控えたことにより、接種機会を逃した方につきましても、公平な接種機会を確保するため、定期接種の対象年齢を超えたキャッチアップ接種を、令和4年

度から6年度の時限措置として公費負担により実施してまいります。

長野県が財政運営の責任主体となり、町においては、県全体の医療費などを賄うための財源として、県が算定した納付金を納める仕組みとなった国民健康保険につきまして、先般、令和4年度の納付金額が提示されたことを受け、町では様々な試算等を行う中で、来年度の保険税率を据え置くこととして、国民健康保険運営協議会でお認めをいただきました。

また、国保に加入する子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額について、新年度からその5割を軽減する措置を導入するため、国民健康保険税条例の一部改正議案について今議会に上程したところであります。

また、学校給食費につきましては、平成26年度に改定以降、令和元年の消費税率の改正の際にも改定せず、創意工夫をしながら給食の提供に努めてまいりました。そうした中、ここ数年で食材費をはじめ、輸送に係る経費等が総じて高騰している状況にあることから、今年度の給食センター運営委員会におきまして、給食費の改定について研究をいただいていたところであります。

委員会の中では、改定もやむなしとの声をいただいたところですが、新型コロナウイルス感染症による厳しい社会・経済状況が今なお続いていることを考慮し、令和4年度につきましては、給食費の保護者負担を増額せず、地域食材の購入費用相当分を町が負担することで地産地消の推進を継続するとともに、安全・安心な給食の提供を継続してまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒支援事業につきましては、様々な特性のある子どもやその保護者に対して、就学前の教育相談から就学後の適切な教育支援を行えるよう、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの配置を行ってまいりました。新年度におきましても、特別支援学級の体制について充実させ、インクルーシブ教育の推進を図ってまいります。

また、子どもたちの海外研修につきましては、今年度は、小・中・高のいずれも新型コロナウイルスの感染拡大と収束の見通しが立たない状況から、実施を見送ることといたしました。例年、夏休みに実施しておりました小学生の中国上海市実験小学校との交流につきましては、先方と協議する中で、令和4年度における交流事業は中止とすることといたしました。

一方、1年後の来年3月に予定している中学生アメリカ派遣事業、高校生タイ国研修事業につきましては、実施の方向で予算を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、実施の可否を判断してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、産業振興分野でございます。

町の農業をめぐる情勢につきましては、農業者の高齢化や担い手の不足などにより、耕作放棄地の増加が課題となっているほか、国道18号バイパスや坂城インター線先線の整備計画などにより、周辺農地における土地利用の変化にも対応が求められているところであります。

このような状況の中、優良な農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業振興地域整備計画の見直しを2か年にわたって行うこととし

ております。

令和4年度は、現状分析のための調査やアンケート調査を実施し、関係の皆様のご意見を集約しながら、当町の農業振興の目指すべき方向性を定め、計画見直しの基礎となる資料を作成してまいりたいと考えております。

続きまして、欠口排水樋門につきましては、千曲川の増水時などに手動で開閉操作を行っており、多くの時間と労力を要しておりましたが、樋門の電動化を実施し、有事の際の迅速な対応と樋門管理者への負担軽減を図ってまいります。

また、町有林に係る安全対策として、千曲市と隣接する苧屋原地区比丘尼石地籍の岩塊、岩の塊につきまして崩落する危険性があることから、現在行っている状況調査の結果に基づく対策工事を実施してまいります。

次に、松くい虫防除対策につきましては、健康に対する配慮など、地域住民や関係者の皆様との情報交換によるリスクコミュニケーションの強化に努める中で、引き続き長野県の指導をいただきながら、空中散布及び無人ヘリ散布のほか、伐倒駆除、樹幹注入、植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。

また、地域住民が主体となって設置する有害獣対策の侵入防止柵につきましては、今年度、入横尾地区で設置に着手し、約400メートルが完了しております。来年度も引き続き同地区での設置を進めてまいります。

また、移住定住・就職支援事業では、町内事業所の人材確保及び学生の就職支援を行うため、合同企業説明会や企業セミナーなど、対面式やオンラインのそれぞれのメリット等を生かした支援事業を行い、就職を契機とした移住定住の促進を図ってまいります。

また、坂城テクノセンターにおきましては、非接触型三次元測定機の導入が予定されており、導入費用の一部について支援を行う計画としております。本測定機の導入により、企業の製品・部品における加工精度の迅速保証が可能となりますので、昨年8月、全国に先駆けて導入した金属3Dプリンターシステムとともに、町内企業の技術力の向上につながることを期待するところであります。

坂城国際産業研究推進協議会では、今年度計画しました海外視察研修につきまして、新型コロナウイルス感染拡大により延期となったことから、令和4年度にフランス及びイタリアへ進出している町内企業の現地法人を視察する予定としております。今後の企業経営や販路拡大などに生かす研修であり、町の工業振興を図る上で重要なことから、実施に必要な予算を計上いたしました。

また、間もなく竣工を迎える新工業団地の調整池につきまして、平時にはスケートボードやストリートバスケットの練習の場などとして多目的に活用ができるよう、アスファルト舗装を行うとともに必要な備品を整備し、新たな集いにつなげていきたいと考えております。

続きまして、中心市街地のにぎわいと地域の活性化の推進ですが、鉄の展示館西側の土地の有効的な利活用につきまして、今年度、町商工会や観光協会、地元区などによる意見交換会を

行ってきましたが、来年度につきましては、観光や商機能の中核となり、地域の憩いの広場、避難場所としても利用できるよう、基盤となる造成工事を実施してまいります。

また、鉄の展示館では、来年度、「鎌倉時代の日本刀展」、「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」、「宮入行平生誕110周年記念展」のほか、鉄の展示館開館20周年を記念して「二次元VS日本刀展」の開催を予定しております。日本刀の魅力や美しさなどを大勢の皆様にご体感していただきたいと思っております。

続きまして、生活基盤の向上のための施策について申し上げます。

町道A01号線につきましては、今年度、酒玉工区の事業が完了することから、新たに保地工区に着手してまいります。保地工区につきましては、昨年の地権者説明会の後、現地測量を実施し、1月に地権者の皆様に道路線形案を提示させていただきました。今後、道路拡幅に向け詳細な測量及び設計を実施し、関係する皆様にご説明させていただく中で進めてまいります。

また、金井工区につきましても、引き続き建物を含めた用地交渉を進め、早期完成を目指してまいります。

橋梁修繕事業につきましては、引き続き昭和橋の床版下面補修工事等を進めるとともに、役場入口の64号橋の改良工事を進めてまいります。

また、下水道管渠の整備につきましては、現在、地形等の要因により未整備となっている箇所のうち村上地区及び中之条地区の整備を進めており、今年度末の整備面積は93%の進捗となる見込みとなっております。来年度以降、引き続き未整備となっている地区の整備を進めてまいります。

また、現在、県におきまして都市計画マスタープランの変更に伴う都市計画の計画体系の見直しが進められており、生活圏を単位とする10圏域を都市づくりの計画単位とし、今年度内に都市計画決定される見通しとなっております。

町におきましても、第6次長期総合計画の方向性や県計画の決定等を踏まえ、町の都市づくりの指針となる坂城町都市計画マスタープランを策定してまいります。

続きまして、新公共交通につきましては、関係の皆様の意見を踏まえる中で、これまでの循環バスに加え、より利便性の高い新たな公共交通システムとして、地元タクシー会社の協力による乗り合いデマンドタクシーの実証実験を行ってまいります。

運行に必要な許認可手続につきましては、先月17日に完了し、現在、4月からの運行に向けて利用者パンフレットの配布や利用者登録、交通事業者の受付システム改修などの準備を進めている状況であります。

以上、令和4年度の主要な施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告2件、変更請負契約の締結1件、一般会計補正予算1件、令和3年度特別会計予算1件、条例の一部改正3件、字の区域の変更1件、町道路線の廃止、認定、変更が各1件、令和4年度の一般会計予算及び特別会計予算5件の計18件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第20期経営状況報告書が提出されております。

議長（小宮山君） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第8「議案第3号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第3号まで順次ご説明を申し上げます。

まず、専決第11号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本件は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく国の補正予算（第1号）の可決に併せ、町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,802万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億2,837万6千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金2億6,802万6千円を増額し、歳出の内容につきましては、未来を拓く子どもたちへの支援として、子ども1人10万円を給付する子育て世帯等臨時特別給付金支給事業のうち、追加給付5万円に要する経費9,859万5千円、コロナにより厳しい状況にある方の生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対し1世帯10万円を給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る経費1億6,943万1千円をそれぞれ増額したもので、急を要することから専決いたしましたものであります。

次に、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和4年1月25日に、用事を終え公用車で車道に出ようとしたところ、公用車の左側から車道を走行してきた車両に気づかず、接触し損傷させたことについて、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第1号「令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事変更請

負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年6月議会定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただいた南条産業団地のメイン道路となるA09号線の道路改良工事の変更に係るものであります。本工事は、施工延長が550メートルで幅員が9.25メートルの道路整備を行うものであります。既設町道とのすりつけに伴い、舗装工事を増工するものであります。

これに伴い、請負金額を変更前の1億2,089万円に1億71万6千円を増額し、1億2,260万6千円に変更するものであります。

次に、議案第2号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種間隔前倒しへの対応といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,662万円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億5,499万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金2,662万円を増額し、歳出の内容につきましては、ワクチン接種委託料2,620万5千円、接種料金請求に係る国保連審査手数料41万5千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に議案第3号「令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、現在あるテクノさかき工業団地内の株式会社イケダ南側に隣接する1区画1,219.78平米について、購入を希望する企業、株式会社イケダに分譲するもので、町土地開発公社からの土地取得と財産売払いについて計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,317万9千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、用地の売払いによる財産収入3,317万9千円であり、歳出の内容につきましては、用地の土地取得費3,317万9千円であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「令和3年度一般会計補正予算（第9号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第6「議案第1号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第2号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第3号 令和3年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 予算の詳細説明の2ページ、3ページの関係です。これは公社から1,219.7平米、（株）イケダへ売り払うということでもあります。まずこの単価ですね、どのくらいかお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） （株）イケダへの売却単価でございますけれども、1平方メートル当たり2万7,200円を予定しております。

13番（塩野入君） 公社から買取りしたときの売払いまでの手続ですね、どういう形で来ているのかということと、この予算が成立した後、どんな形でどういう手順によって支払われるか。その2点、お聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 当該用地の売却につきましては、2月17日付で株式会社イケダより工業団地購入申込書の提出がございまして、この申込みに基づきまして町工場立地審査委員会を開催し、当該用地の（株）イケダへの売却予定としたところでございます。

今回、上程をいたしました坂城町工業地域開発事業特別会計予算について議決をいただきますと、株式会社イケダとの土地売買契約の締結を行いまして、年度内での入金と引渡しを予定したいと考えているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 日程第9「議案第4号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」から、日程第21「議案第16号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの13件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは議案第16号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第4号「坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して実施する利子補給事業について、令和3年度においても国の地方創生臨時交付金を原資として事業を実施することができ、今後の利子補給金を積み立てることが可能であるため、本条例の有効期限の延長を行うものであります。

条例の内容としましては、本条例の有効期限を令和8年3月31日から令和9年3月31日に改めるものであります。

次に、議案第5号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び内閣府令が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、保育所等の事業所と保護者との手続に関して、これまで一部についてのみ書面に代えて電磁的方法によることを可能としておりましたが、改正後は全ての手続について電磁的方法によることを可能とするものであります。

議案第6号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により地方税法等の一部が改正されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、子育て世帯の経済的負担の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減するもの等であります。

議案第7号「字の区域の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、南条産業団地造成事業に伴い、字の区域の変更を行うものであります。

造成区域内には、稲荷下、中川原及び諏訪歩の三つの字がありますが、分譲等を予定した区画を合筆するにあたり、字が二つにまたがり、地番が複数になる区画となるため、現在、稲荷下、諏訪歩の該当地番について、中川原とし、字の区域について変更するものであります。

議案第8号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、4件の町道路線の廃止に係るもので、南条産業団地造成に伴い、造成地内にある町道0313号線を全線廃止するものであります。また、町道A09号線改良工事により、町道

0340号線及び0354号線、0420-1号線を全線廃止するものであります。

議案第9号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、2件の町道路線の認定に係るもので、南条産業団地造成に伴い、造成地内に新設された道路を町道0418-1号線として認定するものであります。また、町道A09号線により町道0307号線が分断されるため、一部を町道0307-2号線として新たに認定するものであります。

議案第10号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、5件の町道路線の一部変更に係るもので、町道A09号線の終点の変更及び町道0307号線の終点の変更と町道0420号線の起点を変更するものであります。また、南条産業団地造成に伴い、町道0312-1号線及び町道0318-1号線の起点を変更するものであります。

次に、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和4年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は、72億8千万円で、前年度との比較ではプラス9.1%、6億1千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに町税については、固定資産税において令和3年度に実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小企業者等に対する家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置が終了したことなどから、前年度対比プラス15.5%、1億7,900万円の増額とし、町税全体ではプラス9.4%、約2億1,500万円増額の25億928万2千円を計上しております。

また、先ほどの固定資産税軽減制度による減収分は、地方特例交付金において国から補填されたことから、令和4年度の地方特例交付金は、前年度対比9,400万円の減額としているところであります。

次に、地方交付税のうち普通交付税については、これまでの交付額に今後見込まれる交付税の算定に用いられる数式や係数、単位費用等の変更分を考慮し、前年度対比プラス7千万円増額の8億5千万円、国庫支出金については、A09号線道路改良事業の完了等により、約8,200万円減額となる6億1,639万1千円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税の令和3年度実績等を踏まえ、2千万円の増額、また、繰入金は、温泉施設リニューアル事業に係るびんぐし湯さん館施設整備等基金からの繰入金や、坂城町体育館耐震化及び大規模改修事業に係る文教施設整備基金からの繰入金、ふるさとまちづくり基金、広域行政事業基金、減債基金、財政調整基金からの繰入金など、全体で11億9,690万3千円を計上したところであります。

町債につきましては、坂城町体育館耐震化事業及び南条小学校へのスマートエネルギー設備導入事業などに係る緊急防災・減災事業債や、橋梁修繕事業等の公共事業等債などにより、前

年度対比2, 950万円増額の5億140万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容につきましては、新規のハード事業として坂城町体育館耐震及び大規模改修事業に約4億円、びんぐし湯さん館リニューアル事業に約3億円のほか、南条小学校蓄電設備導入事業、図書館エレベーター改修事業、勤労者福祉センター空調設備改修事業、欠口用水樋門電動化事業などを計上したことから、工事請負費等の投資的経費が前年度から約5億円の増額となりました。

また、ソフト事業については、来年1月開始予定の住民票等コンビニ交付サービスのための導入費用3,100万円のほか、4月からスタートする75歳以上の方を対象とした新公共交通システムの乗合タクシー事業、また精神障がい者入院医療費への助成などと併せ、新工業団地の完成や坂城インター先線、国道18号バイパス等土地利用の変化が予想されることから、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画マスタープラン等の都市計画の策定業務に係る必要経費について計上しております。

そのほか、新型コロナウイルスへの対応といたしましては、ワクチン接種事業について、約6,400万円を計上し、医療機関等と連携を取る中で今年度に続き実施していくほか、新型コロナウイルスを起因とする対策等については、例年同様、感染の流行状況等に応じた柔軟な対応を速やかに図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、令和4年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明いたします。

国民健康保険につきましては、長野県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として、県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として、県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,620万7千円とするもので、前年対比3,500万5千円、2.3%の減であります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税2億6,826万4千円、県支出金10億9,653万4千円、繰入金9,053万4千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費10億7,809万7千円、国保事業費納付金3億4,772万5千円等であります。

続きまして、議案第13号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、造成が完成した南条産業団地2区画の土地取得と財産売払いについて計上する

もので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,118万4千円とするものであります。

歳入の内容としましては、用地の売払いによる財産収入7億8,118万4千円であり、歳出の内容につきましては、用地の土地取得費7億8,118万4千円であります。

次に、議案第14号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、今後、点在する町内の未整備地区の整備を進めてまいります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,624万円とするもので、前年対比7,263万7千円、8.6%の減であります。

歳入の主な内容としましては、下水道受益者負担金6,310万円、下水道使用料1億7,510万円、管渠工事に係る国庫補助金650万円、坂城インター先線下水道管路移設工事に係る県負担金9千万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債1億4,940万円等であります。

一方、歳出の主な内容につきましては、下水道全般に係る一般管理費1,197万円、下水道の維持管理に係る施設管理費1億313万2千円、公共下水道の整備事業費2億5,263万5千円、流域下水道の整備事業費1,450万円、事業の元利償還に係る公債費3億9,400万1千円等であります。

次に、議案第15号「令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険は、3年を1期として策定する事業計画に基づき事業運営を行っており、令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目に当たります。本予算案は、この事業計画に基づく保険給付と地域支援事業を実施するため計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,325万8千円とするもので、前年対比232万1千円、0.2%の増であります。

歳入の主な内容としましては、介護保険料3億410万円、国庫支出金3億2,988万7千円、支払基金交付金3億7,412万円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費13億4,626万円、地域支援事業費5,930万1千円等であります。

最後に議案第16号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,624万9千円とするもので、前年対比16万6千円、0.1%の減であります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億8,393万2千円、繰入金5,219万1千円等であり、歳出の主な内容につきましては、総務費121万6千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,491万1千円等であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（細田さん） 令和4年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表地方債と附属の当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により款別にご説明申し上げます。

予算書2ページの第1表歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。初めに款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和3年度対比プラス9.4%、2億1,508万9千円の増額となる25億928万2千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項1町民税については、令和3年度において新型コロナウイルス感染症流行からの経済の回復が見込まれることから、法人分についてはプラス5千万円、個人分については令和3年度の決算見込み等を加味しマイナス1,500万円。項2固定資産税につきましては、令和3年度においてのみ実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による事業所用家屋及び償却資産の軽減措置が終了したことによる増額や、大臣配分による償却資産等の増額などを見込み、1億7,888万9千円の増額。また、前年度実績から、項3軽自動車税は150万円の増、項6入湯税は30万円の減額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で前年度対比プラス5.4%、297万6千円増額の5,850万円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は前年度対比マイナス36.1%の100万円、款4配当割交付金はマイナス25.9%の510万円、款5株式等譲渡所得割交付金はプラス10.9%の560万円としておりますが、いずれも令和3年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であり、続いての地方法人課税における新たな偏在是正措置として、令和2年度から交付されている款6法人事業税交付金については、3年間の経過措置における積算方法の変更も考慮し、マイナス18.2%となる4,500万円を計上し、款

7 地方消費税交付金につきましては、令和3年度実績見込みを考慮等する中で、同額の3億円の計上でございます。

3 ページに移りまして、款8 環境性能割交付金についてでございますが、環境性能割は、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、令和元年10月の導入時から経済的背景等を考慮する中で臨時的軽減がなされ、この軽減措置による市町村等の減収分については、次の款9 地方特例交付金で交付されていたところですが、この軽減措置が令和3年度末において終了することから、環境性能割交付金につきまして100万円の増額、次の款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金において、同額100万円の減額といたしたところでございます。

また、款9 地方特例交付金については、固定資産税においてご説明申し上げました事業所用家屋及び償却資産の軽減措置による税の減収分が、令和3年度においてはこちらの予算科目において歳入されておりましたが、令和4年度においては制度が終了したことから補填分を減額し、全体で前年度から9,400万円減の900万円としたものでございます。

次に、款10の地方交付税でございます。国の総額は約1兆8千538億円で、前年度対比3.5%増の見通しとなっております。当町の普通交付税においては、国の動向やこれまでの交付額を参考に、今後決定される交付額算定に用いられる数式や補正係数、単位費用等の変更分を考慮する中で、前年度から7千万円の増額。特別交付税においては、交付実績等から前年同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス8.3%、9億1千万円を計上いたしております。

また、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、国の地方債計画における発行総額が前年度対比マイナス67.5%となっていることから、当町においては令和3年度の臨時財政対策債発行可能額4億7千78万6千円から、2億7千78万6千円を減額した2億円を見込み、これを合わせた実質的な普通交付税額は10億5千万円という状況でございます。

款11 交通安全対策特別交付金については、交付実績を踏まえ、前年度と同額の2千万円（同日「200万円」の訂正あり）を計上。

また、款12 分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合ごみ焼却施設稼働延長による負担金が、ちくま環境エネルギーセンターの稼働開始により減額となることなどから、前年度対比マイナス54.9%、3,894万3千円減額の3,201万8千円でございます。

款13 使用料及び手数料につきましては、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から49万円増額の7,096万5千円といたしております。

続いて、款14国庫支出金につきましては、主なものとして障害者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金・補助金、また道路改良橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、令和4年度においては、町道A09号線道路改良事業の完了による社会資本整備総合交付金の減額等により、国庫支出金全体で前年度対比マイナス11.8%、8,229万4千円減額の6億1,639万1千円を計上いたしております。

次に、3ページから4ページにかけての款15県支出金につきましては、主なものとして民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、農林水産業費において、欠口排水樋門電動化工事に係る農業水路等長寿命化防災補助金の新規追加等により、県支出金全体で前年度対比プラス8.7%、3億8,301万3千円となっております。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で906万8千円。

款17寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、前年度に対し2千万円を増額し、1億2,000万1千円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、びんぐし湯さん館等温泉施設リニューアル事業へびんぐし湯さん館施設整備等基金から2億9,800万円、坂城町体育館耐震補強及び大規模改修事業へ文教施設等整備基金から2億2千万円を繰り入れるほか、長野広域連合へのごみ処理施設建設事業負担金に対する広域行政事業基金の繰入れや、ふるさとまちづくり基金、財政調整基金などからの繰入れにより、繰入金全体では前年度から4億4,885万2千円増額となる11億9,690万3千円を計上しております。

なお、財政調整基金につきましては、4年度当初予算に3億2,127万3千円を繰り入れ、繰入れ後の基金残高は21億5千万円ほどとなる見込みでございます。

一つ飛びまして、款20の諸収入につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なもので、項5雑入において、ちくま環境エネルギーセンター稼働による長野広域連合から一般廃棄物処理手数料分配金が新規に追加されたこと等により、諸収入全体では、前年度より1,838万4千円増額の4億9,175万9千円の計上となっております。

次に、款21町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億260万円、坂城町体育館の耐震補強に係る事業部分及び災害時避難所の非常用電源としての蓄電設備設置事業などに係る緊急防災・減災事業債1億7,480万円、臨時財政対策債2億円などを見込みまして、町債全体では、前年度から2,950万円増額の5億140万円を計上しております。

なお、4年度末の町債残高は62億9千万円ほどになる見込みであります。

また、9ページ第2表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は72億8千万円で、前年度と比較しましてプラス9.1%、金額で6億1千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして、順次ご説明申し上げます。

説明書27ページから32ページでございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、30ページ職員研修事業では、人材育成の研修など必要な研修を行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

31ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく31ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機や印刷機などの賃借料等でございます。

32ページにかけての目3財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（柳澤君） 32ページ、目4会計管理費でございますが、節10需用費のうち消耗品費につきましては、役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費につきましては、決算書や封筒などの印刷費用。節11役務費につきましては、公金収納並びに指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

続いて33ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田の両広域連合の総務管理に係る経費のほか、町内に移住または定住する方への移住定住促進事業補助金や、首都圏などから移住される方で、一定の要件を満たす方に交付するUIJターン就業・創業移住支援金のほか、高校生タイ国研修に係る経費を計上いたしました。

34ページにかけての温泉管理事業の主なものは、町民や障がい者、消防団員の割引に係る負担金、びんぐし湯さん館の施設整備等の基金積立てなどに加え、開館20周年のリニューアル工事に要する委託料や工事請負費でございます。

次に35ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼と広報等の配布など

に係る行政事務委託費のほか、全戸を対象に自治会活動保険に加入する経費や各区や地域づくり団体の自主的な取組を支援する地域づくり活動支援事業補助金などを計上いたしました。また、ふるさとまちづくり基金に積み立てるための予算も計上してございます。

続きまして、国際交流事業は諸外国との民間交流を進めている国際交流協会への補助金や、コロナウイルスの影響で延期となっているポーランドの自治体、ツェレスティヌフを訪問する経費などについて計上してございます。

スマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、家庭用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなど、スマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費でございます。

続いて、36ページにかけてのふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る委託経費のほか、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

続きまして、36ページの目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーなどのインターネット関連機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料でございます。

次に、広報発行事業は「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

37ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、国・地方公共団体での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上してございます。

次に38ページ、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務、税業務等の基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などでございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、37ページから38ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、また、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、38ページから39ページにかけての目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、39ページから40ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託が主なものでございます。

同じく40ページ、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催に係る経費、町消

費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師の謝金や、関係団体への補助金が主なものでございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 続きまして、41ページから42ページにかけて、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費などの経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金などでございます。

次に、42ページから43ページにかけての目2賦課徴収費の主なものは、町税の申告書及び納税通知書等の印刷製本費や発送に係る通信運搬費、固定資産評価基礎資料整備に係る委託や、町税の賦課徴収に係る電算への委託費及び税償還金・還付加算金などでございます。

住民環境課長（竹内君） 43ページから44ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品、印刷製本費、戸籍住民基本台帳に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、マイナンバーカードの作成、発送業務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金が主なものでございます。

また、令和4年度コンビニサービス導入の関連費用として、新たにコンビニ交付手数料、システム構築の委託料、システム保守料及びシステム使用料を計上いたしました。

総務課長（臼井君） 続きまして、44ページから45ページにかけての項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬などでございます。

45ページの目3参議院議員選挙費は、7月25日に任期満了となります参議院議員選挙に要する経費、46ページの目4長野県知事選挙費につきましては、8月31日に任期満了となります長野県知事選挙に関わる経費でございます。

企画政策課長（大井君） 47ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計に係る経費を計上し、目2委託統計調査費では、学校基本調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査の三つの指定統計調査に要する経費を計上いたしました。

総務課長（臼井君） 47ページから48ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬などでございます。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 予算書48ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務

費から詳細説明を申し上げます。50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配ごと相談に係る補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（竹内君） 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載等でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが、51ページの老人福祉一般経費は、福祉バスのリース料のほか、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。

52ページの介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などがございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。53ページの心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

54ページの心身障がい者町単事業は、じん臓機能障がい者の通院費や障がい者施設などへの通所費の補助のほか、新たに精神障がい者の精神科入院医療費に対する助成事業を創設してまいります。

また、節19では、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上して

おります。

福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、節19で重度障がい者への福祉医療費、節20で福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

55ページの自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

57ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、節12で相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや成年後見支援センター事業、地域活動支援センター等の委託費を、また節19では、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

企画政策課長（大井君） 57ページのみ5人権同和推進費の人権同和推進一般経費の主なものは、同和対策集会所の管理委託、人権擁護委員会の負担金や協議会への補助金、犯罪被害者等見舞金などを計上しております。

次に、58ページから59ページにかけてのみ6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、59ページのみ7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。60ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

61ページにかけての高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者へのミニデイの実施や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

家族介護支援事業では、介護者慰労金のほか寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費を、また、節18では、おむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全を資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話や水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料、使用料、賃借料等を計上しております。なお、令和3年度、今年度に無線方式への更新を行ったあんしん電話につきましては、現在、更新分で60台、新規分で57台、合計117台が稼働している状況でございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。62ページの児童手当は、扶助費にて中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上しております。

子ども医療給付事業では、18歳までの入院・通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、また出産祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などの経費を計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを、また63ページの母子・父子医療給付事業では、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費を計上しております。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、63ページから64ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上しております。

続きまして、68ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などでございます。

69ページにかけての目8児童館運営費でございますが、児童館運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

70ページにかけての目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援セン

ターの運営に係る経常的経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、71ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等に罹災された方への見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。72ページから73ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

74ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談等の開催に係る経費を計上しております。

同じく74ページの複合施設建設準備事業は、新規事業でございますが、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを複合施設として建設するための準備として、建設準備委員会の開催や専門知識を有するアドバイザーへの委託料等を計上しております。

次に、目2予防費でございますが、75ページにかけての予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

同じく75ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

76ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料等の経費が主なものでございます。

同じく76ページの予防接種事業は、本年4月より積極的勧奨が再開される子宮頸がんワクチンをはじめとした法定の予防接種を実施するための経費や、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方への子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種、また一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風疹抗体検査と検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

78ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、18歳以上の町民へのワクチンの追加接種及び新たに接種対象年齢となる方等への初回接種を実施するための経費を計上しております。

続きまして、目4健康増進事業費でございますが、79ページにかけての健康増進事業は、令和4年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

同じく79ページの後期高齢者健康増進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

80ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのた

めの教室の開催に要する経費でございます。

同じく 80 ページの目 5 保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（竹内君） 80 ページから 81 ページにかけての目 6 環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託。

自治区環境整備補助事業は、各自治区において、毎年 6 月の環境月間に併せて実施している環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

目 8 環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の法定点検水質調査及び井戸水等地下水調査の委託、また地域環境保全推進事業補助金は、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金として新たに計上いたしました。

建設課長（関君） 82 ページにかけての目 9 上水道費は、上水道事業の広域化研究に伴う先進地視察に係る旅費及び負担金でございます。

目 10 合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るために、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（竹内君） 82 ページから 83 ページにかけての項 2 清掃費、目 1 清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助金が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、目 2 塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した際に、購入費の一部を補助するものでございます。

続きまして、84 ページ、目 3 し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負

担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、84ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

84ページから85ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費及び長野地域若者就職促進協議会により実施する合同就職説明会や、テクノハート坂城協同組合への補助金などを計上しております。

移住定住・就職支援事業では、定住促進委託としてテクノハート坂城協同組合への社会人交流会開催に係る委託料、また、町内企業が大学等に出向いての企業説明会実施に係る経費を計上し、勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。

86ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託する経費のほか、同センターの空調機の老朽化に伴う改修工事に係る経費を計上しております。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、87ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費並びに農業委員会の視察研修に係る経費が主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上しております。

88ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、89ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

90ページにかけての地域営農推進事業では、農業支援センターへの貸出し用の農機具保管庫等の管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金等を計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の需給調整を行うため転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では、農業振興地域整備促進協議会の委員報酬のほか、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを進めるため、アンケート調査や基礎調査の実施と調査結果に基づく基礎資料の作成に係る委託経費を計上いたしました。

農地銀行活動促進事業は、ファミリー農園の農地借上料が主なものでございます。

91ページにかけての農産物加工施設管理費は、農産物加工施設の光熱費が主なもので、さかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商

品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

続きまして、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うものでございます。内容は、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのセミナーなどイベント開催に対する補助金交付などでございます。

92ページにかけての有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、地域で実施する有害獣侵入防止柵設置に係る資材費、また電気柵など予防設備設置に対する補助金などを計上しております。

次に、92ページから93ページにかけての目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18において計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

93ページ、農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上し、農業水路等長寿命化防災減災事業では、欠口排水樋門のゲート開閉電動化工事に係る経費を計上いたしました。

次に、項2林業費でございます。94ページの目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか森林巡視に係る委託料、南条林業センター下水道接続に係る工事費、林産振興に係る負担金などでございます。

95ページにかけての目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除、樹幹注入、枯損木処理、植林などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

町有林管理事業では、林業委員10名の年報酬や作業報酬のほか、苧屋原地籍の町有林における浮き石の落石対策に伴う工事費、また、千曲市との境界上にある浮き石対策の治山事業負担金を計上いたしました。

特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱費や、お〜い原木会への生産振興に向けた補助金を計上しております。

次に、96ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道整備などに係る作業員の報酬や重機借り上げ、補修工事費が主なものでございます。

続きまして、目4森林環境整備推進事業費では、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基

づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金のほか、樹木の育成状況や樹種を把握するための空撮用備品の購入費などを計上しております。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。97ページの目1商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費及び中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

98ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料の補給金や町経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

99ページの中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンターの管理業務の委託料や、けやき横丁に係る経費などのほか、町で取得した鉄の展示館西側の土地における既存建物の解体及び敷地造成に係る工事費を計上いたしました。

次に、99ページから100ページにかけての目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレット等の印刷製本費、また、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備委託、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

101ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において町内企業の振興を図る各種団体への補助や、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金のほか、国際産業研究推進協議会が予定しております海外視察研修への参加負担金3名分などを計上いたしました。

工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など環境整備に係る委託料のほか、新設した工業団地内調整池の有効活用を図るため、舗装工事などに係る経費を計上いたしました。

102ページにかけての坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの補助のほか、試験機器の校正や金属3Dプリンター導入に係る賃借料への補助、また測定機器更新に対する補助を計上いたしました。

103ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展等の開催に要する経費を計上しており、令和4年度では、「鎌倉時代の日本刀展」、「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」のほか、「二次元VS日本刀展」などを計画しております。

建設課長（関君） 103ページから104ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目

1 土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

1 0 5 ページにかけての項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明等の電気料、町道の認定・廃止等に伴う道路台帳などの保守管理委託料、県が実施しますインター先線建設工事に伴う道路改良工事の負担金などがございます。

続きまして、町単補助事業につきましては、各区が実施する土木工事への事業費補助でございます。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、道路標示など交通安全施設の修繕及び設置工事費が主なものでございます。

目 2 道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路の維持補修に係る小規模工事費、道路補修に係る原材料が主なものでございます。

1 0 6 ページにかけての目 3 道路新設改良費の道路改良事業（A 0 1 号線）につきましては、用地測量、補償算定の委託料、道路改良工事用地補償が主なものでございます。

道路新設改良一般経費は A 0 6 号線の道路改良工事で、道路改良事業（舗装修繕）は町道 A 0 1 号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費でございます。

目 4 橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計委託料や橋梁の修繕工事費が主なものでございます。

1 0 7 ページの項 3 河川費、目 1 河川総務費は河川愛護団体への補助、目 2 河川改良費は河川沈砂池のしゅんせつ工事や水路改良工事、河畔林の整備に係る経費が主なものでございます。

次に、1 0 8 ページにかけての項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る樹木の手入れなど、維持管理経費や修繕工事が主なものでございます。

空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修に係る費用の一部を補助する事業でございます。

1 0 9 ページにかけての目 3 住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するために住宅リフォームの費用に係る補助を行う経費でございます。

続きまして、1 1 0 ページにかけての項 5 都市計画費、目 1 都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また長期総合計画を機軸とした坂城町都市計画の策定に係る業務委託が主なものでございます。

目 3 下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

1 1 1 ページにかけての目 4 公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検の委託料、また遊具の修繕工事費が主なものでございます。

花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第17回ばら祭り実行委員会への補助金が主なものでございます。

次に、113ページにかけての項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、また新たに4月より実証実験による運行を予定しておりますデマンド交通、乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、町道等へグリーンベルトなどを設置するバリアフリー化工事、しなの鉄道の車両更新に係る負担金などが主なものでございます。

目2 高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置しました井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

114ページにかけての項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、114ページの款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、115ページにかけての目2 非常備消防費は消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用のはっぴ・活動服の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団出動交付金でございます。

続いて116ページにかけての目3 消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、軽積載車、非常用備蓄資材等の購入、上田水道管理事務所への消火栓工事負担金でございます。

建設課長（関君） 目4 水防費は、土のう袋などの消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（大井君） 続きまして、117ページの目5 防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理経費を計上いたしました。主なものは各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検委託料、転入・転出・転居などに対応するため戸別受信機などの設置工事費を計上してございます。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、117ページからの款10 教育費についてご説明いたします。

項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

118ページの目2 事務局費ですが、119ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして学校サーバー等のハードウェア使用料などでございます。

120ページにかけての教育振興事業は、高校生、大学生等への奨学金、特色ある学校づく

り交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業では、小学生の中国との交流事業については中止とし、国際交流村事業と中学生の海外派遣事業に関わる経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の特定教育・保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費等の交付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

121ページにかけての学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みを持つ子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

122ページの児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

GIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1小学校総務費、123ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費のほか外国語指導講師の委託料などが主なもので、そのほか坂城小学校昇降口改修工事等を計上しております。

企画政策課長（大井君） 続きまして、124ページにかけてのスマートエネルギー設備導入事業につきましては、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型の再生可能エネルギー設備を設置し、温室効果ガスの排出抑制をすることで脱炭素社会を推進すること、並びに停電時などに電力供給を行うもので、令和4年度は南条小学校の蓄電池設備等の設置に係る経費を計上し、既に設置済みの太陽光パネルと併せて活用してまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 125ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、目4坂城小学校管理費、目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

続いて、目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、目5坂城小学校教育振興費、目7村上小学校振興費ともほぼ同じ内容となっております。

128ページまで進みまして、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

続いて129ページから130ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。

続きまして、131ページ項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、132ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会や新能実行委員会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

目2公民館費、133ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして27分館への活動費補助金が主なものでございます。

134ページにかけての各種公民館事業では、文化講座、リトミック教室のほか文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行ってまいります。

続きまして、目3図書館費、135ページにかけての図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃委託などの施設の維持管理委託のほか、エレベーター改修に係る工事費、図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

続きまして、136ページ目4文化財保護費、137ページにかけての文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、そして文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助のほか、旧久保家住宅の管理に係る経費を計上しております。

138ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴う重機借り上げなどが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

139ページ目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、ボイラー業務の委託や、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託、そして文化センターの耐震大規模改修に係る設計委託に係る費用でございます。

140ページにかけての目7青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサート等の出演料及び講

座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、141ページ項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員への報酬や、体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、幼児から高齢者までを対象とした事業に係る講師等謝礼のほか、施設等の使用料でございます。

142ページの体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託費や体育施設用地の借上料、そして体育館耐震大規模改修に係る工事費等のほか、ニュースポーツの普及を目的とした備品の整備などが主なものでございます。

目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

続いて、144ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、そして賄材料費が主なもので、そのほか給食の配送、調理業務等の委託料を計上しており、コロナ禍における保護者の負担軽減を図りつつ地産地消を推進し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（細田さん） 144ページから145ページにかけての款12公債費でございます。

主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金について据置きとなっていた令和元年東日本台風に係る災害復旧事業債や、村上小学校蓄電設備設置事業に係る緊急防災・減災事業債の償還の開始等により、前年度より2,045万1千円の増額、公債費全体では前年度対比プラス1.9%、1,133万2千円の増額となる5億9,251万6千円を計上いたしております。

次に、145ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

最後に、先ほどの歳入の詳細説明において、款11の交通安全対策特別交付金の令和4年度の予算額を2千万円と申し上げましたが、200万円の誤りですので訂正させていただきます。

一般会計の予算書については、以上となります。

続きまして、歳出の性質別内訳につきまして、附属の当初予算資料にお示しをしておりますので、当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表の表をご覧ください。初めに、投資的経費につきましては、令和3年度で事業完了となる町道A09号線道路改良事業や、小中学校特別教室等への空調設備整備事業で約3億8千万円の減額となった一方で、令和4年度においては坂城町体育館耐震補強大規模改修工事や、びんぐし湯さん館等の町温泉施設リニューアル事業、図書館エレベーター改修工事、欠口排水樋門電動化事業、勤労者総合福祉センター空調設備更新事業で約7億8千万円を予算計上したほか、町道A01号線道路改良事業や道路舗装事業の増額等により前年度から大きく増額となり、プラス65.9%、約5億1千万円増額の12億

8, 566万9千円となっております。

義務的経費につきましては、人件費は0.4%の増、障がい者等への福祉サービス給付費などの扶助費については1.1%の増、公債費では2.0%の増となっており、義務的経費全体ではプラス0.9%となる26億7,041万3千円でございます。

また、その他経費につきましては、主なものとして物件費について、令和5年1月からの運用開始を予定している住民票等コンビニ交付導入のためのシステム改修委託料や、都市計画マスタープラン農業振興地域整備計画等の計画策定委託料、また町の新たな公共交通である乗合タクシー運行業務の委託料等の新規予算計上により5,038万6千円の増額、積立金については、信州さかきふるさと寄附金を財源とするふるさとまちづくり基金への積立金の増額等により1,914万7千円の増額となり、その他経費全体では前年度対比プラス2.3%、約7,400万円増額の33億2,391万8千円となり、歳出予算の総額については、前年度対比プラス9.1%の72億8千万円でございます。

以上で、令和4年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

ここで、換気のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、議案第12号以下議案第16号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和4年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,620万7千円で、前年度と比較して3,500万5千円、2.3%の減でございます。本予算案で主な歳入としましては、国民健康保険税のほか、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億6,826万4千円、被保険者数の減少等により、前年度に対し1,806万6千円の減でございます。

なお、令和4年度の国民健康保険税率につきましては、県に納める納付金額や国民健康保険基金の残高等を勘案し、据置きにしたいと考えているところでございます。

4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上しております。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、令和4年度からは未就学児の均等割を半額に軽減する措置に伴う公費負担分についての一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、歳出について申し上げます。

8ページから9ページの款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税费で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

10ページから13ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億7,809万7千円、前年度対比で2,141万円、1.9%の減額計上でございます。

主な内容といたしましては、療養給付費が総額9億2千万円で、前年度対比2千万円、2.1%の減、療養費が1千万円で前年度対比100万円、9.1%の減、高額療養費が1億4千万円で前年同額でございます。

13ページから15ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億4,772万5千円で、前年度比1,231万5千円、3.4%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに提示されるもので、医療給付費分は2億3,526万5千円、後期高齢者支援金分は8,481万3千円、介護納付金分は2,764万7千円でございます。

15ページから17ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額2,193万7千円、前年度対比35万2千円、1.6%の増でございます。

以上で、令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第13号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」。

商工農林課長（竹内君） 議案第13号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和3年度において造成を行いました南条産業団地の土地取得と財産売払いを

行うため、歳入歳出それぞれ7億8,118万4千円を計上いたすものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書の3ページ、歳入からご説明申し上げます。款1財産収入、項1財産売却収入、目1不動産売却収入は、令和3年度において造成工事を行った南条産業団地2区画について、分譲を希望する企業への売払いによる財産収入でございます。

続きまして、4ページ、歳出についてご説明申し上げます。款1土地取得費、項1土地取得費、目1土地取得費は、南条産業団地の造成を行った町土地開発公社からの土地取得費でございます。

以上、令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第14号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（関君） 議案第14号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

下水道事業につきましては、地形等の要因によりまして、未整備となっている箇所を整備を引き続き進めてまいりたいと考えております。本予算案は、歳入歳出それぞれ7億7,624万円を計上するもので、令和3年度当初予算と比較しまして7,263万7千円、8.6%の減とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページから、主なものについて歳入から説明させていただきます。

3ページの款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金は、下水道建設費の一部を受益者の皆様からご負担いただく負担金を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、下水道の供用面積が増加することに伴いまして、現年度分は前年度対比500万円増の1億7,510万円を計上いたしました。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、管渠工事などの事業費に対する交付金でございます。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は、坂城インター先線の管渠移設工事に対する負担金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2億9,200万円を計上いたしております。

5ページ、款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業などに係る起債を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、受益者負担金の前納報奨金や下水道事業者として使用料等に賦課する消費税が主なものでございます。

7 ページにかけての款 2 下水道費、項 1 下水道事業費、目 1 施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費として、施設の修繕料、県営水道の使用料から下水道使用料を算出するためのデータ使用料、千曲川流域上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7 ページから 9 ページにかけての目 2 公共下水道事業費は、職員人件費のほか、下水道工事の設計監理や施工箇所の測量などの委託料、管渠工事費、水道管の地下埋設物の移転補償費が主なものでございます。

9 ページから 10 ページにかけての目 3 流域下水道事業費は、千曲川流域上流処理区の処理場の施設整備等に係る負担金でございます。

10 ページから 11 ページにかけての款 3 公債費、項 1 公債費は、下水道事業及び千曲川流域上流処理区の整備等に係る負担金の支払いのために借り入れた起債の元金及び利子の償還でございます。

以上で、令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第 15 号「令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第 15 号「令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

本予算案は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間を事業期間とする第 8 期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 2 万 5 千 8 百円を計上するもので、前年度当初予算と比較して 2 億 3 千 2 万 1 千円、0.2% の増でございます。

予算に関する説明書の 3 ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について、3 ページ、款 1 保険料は、被保険者の所得段階等を推計する中で、前年度より 7 億 0 千万円減の 3 億 4 千 1 0 万円を見込んでおります。

4 ページにかけての款 3 国庫支出金では、保険給付費に係る国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し 1 億 4 千 4 万 9 千 8 百 7 千円でございます。

款 4 支払基金交付金は、保険給付費の 2.7% 分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、総額は前年度に対し 1 億 5 千 8 万 6 千 9 百 7 千 4 百 2 万円でございます。

5 ページの款 5 県支出金は、保険給付費のおおむね 12.5% の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し 5 億 1 千 4 万 4 千 9 百 0 万円を計上いたしました。

6 ページの款 7 繰入金は、介護保険事業に係る町負担分として、保険給付費及び地域支援事業の町負担分、そこに事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2 億

679万円を一般会計から、また661万4千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるもの
でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8ページから11ページにかけての款1総務費は、保険料の賦課徴収費及び要介護・要支援
認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費など、
総額で前年度より73万6千円減の1,689万4千円を計上してございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額で13億4,626万円で、前年度に対し
388万円、0.3%の増でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、
要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費で総額12億5,364万円、17ペー
ジから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と
通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,168万円をそれぞれ
計上いたしてございます。

22ページから23ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審
査支払手数料でございます。

23ページから24ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度
額以上になった場合に給付する費用で2,010万円を、25ページから26ページにかけて
の項5高額医療合算介護サービス等費では、年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場
合に支給する費用として455万円を計上いたしました。

26ページから28ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、
居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額で
3,516万円を見込んでございます。

29ページから35ページの款5地域支援事業費は、総額で前年度より74万7千円増の
5,930万1千円を計上いたしております。

主な内容としましては、29ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サー
ビス事業費で、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費
とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度に対し213万7千
円増の3,633万4千円を計上しております。

31ページの項2一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グルー
プ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など303万8千円
を計上いたしました。

32ページから35ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関す
る総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域

で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療介護の連携推進、生活支援体制整備のための経費1,992万9千円を計上いたしております。

以上で、令和4年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第16号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（伊達君） 議案第16号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされ、本予算では必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億3,624万9千円とするもので、前年度当初予算と比較して16万6千円、0.1%の減でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について、款1後期高齢者医療保険料は後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、前年度より675万9千円減の総額1億8,393万2千円を計上し、目1特別徴収保険料につきましては1億2,441万1千円、目2普通徴収保険料は5,952万1千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、前年度より652万6千円増の5,097万8千円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページの款1総務費は、保険料の徴収に係る印刷製本や通信運搬経費などでございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度23万3千円減の2億3,491万1千円を計上いたしております。

以上で、令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月2日から3月8日までの7日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月2日から3月8日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定

いたしました。

次回は3月9日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時57分)

3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 9 " | 朝倉 国勝 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 " | 中島 新一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 気候危機打開の取り組みはほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) ゼロカーボンについてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (3) ひきこもりの現状と支援についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (4) 諸物価高騰についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (5) アフターコロナに向けて | 中 島 新 一 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず、ウクライナ問題でございます。今、ウクライナでは、一般市民や子どもたちがロシア軍により傷つき殺されております。ウクライナ国民が長い年月をかけてつくってきた街を破壊しているわけです。ロシアのプーチン大統領は東部地域を一方的に独立承認し、それを口実にウクライナへの侵略を開始しました。独立国に侵略することは断じて許すことはできません。

先日行われた国連総会では、ロシアへの非難決議が加盟193か国中7割を超える141か国で採択されました。また、ロシア国内でも反戦行動が全国に広がっています。国連を中心にロシアへの制裁を強めるべきであります。そして、私たち一人一人が声を上げていかなければならないと思います。それでは、質問に入ります。

1. 気候危機打開の取り組みは

イ、「2050年ゼロカーボン宣言について」

昨年、イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26で、産業革命前に比べ気温上昇を1.5度に抑える、このことが事実上、世界共通の目標となりました。その実現のためには、さらなる各国の目標上げが必要で、COP26が課した2030年目標を再検討し、強化することを締約国に求め、そしてその計画を今年の秋のエジプトで行われるCOP27に持ち寄ることになっております。

しかし、岸田首相は水素やアンモニア利用による火力発電ゼロエミッション化で、石炭等火力発電の維持を表明しています。COPで示された1.5度目標や、石炭火力の廃止こそが世界が向かう対策となっている今、岸田政権は石炭火力発電存続を見直し、再生可能エネルギーに軸足を置いた施策を行うことが必要と考えます。

さて、私が昨年12月議会で取り上げたCO₂排出ゼロ宣言を行うよう提案したところ、長野地域連携中枢都市圏において、年度内に宣言を出すとの答弁をいただきました。長野地域9市町村が各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出・実施し、圏域全体で脱炭素化を推進するため、2月14日、共同で2050年ゼロカーボン宣言を行いました。

この宣言が出るまでの間に、町長の2回の提案で実現したというふうにほかの資料で拝見しました。長野地域9市町村で宣言を上げることができたことの町長の思いについてお聞きしたいと思います。

次に、共同で宣言を出すことで、それぞれの自治体で温度差があったと思いますが、主にどんな点があったのか、お答え願います。

次に、2030年までに大気中の温室効果ガス、大半はCO₂ですが、この排出量を2010年度比で45%、2013年度比で46%削減が求められていますが、それについて議論をされたのでしょうか。

次に、宣言モニュメントに、2050ゼロカーボン宣言の町を提示できないか。そしてまた、ホームページのトップページにもこの宣言の掲載を求めますが、それについてのお答えを願います。

これで1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから1問目の質問としまして、気候危機打開の取り組みはということで（イ）の2050年、「2050ゼロカーボン宣言」についてご質問がありました。私からはこのご質問の実施に至る状況についてお話申し上げまして、その他の項目につきましては担当課長から答弁させます。

さて、気候変動の影響は、地球規模での平均気温の上昇をもたらしており、以前は降雨といっても夕立程度で、真夏の気温も35度を超えることは少なかったものが、時の経過とともに

にゲリラ豪雨ですとか超大型台風などが頻発化・激甚化してまいりました。

このような状況が問題視されるようになった、今からちょうど30年前の平成4年、これは1992年ですけれども、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする国連気候変動枠組条約が採択され、同条約に基づきまして国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が平成7年、1995年から毎年開催されてまいりました。

その後、平成27年、2015年にフランスのパリで開催されました第21回目となるCOP21において合意されたパリ協定で、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とする長期目標が国際的に広く共有され、また、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

国におきましても、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、当町におきましては、議員の皆様をはじめ町民の皆様の意識も高く、議会においても度々ゼロカーボン宣言についてのご質問をいただいております。

このような状況におきまして、当町はこれまでも再生可能エネルギーの導入推進、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取組を含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めておりましたが、圏域で、長野圏域ですね、圏域で2050年ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことにより、より効果を高めるため、脱炭素に資する事業で複数連携をしてきました長野圏域に対し、共同宣言を行うことについて提案をしてきたところであります。

また、当町におきまして、昨年10月に開催されました「さかきモノづくり展」では、町内企業が既に脱炭素化社会に向け様々な取組を進めていることが報告され、とてもよい機会となりました。その中で、2050年ゼロカーボンを達成するため、テクノセンター、商工会、テクノハートが環境にやさしいモノづくり共同メッセージを発出し、町内の民間事業所も含めた脱炭素社会を目指す機運が高まってまいりました。

このたび、2050年ゼロカーボン宣言を発出することができ、坂城町の官民が共に推進していく体制が整ったものと考え、大変うれしく感じております。

また、長野圏域での昨年2月の私の提案の後、その思いに共感し、真摯に検討を進めていただいた、当時の長野市の加藤前市長をはじめ、長野圏域の市町村長様、各市町村との調整や事務を担っていただいた長野市の事務局の皆さん、これら全ての思いを引き継ぎ、形にしていたいただいた荻原市長に改めて感謝申し上げたいと思っております。

この宣言の下、圏域で取り組むことによる相乗効果を発揮させ、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、2050年ゼロカーボンに

向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 気候危機打開の取り組みはのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、それぞれの自治体の温度差はとのご質問でございますが、圏域内の9市町村は長野県が令和元年12月に行った気候非常事態宣言及び2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に賛同をしております。

また、昨年2月の長野地域連携推進協議会の中では、山村町長が各市町村に対し、長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案した際も、お集まりの市町村長からはご賛同をいただいております。

同日、災害発生時に民間事業者の電気自動車（EV）からの給電や、長野地域の市町村間においてお互いの保有するEV等を融通し、相互給電応援体制を構築することなどを盛り込んだ、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と、災害対応力強化に係る連携協定を圏域内9市町村全てが参加する中で締結しており、脱炭素化の必要性の認識は共有しておりました。

一方、市町村の規模や地形など特性が異なるため、バイオマスに力を入れる自治体や、小水力発電に力を入れる自治体、太陽光発電に力を入れる自治体など、その手法や脱炭素社会を実現するための予算配分などは様々であり、昨年2月当初は、宣言の内容やどのような形で宣言をするかなど、市町村間での調整が必要な状況でございました。

その後、1年をかけて長野市を中心に調整を進めたことにより、全ての市町村が共同による宣言の準備が整いましたので、先月14日にオンラインによる共同宣言が行われたところでございます。

次に、2030年までにCO₂45%削減についての議論のご質問ですが、今年度からスタートした第二期長野地域スクラムビジョンに、9市町村全てが参加する脱炭素化推進連携創出事業が位置づけられ、今年度は担当者の会議のほか、ゼロカーボンに関する研修会なども開催されました。

この担当者間の会議のほか、担当課長、市町村長の会議においても、ゼロカーボンに向け、脱炭素化の取組方法の事例や国や社会の状況についてなど、活発な情報交換が行われてきたところでございます。

また、気候変動に関する政府間パネルの特別報告書にある地球温暖化による気温上昇を1.5度に抑えるためには、世界全体の人類の活動に起因するCO₂排出量が、2010年比で2030年までに約45%減少し、2050年までに実質ゼロに達する必要があることなども共通認識としてきたところでございます。

その共通認識の達成に向け、各市町村が実施してきた温暖化対策や脱炭素に向けた取組を継続して推進し、さらに連携のスケールメリットを生かした共通の事業など、新たな取組も積極的に推進することなどをテーマに情報交換が行われてまいりました。

最後に、役場前庭の宣言モニュメントへの掲示やホームページへの掲載につきましては、個人や家庭のほか、あらゆる組織が共通の認識を持ち、連携して取組を進めることは大変重要なことと考えておりますので、それぞれへの掲載などについて検討してまいりたいと考えております。

2番（大森君） 町長と担当課長より答弁をいただきました。坂城町が主導といいますか、山村町長が主導的に提起されて、そして長野圏域の9自治体が賛同して実現したということで、非常によかったなというふうに思っております。また、この長野圏域の中でそれぞれの自治体が交流し合い、そしてそれぞれの情報交換、あるいはどうやってゼロカーボンへ向かっていくかという情報交換をお互いにやり合っていく、情報交換をしていくということにとっても非常に大切なことだなというふうに思っております。その点については、坂城町のこの取組の一步前進ということで評価したいというふうに思います。

また、宣言モニュメントに掲示するというところでちょっと検討していただけるということで、非核平和都市宣言も含め、宣言と一緒に掲げれば非常にいいなというふうに思っております。また、ホームページにもぜひ、いつも坂城町を開けばそれがぽんと出てくるということで、しばらくの間、それをやはり掲載していただくということをぜひお願いしていきたいというふうに思います。

それでは、2番目にケア労働に従事する職員の処遇改善はということで質問させていただきます。

イといたしまして、町の対応は。

政府は、新たな補助金を通じ処遇改善が遅れている介護職や保育士、幼稚園教諭の皆さんの賃金をこの2月分から3%程度、約9千円相当引上げをするというようなことが国から示されました。

ところが、自治体によってそれぞれ対応がまちまちだということで、政府が打ち出した今年2月からのケア労働者に対する処遇改善について、各自治体による対応のばらつきがあるということが指摘され、政府は急遽、2月17日に事務連絡を出しました。そして、それに対してこれまでやってこられたかもしれませんが、ケア労働に従事する職員の処遇改善として、町はどのように対応されたのか、それについて質問いたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 2. ケア労働に従事する職員の処遇改善はとして、イ. 町の対応はについてのご質問にお答えいたします。

内閣府では、国の経済状況を、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況ではあるものの、ウイズコロナの下で一日も早く通常の社会経済活動の再開を図るため、新しい資本主義を起動し、成長と分配の好循環の実現、経済を自律的な成長軌道に乗せ、感染拡大の可能性に備えた危機管理に万全を期すとともに、経済の底割れを防ぐため、コロナ克

服・新時代開拓のための経済対策を令和3年11月19日に閣議決定いたしました。

この経済対策には、一つ目として新型コロナウイルス感染症の拡大防止、二つ目としてウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、三つ目として未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動、四つ目に防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保が掲げられました。

このうち、保育士などケア労働に従事する職員の処遇改善につきましては、三つ目に掲げられた未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動のうち、分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～として、公的部門における分配機能の強化等について、看護、介護、保育などの現場で働く方々の収入の引上げ等、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒しの実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援が示されています。

これに伴い、保育士等を対象とした処遇改善として、経済対策に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から実施することとされ、内閣府子ども・子育て本部及び厚生労働省子ども家庭局から処遇改善臨時特例事業実施に向けた要綱が示されたところであります。

この特例事業につきましては、保育士や放課後児童健全育成事業を行う事業所で働く職員の処遇改善を目的としており、令和4年2月から基本給または毎月支払われる手当により、賃金改善を実施することが要件となっており、事業に要する経費のうち大臣が認める経費については、一定期間国から交付金を交付するものであります。

また、対象となる職員について、公立保育園の保育士及び放課後児童クラブで働く職員とされており、事業の実施を含め実際の賃金引上げに関し、職員の配置状況や経験年数に応じた配分などを考慮し、その具体的な方法や個々の賃金改定額については、事業者、市町村が判断して決定することとされております。

当町の会計年度任用職員の保育士及び放課後児童支援員等につきましては、これまで職務の内容に応じた任用・勤務条件、給料等について、見直しや協議を行う中で人材確保に努めてきたところであります。

このうち、町の会計年度任用職員のフルタイム保育士につきましては、正規職員と同様に職務の内容や責任、知識や技術が必要とされる中、新型コロナウイルス感染拡大の防止にも努め、日々の感染状況やこれに伴う対応が変わる中で、子どもの保育だけでなく、保護者への説明・理解を求めるなどの対応も行っているところであります。

また、児童館で働く職員につきましても、放課後や学校の長期休業期間中の1日開館では、密を避けた行動を常に意識し、子どもたちに間隔を保った活動を促すなど、生活や遊びの場の提供とともに、子どもたちへの支援を行っているところであります。

現在、コロナ禍においても地域における社会機能維持のために必要な保育園、児童館につき

ましては開所し、保護者の理解を得る中、感染予防に取り組みながら必要な保育や支援ができるよう努めているところであります。

今回の処遇改善につきましては、国の指針が提示されてから各自治体で検討する時間が大変短い中、その対応が迫られたところでありますが、こうした状況と制度の趣旨を鑑みの中で、当町におきましては、フルタイムの保育士と児童館で働く館長・支援員の基本月額について、国の示す3%程度を引き上げることとし、令和4年2月から実施することといたしました。

今後も、これらの専門職につきましては、人材確保をしていく上でも、給与体系の見直しや働きやすい環境を整備するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） ただいまご答弁いただきました。答弁の中で、正規の職員も対象ではあるということによろしいでしょうか。ケア労働に従事する職員の処遇改善という国の提案については、それを確認してよろしいでしょうか。ちょっともう一度答弁をお願いします。

子ども支援室長（鳴海さん） 再質問にお答えいたします。今回の処遇改善につきましては、保育園等で勤務する職員となりますので、正規職員も対象とされております。

2番（大森君） わかりました。正規職員も3%程度の賃上げといたしますか、それになったということだそうですが、これは条例改正は必要なかったのでしょうか。それについてはいかがでしょうか。

総務課長（臼井君） ただいまの正規職員につきまして、対象になっているというお答えをしたんですけども、対象になっているのは、処遇改善をした場合に交付金の対象になっているということでありまして、当町において正規職員については、今回は賃上げについては実施していない状況でございます。ですので、条例改正も正規職員については必要がなかったという状況でございます。

2番（大森君） 正規職員であっても、特にコロナ禍での保育ということで、これまでの一般的なとか、過去の普通の、何が普通かということがあるかもしれませんが、ここ2年くらいのコロナ禍の中での保育士さんの仕事の量というのは、また精神的な緊張感も相当なものだと思うんですね。そういう点で賃上げの対象外としたという理由は、一体どこにあるのでしょうか。

国はそこまで含めて、正規職員の皆さんも含めてですね、通達を出したということなんですね。その辺の理由についてご答弁願いたいと思います。

総務課長（臼井君） 正規職員につきましては、条例で定める給料表を使って給料が定められているという部分と、あとその給料表につきましては、県の人事院勧告、こちらに準じて改定を行っているという状況でございますので、既に適正な給与水準が確保されているという判断をした上で、実施については見送ったところでございます。

2番（大森君） この対応について、国からの交付もあるかというふうに思うんですね。そう

ということも考えれば、やはり保育士さんの給料改定も必要ではないか。そして、職員採用でいつも言われるのが、保育士さんを採用しようとしていても、なかなか集まらないと。近隣の市のところの給料がいいということで、そちらへ逃げていくというような、逃げていくというのはちょっと心配、問題ありますけれども、やはり複数の自治体の採用試験を受けているということで、条件のいいほうへやっぱり行かれてしまうということもあるわけですね。

そういう点で、やっぱり保育士を確保するという点でも、正規保育士のやっぱり処遇改善ということには力を入れるべきではないかというふうに思うんですけども、その辺、町長にお願いできますか、どうですか。

総務課長（臼井君） 正規職員の給与改定が必要だというご質問ですけれども、今回の給与の改定につきましては、近隣の市町村の状況、こういったものも、県からどんな対応をするかという情報がありました。そうした中で、やはり正規職員の給与改定をやるというのはほとんどございませぬ。僅かあるぐらいで、ほとんどの自治体は給与改定を行わないという状況も鑑みる中で、今回の見送りを決定した状況でございます。

あと、子育て環境の充実と保育環境の充実といった部分では、常に保育士の採用等を心がけてきておりまして、今後につきましても、必要な人数について確実に確保していけるように努力をしていきたいと思っております。

2番（大森君） 12月議会の直前に臨時議会を開きまして、期末手当の削減についてはすぐ手を打つという、もう機敏なすごさですね。ところが、こういう処遇改善をなささいというお達しがあっても、それはいろいろな理由でできないということではいくということではないと思うんです。やはり、職員のやる気を出していただく、そしてまた坂城町の保育行政あるいは子育て対策が非常にいいと思われるような、そういう施策を取っていくためにも、保育士さんの処遇改善をきちんとしていただくということを求めまして、次の質問に参ります。

それでは、3といたしまして、加齢による難聴者の補聴器に助成を。

イ. 補聴器購入に助成を

前回の質問の答弁で、加齢性難聴では電話の呼出し音など高周波、高音域の低下が著しく、また、微妙な周波数の違いがわかりづらくなり、会話に使われる言葉の聞き取り能力が低下することが特徴と言われており、相手との会話がスムーズにできなくなるということから、人との会話を避けるなど外部からの刺激が少なくなるということで、脳機能が低下し、認知症や孤立によるうつ状態に陥ってしまうリスクも指摘されているというふうに認識された答弁をされました。

つい先日、3月3日、耳の日のこともあり、新聞折り込みのチラシが何枚か入っております。その値段を見ますと、両耳に装着すると、高めの商品ですと定価が36万円で、その20%オフで28万8千円という値がついております。また、別のものでも29万7千円など

となっております。特に高齢者、また年金だけで暮らしている方にとっては、この補聴器を購入するのもためらってしまいます。また、欲しくても買えない、こういう現実であります。

県や国の対応がなければ、当町ではちょっとできないという答弁がありました。町単独事業として、ぜひ助成制度の設立を再度求めるものであります。

福祉健康課長（伊達君） 加齢による難聴者の補聴器助成についてということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

加齢性難聴につきましては、内耳にあります蝸牛という感覚器官から音の感覚を神経に伝える有毛細胞が劣化したり、減少することが原因で聴力が低下していくもので、ご質問にございましたように、会話に使われる言葉の聞き取り能力の低下に伴い、人との会話を避けるなど、外部からの刺激の減少による脳機能の低下で、認知症などのリスクも指摘されているというところでございます。

この有毛細胞につきましては、劣化や減少すると再生することがないということでありまして、医療技術による根本的な治療が困難なことから、加齢性難聴においては、低下した聴力を補い、生活の質を維持していくため、専門医の診断に基づくご自身に合った補聴器の使用が有効とされております。

障害者総合支援法では、身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、失われたり損なわれた身体機能を補完・代替する装具について、補装具費として購入や修理に要した費用の全部または一部を公費負担する制度があり、車椅子や義手、義足、補聴器などが対象となります。

当町におきましても、令和元年度及び令和2年度に支給をいたしました補装具の交付・修理は合計72件でありますけれども、このうち30件が補聴器であります。さらにこのうち21件が65歳以上の方に対するものでございました。

聴覚の障がい得手帳の交付を受けている方への補聴器支給の具体的な手続としましては、医師による補装具費支給意見書と見積書を添付の上、購入前に補装具費支給申請書を提出していただき、県立の総合リハビリテーションセンターでの書類判定の結果に基づき支給を行うということになります。

一方、聴覚レベルが身体障害者手帳の交付対象に至らない軽度難聴や中等度の難聴の方のうち、18歳未満の方の補聴器の購入については、就学等への影響も考慮しまして、市町村が実施した購入助成の2分の1を県で財政支援する制度があり、町でもこの制度を活用した軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業補助金交付要綱を整備し、平成25年5月から運用をしているところでございますが、加齢性難聴者の補聴器購入に関しては、国や県でも補助制度がないという状況でございます。

加齢性難聴につきましては、一般的にはありませんけれども、50歳頃から始まり、65歳を超えると急増すると言われており、該当する方は相当数おられると推測されるところで、町

単独での助成につきましては、財政的な観点も含め、慎重な対応が必要と考えているところがございます。

しかしながら、一方では高齢化率が年々高まる中であります。令和元年6月の長野県議会においても、議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が可決され提出されるなど、加齢性難聴への対応につきましては、全国的な課題であると捉えておりまして、引き続き、国や県の動向を注視してまいりたいと考えているところがございます。

2番（大森君） 全国的に国・県の補助がないというところなのですが、例えば、静岡県焼津市では、65歳以上の住民税非課税の人、医師の証明を頂き、聴力が30デシベル以上の人が対象で、購入費の2分の1を助成すると。そして、上限3万円であるという制度を持っております。

また、愛知県の設楽町では、65歳以上、所得制限はなし、助成額は購入費用の3分の2の範囲で上限は5万円、片耳1個ですが、医師が必要と認める場合は両耳で2個、上限10万円を補助するという制度であります。

また、東京のど真ん中と申しますか、都内で金額はだいぶ違うんですが、新宿区では自己負担が2千円で現物支給をする。また、東京の港区では上限13万7千円を支給すると。

それぞれ自治体がいろんな工夫をして支援をしております。ぜひ、当町においても今回の当初予算を見ますと体育館で10億ぐらい使うようになっておりますけれども、その点で財政調整基金からだいぶ持ち出しているということもありますけれども、やはり町民の生活を保障していく、そういう点からいけば、地方自治法の第1条の2のところに、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」という、これが第一の目的であるわけですね。そういう点からみれば、やはり国・県の動向だけではなく、町独自でやはり制度をつくっていく。

子どもの医療費の無料化についても、最初はいろんな自治体からずっと広がってきて、そして、県がやり、国がやってくれた。あるいは今度の国保の就学未満児の子どもさんたちの均等割についても、やはりそういう点で地方が動き出さなければ、国や県がなかなか動かないということがあります。国や県が動くのを待っている人は、今難聴で困っている人にとっては何の救いにもなりません。町長、その点についてはどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

町長（山村君） 今、大森議員さんからお話がありました加齢性難聴については、明日は我が身ということになるかもしれません。伊達課長が申しあげましたように、県のほうで動きもありますし、それをよく見ながらですけれども、じっと待っているだけではなくて、坂城町の実態調査もよくしながら、今言われたような事例がほかの市町村でもありますので、よく研究していきたいというふうに思っております。以上です。

2番（大森君） また次も一定の時間を経過し、町の動き、県の動き等も見て、再度3回目の質問にしたいというふうに思っております。

今日の一般質問は、特に環境問題、そして地球温暖化の問題について最初に取り上げました。環境省は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、県と市町村が地方公共団体実行計画を策定し、住民や事業者を含めた区域全体の再生エネルギー導入、省エネ推進等の施策を求めています。これは長野圏域で9市町村が宣言した第一歩だというふうに思います。

これは事務事業編と区域施策編があります。特に地域全体の取組を定める区域施策編については、都道府県や政令都市、中核市などは義務づけられております。その点で、長野市が核になって今回の宣言が出されたと思います。その他の市町村については、策定の義務づけはありません。

昨年10月に改定された政府の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は国の取組に準じて率先的な取組を実施することと明記されました。自治体が率先的に取り組むべき地方単独事業ということで、実際、町も行っている内容もありますけれども、公共施設への太陽光発電の導入、建築物における温暖化に対する建物の取組、三つ目に省エネルギー改修の実施、またLED照明の導入ということで、特にこの4番については、早急に小学校や中学校、あるいは公共施設について、早急にこれは実施していただきたいと思っております。

これらについて、温暖化対策集中期間の2022年から2025年を通して、公共施設等適正管理推進事業債、充当率が90%、交付税措置比率が財政力に応じて30から50%ということで充当できるとしております。ぜひこういうものも使って、早い段階でのCO₂削減の努力をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時48分～再開 午前10時58分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、皆様もご周知のとおり、ロシアのプーチン大統領がウクライナに侵略し、戦争が始まってしまいました。戦争などは20世紀のものと思っておりましたが、まさか、21世紀であります。そして、中国では折しも世界平和の祭典である冬季オリンピックが開催され、パラリンピックの真っ最中であります。20世紀の100年、人類は何を勉強したのでしょうかね。プーチンが赤いボタンを押して、第3次世界大戦が始まらぬよう神仏に祈るのみであります。さて、質問に入ります。

1. ゼロカーボンについて

先ほど同僚の大森議員も、この辺だいぶ質問をしておりましたが、考えてみれば、やはりこの議場の中に複数人質問をするということは、それなりの重みがあり、またそれだけ今社会の重要な課題だと私は思うのであります。

過去にもありました。大雪が降ったときなんか6人も同じようなことで登壇しております。この前は、戸倉上山田にあった国立病院が、今は寿光会になっておりますが、そのときも8人も同じようなことで、ここでご答弁を願っております。そういうふうを考えれば、今回も大森氏と重なりましたが、いかにこの問題は大事かと、こういうふうに思うものであります。壁の上塗り、屋上屋でも構いません。その辺はダブっても構いませんから、ご答弁をよろしく願いをしておきます。

イ. 9市町村共同宣言は

1年前の3月議会で、全く同じこのときでした。坂城町もゼロカーボン宣言を行うよう、私をご提案を申し上げました。そうしましたら、町長答弁の中で、町長が私が言い出しっぺで9市町村共同宣言をするんだよと、そういうお言葉のご答弁をいただいております。そういうことであります。そしてまた、町長の開会挨拶でも触れておりましたが、2月14日、オンライン会議で共同宣言を出されましたが、だいぶマスコミ、新聞等にも載っておったんですが、この議場の中において詳細なご説明をお願いしたいと思います。

ロ. 温室効果ガス排出量は

温室効果ガスの削減は前々から言われていたが、町の温室効果ガスの今までの推移と削減目標をお尋ねいたします。これはちょっと難しいんですよ、この今の数値化というのは。本来は数値化していかなきゃいけない部分があるんですが、これは把握している範疇のところでご答弁いただければ結構でございます。

ハ. 2050年ゼロカーボンに

当時、菅前総理は2020年10月にカーボンニュートラル宣言をし、翌年4月には2030年温室効果ガス排出量46%削減を宣言しております。私は頭が悪いですから、あと何年後だと指を折ってみました。どうですか、皆さん。2030年なんてこと言っていますが、あと8年後ですよ。大丈夫かな、これ。8年でそんなに削減できるのかなという、これは心配があります。

そして、国もCO₂削減の機械装置であるとか、研究開発をする会社に対して、10年にわたり2兆円の予算を組んでいます。町の企業にも手を挙げてもらいたいものであります。先ほどの答弁の中では、町もだいぶ研究しているというお言葉はいただいております。とにかく、町としての今後のゼロカーボンに向けての計画、また施策をお尋ねいたします。以上であります。

企画政策課長（大井君） ゼロカーボンについてのご質問に、順次お答えをいたします。

近年、猛暑や熱中症による搬送・死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風・豪雨が毎年のように発生しており、こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、衆参両議院や長野県などが気候非常事態宣言を発出しております。

このような状況において、長野地域連携中枢都市圏においても、2050年ゼロカーボン宣言を構成市町村共同で発出いたしました。

初めに、その詳細についてのご質問ですが、町ではこれまでも再生可能エネルギーの導入やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めており、町の第6次長期総合計画を策定する際に、脱炭素社会の実現を目指すことなどを盛り込む検討も進めておりました。

また、町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを、構成市町村長に対し、令和3年2月の会議において山村町長が提案をいたしました。

その後、約1年間の調整を経て、残念ながら新型コロナウイルスの影響によりオンラインによる調印式となりましたが、先月14日に長野地域連携中枢都市圏として、2050年ゼロカーボン宣言の共同発出が実現したところでございます。

宣言では、気候変動の状況や世界、国、県の動向などについて現状と課題を述べ、各自治体の特性を生かした温暖化対策を講じるとともに、脱炭素事業を共同で創出し、地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すため、住民、事業者、自治体が一丸となって、脱炭素に向けた意識を共有していくことを目指すこととしております。また、宣言文は町ホームページでもご覧いただけるほか、役場庁舎にも掲示しておりますので、町民の皆様にもご覧いただきたいと思っております。

次に、温室効果ガス排出量のご質問ですが、町内の温室効果ガスの排出量の推移につきましては、各家庭や企業などにおける排出量を計測することはできない状況でございます。しかし、各種統計調査の結果などを用いて、全国・都道府県の排出量を人口、世帯数、製造品出荷額、従業者数などの活動量から簡易的に案分する手法により算定された自治体排出量カルテが、環境省により公表されております。

それによりますと、町内におけるCO₂の排出量は、平成25年には16万7千トン、直近のデータである平成30年には16万6千トンであったと推計されており、このうち50%以上が製造業の活動によるものと推計されております。

CO₂の排出量の内訳を見ますと、この5年間において、町内の人口や各種産業の事業所数は減少傾向で、排出量全体の推計値は1千トン減少したものの、製造業の製造品出荷額が伸びたことで、製造業部門のCO₂排出量は9千トン増加した推計となっております。

しかしながら、町内事業所の皆様は、製造品出荷額を伸ばすことと同時に、再生可能エネルギー

ギーの導入や省エネルギー化などにも取り組まれており、実際の排出量は推計値より抑えられているものと考えられ、自治体排出量カルテにおいて推計された排出量を、そのまま町の排出量とすることは現実的なものではないと考えております。

また、町の実施している太陽光発電設備などへの補助事業では、件数や内容を把握しており、CO₂の削減量について試算することは可能ですが、町全体の排出量は算定できませんので、具体的な数値として削減目標を定めることは非常に困難な状況でございます。

そのため、町では、長野地域連携中枢都市圏のゼロカーボン宣言のとおり、2050年CO₂排出量実質ゼロ及び国の表明している2030年度までの温室効果ガスを2013年から46%削減することを目指して、取組が可能な事業から実施してまいりたいと考えております。

次に、ハ. 2050年ゼロカーボンにの町としての計画と施策のご質問ですが、国は昨年4月、2030年度において、温室効果ガスを2013年度比で46%削減を目指すことを表明し、昨年10月には目標達成に向けた国の道筋を描いた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この計画において、再生可能エネルギーの導入を拡大し、省エネを推進すること、イノベーションを支援すること、地域での脱炭素の取組や途上国での排出削減を支援することなどが挙げられておりますが、各市町村が取り組むべきことなどは示されておられません。

町では、以前から再生可能エネルギーを活用する住宅用の太陽光発電設備、蓄電池設備やHEMS（ヘムス）といった設備の導入に対する支援を行い、役場庁舎にはバイオマスボイラー、太陽光発電、蓄電設備を整備し、庁用車に電気自動車を導入するなどの取組を実施してまいりました。

今年度は、坂城小学校に太陽光発電設備と蓄電設備を新たに整備し、地域の避難所となる町内小学校の体育館に太陽光発電設備や蓄電設備の導入を進め、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と、停電時の持続的な電力供給を併せて実現できるよう整備を進めております。

そのほか、国・県・各種団体などが実施するクリーンエネルギー化、省エネルギー化を推進する支援等の情報を収集し、町ホームページに掲載するなど、家庭、企業を問わずにCO₂削減に積極的に取り組めるよう情報の提供を行っております。

また、ごみの減量化と二酸化炭素排出低減の関連性について啓発する環境教育や、資源物の回収機会の充実などの取組も含め、可燃ごみの削減、人や社会・環境に配慮したエンカル消費、利便性の高い地域公共交通の整備などによる温室効果ガスの排出抑制に取り組んでおります。

さらには、松くい虫防除対策による松林の保全や、町内の緑化推進のための苗木の配布、植育樹祭による森林保全の普及活動など、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂吸収量の拡大など、多岐にわたる取組により、複合的にゼロカーボンに向けた取組を行っております。

このように、現在実施している事業を継続して推進するとともに、連携中枢都市圏でのスケールメリットを生かした取組や、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなどあらゆる組織が官民の枠を超えて連携し、様々な分野から2050年CO₂排出実質ゼロを目指してまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま課長よりるるご答弁をいただきました。いよいよ先ほどの話じゃないですが、流れからいけば、国が一番の音頭取りであると。もちろん、そこへ県もやれよと。山村町長がいいアイデアを出しましてですね。この地域9市町村、みんなでやっていこうよと。これもなかなか立派な、やっぱりさすが町長はアイデアマンですね。これはすばらしいと思います。おらうちっきりやって、隣のうちはやっていなきや駄目ですからね、そんなのは。

そこでまた、ちょっともう一つ町長にお願いできれば。またもしかしたら町は町の独自の部分があるのかもしれないから。今言ったように、国・県・9市町村、町と、我が坂城町と。こんなところでまたいろいろ知恵を絞っていけばいいのかな。特に坂城町は工業の町であります。

さっきもいろいろ私も数値化しろと。本当は数値化したほうがいいんですよ、本来は。坂城町からこれぐらいのCO₂削減しているんだと。それじゃあ、そこから今の森林整備したから何%引く。太陽光いくつもやったから、さあここから引く。それからあれですよ、今のうちの父ちゃん母ちゃんたちが、娘が電気つけてどンドン行っちゃう。父ちゃんが娘の後について電気消して歩くなんてね。そんなようなこともありまして、言うなればうちの中での省エネ、そんなようなことも考えていかなきゃいけないんじゃないかと。

そうすると、本来でしたらそれが数値化になれば、坂城町の家庭からはこんなに減ったよと。会社も努力してこんなに減ったよと。それが行く行く2050年になって、ゼロになっちゃったよと、こんなふうになれば最高の話だと私は思うんですが、数値化されないから、さっきも課長が答弁したけれども、もう何でもやっていこうと。これも本当いいことだと思うんですよ。一つきを一生懸命やっても駄目だね、やっぱり。何でもやっていこうと。だけれど、何でもやっていくということはいいいことだけれども、これがひっくりかえのようなことで、何でもやらないということになっちゃうから。そのところがそういうふうにならないように、やっぱり何でもやっていくという。だから、何度も言っていけないが、そこが数値化だと本当はわかりやすいですよ、引き算になって。

そんなところは、それ以上私は言いませんが、それでも、今の課長のご答弁では、町もうんと努力してやっているぞと。よくその部分のところは見ています。またひとつ頑張って、その辺のところをやっていただければありがたいと思います。

この間ちょっとある雑誌を見ていましたら、こんなあれがありました。さて、京都大学の教授であり、エネルギー戦略研究所の所長である山家公雄先生が言っております。この方は、エネルギー戦略研究所なんていうようなところの所長であるから、こんな話です。

地球温暖化対策推進法は一昨年の6月に改正され、政府は2050年までにカーボンニュートラル達成の義務を負うとともに、自治体の役割も明記されたと。都道府県は具体的な対策を策定する義務、市町村は努力義務が課せられたと。市町村は、地域脱炭素化促進区域を策定することが推奨され、認定された自治体は、再エネ開発に関する規制に関してワンストップサービスの提供が可能となると。自治体はこの促進区域制度を積極的に活用し、地域の意向を再エネ事業に反映させていくことが重要になり、大事だろうと。エネルギー戦略の山家先生は、こんなことを言っています。

もちろん、さっきの課長の答弁の中に同じようなことも入っていましたが、こういうふうを意識づけ、こういうふうには私はやっていくんだよと、そういうのをやっぱりさっきの話のように官民一緒になってやるというのが当然。もちろん、我が町の町民の皆さんにもその辺のところは徹底して、町がやっぱりこういうふうにするんだよと旗を振っていただければありがたいかなと。

なかなか今のあれですよ、2030年ですから8年後に地球……。今の温暖化の……。なかなか名前がいっぱい出てくるから、わけわからんね。ゼロカーボンだとか、ニュートラルだとか、CO₂削減だとか、低炭素何とかなんていうかわからないんですが、とにかく、その8年後、それから2050年の目的が定められております。その定められたものは、坂城町は絶対にやり切ろうと、こういう気持ちで取り組んでいただければありがたいなというふうにするのであります。

今言ったように、地域脱炭素化促進区域、地区をどうするんだなんてことは、私は聞きません、そんなことは。これは皆さんでよく研究して、坂城町もそういうふうに取り組んでいったほうがいいというようなお考えでしたら、ぜひひとつ今の促進区域制度がありますので、手を挙げてもらったら、また一つのCO₂削減のアイテムになるのではないかと私は思うのであります。時間もありますので、この辺にしておきます。

次の質問に移ります。

2. 五里ヶ峰トンネル横坑について

イ. 今までの利用状況は

トンネル横坑は、払下げを受けてから十数年経過をしておるが、今まで町はどのように横坑を利用してきたのかを伺います。この横坑の歴史ですね、どうしてきたのか。

ロ. 最近の動向は

ホワイトアスパラは、中沢町政の頃「銀河の貴婦人」という名前をつけたり、試作品ではありましたが、私も呼ばれています。アスパラ焼酎まで造った経過もあります。この当時は、一世を風靡をした時代でありました。しかしながら、採算が合わないということでやめてしまった経過もありますが、最近数名の昔とは違うグループが、ホワイトアスパラを始めたようであ

ります。町のお考えをお尋ねをしたいと思います。

ハ. ぶどう酒の貯蔵庫に

中沢町政の頃、蚕棚のようなものを造って、ワインをうんとたくさん入れる貯蔵庫を私はご提案申し上げています。町も、山村町長の発案でさかきワインもできたし、また中沢町政の頃とはまたちょっと違った視点、また場合によってはその原点に戻って、坂城横坑ブドウ酒貯蔵庫を造ることを私はこの場で再度提言をするものであります。

そこで、私は2回も視察に行っているいろいろ研究してきたところの話をちょっとしてみます。山梨県の甲州市の勝沼であります。横坑を利用したブドウ貯蔵庫である勝沼トンネルワインカーヴの事業内容を報告しておきたいと思います。全長は1千200メートルもあるようですが、使われているのは約300メートルのトンネル内に、ワイン貯蔵庫のうち入口近くの100メートルは個人のワイン収集家が利用できるスペースで、1区画になっていますが、中身を言いますと、これはコンテナであります。コンテナが2段になっている、これが1区画です。この1区画へ、どのぐらいワインのボトル入るんだと言われますと、約720ミリリットルのボトルなら300本まで収納できるそうです。今のコンテナを入れる場所ですが、全部で何区画あるんですかと聞きましたら、約260区画あるということです。1区画幾らでそれを一般の人たちに貸し出しているんですかとお尋ねしましたら、1年で5万円ということであります。

当時、もう何年前でしたが、1区画私もお願いしました。1年5万円で300本までボトルを入れるんだったら面白いなど。10年も入れておけば、3千円のやつが3万ぐらいになるなんて、またこれは議長にその辺はまていに聞かなければわからない話ですが、そんなようなことで1区画お願いしましたら、何と担当者が、残念ながら全部埋まっておりまして。順番待ちですと。じゃあ、2番か3番目ぐらいですかと言ったら、どうですか、皆さん。何年待つかわからないと言われました。あらまあと。これは駄目だわいと。5年待つだか10年待つだか、何だかそんなこと言われたもんで。

そのときに担当の人がいろんな説明をしていただきましたので、実は我が町にも横坑があるので、今日はいろいろ研究しに来たんだと。そう言いましたら、ぜひやったらどうでしょうかと。何でと言ったら、うちは今、中嶋さんが言うように、何年たつかわからないと。どういうこんだいと言ったら、お客がうんといるだわいと。そのお客さんをじゃあどうするんですかと。全部紹介してやるわと言われました。うちも困ると。いっぱい来られて、ただ待つばかりいて。それでまた、皆さん1年契約であります、継続契約でありますから、10年借りちゃう人もいれば、20年借りちゃう人もいるという中で、とにかく大変なことになっていると。ぜひやってくださいなんていうような、そんなアドバイスも受けました。

1区画5万円で260区画ですから、これ俺もあまり算数は得意じゃないですが、

1, 300万円になるんですかね。ちょっと皆さん電卓たたいてみてください。

そしてですね、町の横坑はもっと広いです。我が坂城町の横坑は。これ私の今の算数ができない者の概算だから、いいかげんかもしれないませんが、少なく見積もっても、今の勝沼トンネルよりも坂城町は30倍から50倍ぐらいワインが入るんじゃないかと。そうすると、私は商人でありますから、これまたすぐ捕らぬタヌキの皮算用のようなことしたり、みんなにもいろいろ言って私もずっと永続的にやっていたんですが、ふるさと納税なんかも、最初はエビでタイを釣るなんて何だなんて言われたんですが、やってみたらこんなになっちゃったじゃないか。どうするんだ。

そのように考えれば、私もふるさと納税ではありませんが、それと同じような理論で、ぜひあれは宝物です、坂城町の。トンネル横坑は。これはやっぱりおーい原木会さんも本気でやっていたいている。

それから、今言ったように、全然もうからないなんて言ってやめちゃったけれども、今度はいいかなんていうような考え方があって、若い者たちが何人か集まってホワイトアスパラ始めるなんていうようなこと言って、頑張っていたいでいます。あれだけの大きな長いトンネルですから、ワイン貯蔵庫にしても、それから今のおーい原木会の皆さんにしても、若者たちにしても迷惑はかからないと思います。100メートルぐらい奥のほうへおいだれやれやと、じゃあ俺らは入口のほうへ一つ300メートル、400メートルもらおうやと。こんなふうにやれば、幾らでもその辺のところは解決できると思っています。

そんなふうにするものであります。それでありますので、私としては、必ずやこの事業を行うべきだと、こういうふうにご提案を申し上げますが、その辺のところをできれば町長にご答弁をお願いしたい。以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋 登議員さんから、2番目の質問としまして、五里ヶ峰横坑作業用トンネルについてご質問いただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、その他詳細につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

今もお話がありましたけれども、この五里ヶ峰横坑、新幹線を造るための横坑の作業用トンネル、これは長野新幹線の本坑掘削時に、資材搬入ですとか掘削した土砂等を搬出するために掘削された作業用トンネルであります。平成8年に旧鉄道建設公団から無償譲渡を受け、様々な関係機関、団体の方々に参画いただく中で、産業振興や地域活性化に資する活用方法を模索しながら検討を行ってまいりました。

町では、信州大学や長野県農協地域開発機構、県の野菜花き試験場、工業総合試験場などの協力を得ながら、五里ヶ峰横坑開発研究会を平成13年度に組織し、上信越自動車道やパーキングエリアなどとの一体的な利用や集客方法を含め、主に観光や農業分野での利用を模索してきたところであります。

研究会では、トンネル内の環境を生かしたヒカリゴケの実証試験や、トンネル内で蛍を飛ばす構想、太陽光を光ファイバーで伝送し、トンネル内の光源や植物の光合成に活用するプランなど、多様なアイデアが検討されてきました。

その中で、町では、先ほどもお話がありましたけれども、長野県がアスパラガスの産地であることに着目し、県の試験研究機関の協力を得ながら、ホワイトアスパラガスの実証試験に取り組みました。その実証試験において栽培方法が確立できたことから、平成15年度に生産組織が立ち上げられ、冬の期間の副次的な農業生産活動として生産販売に取り組んできたところでもあります。

しかしながら、その生産を担っていた組織が時間の経過とともに労力確保が厳しくなったことなどから、数年前より生産が休止状態となっておりますが、現在は町内の青年農業者による有志により、ホワイトアスパラガスの生産が引き継がれております。

また、平成18年には原木キノコ栽培のほだ木の培養施設として活用が検討され、試験を重ねた栽培を実施する中で、現在はマイタケをはじめヤマブシタケ、シイタケなど、原木キノコのほだ木生産を中心に生産販売に取り組んでおります。

また、近年では町内の水田転作により作付されたサツマイモを保管する保存庫としても利用いただくなど、トンネルを利用する各種生産組織等の調整を図りながら、地域資源である横坑作業用トンネルの有効活用に努めているところであります。

町としましては、今後もこれら活動を支援することで、ホワイトアスパラガスや原木キノコ等の生産振興のほか、特産化や農地の有効利用などに幅広くつなげてまいりたいと考えております。

次に、トンネルを活用したワイン貯蔵についてであります。トンネルを活用したワイン貯蔵の先進事例として、先ほどお話がありました山梨県甲州市勝沼にトンネルワインカーヴがあり、私も含めまして、以前に視察させていただいた経過がございます。

J R東日本のれんが積みで建造された旧深沢トンネルを、当時の勝沼町がJ Rから無償譲渡を受けたものを整備し、平成17年に開設した全長1,104メートルものワインカーヴで、冬は14から15度、夏は17から18度を保ち、湿度は設備により調整しているものの、45から65%と、ワインの熟成に適した安定した環境を提供できる施設であるとお聞きしました。

一般的に、ワインの保管に必要な条件としましては、温度、湿度、暗所、暗いところですね。それから無臭、無振動とされており、この条件を満たす環境がワインにとって快適であると言われております。

坂城町の横坑作業用トンネルにおきましては、暗所であり、気温が年間を通じて16度前後と安定しているものの、湿度が70から90%と高いために、ワインラベルなどへのカビの発

生が懸念されていることから、ワインカーヴとしての活用には至っていない状況であります。

五里ヶ峰横坑作業用トンネルのワインカーヴとしての利用を図っていく上では、湿度をはじめとする環境条件や、それを踏まえた施設整備などが必要であると思われまます。

この横坑作業用トンネルは、様々な可能性を秘めた有望な町の資産であると思っております。これまでの利用形態に加え、さらなるトンネルの有効活用を模索する中で、2050ゼロカーボンといった視点も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、私は前から思っているんですが、トンネルの名称につきまして、いつまでも五里ヶ峰横坑作業用トンネルというものでは、ちょっとかわいそうだという気がありますので、これも多様な利活用がされていることを踏まえまして、今後の利活用を見越す中で、利用者の皆さんの意見も参考にしながら、すばらしいチャーミングなネーミングも検討してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、五里ヶ峰横坑作業用トンネルの利用における近況などについてお答えをいたします。

まず、横坑作業用トンネルの概要を申し上げますと、坑口からの延長は730メートルで、1%の上り勾配となっており、気温が年間を通じて16度前後、湿度は70から90%と高く、新幹線本坑からは毎分1.2トンもの湧出水が流れており、こうした貴重な環境条件を生かした特色のある利活用が求められてきたところでございます。

その中で、ホワイトアスパラガスについては、県の試験研究機関の協力を得ながら栽培方法も確立され、「銀河の貴婦人」という商標登録を受けて生産販売に取り組み、販売先は契約したレストランなど一部に限定されていたものの、外皮が軟らかく甘さがあり、生で食べてもおいしいなど、高い評価をいただいているところであります。

横坑作業用トンネルにおけるホワイトアスパラガスの生産については、通常のアスパラガスと同様に2年から3年の間、畑で栽培に利用されたアスパラガスの根株を掘り上げて、トンネル内に搬入し、トンネル内の遮光環境において生育させ収穫するという特殊な方法で栽培をしており、労力と手間はかかるものの、品質が高く、クリスマスに合わせた12月の中旬頃から出荷が可能であるなどの優位性を持ったものでございます。

これまでの生産を担っていた組織では、鋭意生産振興に努めておりましたが、労力確保等の面で活動を休止していたところですが、昨年、町内の青年農業者有志がその生産を担うために集結し、新たな生産組織が設立されたところでございます。

この組織では、ホワイトアスパラガスの生産はもとより、そのための消費宣伝活動、食育活動、休耕地等を利用した栽培規模の拡大などを主体的に行っており、昨年は28アール余りの休耕農地を再生しアスパラガスを定植したほか、東京都港区で定期的開催されている青山ファーマーズマーケットにおける対面販売やレストラン等への営業活動、ふるさと納税返礼品

としての出荷などを展開しており、来年度に向けて栽培面積の拡大も計画しております。そのため、町としましては、新たな生産組織の活動の推進を支援するとともに、農産品としてもさらに認知されるよう目指してまいりたいと考えております。

現在の五里ヶ峰横坑作業用トンネルにおきましては、複数の組織や事業所がそれぞれ環境を生かした事業を実施していることから、今後新たな利用方法を検討する上では、生産者の組織間でそれぞれの生産活動に支障のないように調整を図る必要があるものと考えております。

その中で、ご提案のありましたワインの貯蔵庫としての利用につきましては、トンネルの利活用方法を検討してきた横坑開発研究会の構想の中でも提言されていた経過があり、現状では町内ワイナリーが創業していることから、今後そうした利活用も十分検討する余地があるものと思われまます。

ご質問の中にありました山梨県甲州市勝沼町のトンネルワインカーヴは、約100万本ものワインを貯蔵できる規模の施設とお聞きしております。ワインを貯蔵するための環境が整えられており、地元ワイナリーのほか、個人やレストランなどの商業者向けに貸し出すラックも整備されているとのことで、貸出しラックについては、現在キャンセル待ちで大変盛況であるとお聞きしております。

横坑作業用トンネルの活用が始まった頃に比べ、現在は利活用研究や実証試験などにより利用組織や利用形態も変わってきておりますが、様々な活用が考えられる大変有望な資産でありますので、甲州市の取組なども参考にしながら、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま町長、課長よりご答弁をいただきました。町長、懐かしい話も今聞きましたよ。ヒカリゴケなんてね、やるじゃないかというわけで、ヒカリゴケはね、本気になったんだ、これ。何こんなものを作るんだい。これ売ればもうかるだかいとえば、そうじゃなくて、あそこへたくさんヒカリゴケ作れば、坂城の観光地になるじゃないかと。みんなヒカリゴケを見に来る。それこそ100メートルもヒカリゴケいっぱいになれば、すごいなんていうような考え方をした。そういう努力はしたんですね、当時。

あと、たしか岡崎酒造の社長は信大の教授か何かをやった人ですが、その人も、私も何回か話したんですが、うちの酒も入れてくれないかなんて、あそこへ酒入れた記憶もあります。そしたら、さっき言ったように、湿度が高くて70から90%近く湿度あったりするから、岡崎酒造のラベルがべろべろになっていたなんていうのは、私は記憶があります。

そんな今のお話も承れば、何か温度は16度で安定しているからとても具合いいとか、町長も今いくつかワインの貯蔵にいい条件を言われたんですが、すばらしいね、やっぱり。いい条件ばかりじゃないですか。

ただ、これは湿度が高いからと今言ったように、ラベルがべろべろになるのは間違いのないで

す。そのところはまた。議長なんかはうんとワインが得意な人だから、この辺のところの解決策でも聞いて、こんな方法ならあそこへ置いておいてもいいじゃないかなんていうのは、また後でゆっくり尋ねたいと思います。

単純なことを言えば、ラベルを貼らないやつをそのまま300本置いておいて、それで自分が10年たったから飲んでみたいよなんていうときに、ラベルをまたほかのところへ保管しておいて、そのラベルを持ってきて貼り付けて、それでうちへ持っていけばいいんじゃないかなんて、私はばかだから、すぐそんな単純なことを考えちゃうんですよね。そうすれば、別にそんなものべちゃべちゃにならない。水の中にぶっ込んで。

町長、あれも最近あるせいじゃないかな。ワインを海の中に入れておくなんていうのもあります。温度一定にしておくのに。そんなふうを考えれば、海の中に入れておくには、ラベルなんていうものは、すぐにべろべろになっちゃいますよね、剥げて。だから、そこら辺のところをもう研究すれば、何かうまくいくんじゃないかと私思うんですよね。

やっぱり一つの事業を始めるなんて、私もいくつか事業をやっていますが、山あり谷ありで、今の商人がもうけるなんてことになれば、もう大変ですよ。一気にもうかっちゃったなんてなったことはありません。何度でも損したり、失敗したり、その積み重ねでやっぱりあれですよ、ああやってよかったなど。

またふるさと納税の話を持ち出して申し訳ないけれども、二、三千万のやつがもう2億を超えたなんてことになってくるんです、あれだって。だから、今のワインのやつだって、少しずつやってみれば、最初は大したことなかったけれども、これ10年たったり、ゼロカーボンの今の2050年なんてなったときには、よかった、あのときやっておいてと。中嶋 登なんて議員は死んじまったけれども、あのとき騒いでいたおかげで、坂城町に毎年毎年5億入ってくるわ、あのトンネルの中だと。これは夢じゃないですよ、私に言わせれば。やっぱり一つ一つクリアをしていって、夢に近づいて本物になると、こういうあんばいでございますね。

それで、今話も出たように、おーい原木会の人たちも、もう何十年もやってもらっています。それから、あと今言ったように、また若者たちがまた始めるぞと。これもまたいいと思います。ただ、でも今、課長の答弁の中に730メートルあるんですよね。これだけあれば、まだいっぱいできますよ。まだほかにもいいアイデアがあれば、そこでもってこんなこともできるんじゃないかなんてことがあれば、余計また面白い話になってくるんじゃないかと。

それから、さっきのご答弁も聞けば、課長はえらいいいご答弁をしていただきまして、敬意を表しますよ。いろいろなものを作っていくんだけど、これからまた勝沼のほう行ってきたりして、これから大いに研究していこうと私は受け取れました。横坑を一生懸命研究していくぞと。だから、私が今ここで述べたように、課長またひとつうんと研究していただいたり、場合によっては研究会みたいなものを立ち上げて、場合によっては、議長や私が入ってもいい

ですから、そこへ。そんなようなものを立ち上げて、研究会なんていうものも一つ視野に入れて、考えていただければありがたいかなと。

そんなことで、ぜひひとつ。これ私は、何回も言って、町長に申し訳ないけれども、私は、町長、あそこは宝だと思っていますから、坂城町の。もう少し宝物でありましたら、あれはダイヤモンドの原石ですよ。町長や我々議員があれを磨かなきゃ駄目だ。磨けばでかい銭になりますよ。それ以上私は述べませんが、ひとつまた本物の宝物の横坑にしていこうではありませんか。

第2質問は、いいです。この程度にしておきます。

さて、前段でもお話をいたしました、プーチンがとんでもないことを始めてしまいました。地球温暖化どころか地球を壊し、多くの人の命まで奪っております。縄文時代が1万年も続いたということを聞いております。今私たちが生きているこの時代、どうですか、皆さん。あと何年続くんでしょうか。この我々がすばらしい文明をもって今生きていますよ。縄文時代なんて、それこそ何か陶芸でいえば立派なもの作ったような時代ではありましたが、ベトでね。あの時代が何と皆さん1万年続いているんだそうですね。驚いちゃったよ。それこそ二、三千年だと思ったらとんでもない、1万年。この近代国家になってからどうなんでしょうかね、これ。1万年いくかね、これ。

プーチンなんて変なやろうがでたらめなことやりやがって、とんでもない話だ。そうは言いますが、ここで私がほえてもプーチンの耳には届きませんし、場合によっては私は殺されるかもわからないから、これ以上言いませんが、そうは言いますが、現実論を言えば、世界中の英知を集い、何としてもプーチンの暴挙を止めなければ、私は明日はないと、こう思うものであります。終わりであります。

最後に一句添えます。保育園 園児笑うは プーにチン。保育園 園児笑うは プーにチン。これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩 午前11時47分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. ひきこもりの現状と支援について

イ. ひきこもり（おとな）や8050問題の現状と支援状況は

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、子どもや若者、女性の自殺者が増加をし、DVやうつ、ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題が深刻化しております。先日、町内の

方からのご相談で、近所の80代の方がおぼつかない足取りで訪ねてこられ、これで睡眠薬を買ってきてほしいと言って一万円札を渡されたそうです。どうしたのか伺うと、生きていてもしょうがないとぼつりと言ったそうです。そのお宅は、奥さん亡き後、20年以上家に引き籠もっている50代の子どもさんがいます。どうにもならない現実と苦闘されていたのです。今回の出来事は、このようにご近所にSOSを発信できたことで惨事に至らなかったわけですが、同様の苦しみの渦中にある方はまだまだいると思いました。

現在、このようにひきこもりの長期化、高齢化が大きな社会問題となっています。内情は家族の恥と考え隠し、社会の支援を拒むため発見が遅れてしまいます。80代の高齢者の支援に入ったケアマネジャーが、長期間引き籠もっている50代の子を発見するケースもあります。これが8050問題です。当人たちはとても苦悩し、孤立し、誰にも救いを求められず、生活の糧と生きる目的を失い、自死するケースも少なくないと言われています。そんな意味でも、周りももっとひきこもりを理解し、社会全体で支え、支援に取り組む必要があると考えます。

内閣府の平成30年度調査でまとめた推計では、40歳以上64歳までのひきこもりは61万3千人で、40歳未満を上回ったとのこと。長野県内では、わかっているだけでもひきこもり全体の6割超の1,400人余りに上るとされています。

そこで、当町の実際の状況はどうでしょうか。一生懸命関係部署の皆さんが連携をして、自立に向けて働きかけていただいていると伺っております。その現状と、また支援の状況についてお尋ねします。

1点目として、当町のひきこもりの実態の把握と、また8050問題の家庭の状況について、平成30年度からの状況を、わかる範囲で結構ですでお示してください。

2点目として、ひきこもりの相談状況と支援の状況についてお尋ねします。

3点目として、8050問題ですが、家庭からSOSが届いたとき、その対応はどのように進められているのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

ロ. 更なる支援の充実に向けて

国は、平成21年度からひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県、指定都市にひきこもり地域支援センターの整備を進めてきました。そして、平成30年4月までに全ての都道府県、指定都市に67の拠点が設置をされました。さらに、30年度からは身近な市町村からひきこもり支援を充実させるため、様々な形で事業を創設し、支援の向上につなげてまいりました。

しかし、市区町村によっては依然として取組が低調なところがあることから、令和2年10月27日付で、ひきこもり支援体制の構築に向けた具体的な取組が示されました。それは、1点目として相談窓口の明確化と周知、2点目として対象者の実態やニーズの把握、3点目と

して市町村プラットフォームの設置・運営、この3点を令和3年度中に推進するようという
ことでした。そこで、当町での取組状況についてお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（伊達君） ひきこもりの現状と支援について、まず、イ．ひきこもり（おとな）
や8050問題の現状と支援状況はについてから、順次お答えをいたします。

ひきこもりは、様々な理由で社会活動への参加や他者との交流がなく、半年以上自宅に引き
籠もっている状態をいうとされております。

町のひきこもりの実態把握につきましては、平成30年度に県と共同で民生委員を対象とし
た、ひきこもり等に関する調査を実施した経過がございます。調査は、おおむね15歳から
65歳未満で、仕事・学校・家庭以外の人との交流など、社会的参加ができない状態がおおむ
ね6か月以上続いていて自宅に引き籠もっている状態の方、社会的参加ができない状態である
が、時々買物や趣味などで外出することがある方をひきこもり状態の方と定義をいたしまして、
担当地区内にひきこもり状態の方を把握している場合は、その方や世帯の状況、ひきこもりの
状態にある期間、至った経過、今後の支援の必要性や長期化による生活困窮の可能性等を調査
したものでございます。

また、2か月ごとに開催しております、まいさぼの地域定例会や支援会議等を通じて、まい
さぼ信州長野や町社会福祉協議会への相談状況、あるいは支援内容を共有するとともに、保健
師への相談ケースなどにより実態を把握しているところでもございます。

続いて、8050問題の状況はについてお答えいたします。8050問題は、子のひきこも
りが長期化することで親子が年齢を重ね、主に50代のひきこもりの子を80代の親が養って
いる状態のことで、親の高齢化に伴い病気や介護といった問題が発生し、生活の困窮や社会的
孤立に至るといった状況を、80代の親と50代の子を意味する8050問題として捉えてお
ります。

8050問題の状況としましては、まいさぼ信州長野や町社会福祉協議会など関係機関への
相談を含め、平成30年度はゼロでありましたが、令和元年度1件、2年度2件、3年度2件
の相談があり、まいさぼ信州長野の伴走コーディネーターが生活の立て直しと社会参加に向け
た就労支援や受診への同行、障害者手帳の交付申請等を支援しているところでございます。

次に、平成30年度以降の相談状況と支援の状況はについてお答えいたします。先ほどお答
えしました8050問題の状況を除いたひきこもりの相談件数は、平成30年度が1件、令和
元年度はゼロ、2年度1件、3年度2件で、支援内容は就労支援を行ったり、障害者手帳の申
請手続を進め、千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター等を通じて社会参加や福祉
サービスの利用につなげるよう調整を図っているケースがございます。

次に、8050世帯からSOSが届いた際の、その後の対応の進め方についてお答えいたし

ます。町福祉健康課や地域包括支援センター、まいさぼ信州長野、町社会福祉協議会などへ相談があった場合、まず、ひきこもり状態にある本人やその家族の状況把握を行います。把握した状況は、本人やその家族への支援の方向性を調整するため、関係機関による支援会議や関係者会議で共有し、まいさぼ信州長野の伴走コーディネーター等と連携し、それぞれの状況に応じた社会参加に向けた支援につなげております。

具体的には、個々の状況に応じて、例えば就労に向けてのプログラムづくりや家計の立て直し、利用いただける福祉サービスの調整、場合によっては生活保護の受給等々、関係機関が連携して最善の対応が図れるよう努めており、支援が始まってからも、定期的に本人、ご家族の状況を確認し、支援方策について整理をしながら対応しているところでございます。

続いて、ロ. 更なる支援の充実に向けてについてお答えします。ひきこもり状態にある方など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への対応につきましては、令和元年6月21日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針2019の中の就職氷河期世代支援プログラムにおいて、支援対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指すことを受け、市区町村におけるひきこもり支援体制の構築を図るため、同年8月以降、ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態把握やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営への取組について、順次依頼があったところでありますけれども、令和2年10月27日付で厚生労働省から発出された、ひきこもり支援施策の推進についてにおいて、全ての市町村に対し、原則、令和3年度末までに取り組むよう要請されたものでございます。

取組状況について、順次お答えをいたします。一つ目の、ひきこもり相談窓口の明確化・周知につきましては、市町村において、ひきこもり支援の主となる担当部局を設定することとされており、当町におきましては、総合的な窓口は福祉健康課としております。

一方、ひきこもりは生活困窮や高齢、障がいなど様々な相談事案から把握できる場合が多いため、相談者の年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれ関係する部署や機関で相談を受け付けられる体制を取っておりますので、そうした内容を整理し、ホームページ等で周知をしてみたいと考えております。

二つ目の支援対象者の実態やニーズの把握につきましては、ひきこもりという状況に照らして、本人等への直接的なアプローチが難しい中、各種相談事業を通じての実態やニーズの把握のほか、民生委員さんからの情報、あるいは地域包括支援センターの高齢者訪問やケアマネジャーを通じて情報の把握をするなど、情報のチャンネルを広げて対応しているところでございます。

各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を築くことを目的とした、三つ目の市町村プラットフォームの設置・運営につきましては、必ずしも関係する

担当部局や関係機関を全て集めて会議等を開催する必要はないということでもありますので、当町では既存のまいさぼ地域定例会をはじめ、支援会議や関係者会議等を活用する中で、関係機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性を構築しており、連携して包括的に支援を実施する体制を構築しているところでございます。

11番（吉川さん） ただいま、担当課長より詳しい内容について答弁をいただきました。一つ民生委員さんを通じて把握をしていただいたということで、これは国の主導で行ったわけですが、お聞きしたところによりますと、調査の中では19人を把握されたということをお聞きしました。

また、今のお話ですと、意外と相談件数が少ないなというのを感じたわけですが、本当にお話の中では福祉課と社協と連携をする中で、一つ一つ解決に向けて動いていただいているということがよくわかりました。

それでは、その中でお聞きします。今のお話の中で関わっていただく中で、立ち直り、自立できた例はあったのでしょうか。その点、その経過と期間、また自立に至った最大のポイントはどのようなことだったのでしょうか。

それからもう一つ。今のホームページに今後掲載をしていくという答弁をいただきましたが、それでもいまだ声を上げられずに、この今の相談の状況も少ないわけですが、悩んでいる本人や家族をどのように今後発見し、支援につなげていかれるか。今後の対策などありましたらお示しいただきたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えいたします。最初に、ひきこもりから自立につながったケースということでございますけれども、当町ではそもそも相談事例が少ないものですから、個人が特定されないよう、大まかな内容でお答えをさせていただきたいと思います。

まず一つ目といたしましては、長期間ひきこもりの状態で、親族からのご相談をきっかけに、支援会議を重ねる中で、おおむね10か月程度の期間の中で、障害者手帳の交付と福祉サービスの利用、それと経済的な状況も考慮いたしまして、生活保護へつなげたケースがございます。このケースにつきましては、現在も福祉サービスの利用を継続しているという状況でございます。

もう一つのケースといたしましては、仕事をせずにひきこもりがちといったご家族からのご相談をきっかけとして、まいさぼ信州長野の支援を受け、ハローワークへ通って求職活動を行い、こちらも相談からおおむね10か月程度で就労に結びついたケースなどがございます。

いずれも、町の福祉健康課やまいさぼ信州長野、町社会福祉協議会、それと県の長野保健福祉事務所などの関係機関が連携して、利用できる福祉サービスの調整ですとか、生活保護の受給などに対応したこと、また併せて就職活動の支援などもしたこと、それとご本人やご家族などとの信頼関係の構築といったことが自立に至ったポイントではないかなと考えているところ

でございます。

それと、なかなか声を上げられない方々をどのように支援に結びつけていくかといったような課題があるわけでありまして、ひきこもりについては、個々の家庭環境などによりまして、その背景、要因というのは多様であります。ご家族などの当事者からの直接的な相談というのは、先ほど相談件数のお話でございましたけれども、実際は少なく、外部からは非常に見えにくいという状況がございます。

そのような中で、声を上げられずに悩んでいるご本人あるいはご家族が様々な場を通じて相談しやすい体制づくり、こういったことは重要であると考えております。相談をしていただける関係機関について、先ほども言いましたけれども、町ホームページ等で周知をしてみたいというのが一つ挙げられるかと思えます。

それと、民生委員ですとか地域包括支援センターの高齢者訪問、ケアマネジャーなどのひきこもり状態にあるといった情報等を基に、生活困窮や介護サービスの利用等といった機会を、これはまた接点というふうに捉えて、家庭への訪問を行うアウトリーチ型の支援ですとか、相談者の属性あるいは主訴だけにとどまらず、世帯全体を含めた状況の把握に努め、本人に寄り添いながら継続的に関わっていくということで、つながり、信頼関係を築いていく伴走型の支援といった取組も重要ではないかなと考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただいまは、2件の本当に立ち直りができた案件について、ご紹介いただきました。期間は10か月ということで、本当によく立ち直りができたなど、皆さんの関わりに大変感謝いたします。

そして、一番のポイントは、やはり本人との信頼関係が築けたということをお聞きしまして、いかにこの、一番は、上げた声に対してきちんと関わっていただけたということが今回、この10か月で立ち直りができたものだなと思えます。今も声を上げられない方についてということで、今は民生委員さんたちとの接点、回っていく中での接点を築く中で発見をしていきたいというお話もありました。

ここで提案ですが、一番は声を上げられない人をやはりどこでキャッチするかということで、一つお願いできればと思いますのは、オンラインで相談をできる窓口の設置とか、あと町のホームページに今度は掲載していただく中で、県のひきこもり地域支援センターへつながるような仕組みをつくっていただけたらと思います。また、ほかの自治体では、ひきこもりに特化した冊子を作って、民生委員さんや、また区などに配布をしております。このようなことも、できればお願いしたいと思えます。

そしてもう一つは、本当に声を上げられるように、安心して相談をというような大きなポスターを作っていて、公共施設とか町内の店舗などに掲示をしていただきますと、またそこから声を出しやすいのではないかと思います。その点、もし答弁いただければお願いしたい

と思います。

さて、SOSをキャッチする人が多ければ多いほど、それだけ早期に支援につながることができると思います。そこで、町全体でひきこもり支援に何らかの形で取り組めたらと考えますが、その点はいかがでしょう。

また、ひきこもりの方が何か月も自宅から出られない、そういう中で一歩外へ出る、この行動というのは大変勇気の要るものでございます。そこで、自然な形で玄関の外に踏み出す、その取組ができればしめたものなので、この点については、町の取組はいかがでしょう。その点についてお伺いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。ただいま相談しやすい環境づくりということで、オンライン相談窓口ですとか、県へつながっていく仕組み、あるいは冊子の作成、ポスターの作成といったようなご提案を頂戴いたしました。

町のほうでは、ここもホームページ等で周知ということは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、ご相談の受付方法といたしましては、電話やメール、あるいは状況によっては訪問といったあらゆる方法を用いて、なるべく広く相談の受付体制を整えてまいりたいと思っております。

ご提案のございました周知方法等につきましても、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

それと、町全体で支えていくような仕組みといたご質問でございますけれども、ひきこもりというのは長期化するケースが多々ございます。また要因も様々でございますので、幼年期、少年期、青年期、それから高齢期にかけてといったことで、ライフステージごとに関係機関が連携して、切れ目のない支援、包括的な支援体制が重要であると考えております。

加えて、地域における理解も不可欠ということでありますので、地域の身近な相談相手であります民生委員さんを対象とした研修ですとか、そんなことをまた考えていく必要があるかなと思っているところでございます。

次に、本人が家から踏み出すための取組ということでございますけれども、これが多分一番大変難しい問題かなと考えております。ご本人が家から踏み出すきっかけの一つとしましては、居場所の問題というものがあるだろうと思います。

居場所につきましては、物理的なものだけではなく、本人にとっての心のよりどころになる、自立をサポートしていく居場所といったことも必要ではないかなと思っておりますけれども、町におきましても、例えばこころのリハビリ教室ですとか、地域活動支援センター、こういったところは物理的な居場所になり得るかなと思っております。また、こころの健康相談ですとか、障がい者相談会といった各種相談会などにつきましては、精神的な居場所の一つではないかなと、そんなことも考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、民生委員の研修を考えているということで、ぜひ一步として具体化していただければありがたいと思います。

また、こころのリハビリ教室等等、いろいろ町でも障がい者相談も戸別受信機で流れておりますが、そこまで足を運べるかどうかということが大きなネックになるかと思います。

岡山県総社市では、ひきこもりサポーター養成講座というものを開催いたしまして、地域が一体となって、このひきこもりの支援に当たっています。こうすることで、地域の人の意識の改革ができる。その中で理解者を増やす、そして支援者の増につなげているということですので、参考にさせていただきたいと思います。

また、兵庫県の赤穂市では、気楽に過ごせる居場所として、令和2年10月にみんなのいえというものを開設いたしました。古民家を改装して、一軒家を気楽に足を運べる場所としてつくったわけですが、そこには看護師と介護福祉士が常駐いたしまして、週に3日間だけなんですけれども、午後3時間のみ無料で利用できるというふうになっています。

この社会につながる第一の拠点としては、今の地域活動支援センターですかね、社協の横にある。そこまで来ればいいですけれども、やっぱり皆さんがいる、やっぱり知らない人がいるところに入っていくということ自身が大変厳しいと思います。そんな意味でも、このような取組を今後検討させていただきたいと思います。

では最後に、現在取り組んでいただいているのは、社協の方とそして福祉健康課、そしてまいさぼ信州の2名の方が関わっていただいて、自立に向けて支援していただいております。先日も聞き取りに行ったわけですが、本当にまいさぼの皆様は、困窮者支援等もやっていただいたり、様々今のコロナの中でも多くの課題を抱える中で対応していただいております。

ぜひ提案なんですけれども、今の相談体制について、もう少し人員を手厚くして、今も言ったように、例えばおうち、居場所をつくるとすると、そこに人を配置しなければならないということもあるので、この人員体制のパワーアップについて、町の考えをお聞きいたしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 相談支援における人員体制の強化といったご質問でございます。ご質問のとおり、この相談支援、アウトリーチですとか伴走支援も含めて、これは大変多くの時間と労力を要することになってまいります。しかし、一方、それに対応する体制を単独で整えるというのは、これは一つ大きな困難さがあると認識をしているところであります。そういったことに鑑みまして、町では、これまでお答えしましたように、関係機関との連携体制を構築する中で、より効果的・効率的な対応に努めているというところであります。

県のほうでは、ひきこもり支援施策の一つとして、この伴走コーディネーターという設置事業を実施しておるという中で、県設置のまいさぼでは、これを活用して伴走コーディネーターを東信、北信、中信、南信に各1名配置していると。その1名がまいさぼ信州長野に配置をさ

れているということですので、こうした関係機関ですとか関係部署がそれぞれ持つ資源、能力、これを最大限活用しながら、今後も対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただいまも、まいさぼの伴走コーディネーターの活躍などもお聞かせいただきました。私も、まいさぼの市原さんといろんな案件で一緒に関わらせていただきましたが、本当に丁寧にお一人お一人の立ち直りに向けて関わっていただいて、新聞紙上にも体験が出ておりました。

一方、うちのまいさぼは、6市町村を兼務して回っております。それも北信の遠い信濃町とか飯綱町とか、遠いほうと全部を持っているわけなんですね。そういう中で、これから例えば今言ったように、ひきこもりの皆さんを少しずつ底上げをして、そういう方の声がどんどん出てきたときには、やはり今の体制では人員が足りないんじゃないかなというふうに感じておりますので、ぜひ今後の中で、また体制の強化に向けて取組をお願いしたいと思います。

15年余りのひきこもりを経験した上田市の38歳の男性の言葉です。「ひきこもりは地獄です。誰も自分の話を聞いてくれない。すごく悲しくて寂しくて、どうしていいかわからない。二度とひきこもりたくはない。」このようにおっしゃって、現在は大手運送会社の配達員として真面目に働いています。

彼の経験から大事なことは、SOSを出しやすい環境であること、そして一緒になって伴走支援をしてくれる人がいること。このひきこもりは、誰でもなる可能性があります。相談窓口の明確化と居場所の提供、そして公助で足りない部分を住民みんなで補えるコミュニティーの充実で、さらなる支援につなげていかれることを期待しております。

では、次の質問に移ります。

2. 婦人消防隊の今後について

3年ほど前、80代のご婦人から、婦人消防隊に名前だけでもいいからなっしてほしいと言われ、出動もできないのにいいのか迷っていますと相談されました。27区の現状は、地域によって違いはあると考えますが、実情を物語っています。

婦人消防隊は、昭和42年に結成され、当時は660名の隊員が組織され始めました。既に56年が経過しています。同隊の目的は、家庭の火災予防思想の普及及び安全な火気取扱いの徹底を図り、火災の未然防止と初期消火による人命、財産の損失防止を目的としますと提起しています。そこで、当町の活動の取組について、確認をしたいと考えます。

まず、イとして、婦人消防隊の体制と活動についてお尋ねします。

まず1点目として、隊員の状況について、平成28年度から今年度までの実態。そして、人員確保の基準はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、基本的な活動についてです。婦人消防隊には隊長、分隊長、隊員がいます。

そこで、それぞれの主な活動内容はどのようなのでしょうか。

口として、これからの体制について。

さて、今年2月2日、「家庭の防火活動40年に幕、個々で地域防災協力へ」との見出しで、ある地区の婦人消防隊解散の記事が大きく掲載されました。解散の理由としては、女性の社会進出や、近年ますます大規模化、激甚化する災害の影響があると言っています。

かつて隊員の中心は専業主婦でしたが、最近は全員が仕事をもち、子育て中の隊員も多い。みな多忙を極めている。そして、高齢化が後押しをしてなり手不足が顕在化しているとのことです。

そこで、このような現状を認識する中で、町として婦人消防隊の意義について、また存続についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

住民環境課長（竹内君） 婦人消防隊の今後についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イの婦人消防隊の体制と活動についてのうち、隊員の状況であります。現在、26地区に26の分隊があり、隊員の任期は2年であります。隊員数は、平成28、29年度は594名、平成30、令和元年度は567名、令和2、3年度は533名であります。

人員確保の基準といたしましては、坂城町婦人消防隊設置要領に、「消火栓1基につき概ね3名の基準によって選任」と定められており、これを目安としながら、各地区の実情に応じて選出をいただいている状況でございます。

婦人消防隊の基本的な活動として、地区の隊長さんと隊員の方々には、地域防災の担い手として、各地区において自主防災会や消防団と連携し、実際の火災現場等での後方支援活動や、家庭から火災を出さないという家庭内でののおのおの取組、またひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動などをお願いしております。

分隊長さんには、これに加えて、消防防災に関する訓練や視察研修への参加、分隊長会議及び出初式への出席、活動の取りまとめや報告をお願いしております。

町全体の隊長さんには、さらに町総合防災訓練等の行事へ来賓としてご参加いただいているほか、町防災会議等の委員をお願いしているところでもあります。

続いて、口のこれからの体制についてであります。高齢化が進むとともに、仕事を持たれている女性が多くいらっしゃる昨今では、各地区における婦人消防隊の隊員確保などに課題があることは認識しておりますが、婦人消防隊として活動をしていただく中で、家庭内での火災予防活動や、隣近所に対する目配り、隊員であることの自覚等により、家庭や地域での火災をなくす意識を持つことが、引き続き重要であると考えているところでございます。

また、火災のみならず、近年頻発する様々な災害に対しても、各自の防災意識の高揚により、自助・公助の部分が強化され、各地区の自主防災組織におきましても、婦人消防隊は、女性な

らではの視点やネットワークを生かした役割を担っていただいているところであります。

婦人消防隊は、その活動を通じて得た経験を地域の防災活動に生かしていただくことにより、地域の防災力の向上につながる意義のある組織でありますので、町といたしましては、引き続き、お力添えをいただきたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、実態についてお聞かせいただきました。毎年30名ずつ減員になっていきます。基準は消火栓1基について3名ということで、消火栓はどんどん増えていると思います。

この実態について、これは分団の判断でそうせざるを得ない実情だと思いますが、ちょっとこの辺はあれですね。

それで、今も話がありましたが、一番は家庭から火災を出さない、これを婦人消防隊がまずは持っていただいて、はっぴがあることで意識を高めていただくということが一つ。それから、ひとり暮らし高齢者訪問ということでした。

それでは、この隊員の任期2年の中で、最も必要な出動はどんな活動でしょうか。そしてまた、中でもメインとなる任務については、どのようにお考えでしょうか。

そしてまた、2点目として、今回令和2年1月から新型コロナウイルスであらゆる行事が縮小化されましたが、この2年半の婦人消防隊の活動はどのようにされてきたでしょうか。

以上、2点についてもう一度お聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。1点目の婦人消防隊の活動の主なものとして、地域の防災の担い手として、各地区において自主防災組織や消防団と連携し、火災現場等での後方支援活動や、ひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動などがありますが、婦人消防隊の活動の中で最も重要であると考えておりますのが、ご自身の家庭から火災を出さないといった火災予防思想の徹底と実践活動であり、分隊長会議などの際に予防のポイント等について説明しているところでございます。

2点目の新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響についてでございますが、出初式や消防・防災に関する視察研修は中止といたしましたが、町総合防災訓練は規模を縮小する中で開催し、対象地区の正副分隊長さんにご参加いただきました。また、ひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問活動の実施や、分隊長会議の開催など、コロナ禍ではありましたが、基本的な活動に関しては実施されているところでございます。

11番（吉川さん） 基本的な活動は、家庭から火を出さないということですね。これは婦人消防隊でなくても、みんな当たり前のことかと思えます。

今も、コロナ禍の中での活動をお聞きしました。この活動について一つなんです、ひとり暮らし高齢者の火災予防啓発活動、おひとり暮らしのところを回っていただいているわけですが、これについては、消防団が中心で民生委員さんと各自主防災会が加わって、回って行って

もできる活動だと考えますが、その点はいかがでしょうか。

それともう1点、先ほどの隊員が減少してきている件ですが、10年ほど前には1分隊が当町でも解散をしています。ということで、今は26分隊になっているわけですが、この実態については、町当局はどのようにお考えでしょうか。この2点についてお聞きします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。1点目のひとり暮らし高齢者世帯への防火啓発訪問につきましては、民生児童委員の皆様とも連携をして、訪問する世帯の確認を行い、場合によっては一緒に同行していくなど、ご協力をいただいております。長年にわたり継続して実施しており、今後も引き続き、婦人消防隊の重要な活動の一つと位置づけていきたいと考えているところでございます。

2点目の、1分隊が解散していることについての考えであります。地域の高齢化や就業形態の多様化に伴う生活様式の変化、また女性の就業率が上がった今日であっても、住民生活の基盤は各家庭にあると考えます。災害時は、特に子育てや高齢者の介護などを経験されている女性視点での対応が必要な問題が数多く発生し、解決には女性の協力が不可欠となることが考えられます。

町といたしましては、引き続き、婦人消防隊の活動を支援するとともに、隊員の皆様には、各家庭における防火・防災をはじめとする活動にご理解をいただき、地域全体での防災力の向上にお力添えをいただきたいと考えております。

また、各地区における隊員の確保につきましても、年々難しくなっている現状を踏まえ、人員数や活動内容については、隊員さんからのご意見等もお伺いする中で、よりよい方向に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長から答弁をいただきました。婦人消防隊を支援していくという話でしたが、私は自主防災会が地域でしっかりしていけば、婦人消防隊はと思うんですね。ただいま、課長のほうからは地域の高齢化、またワークが増えたということで、大変維持については難しくなっているということはお認めになっている。だけれども、女性の協力が必要だと。それは、婦人消防隊でなくても必要なことだと私は思います。

今回、私は婦人消防隊が必要ないという意味で質問しているわけではなくて、いざというとき、どのくらい機動できる婦人消防隊かという点が、とても今疑問に感じているわけで、質問させていただきました。

実際この2年間、コロナ禍ということもあったんですけども、隊員であった友人からは、一度も出動がなかったとお聞きしました。区によっては防災訓練をやったりして、出動があった区もあったと思いますが、そこら辺が実態の中ではそういうことでよかったのかなということをお心配になったわけですね。

これからは特に大規模災害がありますので、女性が本当に要援護者とかそういう方たちを把

握して、そうやって関わっていくことが大変重要になってくると思います。そういう意味でも、婦人消防隊の枠をなくして、共助である地域の自主防災会の中に女性の活躍の場を置いて、そしてそこできちんと位置づけて、力が発揮できるようなそういう組織、方向性に変えていったらどうかと思いますが、その点について、町の考えをお聞きします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。婦人消防隊の活動の中には、自主防災会や消防団と連携して、活動を実施するということがございます。各地区の自主防災組織には婦人消防隊が既に位置づけられており、出火防止や初期消火、消防水利への誘導などの役割や、有事の際は避難救護班として、住民の避難誘導や負傷者の救護などの大切な役割を担っていたところでございます。

特に大規模災害時には、町の対応などの公助が十分に機能し得ない可能性もあり、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の方々により防災活動に取り組む、共助の中核である自主防災組織の活動が重要となると考えております。

さらに、その活動の中でも高齢者や体の不自由な方、小さいお子さんや妊婦など、災害時に配慮が必要な方への対応や配慮が不足してしまう危険性が指摘されております。

町といたしましては、有事の際、そのようなことがないよう、婦人消防隊の皆様には女性ならではの視点で、隊員の活動を通じて得た経験を地域の防災活動に生かしていただくことにより、地域の防災力の強化・向上につながるよう、自主防災組織への婦人消防隊の参画につきまして、さらに啓発してまいりたいと考えております。

また、各地区の自主防災会において、女性の参画による組織づくりをしていただくことは、大変重要でありますので、積極的に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 最後には、自主防災会で女性の活躍を積極的にということでお話をいただきましたが、今は常備消防もしっかりしております。火災のときの後方支援といっても、私も火災のときにお手伝いに行ったことがあるのですが、なかなか邪魔になってしまうということもありました。

課長の言ってらっしゃることは、最終的には同じことを言っていると思うんですね。自主防災会組織の中で女性の活躍をしっかりというお話でありましたが、ただ、その婦人消防隊は、町としての婦人消防隊の意味づけがあるのか、それとも区の中でという、そこら辺の違いだと思います。

例えば婦人消防隊がなくなったと考えますと、出初式につきましては、各自主防災会の中の女性に参加を求めていく。そして、今、隊長、分隊長は報告を取ったり、研修に参加したり、大卒そういう形で取りまとめをしていただいている任務なわけですが、それがなくなって、自主防災会の中でそれぞれの女性が地域に密着した、例えば今は先ほど言ったように70、80の人が結構名簿に載っちゃっているわけですが、そういうことでなくて、しっかりと各区

の中でこの自主防災会に女性もきちんと配置して、この地域を守っていくというそういう形に変えていかれば良いと思います。

いずれにしても、高齢化と働く女性の課題は今後も続きます。地域の安全安心のために意識を高める取組は、既存のままでいいのかどうか、今後の町の取組に期待し、次の質問に移ります。

3. アクションスポーツ練習場について

イ. 設置への進捗状況は

昨年(2020)の東京オリンピックでは、新たに正式採用された競技の一つとしてスケートボードがあります。そして、競技結果は、うれしいことに男子では堀米雄斗選手、女子では日本選手最年少となる13歳の西矢栞選手が見事金メダルを獲得いたしました。

このように、現在全国でもその愛好家が増え、新たな施設ができております。当町でも令和2年7月、町内の愛好家の皆さんが、山村町長に町内への施設設置を求める要望書を提出させていただきました。私も同僚議員とともに同席させていただき、堂々と練習できる環境の整備を願う熱い思いを伺いました。

子どもから大人まで楽しめるということですが、音がうるさいなどの声もあり、場所の選定がネックでもあります。スポーツを通じて青少年育成や地域住民のコミュニケーションの場として、練習場の設置を切に希望されておりました。

そして、今回うれしいことに、今議会開会の町長招集挨拶の中で、この練習場の整備について触れられておりました。具体的な構想が見えてきたことに心から感謝を申し上げます。そこで、待ち望んでいる皆様もおりますので、その詳細について、わかる範囲で結構ですでお示しいただければと考えます。

これで1回目の質問を終わります。

町長(山村君) 3番目の質問ということで、アクションスポーツ練習場について、イ. 設置への進捗状況ということで、やっと私に質問が回ってきました。もう時間があまりありませんので、コンパクトに答えたいと思っております。

企業の新たな事業展開ですとか事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、さらには町内への移住・定住の促進にもつながる坂城町南条産業団地につきまして、2月28日に工事が完了し、都市計画法に基づく完了届を県に提出し、完了検査を受ける予定となっております。

分譲を希望する企業の募集を2月28日までとする中で、2社の企業から応募をいただいております。今後、坂城町工場立地審査委員会において審査を行い、分譲先となる企業について決定してまいりたいと考えております。

さて、この産業団地を造成するにあたりましては、開発区域内に調整池を設置するよう開発

行為により定められております。調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川等の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川等に入る前に一時的にとめる貯水池であり、開発行為面積から、都市計画法の基準に基づきまして流量が算出されており、南条産業団地においては、1,760平米の調整池を整備いたしました。

この調整池ですけれども、降雨の際には一時的に雨水をためるという機能が求められますが、平常時におきましては、水がたまっている状態でないということから、何らかの形で有効活用を図ることができないかと検討してまいりました。

検討にあたりまして、調整池としての機能を損なわないことを第一に、屋外における限られた面積での利活用といった点を踏まえるとともに、これまでスケートボード愛好家の皆さんをはじめとする多くの町民の皆様から寄せられた、若者が楽しめる新たな居場所をとった要望なども考慮したところであります。

こうした検討の結果、スケートボードとともに、3人制のバスケット、3X3（スリー・エックス・スリー）などが行える場所として整備することを計画したところであります。調整池底面積のうち、およそ700平米を舗装し、その上にスケートボード愛好家の皆さんによる手作りのセクションを持ち込むほか、町におきましても、高い耐水性や耐久性、安全性を備え、構造的に複雑な複合型のセクションを設置するとともにバスケットゴールを整備することとし、舗装していない部分については、利用者等の駐車場として活用できるよう計画したところであります。

東京オリンピックの種目にもなりましたスケートボードや、バスケットボール競技である3X3を楽しむ子どもたちのほかに、工業団地をはじめとする町内の事業所等に勤務される従業員の皆様にも、軽く汗を流す場として気軽に利用していただけるよう、周辺的环境も考慮した上で照明を設置し、夜間についても、大体21時くらいまでは使用できるよう検討しております。

また、当施設の名称につきましては、テクノさかき工業団地内に設置する調整池というのではあまり、つまらないので、「テクノさかき・ストリート・パーク」といった愛称をつけ、より親しめる場所としていければと考えております。

パークの利用にあたりましては、無料で誰もが気軽に体を動かせる健康づくりと交流の場としてご利用いただけるものとしながら、荒天時をはじめ雨天時は利用しない、また占用は行わず、譲り合って利用するなど、最低限のルールを決め、皆様に安全に楽しんでいただけるスペースとしてまいりたいと考えております。以上です。

11番（吉川さん） 町長直々に答弁をありがとうございます。本当に関係の皆様、この練習場の整備に向けて検討いただいたこと、心から感謝申し上げます。

利用にあたってのルールづくりなど、管理、また備品のセクションについては、どのように

今後されるでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。若者が楽しめる新たな居場所「テクノさかき・ストリート・パーク」の施設利用、管理につきましては、誰もが気軽に体を動かせる健康づくりと交流の場として考えております。

文化センター、体育館等の社会体育施設のように、事前に申請をしてから利用するのではなく、最低限の利用ルールを決め、遵守していただける方であれば事前申請は必要なく、無料でご利用いただきたいと思いますと考えております。

安全で楽しく施設を利用していただくための最低限のルールといたしましては、調整池であることから、雨天時は利用しない、占有は行わない、夜間の照明は21時に自動的に消灯するように設定いたしますので、消灯時間を過ぎてからの利用はしない、こちらを基本としながら、安全安心に利用できるよう、愛好家の皆さんなどと相談しながら、一定のルールを決めてまいりたいと考えております。

また、ほかの施設と同様に、施設内でのけがや事故につきましては、利用者の責任となります。利用者ご自身においても、スケートボードを行う場合には、ヘルメット、膝あてなどのプロテクターを装着するなど、安全に配慮した行動を取っていただくとともに、事前にスポーツ保険などに加入していただくよう、周知してまいりたいと考えております。

このように決めさせていただいたルールや、注意事項につきましては、注意看板を施設の入口に掲出し、利用される皆様に注意喚起してまいりたいと考えております。

備品の整備を進めていく際には、限られたエリアに配置することや、子どもから大人まで利用するなど、利用者のレベルが一樣でないことなどを配慮する必要がありますので、さらに愛好家の皆さん、町スポーツ推進委員と相談する中で、ルールづくりと併せ検討し、発注に向け取り組んでまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 注意看板を設置していただいて、この夏頃にはできるのか、とても楽しみです。未来を担う子どもたちが自らの可能性に向かって、施設利用を喜ぶ姿が目に見えます。

そして、今この時間もウクライナの子どもたちは爆撃に震えています。絶対にあってはならないこの惨劇を一日も早く停止することを切に願って、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、今、町の皆さん、職員の方、諸物価の高騰ということで非常に悩まされておる

と思いますけれども、今からちょうどじゃないですね、50年前の1973年にオイルショックというのが起こって、このときOPECなんかは原油価格を5倍まで引き上げてしまった。それで日本ではトイレトペーパーがなくなるという、原油が上がると、何でトイレトペーパーがなくなるのかよくわからなくても、もうみんながトイレトペーパーを買いに走ったというような状況がありました。

それで、今はちょうど非常にその状態によく似ていて、その当時の原因としては中東戦争、イスラエルとアラブの戦争なんかのおかげで、原油の供給不足ですよ。それと同じようなことが現在起こってまして、レギュラーガソリンの値段は、長野県は日本の中で県で3番目に高い。鹿児島、長崎、長野という順序で、今はもう180円を超えております。これは2018年には143円、140円台であったのが、原油価格としては、去年の12月に1バレルで75ドルから80ドルをつけた。もう今は既に120ドルを超えていますよね。これはほとんどの人が予想した数値とは、ある意味かけ離れておりますよね。100ドルを超えるかどうかというところで、1月あたりは言っていたわけですが、もうはるかに超えてしまいました。

すぐに生活に影響のある灯油については、長野県は今は公示で2,236円。町内のスーパーで、私は昨日買ってきましたけれども2,019円です。これが大体普通ですと1,600円くらいのところにあるわけですよ、一般的には。こんな形で、非常に今エネルギー価格が上昇している。それは1973年のオイルショックと非常によく似た形の供給不足が原因となっています。

それから次にですね、日本は、今までGDPの成長が世界のどの国と比べても全くしていない。断トツの一番最後、どん尻ということになっています。購買力平価ではかった1人当たりのGDPでは、もはや既に韓国にも抜かれ、はるか下のほうにいる。世界のGDPの18%を1990年代には占めていたわけですが、今はもうその3分の1、6%を切っているというところまで日本の貧困化が進んだ。

そして、非正規化で労働人口の40%近くまでがもう非正規職員になってしまった。そして今年は年金も引き下げられ、それから公務員の給与もこの前ですね、引き下げられる。そういう形での貧困化に見舞われている。

そして三つ目ですが、今度は円安という問題がありますよね。アメリカの物価は去年に比べて7%の物価上昇、これはもう1982年以来、つまり39年ぶりの急上昇であります。そして、その中のエネルギーに関しては29.3%も前年比で増えている。こうなると、向こうの長期金利のほうは、10年もの国債の長期金利は1.5%、日本のほうは全くこういう状況ですから、上げられないということで0.5%しかない。こうなればどんどん円が売られてドルが買われるのは当然だということで、円安。その円安によって輸入価格が非常に上昇して

いる。エネルギーについては、ほぼ全部日本の場合は輸入ですから、円安が進むと非常に輸入物価が上がるということは当然のことですよね。

今言った三つの言わば三重苦、まだまだ不況が続いているにもかかわらずインフレになるという、今までに言われたいわゆるスタグフレーションと呼ばれる非常に悪いインフレ状態になっているというふうに私のほうは考えております。

それで、去年というか今年ですよ、一部の世帯に5千円の灯油代金の補助を当町では行ったわけですがけれども、そのことも後でちょっと質問の中に入れてたいと思いますけれども、質問のところは、まず諸物価、ガス、電気料金、灯油、ガソリン、これは皆さんも何でこんなに上がるのというくらい上がっているというところが皆さんの実感だと思います。こういったことに対しての町の現状認識はどのようになっておるか。これがイですね。

それからロから、それらの高騰した原因はどのようなものとするか。

ハとして、町は今後この物価上昇の見通しがどのようになっていくというふうにお考えなのか、それをお聞きしたいと。

そして、ニとして、国や県の動向はどのようなものであるか。

最後、ホとして、先ほど言いました灯油代金の一部家庭の補助が今後どのようになるか。拡充されていくのか。それから、今後の諸物価の高騰に対して、どのような形で町民への支援施策を考えているのか。

そして、特にこのエネルギー価格で非常に大きな影響を受けるのは農業部門ですよ。今はどんなものを作るのでも、全てガソリンなりオイルなり、今はもう鎌を使って草刈りをやっている人なんて見たこともなければ、田植えも一家総出ではやっているんですけども、植えるのは田植え機と。全部物すごい量のガソリンなり重油なりを使ってですね、温室なんかは特にそうですね。使っているんですが、そういったことへの補助などの施策はどのようになっているか。これをまず第1番目にお聞きしたいと思います。

住民環境課長（竹内君） 1の諸物価高騰について、私からは、イからニまでのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イのエネルギーに関連する諸物価についての現状と認識であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、現在、我が国の経済は、数値・指標などが想定したものよりも下がる、いわゆる下振れの動きとなっており、景気の先行きが不透明な状況となっております。

加えて、昨年来、身近な食料品や日用品、ガソリンなど生活必需品の値上げが相次いでおり、中でも、原油価格の高騰によるガソリン価格や灯油価格、電気・ガス料金などのエネルギー価格の値上がりがかつて以上に家計に影響を及ぼしております。

最近の物価の変動について、消費者物価指数を例に申し上げます。この消費

者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に推定するものであり、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によりどう変化するかを指数値で示したもので、総務省により毎月公表されております。

直近となる令和4年1月の全国消費者物価指数は、全項目を対象とした総合指数について、令和2年、2020年を100として比較した場合に、前年同月比0.5%上昇の100.3であり、昨年9月から5か月連続で上昇しております。中でも、エネルギー構成目については、前年同月比プラス17.9%と大きく上昇しており、品目別では、電気代がプラス15.9%、プロパンガスがプラス6.3%、灯油がプラス33.4%、ガソリンがプラス22.0%といった状況であります。

県内の状況としましては、ガソリンが1月初旬のレギュラーガソリン1リットル当たり169.8円であったものが、2月末で179.8円と、10円の値上がりとなり、灯油につきましても、1月初旬に18リットル当たり1,877.5円に対し、2月末で2,037.6円と、160.1円の値上がりとなっている状況であります。

こうした物価上昇により、住民の暮らしや企業活動、農業、商業など、あらゆる分野へのさらなる影響が懸念される所であり、今後についても状況を注視していく必要があると考えております。

次に、ロのそれらの高騰の原因といたしましては、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことで、世界的に経済活動が再開し、その結果として、エネルギー関連の製品やサービスを提供していく上で必要となる原油の需要が一気に膨らみました。しかし、その一方で、世界経済の混迷に伴い、原油の供給は抑えられている状況になっており、その需給バランスが崩れたことによる原油価格の高騰が、エネルギー関連などの物価上昇の最大の原因であると認識しているところでございます。

これに加え、ロシア軍のウクライナ侵攻により、国際社会のロシアに対する経済制裁が強まり、世界的な原油量の逼迫が重なっていると考えられる所であります。

続いて、ハの今後の見通しであります。コロナ禍から世界経済は回復しつつあるものの、今申し上げたウクライナ情勢の緊迫化による原油価格の高騰が続くと懸念される所であり、電気代やガソリン価格等の一層の値上がりのほか、輸送費やプラスチック製品のコスト上昇による食料品や日用品の値上がりなど、住民の暮らしへのさらなる影響が懸念される所であります。

最後に、ニの国や県の動向であります。国は、ガソリンなど燃料価格の高騰を抑えるため、石油元売り会社にガソリン価格抑制補助金を交付する措置がなされており、今後、補助額を大幅に引き上げることが決定されました。県におきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う

支援策を講じるなど、燃料をはじめとする諸物価上昇による消費マインドの冷え込みや、企業業績等への影響を緩和するためにも、国や県の経済対策に期待するところであり、引き続き、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ホ. 町の対策のうち、原油価格高騰等緊急対策助成事業についてお答えいたします。

冬場の暖房が欠かせない当町をはじめとする寒冷地におきましては、暖房に要する灯油などの燃料費が家計に及ぼす影響は、決して小さなものではないと考えております。

そうした中で、寒さが本格化してきた昨年、令和3年1月29日時点の長野県での灯油18リットル当たりの店頭現金価格は、経済産業省資源エネルギー庁による石油製品価格調査の給油所小売価格調査によりますと、消費税込みで1,942円と、前年ですね、令和2年11月30日時点と比較しまして、18リットル当たりで503円値上がりしておったということで、町民生活への影響が大変懸念される状況でございました。

町では、こうした状況に鑑みまして、特に経済的な配慮を要する世帯の負担を軽減するため、冬期間の暖房費用の一部を助成する緊急的・臨時的な措置として、昨年12月議会において原油価格高騰等緊急対策助成事業に係る補正予算の議決をいただき、1月から対象世帯に対し5千円の助成金を支給したところでございます。

対象世帯につきましては、令和3年12月1日現在、町内に住所を有する在宅の方で、令和3年度の住民税が非課税世帯のうち、年齢が75歳以上のみの高齢者世帯、介護保険法の要介護度が3から5の認定者がいる世帯、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1・A2またはB1、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などの手帳等の交付を受けている方がいる世帯、二十歳未満の子を養育するひとり親世帯、生活保護法による生活扶助を受けている方が属する世帯、これを支給対象といたしまして事業を実施したところでございます。

今後の支援施策というご質問でございますけれども、諸物価高騰への根本的な対応につきましては、国においてなされることが基本と考えているところでございますけれども、今回の緊急的な措置と同様に、生活への影響ですとか緊急性、必要性、対象範囲等々、こういったことを総合的に勘案する中で、その時々々の状況を見極めながら、適切に判断してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、農業用燃料費高騰に対する補助についてお答えいたします。

当町の農業は、果樹を基幹品目とする農業形態の中で、水稻、花卉、野菜など幅広い品目が栽培されておりますが、冬の期間において暖房用燃料が必要となる花卉や野菜などによる施設園芸については、燃油高騰の影響が懸念されているところでございます。

このような中で、町では、国が実施する施設園芸等燃油価格高騰対策事業への申込みを生産者に働きかけるとともに、主な施設園芸農家に対し、冬の期間における暖房用燃料の消費量に

ついて聞き取り調査を実施いたしました。

国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業は、支援対象を施設園芸農家3戸以上、または農業従事者5名以上で構成する農業団体等とするほか、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営へ転換することが求められており、事業要件が厳しいことから、応募する農家はありませんでした。

また、施設園芸農家への聞き取り調査では、町内において数百リットル規模で灯油または重油などを使用している生産者は3軒でありましたが、長野管内の市町村において、農業分野における燃油高騰対策の動向を確認したところ、国の対策事業を活用するほかに、単独で農業分野における燃油高騰対策を行っている市町村はなく、他産業を含めた燃油高騰の影響も考慮する中で、農業分野のみの燃料高騰に対する助成は見送ったところでございます。

また、ながの農協から燃油高騰対策として農協からの燃油購入者に対して、市町村助成について働きかけがありましたが、対象者が農協からの燃油購入者に限定されるということから、管内市町村においては、いずれも実施を見送ったところでございます。

このように、町単独で農業分野の燃油高騰に対する助成は行っておりませんが、昨年10月から実施いたしました「さかきのお店応援券事業」では、町内のガソリンスタンドも取扱店として登録いただいております。また、応援券利用もあったことから、農業分野に限らず、燃油高騰に対する一助になったものと考えております。

いずれにしましても、燃油を含め農業資材は高騰している状況でありますので、引き続き動向を注視する中で、関係機関と連携しながら農家支援について検討してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 今、この原油なりエネルギーの高騰している原因、それから諸物価のほうはですね、やっぱり円安による輸入物価とかそういうことだとは思いますが、エネルギーに関して、先ほどの分析では、コロナ禍からの経済の再開ということで、需要がどんどん伸びているのに供給が追いつかないということを言われましたけれども、これは確かにそうなので。2020年の5月に、実は原油価格はマイナスまで落ちたんですよね。まさにコロナ禍で2020年の5月ですよね。マイナスまで落ちるってどういうことかということ、ガソリンそのものが単なる産業廃棄物になってしまったということですよね。お金をこっちで払うから持っていってくれという、こういう状況になっちゃったわけですよね。そこから、経済が再開して、だんだんコロナ禍から脱却して徐々に伸びてきたというところは、私も賛成できるわけですよね。

しかし、どうしても一つ抜け落ちた原因があるんじゃないかと。それはですね、あまりにも拙速な、そして精緻な工程表がないままに脱炭素を、特にアメリカのバイデン政権なんかは言った。日本でもEUでもそれを極度に推し進めると。EUは再生可能エネルギーで風力で行

くということが洋上風力、北海のほうの、ここは風が非常に吹くから大丈夫だと言っていたのが、去年風がろくに吹かなくて、風任せでやっていたら全然電力が足りないということで、ヨーロッパのほうの天然ガス価格が、石油換算にして1バレルは本来20ドル程度、非常に気体で扱いづらいので20ドル程度なんですけれども、それが200ドルまで上がっちゃった。つまり10倍になっちゃっているわけですよ。それであちこちで停電が起こっている。

中国のほうも、まさか脱炭素なんて本気でやるとは思わなかったわけなんですけれども、実際にはやりまして、石炭が70%。70%って電力構成比の石炭に占める割合が70%なんですけれども、それを56%まで落としちゃったわけですよ。今は各地で中国のほうは電力不足で停電が起こっている。

そして、原油のほうは本来、今までですね、今現在は受給が足りないわけなんですけれども、通常は1日1億バレルくらいが日量取引されていると。これは、サウジアラビアのアブドルアジーズ石油相は、10年たつと需要のほうは少しは落ちるだろうと、この脱炭素の動きで。それで9千万バレルくらい、日量ですね。

ところが、供給のほうは、皆さんもよくご存じのとおり、もうここに投資するところには金を出さないぞということになっていまして、それでどんどん供給が減ると。この石油大臣の考え方、7千万バレルほどになっちゃうということで、そのところは需給バランスが全く崩れちゃう。この需給バランスの崩れは、私はあまりにも拙速な脱炭素という流れがあるのではないかと考えておりますが、そのところはいかがでしょうか。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えいたします。需給バランスの関係ですけれども、確かに脱炭素によって原油離れといいますか、エネルギーがガソリンから電気のほうに切り替わっていく、また発電においても火力発電、石炭発電、それから原油等の発電から違ったものに変わっていくというような中で、原油の需要というものが落ちる、先行きが落ちるという見込みについては、産油国のほうでも立てているものだと考えております。

しかし、脱炭素社会を目指すということは、もう世界共通の考え方として大変必要なことなんですけれども、産油国のほうがそれを見越して、あまりにも急激な絞り方をしているというところでの需給ギャップが起きているというふうに考えているところでございます。

8番（栗田君） 今言われたように、確かに石油というのは、今ちょっと足りなくなったからさあ掘れと、増産しろと。世界一の産油国であるアメリカのバイデン大統領が、自分はろくに何もしないのに、OPECに対して石油をもっと増産してくれと。あなたのところは一番でしょと思うわけなんですけれども、自分のところは、グリーン政策で大変であるからやってくれと。かなり、いいかげんに聞こえるわけですよ、やっていることが。

日本の場合、先ほど言いましたように1973年の中東戦争からのオイルショック以来、今までもう50年、半世紀ですよ。実はこの50年間何をやったかといえば、省エネという名

前の脱炭素をここまで繰り返して50年間やり続けたわけ。それでまさに世界一の省エネの技術をつくり上げた、この日本がどれだけこの50年間、企業の方、科学者、それから技術者が血のにじむような努力でやってきたこの50年間に対して、ちょっと国連がこうせい、ああせいみたいな話で、それにマスコミもちやっかり乗っかって、それから日本は化石賞をもらったけれどもどうなんだなんて、どこかの国会議員がそんなことを言って政府に迫るといような、とんちんかんことをやっていますが、日本での50年間のこの省エネ、脱炭素のこの努力について、あまりにも言及する人がいないので、この性急な脱炭素ということ、それが意識高い系だなんて思っている人たちには、どうしても私はここで一言言っておきたいと思いました。

それについては、あまりにも性急な脱炭素はいかなものかと。結局はそういったことをやることによって、市場という現実にしっぺ返しを食らったというのが現在で、しかも、原油なんかの場合には、投資してから5年たたなければ掘り出すこともできませんので、この状況は長く続くだろうと。そこに加えて、ウクライナ問題による原油高騰、あるいは天然ガス、そういった化石燃料の上昇は、これから行われることだろうと。それが私の見通しであります。

それでは、第2番目として、犯罪被害者等支援条例というものを坂城町がつくっておりますが、この件について一般質問を行いたいと思います。

昭和29年という、その年に生まれた方もいるかと思いますが、日本の昭和29年というのは、殺人によって戦後死ぬ人が最大の数値、3,081人殺人事件によってお亡くなりになりました。それ以来、殺人によって死なれる方の数はどんどん減って、今では世界ほぼ最低ですよ。

一つだけちょっと目立ったところが、日本より下なんですけれども、それはバチカン市国ぐらいのもので、このバチカン市国は人口が615人しかいませんので、日本とは比較にならない。1億人以上いる中で、これだけ殺人事件の少ない国というのはまずないと。

ところが、そうであればこそ、その殺人というような事件に、なぜうちの子が遭わねばならんのだというときの衝撃の大きさ、そして一体なぜだというその気持ちは、こちらからはもう全くはかり難いものだと考えています。

それですね、ただいま現在の県議会のほうで、県犯罪被害者等支援条例の案が提出され、審議されているところですが、この県の条例は、同様の条例がもはや32都道府県にあるわけなんですけれども、実際に見舞金支給というものを明記したのは、まさにこの県条例が初めてであり、これがもし可決されれば、全国初ということになりますよね。

それですね、県がそこまで行ったその大きな決起となったのは、当町、坂城町が制定した犯罪被害者等支援条例、これが大変大きな契機になり、県でも一生懸命同じようなものをつくらうということになったわけですよ。

非常に難しい形での犯罪被害者等支援条例というものを、町長はじめ町職員の方の親身な献

身の結果生まれたものだと考え、被害者本人の方からも感謝、今はもう感謝しかない。それで、県まで、ここまで来たと。大変うれしいという言葉をいただいています。

その被害者の支援条例について、私のほうで少し気になることをいくつかご質問したいというふうに思います。

一つには、傷害を受けたほうの場合なんですけれども、傷害見舞金の要件の文言の中に、犯罪行為により傷病を負った者とあるわけなんですけれども、直接的な身体への暴行はなかったにしても、現場に居合わせて強い精神的な打撃、よく言われるPTSD、心的外傷なんて訳されますけれども、こういった場合の被害者の認定の範囲ですよ。これをただただ認めてしまうと、例えば通りがかった人も、見たらもうひどい、ぞっとして私は具合悪くなっちゃったというのまで含めるのではちょっとまずいだろうということで、その範囲をお聞きしたいと思います。

それからですね、次に支援の内容として、口の1番として、もうその被害を受けて、精神的なダメージは非常に大きいわけですが、それでもやっぱり人間生きていかざるを得ないということで、生活を維持する上で一番大切なものが経済的な問題、経済ですよ。そして、次に住むところ。一体どこに住むのか、住居の確保、これが差し迫った非常に大きな問題だと思います。その住居に対しての支援はどうなっているか、十分かどうか。

それから2番目として、非常に心が傷つけられる一番大きな理由は、2次被害、いわゆるマスコミ報道なんかで何々という話もあるとか、何々と言われているとか、専門家はこう言っているとか、まるで自分自身には全く、それを言ったからといって責任が生じないような形で風評をあおるような、そういうことがあった場合どのような対応をするか。また、県条例のほうで出されているほうではですね、そういうことに対しての学校教育も行われると、そういうことになっていますよね。それについて、当町ではどのように取り組んでいくか。

そして、最後に3番目として、本人自身では対処が非常に困難な問題、特にお金なんか絡んだり、あるいは単なるSNSでの風評とかに対して、もうどうにもならないと。それから、経済的、ローンがまだ残っているとかがいろいろあると思います。そういった、本人が立ち向かうにはあまりにも過酷な問題を、ある公的な代理人というような、弁護士になるのが一番いいんでしょうけれども、そういうことについての方策は、町のほうではどのように考えているか。この点についてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから2番目の質問としまして、犯罪被害者等支援条例について、イの遺族見舞金・傷害見舞金等についてのご質問がございました。私からは、坂城町での例もお話しいただきましたけれども、全体の経緯につきまして、私から答弁いたしまして、詳細につきましては担当課長から答弁申し上げます。

まず初めなんですけれども、坂城町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、実は私は前からこの問題意識を持っておりました。つまり、日本では長い歴史の中で、どちらかという

と犯罪を犯した人に対する人権を守る、保護するというのが非常に議論されて、実施されてまいりました。典型的な例は刑法39条であります。犯罪を犯しても精神的な状況はどうかというところで、それがよく論点にもなりましたし、何年かすると刑務所から出てくると言われました。

じゃあ翻って、被害を受けた方に対する保護というのはどうなっているんだということで、これは問題だなと思っておりまして、今、栗田議員がおっしゃったように、32の都道府県で決まっているのに長野県は決まっていないというようなことがありました。

そして、たまたまその当時の千曲警察署長さん、お名前は申し上げませんが、この方は、もう5年前になりますけれども、軽井沢のスキーマの事故がありました。多くの方が亡くなりましたが、あのとき担当されていたそうなんですが、ほかの都道府県の被害に遭った、命をなくされた方に対する補償はできたけれども、長野県の方はされなかったということで、長い間、県に対しても運動をされていたということでありました。

たまたま、その時期に私は、その千曲警察署長さんから県内には犯罪被害者等を支援するための条例を制定している市町村がなく、事件が発生し被害を受けてもサポートがすぐにできない状況であるということで、打合せをしましょうという日にちを決めておりました。ところがその1週間前に悲惨なる事件が起きてしまったということでありまして、具体的な打合せはその後になりましたけれども、早急に犯罪被害者等支援条例を制定しようということで、警察とも一緒になって検討を始めたということでありました。したがって、条例が整っていない中でこの事件に対しての対応をせざるを得ないということでありました。

この令和2年5月の痛ましい事件は、被害者のご自宅で発生して、1週間程度は警察で保護されておられましたけれども、その後は、被害者の方自身で生活の再建を図ることになるため、住居の安定が図れるよう、警察を通じて町営住宅への入居の申出がございました。しかしながら、自宅から近い位置にある町営住宅に入居された場合に、被害者のご遺族をはじめ、町営住宅に入居されている方々の2次被害を防止することが重要になりますので、当面の間は、町外の県営住宅が利用できるよう、千曲警察署に検討をお願いした経過がございます。

その後、事件も落ち着き、町営住宅の利用を引き続きご希望されたことから、令和2年10月末に入居可能な町営住宅をご案内いたしましたけれども、間取りの関係ですとかいろいろありまして、ご希望に合わず、入居には至らなかったということでありました。

このような経過もあり、条例制定に向けての準備を急ぎ、議会のご理解もいただく中で、令和2年9月に坂城町犯罪被害者等支援条例を制定したところであります。

また、ご遺族への見舞金につきましては、この痛ましい事件を考慮する中で、何とか支給をしたいという思いから検討を重ねまして、犯罪被害者のご遺族へ見舞金が申し上げられるよう要綱を整備して、ご両親に合計60万円の見舞金を、言わばこれはバックデートした形になり

ますけれども、見舞金を申し上げたところでございます。

先ほども申し上げましたが、条例等の制定準備の段階で事件が起きてしまい、条例などの制定が間に合わず、大変残念な思いをしておりますが、事件発生後は警察や関係機関と連絡を取り合う中で、最善の対応を行ってきたものと考えております。

また、ご遺族の皆様におかれましては、少しでも早く穏やかで平穏な日々を取り戻され、安定した生活を再建されますことをご祈念申し上げたいというふうに思っております。

企画政策課長（大井君） 犯罪被害者等支援条例についてのご質問にお答えをいたします。

犯罪被害に遭われた方が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、町、町民及び事業者、関係機関などが連携して、被害者に寄り添った支援施策を総合的に実施することを目的に、犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、支援を行っているところでございます。

ご質問の見舞金の支給につきましては、町の条例及び要綱において定められており、条例では、条例の言葉を引用させていただきますので硬くなりますが、「犯罪等により害を被った者、及びその家族又は遺族」を支給範囲として、要綱では、条例の支給範囲のうち「犯罪行為を受けたことにより傷病を負った者で、その治療に要する期間が1カ月以上であると医師により診断された者」としておりますので、この範囲において見舞金を申し上げてまいります。

また、見舞金の対象について具体的に申し上げますと、見舞金の支給要綱において、遺族見舞金につきましては、事実上の婚姻関係も含めた配偶者または死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹などで、支給の順位といたしましては、まず配偶者を対象とし、その次に父母や子などの順番となります。

また、傷害見舞金は、傷害被害を負ったご本人が見舞金の支給対象となります。

続いて、犯罪被害者への住居の支援につきましては、現在、県議会で審議されております長野県犯罪被害者等支援条例の案で、従前の住居に住むことが困難となった被害者の方などの住居の安定を図るため、県営住宅への優先的な入居について配慮することが規定されております。

この県営住宅への優先的な入居が行われることで、被害に遭われた方などの住宅の安定が図られるものと考えております。また、状況によっては町営住宅を一時的に利用することについても、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2次被害対策の対応についてのご質問ですが、町では毎年12月に人権に関する問題について理解を深め、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催し、人権尊重の普及高揚を図っており、犯罪被害につきましても、今後のテーマとして取り上げていきたいと考えております。

小中学校における人権教育は、子ども・女性・障がい者などの人権に併せ、犯罪被害者に関する問題についても、教育活動全体を通じた人権教育として行っており、さらに中学校ではS

D G s の学習と併せた人権教育に取り組んでおります。

町内企業への啓発といたしましては、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権同和教育研修会や企業内人権同和教育推進員研修講座を開催しており、企業に対しても、犯罪被害者等への理解を深める内容を取り入れた研修を行っているところでございます。

今後も、地域社会や企業に対し、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、機会を捉えて啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、公的代理人等についてのご質問ですが、犯罪被害者ご自身では対応が困難な風評被害や専門的な課題に対応するため、公安委員会が認定するNPO法人の長野県犯罪被害者支援センターがでございます。この支援センターでは、専門的立場で相談に応じていただくことができ、検察や裁判所、その他関係機関への同行支援や専門的知識を持つスタッフによるカウンセリングなどが行われております。

また、相談業務のほか、国の犯罪被害者等給付金の申請補助、犯罪被害を受けられた方などに対する物品の提供や貸出し、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動なども行われ、総合的な支援の窓口として犯罪被害を受けられた方などからご相談がございましたら、おつながりしてまいりたいと考えております。

町といたしましては、犯罪被害を受けられた方への理解を深めていただくため、県、警察、関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き、町のホームページや広報紙等で啓発を図ってまいりたいと考えております。

8番（栗田君） こういう条例に限らず、法律というものは、それに該当する件がどんどん起こって行って、その一つ一つの問題について、言わば判例のようなものを積み重ねて行って、それが全体として一つの法律になるものというふうに考えています。したがって、今回のこの件、それからまたいろいろ出てくると思いますが、そこでよりよい条例が形成されていけば大変いいというふうに思っております。

じゃあ最後に、これは今日突然聞かされた話なんですけど、昨日かおとといか、大変何というんですか、突然、木に登っていて、それでよくわかりませんが、私には。そこから落下する、落下する前にもう大変なことになっていたらしいですが、そこで命を落とすと。私より一つ下の人なわけですけども、年は。そういうところに居合わせた方の言葉に、とにかく時間は戻せないと、起こっちゃう。この件についてもそうだと思いますよね。自分の子どもが亡くなる。

そういうことで、ここで私の一般質問はちょっとお許し願いたいと思います。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時34分～再開 午後 3時44分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対し、医療関係者、事業所の皆様、さらに行政をはじめ、自らの感染予防等様々なお立場から尽力されている方々に、この場をお借りして感謝と敬意を表する次第でございます。そして、感染症検査陽性者の方々には一日も早い回復を願い、お見舞い申し上げます。

ワクチンの3回目接種も8か月から6か月へと短縮されたと厚生労働省の方針が変わり、中でも混乱がないよう柔軟な対応、そして子育て世帯への臨時特別給付金におきましても、政府の方針が変わる中、当町におかれましては、現金による支給の決断、そして事務手続においての迅速な対応に対しまして、重ねて敬意を表する次第でございます。給付を受けたご世帯の方からも、現金での給付に対し、ありがたいとの声を多くお聞きいたしました。

こうした新型コロナ感染症による対策への対応も丸2年が過ぎ、経済の面、福祉の面、教育の面、環境の面と、町民の皆様の安心・安全な生活のための支援策や取組がなされてきたところと思います。

この新型コロナ感染症による検査の陽性者数も、県内で何百人と連日発表されておる中で、数字の慣れもあり、混乱することも以前よりなくなってきており、一人一人冷静な対応をしていただいているところだと思いますが、いまだ陽性者数は高止まりという状況の中で、予断を許さないところでもございます。

しかしながら、必ず来るコロナ禍の出口を見据えていきながら、復活への行動を考え、また経済の動向、物価の上昇による生活面での不安という状況を踏まえた中で、アフターコロナに向かってということで、2点質問させていただきます。

イとしまして、事業所の支援についてでございます。今年度、令和3年度は2年度にも増しまして新型コロナ感染症に対する経済支援、事業所支援等、様々な支援事業がなされてまいりました。3年度の支援事業の実績をお尋ねします。その中でも特に、経済活性化の支援事業とも言えます「さかきのお店応援券事業」の反応と成果も踏まえてお聞きいたします。

また、3年間にわたります感染症拡大防止策として、さらにまん延防止等重点措置として時短要請、休業要請なども出ております。そのような中で、影響を受けている事業所への4年度の支援事業の施策等をお聞きいたします。

ロといたしまして、町の観光施設についてでございます。全国的にも新規陽性者数また病床使用率の減少により、まん延防止等重点措置とそれに伴う休業や時短要請、そして人々への自

粛要請が徐々に解除されてまいりますと、昨年の自粛後の統計上、人の流れが活発になることが期待されます。町内の各サービス業、観光業の事業所の経営者の方々も、感染防止対策をしながら、今後の事業、または商売の復興に向け、宣伝活動やイベントの計画など様々なことを考え、経営の正常化に向けた取組と企業努力を重ねております。

そうした中ではございますが、これから歓送迎会や卒業式、入学式、旅行シーズンという中でも、2年連続の自粛となっております。町の観光施設においてもしかりです。施設の休館やイベントの中止などで来客数は減少していると思います。その中でも、ばら祭りとして5月の下旬から6月上旬にかけて開催され、期間中は4万人を超える来園者があった、千曲川バラ公園で行われるばら祭り。全国的にも珍しい展示館でもあり、様々なコンセプトで主に刀剣等を展示している鉄の展示館。そして、コロナ前は年間20万人を超える来館者があった、お風呂からの眺望も人気の湯さん館。これらの町観光施設の今後の集客に向けた取組を準備していく必要があると考えますが、町のお考えをお聞きいたします。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんから、アフターコロナに向けてということで、イ、ロとご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、そのほか個々の内容、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

新型コロナウイルスは、デルタ株から感染力が高いオミクロン株に置き換わり、急速に感染が拡大し、長野県をはじめ多くの都道府県でまん延防止等重点措置が適用される状況となりました。

町民及び事業所の皆様には、まん延防止等重点措置の適用に伴い、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛、基本的な感染防止対策の徹底、不要不急における県外との往来の自粛、早期のワクチン追加接種など、様々な面でご協力をいただいたところにつきまして、感謝を申し上げます。

当初、1月27日から2月20日までとしていたまん延防止等重点措置の適用期間は、感染者数が高止まりする中、3月6日まで延長されましたが、これまでの対策など、皆様方のご理解とご協力により、感染拡大は徐々に収まりつつあり、長野県における適用期間は3月6日をもって終了したところであります。

重点措置が解除されたとはいえ、これから人の移動や集まる機会が多くなる年度末・年度始めを迎え、さらに春のイベントなどが計画され、増えてくる時期になりますので、当面は感染対策を徹底し、感染拡大の再燃を防ぐため、これまでと同じレベルの取組が必要であると考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

さて、これまでにおける新型コロナウイルス感染症の波は、アルファやベータ、ガンマ、デルタ、そしてオミクロンと形を変え、性質を変え、何度も押し寄せてまいりましたが、その都

度、町内事業所が必要とする支援策を検討し、対応してきたところであり、令和3年度におきましても様々な支援事業を実施してまいりました。

最初に、町の制度資金の経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）ではありますが、町内事業所の資金繰りを支援するため、運転資金500万円を限度額とし、貸付利率や利子・保証料補給など、事業所等の負担を低減させた融資制度で、令和2年度に引き続き実施いたしました。

また、中小企業等事業継続支援金は、コロナ禍前と比較して、月の売上げが30%以上減少し、厳しい経営状況にある町内事業所に支援金を給付する制度として整備し、事業の継続と経営の安定化を図ることを目的として創設したものであります。

また、「さかきのお店応援券事業」では、発行総額2,893万円に対して、換金総額が2,561万4千円で、約9割の利用をいただきました。

また、同時期に実施いたしました「ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業」では、応援券とスタンプラリーの相乗効果により、店舗等の利用促進と地域における消費喚起を促すことができたものと考えております。

また、飲食・小売店等が行う感染防止対策の環境整備や強化を支援する飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金や信州の安心なお店推進交付金については、町内の飲食・小売店等がこの補助金等を活用することにより、信州の安心なお店の認証店も増え、応援券やスタンプラリーの事業実施にあたっては、コロナ禍でも安心してご利用いただける店舗環境が整ってきたこともあり、多くの方にご参加いただき、店舗等の利用促進につながったものと考えております。

次に、町商工会と連携して実施しました商工会飲食業等支援事業「ドライブスルー坂城井井」、井井ですね。これは地域の飲食店の味を堪能いただくとともに、売上げの増加と今後の集客につなげることを目的に実施いたしました。大変盛況で、多くの方にご利用いただきました。

これら令和3年度の支援事業につきましては、町商工会や関係機関、町内の金融機関からも情報を得ながら実施してまいりましたが、事業活動の継続や経営の安定に向けた事業所への効果的な支援ができたものと考えております。

令和4年度の支援施策につきましては、製造業や飲食店などの小規模零細企業への支援を中心に、国や県の支援制度も確認しながら、必要とされる支援が行き届くよう、状況に応じた制度の検討や情報発信などについての的確に対応してまいりたいと考えております。

また、事業の実施にあたっては、国や県の有利な補助金を効果的に活用する中で、町商工会やさかきテクノセンターなどの関係機関や金融機関と連携を密にして、町内事業所のニーズに合った支援策の実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町の観光施設についてお答えします。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出や移動の自粛が求められ、毎年4万人もの方においでいただければ祭りをはじめ、町内で行われる各種イベントの中止が余儀なくされました。

また、心と体を癒やしリフレッシュしていただくびんぐし湯さん館や、日本刀のすばらしさと匠の技術を伝承する鉄の展示館などの観光施設におきましても、来館者が大幅に減少するなど、大変大きな影響を受けているところであります。

令和4年度に計画をしている各種イベントにつきましては、新型コロナの感染状況を注視し、感染予防対策の徹底を図る中で、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、観光施設におきましては、各施設の魅力を感じていただき、興味を持っていただけるような工夫や情報発信に努め、様々なイベントや各施設との相乗効果といった点にも目を向けながら、集客につなげてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、伊の事業所の支援についてと、ロの町の観光施設についてのうち、鉄の展示館についてお答えいたします。

町内で新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた令和2年度に続き、令和3年度においても感染拡大による事業所への影響が著しいことから、様々な補助金・助成金などの支援事業を創設し、支援を行ってまいりました。

初めに、「さかきのお店応援券事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の飲食店をはじめ、小売店や理美容店など、地域で頑張る事業所の利用促進を図るとともに、消費喚起を促すため実施したものであり、町内事業所から応援券の取扱店を募集し、そこで利用できる応援券を町民1人当たり2千円分を世帯主に支給し、昨年10月1日から本年1月31日までを利用期間として実施いたしました。また、応援券2千円のうち1千円分は取扱店の全てで利用できる共通券とし、残りの1千円分は飲食店で利用できる専用券として発行したものであります。

応援券の利用状況としましては、発行枚数に対して取扱店共通券が92%、飲食店専用券は86%で、全体の利用率といたしましては89%となり、総額で2,561万4千円の利用がございました。

応援券の取扱店からは、応援券のおかげで年末年始が乗り切れた、コロナ禍でお客さんが減少していたので効果的だった、来年も第2弾、第3弾を行ってほしいなど、多くの声が寄せられたところがございます。多くの町民の皆さんにご利用いただいたことで経済効果や消費喚起につながり、コロナ禍で落ち込んでいた商業店舗等の売上の確保に大変効果があったものと考えております。

次に、「ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業」につきましては、町内

の飲食・小売店や観光施設などの利用促進と誘客を図るため、町商工会と連携して実施いたしました。

町内商業店舗等を回るスタンプラリーは、参加店として登録された事業所で、異なる5店舗においてそれぞれ1千円以上の買物を行い、5店舗分のスタンプを集めた方に商工会の商品券を漏れなく進呈するもので、さらにその商品券を使用することで消費拡大につなげるものがあります。また、5店舗分のスタンプがたまった台紙を抽選会に参加できる応募用紙としたことから、スタンプラリーへの参加意欲をさらに高めることができました。

10月と11月の2回実施いたしました。10月分は1,043人、11月分は1,030人で、合計2,073人の方にご参加をいただき、令和2年度に実施したスタンプラリーの約2.4倍の実績となりました。

このスタンプラリーの経済効果を数値で表しますと、進呈した商品券を含めて、少なくとも1,240万円となり、こちらも大きな効果があったものと考えております。

また、台紙によるスタンプラリーと併せて、各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取って行うデジタルスタンプラリーを実施したことにより、幅広い年齢層の方が楽しみながら買物や食事などを行う機会となり、さらには「さかきのお店応援券事業」とスタンプラリー事業を同時期に実施したことで相乗効果が生まれ、消費拡大と需要喚起、経済活動の活性化にも寄与できたものと考えております。

次に、飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金につきましては、町内の小売・飲食・理美容・医療などの業種で、新型コロナウイルスの感染防止対策を行うために必要となる除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入や設置に係る費用について、10万円を上限に補助するもので、申請件数が73件、641万1千円の補助を行いました。コロナ禍における事業経営者の経費負担の低減と、店舗等を利用する方が安心してサービスを受けられる環境づくりの支援につながったものと考えております。

次に、中小企業等事業継続支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波などの影響を受ける町内中小企業者の事業継続と経営回復及び安定を図るため、事業全般に広く使える支援金として創設したものであります。

令和3年4月から9月までのいずれか1か月の売上げが、新型コロナの影響を受ける前の同月比で30%以上減少している中小企業者を支援するもので、36件の事業所に対し673万5千円の支援金を給付いたしました。

次に、信州の安心なお店推進交付金につきましては、県が推進する信州の安心なお店の認証を受け、店舗等の利用促進や安心・安全の確保を事業者自ら行うとともに、事業の継続と経営の安定を図る事業所の支援として実施したものであります。

県が実施する認証制度により認証を受けた、町内に事業所や店舗を構える法人または個人事

業者を対象として、1事業者につき10万円を交付したものであり、申請件数は39件で、390万円を交付いたしました。この交付金事業の実施により、町内で認証店となる飲食店などが増え、店舗における感染防止対策も向上したものと考えております。

また、第6波によるまん延防止等重点措置の適用により、飲食店への時短要請がされたところではありますが、認証店においては、営業時間や酒類の提供などの要件が緩和され、売上減少の抑制につながられたものと考えております。

この県の認証制度につきましては、店舗等が感染防止対策を行い、利用者が安心して飲食や各種サービス等を利用できる環境づくりとして効果的でありますので、引き続き、町内事業者への周知及び推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金につきましては、国の雇用調整助成金等の申請書作成などに係る業務を社会保険労務士に委託した場合に、支払った経費に対して補助をするものであります。

令和2年度から継続して実施している事業で、令和3年度の申請件数は、2月末時点において1件ではありますが、制度についての問合せ等は現在も続いている状況であります。

次に、町制度資金であります経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）につきましては、中小企業等の資金繰りを支えるため、令和2年4月に新設した融資制度で、貸付限度額は運転資金500万円として、貸付利率を0.8%、貸付後5年以内については金利負担ゼロ、保証料も全額補給するなど、事業者の負担をできる限り軽減する内容となっております。

令和2年度は180件、令和3年度は2月末時点で41件の実績であります。コロナ禍で減少する売上げを補填し、事業を継続していく資金として大変有効にご利用いただいたものと考えております。

次に、商工会と連携して実施した「商工会飲食業等支援事業ドライブスルー坂城井井」につきましては、町内飲食店の自慢の井をドライブスルー形式などで販売し、店舗の売上げの向上とともに、集客力と認知度の向上を図るために実施したものであります。

一般向けと企業向けで計4回実施し、合計4,157食の井を売り上げ、また、年末年始における料理などのテイクアウト事業も実施する中で、町内飲食店等の売上げの向上とともに、新たな集客につながられたものと感じております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況ではありますが、引き続き、令和4年度も制度資金をはじめ、補助・助成制度などの支援施策について、その都度、適切な制度設計を行い、町内事業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ.町の観光施設についてのご質問のうち、令和4年度における鉄の展示館の事業展開についてお答えいたします。

鉄の展示館における令和3年度事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により開

催できなかった展示会はなかったものの、入館者数については、コロナ禍前の7割程度で推移している状況であります。

来年度計画を予定している展示会では、大勢の皆さんにお越しいただけるようワークショップなどのイベントにも力を入れて、楽しみながら刀のすばらしさに触れていただける機会にしたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が終息しない場合であっても、しっかりとした感染防止対策を施して、入館者が安心して展示品をご覧いただける環境を整えてまいりたいと考えております。

来年度の最初の企画展といたしましては、4月1日より大河ドラマの時代に焦点を当てた「鎌倉時代の日本刀展」を開催し、鎌倉期の古刀を中心に展示をいたします。

6月11日からは、特別展「第12回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催いたします。コンクールで受賞した作品を一般公開して、総合的工芸品である日本刀の世界と日本刀文化について理解を深めていただくとともに、現代の日本刀・刀職技術をご覧いただく機会といたします。

9月3日からは、鉄の展示館開館20周年記念として、特別展「二次元VS日本刀展」を開催いたします。アニメ・マンガの人気クリエイターたちがデザインした刀をリアルに再現して展示いたします。

11月22日からは、企画展「宮入行平生誕110周年記念展」を開催し、来年、生誕110周年を迎える宮入行平刀匠をしのび、宮入行平刀匠が制作した刀剣類や一門の作品などを展示いたします。

また、来年2月からは、これまで大変好評をいただいております、第8回となる「坂城のお雛さま～江戸から現代まで～」を開催いたします。この展示会は、町内外に残る江戸期から現代に至るひな人形や民俗資料、さかき和布の会によるつるし飾りなど、坂木宿ふるさと歴史館との共催で実施しており、周辺施設とも連携することで駅周辺の市街地の周遊性を図り、地域の活性化にもつなげております。

コロナ禍において集客が難しいところではありますが、刀匠の町としての顔も持つ当町に多くの方が訪れ、刀が持つ魅力と美しさを感じていただくとともに、歴史や文化、自然、特産品など、見どころ満載の当町に足を運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 私からは、ロ、町の観光施設についてのご質問のうち、バラ公園の対応について、ばら祭りを中心に答弁します。

ばら祭りは、バラのまち坂城町を町内外に発信するとともに、町民の皆さんのバラに対する関心を高め、町花バラの再認識とバラの普及拡大を図るイベントとして、町をはじめボランティア団体の薔薇人の会、町商工会、ステキさかき観光協会、ながの食品衛生協会坂城支部な

ど、多くの団体の皆さんにご参加・ご協力をいただく中で開催してまいりました。

ばら祭りの会場であります、さかき千曲川バラ公園は、手入れの行き届いた色とりどりに咲き誇るバラとともに、自然豊かな坂城町の原風景である千曲川と北アルプスが眺望できるロケーションが重なり、来園された皆さんに大変なご好評をいただき、毎年、町内外から約4万人の方にご来場いただく町を代表する観光スポットになっております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、一昨年、昨年と2年連続でやむなく中止となりましたが、インターネットを介して、ライブ映像などにより町内外に向けて情報発信を行ってきたところでございます。

また、中止になった2年間におきましても、来年こそは開催をとの願いを込めて、ローズガーデナーの皆さん、薔薇人の会の皆さん、シルバー人材センター作業員の皆さんを中心に、バラの剪定作業や園内の草取りなど、地道で大変な作業を継続して行ってきていただいております。

第17回となる来年度のばら祭りにつきましては、昨年12月、ばら祭り実行委員会を開催する中で、5月28日から6月12日までの16日間で開催することを決定いたしました。開催に向けまして、バラ公園では、平成21年に開催したばらサミットにおいて、加盟自治体が植樹した看板や園内に植樹されている各バラの品種の案内表示看板、こういったものを一新するとともに、ばら祭りの開催に間に合うよう、園内の案内看板やイベント広場のフェンスについてもリニューアルできればと考えております。

また、昨年8月の千曲川増水により冠水した河川内の駐車場につきましては、整備を始めるとともに、さらに面積を拡張ができないか、千曲川河川事務所と協議を行っているところであります。

なお、先月2月におきましても、コロナ感染に注意しながらではありますが、薔薇人の会の皆さん、オーナー企業の皆さんには、ばら祭りの際には色鮮やかに咲き誇る見応えあるバラをさらに楽しんでいただけるよう、来園者の目線を意識した樹高を調整しながら、剪定作業を行っていただいたところでございます。

今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、開催の是非について検討してまいりますが、現時点におきましては、関係する皆さんとともに、実施できなかった2年間、第15回、16回の思いも込めて、第17回ばら祭りが盛大に開催できますよう準備を進めているところでございます。

企画政策課長（大井君） ロの観光施設のご質問のうち、びんぐし湯さん館の今後の集客に向けた取組についてお答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティー活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として平成14年にオープンし、町内外から520万人を超える皆様にご利用

をいただいております。

今後の集客に向けた取組といたしましては、オープンから20周年を迎える令和4年度に、施設の魅力をより向上させる工事と、心臓部とも言うべき源泉井戸や機械設備等のメンテナンスや更新、経年劣化による不具合箇所の改修などを行い、魅力的な施設の安定した運営と、安心してご利用いただける環境を整えてまいりたいと考えております。

町内外の多くの皆様から愛されるびんぐし湯さん館が、コロナの収束後はより多くの集客を果たし、地域の活性化の一翼を担えるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より詳細にお答えいただきました。コロナ禍に対します町の支援事業、施策などは、町外の議員さんからも、坂城町はいろいろ考えているねと言われたこともございます。令和3年度の町独自の支援策を数えましても、10事業を超える様々な制度や施策が町内事業所に利用され、また、それらがコロナ禍の自粛要請に対する影響で圧迫する事業所経営への持続化に向けた支援策になったものと言われる実績ではないでしょうか。

「ねずこん生誕10周年記念スタンプラリー」におきましても、1,200万円を超える経済効果、「さかきのお店応援券事業」に関しましては、利用率が90%近い利用で、2,500万円を超える利用があったということでもございました。「さかきのお店応援券事業」、この事業は消費者の方々、事業所にとっても大変好評でした。その結果が利用率にも表れていると思います。

利用した方からは、食料品をはじめ、子どもたちの衣料や学校備品等の購入、ガソリン、また日用雑貨等の購入に利用したとのお声をお聞きいたしました。やはり、このような応援券事業に対し、利用していただく町民の皆様が、消費者として町内経済の活性化をしていただいていることに感謝するところでございます。

しかしながら、ここ数か月、タマネギやジャガイモ等の野菜も高騰しております。また、ガソリン等も値上がりし、家計を圧迫してくる現状もございます。町民の皆様には生活支援、また事業所支援のため、もう一押しのお応援事業を施策していただけないかと要望するところでもございます。また、4年度の支援策につきましても、政府予算案でもコロナ禍対策が盛り込まれており、引き続きの支援事業等の柔軟な対応をお願いいたします。

町観光施設についてですが、バラ公園でのばら祭りは丸2年中止となっておりますが、薔薇人の会をはじめ、ローズガーデナー、オーナー企業等の皆様により、管理保全、育成、整備がなされていることに大変感謝を申し上げる次第でございます。今年こそ、この千曲川バラ公園で行われますばら祭りが盛大に開催できますことを願うばかりでございます。

鉄の展示館におきましては、しっかりと感染防止対策を施した上で、様々な連携企画等が企画されており、安心して、全国の皆様が来場していただくことが地域活性化の道筋につながると思います。ますますの個性豊かな展示やイベントに期待するところでございます。加えて

今後、周辺拡張がなされます宮原邸の跡地利用に対しましても、考えていかなければならないところと思います。

湯さん館につきましては、リニューアルされるということで、集客に向けた環境整備、また準備がなされた後は多くの方々に来館していただき、ゆっくり入浴してコロナ疲れを整えていただければと思います。

さらには、湯さん館を中心に、びんぐし公園と久保邸との広域での活用も今後の集客に向けての課題になってくるところと思います。4年度は、これらの取組が予算どおりに行えますことを改めて願う次第でございます。

まとめとして、まん延防止等重点措置も長野県では6日に解除され、再び経済復興に向け歩みを進めなければなりません。昨年の感染拡大が一旦大きく減少したことで、世界的に景気が回復し、生産や物流が追いつかない状況が生まれ、特に原油をはじめとするエネルギー価格の高騰が広範囲な分野に影響を与え、値上げの連鎖が生まれております。

日に日に変わる状況のこの2年、町でも、県でも、国でも、新型コロナウイルス感染症に対し、人々の命と暮らしを守るという対策が行われているわけでございます。

世界各国におきましても、新型コロナウイルス感染症の対応で、命と経済を守る施策が行われていたわけではございますが、今、一国の指導者により武力によって尊い命が数多く奪われております。このような考えと行動は直ちにやめてもらいたい。また、こうした行動により様々な制裁措置などが行われ、それによりさらなる経済への影響、また物価の上昇といった生活面での影響も懸念されてまいります。

そんな中でも私たちは、人々が暮らしていく上での不安を少しでも取り除いていけるよう、安心と安全な生活を送れるよう、お互いさまの精神を持って共に進んでいきましょう。以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時26分）

3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 9 " | 朝倉 国勝 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 " | 中島 新一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 定住自立圏と中枢都市圏についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 里山の整備と保全についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (3) 今後の道路事業についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) コロナ感染者等への支援についてほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 定住自立圏と中枢都市圏について

坂城町は、平成23年7月に、中心市上田市と上田地域定住自立圏形成に関する協定を、平成28年3月には中核都市長野市と長野地域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を、議会の議決を経てそれぞれ締結しました。いずれも圏域構成市町村が中心市上田市と中核都市長野市とそれぞれに1対1で締結し、圏域の形成を目指すものであります。両圏域ともに5か年計画のビジョンを策定し、定住自立圏では第3次共生ビジョン、中枢都市圏では第二期スクラムビジョンへと歩みを進めてきています。そこで、これから上田地域定住自立圏形成と長野地域連携中枢都市圏の形成について、お尋ねをいたします。

イ. 上田地域定住自立圏

上田地域定住自立圏においては、1月12日に第3次共生ビジョンに向けての変更協定合同調印式が行われました。1次、2次の共生ビジョンでは、圏域の将来像を、「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」と、それから「活力の創出による自立した魅力溢れる圏域」の二つを掲げてきましたが、3次でもこの2本柱で進めていくことになるのかを、まず初めに伺います。

本町とは、第1次共生ビジョンで51事業中14事業、第2次では60事業中24事業、そ

して第3次では60事業中30事業の取組が掲げられました。そこでまず、1次の14事業を2次の24事業へどのようにつなげてきたのか。そして、それをこれから始まる3次の30事業へどうつなげようとしているのかを伺います。

協定は、上田市と坂城町が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることが目的であります。この目的の現在の達成度をどのように見ているのでしょうか。お聞きをします。

第3次の連携に向けては、一つとして脱炭素社会の実現、二つとしてワーケーション、テレワークの推進、三つとしてスマート社会の実現、四つ目が防災力強化といった新たな視点が加わりましたが、その背景についてお聞きをいたします。

また、第3次の共生ビジョンはまだ見えてきません。第3次は令和4年度から始まり、8年度に向けた5か年のビジョンになるはずですが、その策定の状況をお聞きいたします。

ロ．長野地域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏は、平成11年から平成の大合併が国の先導により始まり、22年に一区切り、26年からは合併によらず、市町村の存在を認めながら持続可能な地域社会を創生する仕組みの新たな広域連携が示されたことによるものであります。

長野地域連携中枢都市圏は、長野広域連合9市町村をエリアに平成28年度に46事業でスタートし、第一期長野地域スクラムビジョンは平成28年度から令和2年度の5か年間で、坂城町とは35事業の連携協約でスタートしました。連携協約には、一つとして圏域全体の経済成長のけん引、二つとして高次都市機能の集積・強化、三つ目として生活関連機能サービスの向上等に関する取組がうたわれていますが、この三つの基本目標は、今現在どんな状況にありますでしょうか。

策定にあたっては、民間や地域の関係者20人で構成の長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会の意見を聞いていますが、どのような役割、目的で、どんなメンバーで、そしてどのようにこれが生かされているのか。成果ですね、それをお尋ねをします。

構想の特長として、一つとしては自治体の独自性を担保しつつ政策を共有した連携、それから二つ目には自治体自らの事業として迅速に連携、三つ目が1対1協約の締結で柔軟に連携、そして四つ目が議会議決により継続的に安定した連携を生かすと。こんなふうにあります。こうした連携の視点からの効果はどんなでしょうか。お聞きをします。

ビジョンに設定したそれぞれの事業に対して、成果指標（KPI）により評価・検証がされていますが、具体的にどのように進めているのでしょうか。

第2期スクラムビジョンは、令和3年度から7年度までの5か年間の計画で、目指すべき将来像を「誰もが自分らしく活躍できる活気に満ちた圏域」として、坂城町とは57事業中43事業が掲げられました。間もなく1年目の3年度が過ぎようとしています。この1年間

の進捗状況はいかがでしょうか。お聞きをいたします。

そして、気がかりなことは、中枢都市長野市の総合計画の改定を踏まえて、令和4年度2022年度に内容の見直しを行いますと、このようにありますが、この動きについてお尋ねをいたします。

ハ．両圏域の取り組み

定住自立圏は第3次ビジョン、中枢都市圏は第二期ビジョンへと進んできています。両圏域ともに人口減少、少子高齢化対策の下に、中心市上田市、中核都市長野市が、近隣市町村と連携して、人口確保により地方圏の社会経済、生活機能を形成する政策と捉えられ、大枠ではどちらも同じ方向を向いていると考えられますが、町側では両者の違いをどう捉えているか、お尋ねをいたします。

また、坂城町は両圏域に加入しているがゆえに、どちらにどのように共存するのか迷いが生じ、宙ぶらりんの状況にも見えてきます。この際どちらか一方の圏域に決めて、集中できる体制の下に政策を進めていくことについてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから、1番目の質問としまして、定住自立圏と中枢都市圏について、イ、ロ、ハとご質問がありましたけれども、私は、この中のハの両圏域の取り組みという観点からお答えを申し上げまして、そのほか担当課長から答弁を申し上げます。

今もお話がありましたけれども、まず初めに、定住自立圏構想は、安心して暮らせる地域を各地に形成し、人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するため、平成20年12月に国において要綱が制定されました。

この要綱において、圏域の中心市とその近隣の市町村は、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、この三つの視点から、行政及び民間機能の集約化、ネットワーク化を進め、圏域全体の活性化を通じて人口の増加を図るため連携することとしております。

また、中心市は圏域の将来像や、協定に基づき推進する具体的な取組事項を記載した、圏域全体を対象とする共生ビジョンを策定し、公表することとされております。

町では、先ほどもお話がありましたが、平成23年7月に上田市と上田地域定住自立圏形成に関する協定を締結し、圏域全体の活性化のため連携を進めてまいりました。

一方、連携中枢都市圏構想推進要綱は、第30次地方制度調査会の大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて、平成26年8月に制定されたものであります。

その中では、地域において中核性を備える中心都市が、近隣の市町村と連携して経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点

を形成することが連携中枢都市圏構想の目的とされております。

この要綱に基づきまして、当町と長野市の間におきましても平成28年3月に連携協約を締結し、連携事業に取り組んでまいりました。

ご質問の長野、上田両圏域の違いにつきましては、どちらもその目的を人口減少社会においても活力ある社会経済を維持し、当町を含む圏域の発展を図るものであり、基となる要綱や手続の違いはありますが、趣旨を同じくするものと捉えております。

また、町や町民の生活を取り巻く圏域は、行政の結びつきによる圏域や商業など生活圏としての結びつきなど、上田圏域、長野圏域双方に結びつきがございます。当町は、上田、長野両圏域の結節点に位置し、どちらの圏域にも属することができる地理的なメリットを持っております。

そういうことで、先ほど塩野入さんが宙ぶらりんと申し上げましたけれども、決してそういうことではなくて、むしろ坂城町が中核になって、上田市から長野市までの広い広域圏を坂城が中心になって運営していると、そういう自負を持っております。

このような特徴を最大限に生かして、住民の皆様の利益や町へのメリットを考慮し、必要な分野において必要な相手と連携し、それぞれの圏域としての発展とともに、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を実現させてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 定住自立圏と中枢都市圏についての、イトロのご質問に順次お答えをします。

初めに、上田地域定住自立圏の第3次共生ビジョンに位置づけられる圏域の将来像についてのご質問ですが、第1次及び第2次の共生ビジョンに位置づけられた将来像は、「将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域」と「活力の創出による自立した魅力溢れる圏域」でございます。共生ビジョンは、中心市である上田市において策定されるものですが、圏域の将来像につきましては、第3次共生ビジョンに引き継がれるものと考えております。

次に、1次から3次の各事業のつながりに関するご質問ですが、1次では51事業中14事業で連携をスタートいたしました。この14事業の中には、喫緊の課題であった地域の中核病院である信州上田医療センターの機能回復、周産期医療体制の整備など、地域医療の再生に向けた取組や、ものづくり産業が集積し、産学官連携による支援体制が充実するなどの強みを最大限に生かし、企業の競争力の強化や企業誘致の促進等を図る取組がございました。

第2次では、地域医療再生や産業振興など、当町にとって連携を続けていくことが必要な事業を継続し、新たに結婚から子育て、教育までをきめ細やかに支援する環境を整えるため、結婚支援や産後の子育て支援施設の運営、芸術文化振興、長野大学の活用など、1次の14事業から24事業へと拡充してまいりました。

令和4年度から始まる第3次には、第2次までのビジョンの成果から、医療、福祉、産業振

興など、これまでの事業を継承しつつ、脱炭素社会への取組やワーケーション、テレワーク、スマート社会の実現、圏域としての防災力強化など新規の事業を加え、30事業の連携を計画しており、より効率的かつ効果的な取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、協定の目的の現在の達成度といたしましては、地域医療の再生に向けた取組の中で、信州上田医療センターの医師数を令和3年7月には77人まで増員することができ、救急医療や周産期医療体制の確立といった医療機能の確保・充実も図られたことに加え、上田地域産業展の支援やワイン産業活性化に向けた取組など、地域の活性化を図る事業も展開され、その目的は一定程度達成されていると考えております。

次に、第3次の連携に向け新たに加わった取組の背景といたしましては、地球温暖化対策が社会全体の喫緊の課題となっており、2050年の脱炭素社会に向け、各自治体での取組が求められております。また、働き方改革やコロナ禍による生活様式の変化が見られ、都市部への一極集中から、地方に移り住み、インターネットなどを活用して仕事を継続するといった働き方や、新しい生活様式を取り入れる方々が増えてきております。さらに、都会でも地方でも同様のサービスが享受でき、新たな産業の振興につなげられるよう、国全体でデジタル社会の推進が求められております。

また、圏域にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、近年、自然災害の激甚化、頻発化に対し、圏域全体の防災対応力を高めることが必要となってまいりました。このような背景から、脱炭素社会への取組やワーケーション、テレワーク、スマート社会の実現、圏域としての防災力の強化が新たに加わったところでございます。

次に、第3次共生ビジョンの策定状況でございますが、共生ビジョンは、国の定住自立圏構想推進要綱において、中心市が定住自立圏形成の協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組や事業費の見込みを記載することとされております。

共生ビジョンの内容につきましては、今年度1年をかけて、各市町村の事務担当者や市町村長、有識者などによる協議や、今年1月に行った変更協定の内容を受け、中心市である上田市において策定作業が進められており、3月末に策定される予定でございます。

次に、ロ．長野地域連携中枢都市圏の連携協約に定める三つの取組の状況でございますが、圏域全体の経済成長の牽引の取組では、産業振興や広域観光などの連携事業が実施され、町単独では難しい県外での農産物や観光PR、長野市が運営する就職情報サイトを通じた地域の就職情報の提供や企業説明会などが実施され、令和元年までは、圏域における観光消費額、年間有効求人倍率ともに策定時を上回りました。

二つ目の高次都市機能の集積・強化の取組では、圏域の農業基盤強化も掲げられており、農業の新たな担い手育成事業などが実施され、当町からも利用がございました。

三つ目の生活関連機能サービスの向上等に関する取組では、休日・夜間の救急患者の受入体

制確保のため、病院群輪番制運営事業や病児・病後児保育の広域利用、移住セミナーや婚活イベントの共同開催などが実施され、安心して暮らせる体制が整えられています。

新型コロナウイルスが蔓延した昨年以降は、対面によるイベントや首都圏に出向いてのイベント、長野圏域に呼び込むイベントなどは計画どおりに進まないものもございましたが、インターネットを活用して実施するなど、それぞれ工夫しながら事業実施に取り組んでおり、スクラムビジョンの三つの基本目標は、おおむね順調に進められているものと考えております。

続きまして、長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会のご質問ですが、ビジョン懇談会は、ビジョンを策定するにあたり、圏域内の様々な分野の現状や将来展望など、広く関係者の意見を反映させることを目的として設置するものがございます。

懇談会のメンバーは、国の要綱において、連携中枢都市圏の取組内容に応じて様々な分野の関係者を含めることが望ましいとされており、産業、大学・研究機関、金融機関、福祉など、連携等に関する分野や機関の代表などで構成されており、当町からは商工会長、子育て支援センター所長が参加しております。

実際の取組事業に関する分野の委員さんが参加することで、より実効性の高いビジョン策定に生かされるというところでございます。

次に、連携中枢都市圏の特長のご質問ですが、スクラムビジョンの概要に記載されている、自治体の独自性を担保しつつ政策を共有した連携、自治体自らの事業として迅速に連携、1対1協約の締結で柔軟に連携、議会の議決により継続的に安定した連携を活かすの四つの事項の効果については、現在の人口減少社会においても、単なる市町村合併などに頼ることなく、それぞれが自立しながら独自性を持ち、必要な事業について選択することができる柔軟な連携が行われております。

また、一部事務組合や広域連合のような新たな組織をつくることに比べ、簡素な仕組みで事業を進めることができるため、町民の代表である議会の皆様の審議を経て、連携の議決をいただき、町全体の総意として、平成28年の当初の協定から迅速に連携事業に取り組み、継続して安定した連携が続けられるといった点からも、効果はあるものと考えております。

次に、それぞれの事業の評価・検証の進め方につきましては、毎年、長野市において事業報告や成果指標（KPI）が作成され、各市町村の事務担当者、市町村長、ビジョン懇談会委員など、それぞれの会議で事業の実施状況や成果指標の達成度などが報告され、次年度の事業に反映できるよう評価・検証を行っております。

続いて、第二期スクラムビジョンの1年目となる令和3年度の事業状況といたしましては、新型コロナウイルスの感染状況により、人を多く集めるイベントや直接対面するようなイベントは中止となり、達成できなかったものもございますが、オンライン技術を活用する中、移住セミナーや各種研修会など、連携によるスケールメリットを生かした事業を実施し、目的を達

成してまいりました。

このほか、9市町村それぞれの特産物などを盛り込んだふるさと納税の圏域共通返礼品の提供、外国人住民のためのオンライン日本語教室の開催など、新年度新たに連携を始めた事業についても着実に進められております。

次に、長野市の総合計画改定によるビジョンの内容の見直しに関するご質問ですが、長野市の総合計画後期基本計画が令和4年度からスタートするため、連携事業への影響などがある場合には、令和4年度中に関係市町村と見直しの検討を行うこととしているところでございます。

ビジョンを策定する義務を負う中核市の長野市が、ビジョンに記載されている全ての事業に関係していることから、中核市の総合計画との調整は必要となるものと考えられ、同様に、その他の連携市町村の総合計画の改定などにより連携事業への影響がある場合にも、必要に応じて見直しを行うものでございます。

13番（塩野入君） 定住自立圏の形成は、中心市の都市機能とそれから近隣市町村の魅力を活用して、圏域全体で必要な生活機能を確保して、地方圏への人口定着を確保するという政策でありまして、それによって三大都市圏への人口の流れを食い止めるという、ダム機能といえますか、そんな役目を果たすと、そんなふうにも言われているわけですが、そうしたダム機能という面からの人口流出防止は進んでいますでしょうか。その辺をお聞きをいたします。

それから、上田地域定住自立圏は、上田地域広域連合5市町村のほかに立科町と、それから群馬県の嬭恋村も、これに入っているわけです。広域連合構成市町村に、群馬県にまで広がった2町村、立科町と嬭恋村ですね、この2町村の加入効果によるメリットをどう評価しているかをお聞きをいたします。

そして一方では、長野地域連携中枢都市圏では、長野広域連合9市町村により構成をされているわけでありまして。第二期ビジョンには、広域連合により、長野地域の市町村が培ってきた顔の見える親しい関係を土台に、連携協約に基づく、より柔軟でネットワークの軽い新たな広域連合を目指す、このようになっているわけでありまして。中枢都市圏と広域連合が一体となって取り組む強みについてを伺います。

それから、中枢都市圏第二期スクラムビジョンには、第二期の策定にあたり、SWOT分析による長野圏域の整理を実施して、プラス要因、マイナス要因を内部環境の強み・弱み、それと外部環境の機会・脅威の四つのカテゴリーで要因分析を行い、圏域の状況を把握しています。その辺、具体的にどうなっているかお聞きをいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、上田定住自立圏のダム機能についてのご質問でございますが、将来に向けて人口を推計する上で、基礎データとして使用されるのが国立社会保障・人口問題研究所による推計で

ございます。この研究所が平成22年に実施された国勢調査の結果を基に平成25年に出した推計によると、平成27年の上田圏域は、人口22万七千人、高齢化率30.6%と推計されたところでございます。

平成27年の国勢調査の結果では、圏域総人口22万9千人、高齢化率30%と、圏域として人口減少、高齢化の進展、いずれも抑制することができました。各市町村においても、それぞれまち・ひと・しごと創生総合戦略など、人口減少の抑制に取り組んでいるところではございますが、上田定住自立圏の取組が一定程度の役割を果たしたと考えております。

次に、立科町、嬭恋村の加入につきましては、議員さんもおっしゃっているとおり、1対1の協定でございますので、他町村のことについてなかなか言及するところは難しいところでございますけれども、メリットとしては、連携事業におけるスケールメリットの増大や各追加2町村の観光資源による圏域としての魅力度向上のほか、それら2町村を通じて上田定住自立圏を超えた地域の情報収集や情報発信などが挙げられると考えております。

また、連携中枢都市圏と長野広域連合の同じ構成市町村で取り組む強みにつきましては、広域連合の組織市町村として、平成12年の発足当初からつながりを強めてまいりましたので、連携中枢都市圏と広域連合では実施する事業は異なりますが、連携中枢都市圏の事業を進める上で意思疎通が図りやすく、より効果的に事業が進められることが強みであると考えております。

次に、SWOT分析についてのご質問ですが、この分析方法は、目標を達成するための意思決定の手段として、組織等の内部環境や外部環境を強み、弱み、機会、脅威の四つのカテゴリで要因分析を行うものでございます。

連携中枢都市圏の第二期ビジョン策定にあたり実施されたSWOT分析では、例えば強みとして、自然や温泉、歴史文化遺産などの観光資源が豊富であることなどが挙げられております。逆に、弱みは首都圏への若者の流出があることなどが挙げられ、圏域の将来像を考える上で、歴史や文化を土台にすることや、若者が集う圏域にしていくことが盛り込まれたところでございます。

これらの分析から、自然循環と経済発展を両立させるSDGsの考え方や、新しい生活様式に対応したワーケーションの考え方、先端技術の活用などが取組方法の中に生かされ、新規連携事業の創出につながったところでございます。

13番（塩野入君） 両圏域ともに事業の検証などの進捗状況、どのようなスケジュールで進められているのか、そして、その会議等は、打合せは年に何回ぐらい開かれているのか、その辺をお聞きをいたします。

それから、これは定住自立圏の上田市、それから中枢都市圏の長野市と構成する市町村がそれぞれ相対で連携をして、その集合体が圏域と考えられますが、結ばれた協定・協約は、それ

それ事業ごとに全市町村であったり、それからそれぞれの市町村別、そこはいろいろと担っているわけで、そうした複雑な市町村構成の事業の全体を、圏域としてどのようにまとめ上げていくのか。そして、まとめ上げた成果は、圏域全体としてどのように生かしていくことになるか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから三つ目は、両圏域ともに圏域に対する国の財政支援等のメリット、そういうものがあるかどうか、その辺をお聞きします。以上です。

企画政策課長（大井君） 両圏域の事業検証につきましては、中心市が実施状況を集計し、その集計結果を基に、担当者会議、課長会議、市町村長会議、ビジョン懇談会を経て進め、1年をかけて翌年度のビジョンに反映をさせていく作業を進めております。また、会議や打合せの回数といたしましては、通常は担当課長会議が年3回、市町村長会議が1回、ビジョン懇談会が1回、その他担当レベルの会議が随時開催されております。

次に、両圏域の事業のまとめ方につきましては、それぞれ中心市である上田市、長野市が各市町村との調整を行いまとめているところでございます。中心市においては、各事業の進捗状況なども取りまとめ、評価・検証を行い、翌年度以降の連携事業に反映し、各市町村がそれぞれ必要とする事業を選択して連携する中、生活機能を保持していくことで圏域全体の将来像達成に生かしております。

最後に、圏域に対する財政支援につきましては、ビジョンに基づいて実施する事業に要する経費等に対し、毎年特別交付税措置が図られております。中心市を除き、当町を含む連携市町村には、それぞれ1,800万円を上限として経費の80%が措置され、継続した連携事業の実施に生かされております。

13番（塩野入君） かつて、いつとき都道府県を超えて行政生活圏をくくる道州制ですね、これが議論されて、全国町村会は基礎自治体が消滅するおそれがあるということで、反対した経過があります。

高速道や新幹線、そしてリニアモーターカーの建設も進み、社会経済活動、さらには生活圏も広くなり、国としてそれに対応する道州制構想により一括まとめようとする考えもあるかと思えます。この構想はくすぶっていて、まだ消えたわけではありません。私には、この道州制のミニ版が定住自立圏あるいは中枢都市圏のような気がしてなりません。

平成の大合併を乗り越えてきた坂城町が圏域の名の下に融合されないかの心配もあり、何とも複雑な気持ちがよぎります。圏域に対して坂城町がどのように進んでいくのか、どのようにかじ取りをしていくのか、坂城町の存在をいま一度見つめ直して、その行き先をしっかりと捉えていくことが肝心であります。

次の質問に移ります。

2. 国道18号バイパス坂城町区間について

国道18号バイパスについては、昨年3月議会定例会でも質問をいたしました。あれから1年の間に工事が進み始め、網掛地区でのバイパスの全容が見え始めてきました。ようやく進み出したかという感はありますが、進み出した建設の状況や今後の取組などについて、これから順次伺います。

イ. 進捗状況と建設促進

今年度、令和3年度は本格的に工事が進み始めました。まず、昨年4月から現在までの今年度1年間の取組の経過をお聞きをいたします。また、今年度の予算について、前回では内示段階であり、2億から7億程度の事業計画が見込まれると、幅の広い額のお答えでしたが、実施の事業費をお聞きしますとともに、この区間事業費は総額110億円ということですが、現在までの総額に対する費用の支出状況も伺います。

網掛地区では、千曲川堤防を境に北側の工事は一段落し、今は南側の盛土・排水工事が3月31日までの工期の下に急ピッチで進められております。大量の土砂が運ばれ、地ならしをしながら盛土がされたり、大きなU字溝が敷設されていますが、今のこの工事は、3月31日まではどのような形になるのでしょうか。

かつて用地買収で小網・網掛区間と月見・上五明区間に分けて、2段階での用地取得を行った経過があります。工事についても同じ方法で進められていくように見えますが、この2段階方式を採用するのか伺います。

次に、用地取得の状況についてですが、現在の個人所有地の取得状況はどんなでしょうか。未買収の土地はありますか。

それから、企業、事業所の取得状況について、前回では補償費の算定に時間がかかり、用地交渉に至っていない旨の答弁がありましたが、これは進んでいるのでしょうか。

それから、用地取得の不足分を、国の用地国債の依頼で坂城町土地開発公社が一部先行取得した経過があり、令和5年度までには全て買い戻されることになっているが、その経過と現状の状況をお聞きいたします。

この時期には国の次年度予算の内示が出てくると思われませんが、この4年度の状況はどんな状況でしょうか。そして、併せて4年度の事業計画もお尋ねをいたします。

ロ. 地元の声に対応を

今、バイパスの姿が見え始めると、図面での説明では気づかなかった意見や要望が出てきました。その一つは、網掛上流部の住民が上田方面に向かうには、一旦上山田方面に戻って、坂都5号線の予定地の交差点まで行くか、もしくは県道77号線を使い、鼠橋信号地点までの長い距離を行かないとバイパスを利用できません。県道は落石の危険もあります。

そこで、堤防脇の水防倉庫の上流ほど近い場所に、バイパスをくぐるトンネル、函渠が予定されていますので、この函渠からバイパス、上田方面への接続道を設置されたいという要望で

あります。

それから二つ目は、小網から網掛方面に向かう町道0507号線がバイパスと近接する、現在ユニットハウスが積み上げられている地点辺りからバイパスへの接続道の設置の要望であります。

バイパスは生活道であります。バイパス建設に土地を提供した地域住民がそれを利用するに不便では困ります。接続道の設置は今からでも間に合うはずですので、町としても早急に強力な働きかけをされたいが、お考えを伺います。

次に、前回の網掛区沿線住民からバイパス建設や進行状況について、定期的とはいかなくても年に二、三回程度の情報提供をしてほしいという私の質問に、要望するという答弁がされましたが、国道事務所側の動きはありません。建設が進むにつれて地域住民の皆さんの関心も高まってきますので、回覧方式でもいいと思いますが、さらなる要望をされたいが、その辺を伺います。以上です。

建設課長（関君） 国道18号バイパス坂城町区間についてのご質問に順次お答えします。

まず、国道18号バイパス及び県道坂城インター線等の幹線道路のインフラ整備は、交通混雑の緩和のみならず、当町の産業・経済などの発展に大変重要なものでありまして、加えて防災面において、一部区間の途絶による機能不全にならない多重化した交通ネットワークの形成といった観点からも、早期完成できるよう引き続き積極的に要望活動を推進してまいりたいと考えております。

イ. 進捗状況と建設促進についてのうち、まず昨年4月から現在までの1年間の取組の経過であります。網掛地区におきましては、工事用道路の整備工事のほか、水路付け替え工事、道路本体の盛土工事が行われるとともに、小網地区におきましては、道路建設予定地の支障木の伐採・伐根、整地工事のほか、買収した用地を木柵で囲う木柵設置工事を実施し、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査、住宅の補償等が行われたところでございます。

続きまして、令和3年度の事業費についてであります。7億4,800万円となっており、区間事業費総額110億円の計画額のうち、事業費ベースの執行率は約29%となっております。

また、現在施工しております網掛地区南側の盛土、排水工事であります。延長120メートルで、道路土工、排水構造物工を実施しております。3月までに盛土及び排水工につきましても、道路の両側に施工完了する予定となっております。

なお、用地買収につきましては、建設当初は小網・網掛区間と月見・上五明区間の2区間に分けて用地買収を行ってまいりましたが、現在は坂城町区間全体で用地買収を行っておりまして、建設工事につきましても、用地買収が完了した区間から造成工事等を行っている状況でございます。

次に、用地買収の個人所有者の取得状況についてのご質問でございますが、長野国道事務所によりますと、まず個人所有地につきましては、水田や畑が多いことから、長野国道事務所が用地交渉をする場合、農閑期などに集中して個人所有地の測量や用地交渉を行っております。

また、企業・事業所が所有する事業予定地の取得状況につきましては、事業の移転先、建物の補償、相手のスケジュール、そういった都合もありまして、補償額の算定にも時間を要することから、用地交渉に入るまで、また交渉に入ってから時間もかかっている状況に変わりありませんが、用地買収には鋭意努力していくとのことでございます。

なお、個人所有者、企業、事業所別の取得状況につきましては、個々の用地交渉の状況があり、国道工事事務所としては回答を差し控えたいとのことですが、坂城町区間全体における令和2年度までの面積ベースでは、81%の用地取得が完了している状況とのことでございます。

次に、町土地開発公社による18号バイパス用地の先行取得につきましては、国の依頼に基づき平成27年度、30年度、令和元年度に実施しており、3年間で144筆、6万1,500平米ほどの用地を約6億円で取得しております。

また、先行取得の買戻し実績としましては、令和3年度までで約4万6,300平米、4億8千万円ほどが国に買い戻され、令和5年度までには先行取得した全ての土地が買い戻される予定となっております。

続きまして、令和4年度の事業費及び事業計画の見込みでございますが、今後正式な予算内示が示される予定であり幅がありますが、事業費で約3から8億円、事業計画では、引き続き網掛地区等の改良工事と用地取得、調査設計を行いたいとのことでございます。

続きまして、ロ. 地元の声に対応をについてお答えいたします。

まず、網掛地区水防倉庫上流の函渠付近から上田方面への国道バイパス接続道の設置と、小網地区北側の町道0507号線からの長野方面への国道バイパス接続道の設置についてでございますが、長野国道事務所からは、事業開始以来、側道を含めて地元説明会を開催した上で測量を行い、用地買収線を決めて用地交渉を行い、用地買収を行ってきた経過があり、新たな接続道の設置は難しいとの回答をいただいております。

接続道の新たな設置は、利便性が上がる一方で通過車両が生活道路へ進入するなど、新たな課題も発生する可能性があり、路線全体で総合的に検討する必要がありますが、地元の声として長野国道事務所へお伝えしていきたいと考えております。

最後に、バイパス予定地沿線住民の方へのバイパス建設の現状や進捗状況についての情報提供でございますが、沿線住民の皆さんに対しまして、事業発注ごとに工事の内容等の回覧を行い、周知に努めているところであります。

令和3年度につきましては、小網地区からの要望を聞く中で、小網地区における伐採・伐根

作業の実施や木柵の設置、また網掛地区における工事用道路の設置や道路本体の盛土工及び水路付け替え工、上五明地区における埋蔵文化財の調査など、その都度周知してきたところでございます。

昨年につきましては、近隣住民の方から、村上地区全体で大きく工事が進んだとのご意見もいただいております、今後も引き続き長野国道事務所へ働きかけをする中で、工事全体の広報の手法についても検討してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 本町では、坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が設置され、これまでも町長を先頭に活動をしてきました。いっとき年度末近くに総会を開催した経過がありましたが、今年度はコロナ対策の下に、議員側も議長やそれから地域交通網対策特別委員会委員に絞るなど、規模を縮小して早い時期に開催されました。コロナ禍の制限下ではありましたが、今年度はどのような活動がされたのでしょうか。

一方、長きにわたり本町と長野市、千曲市、上田市とで広域的に取り組む新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会があります。ここでもコロナ禍により、昨年度、令和2年度は、国土交通省関東地方整備局とリモートによる要望活動をしたとの課長答弁がありました。今年度、令和3年度は、そうした要望活動はなされたのでしょうか。伺います。

そして、さっき説明がありましたように、小網区でも上流部で伐木除去、整地工事というのが今されて、ほぼ済んでいるような感じになってはいますが、小網地区のこれからの建設に向けての予定は決まっていますかどうか、その辺をお聞きいたします。

建設課長（関君） 再質問にお答えします。まず、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会につきましては、昨年8月に総会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、規模を縮小して開催を行いました。

総会では、長野国道事務所道路調査推進室長から、国道18号バイパスの進捗状況、また長野県千曲建設事務所整備係長から県道坂城インター線の事業の進捗状況、そういった講演をいただいております。

また、年末には新型コロナウイルス感染症がいつき落ち着きを見せましたことから、今年1月下旬に東京へ直接要望を計画したところでございます。再度の新型コロナウイルス感染拡大によりまして、東京への直接要望活動は断念しまして、国土交通省及び県選出の国会議員の皆さんに、文書にて要望書の提出による要望活動をしたところでございます。

一方で、坂城町、長野市、千曲市、上田市で組織します新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市長とともに7月に長野県建設部、また長野国道事務所へ要望活動を行いました。

しかしながら、毎年秋に予定しております国土交通省関東地方整備局への要望活動につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、日程調整を何度も行ったわけで

ございますが、結果的には活動が制限される状況になりまして、昨年と同様、回線を結んでのリモートによる要望活動となったところでございます。

次に、ご質問の小網地区の伐採・伐根、整地工事につきましては、買収された土地の明確化と整備、そういったものが地元地区から要望が出され、そういったことから実施したところでございます。

今後の予定であります、長野国道事務所では、工事については、用地取得や関係機関との協議の進捗状況を踏まえて今後検討することとしております。詳細が決まり次第、その都度近隣の皆さんに回覧等も含めたお知らせをしてみたいと考えております。

13番（塩野入君） 国道18号バイパス坂城町区間3.8キロメートルは、平成23年度の事業化から、令和4年度にはもう12年目に突入するということになります。私のバイパスの質問も、今回は既に8回目であります。事業化当時の説明会では、過去の例から見ると、3.8キロメートル程度の事業は、おおむね10年ぐらいで完成するという説明がありました。坂城町区間と特定はしていませんでしたが、その説明で私たちは10年でできるだろうと想定をしました。ところが、東日本大震災や新型コロナ対策の影響もあつたでしょうか、遅々として進む気配がありませんでした。

この間、町単独であるいは同盟会で、国土交通省、財務省への中央要望をはじめ、関東地方整備局、長野国道事務所、それに県選出国會議員などへ何度も要望、陳情を重ねてきております。そうした活動の積み重ねにより、ようやく網掛地区の盛土、排水工事と小網地区の伐木・除根、整地工事が進んでいます。今のように工事が着々と進み、一刻も早い供用開始を期待をいたしまして、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

当町は四方を多くの山に囲まれ、中央には千曲川を配し、四季折々の移ろいは私たちに美しい景観を与えてくれております。葛尾城跡や和合城跡など、山城跡地からは一目で町が見渡せ、そのすばらしい眺めは、他市町村に誇れる財産であると思っております。

ただ、心を痛めておりましたのが、松くい虫による里山の松枯れの状況です。昭和60年頃から被害が確認され、これまで様々な過程を経て、現在も対策を実施していただいております。その中、ここ数年、見た目には松枯れの被害のあつた山の松枯れが減少してきていると個人的には感じております。

町は、総面積約54平方キロメートルのうち森林が約68%を占め、この里山を整備、保全していくことは、山の恵みの恩恵にあずかることと、景観の保全・治山が防災・減災にもつながる町の大きなテーマであります。

また、当町を含む9市町村が2月14日に2050ゼロカーボン宣言を発出いたしました。CO₂削減のためには、町の財産である森林を再生し、その持つ力を引き出し、利活用を図ることが脱炭素社会の実現につながる重要な取組と考えます。では、以下質問いたします。

1. 里山の整備と保全についてとして、イ. 松くい虫防除対策について質問いたします。

この松くい虫の被害は本州全域に広がり、長野県は全国1位の被害で、当町も長野地域内で長野市に次いで2番目の被害量との報告です。今後もまだまだ松くい虫との長い闘いの中、対策が求められるところです。

ではまず、地域住民に対する配慮としてのリスクコミュニケーションの対応をお聞きします。次に、空中無人ヘリ散布の経過と効果について伺います。

二つ目に、安全確認調査等の結果についてです。散布実施後の調査内容と結果、またその広報の方法を伺います。

三つ目に、防除対策について、今後の取組を質問いたします。対策として基本方針があるわけですが、その主な対策内容を伺います。

次に、ロとして、森林病虫害について質問いたします。

一つ目に、マツノザイセンチュウについて伺います。松枯れの元凶とされるマツノザイセンチュウですが、ここで改めてマツノザイセンチュウとは何か、伺います。また、その被害が広がっている要因は何でしょうか。

二つ目に、森林病虫害被害枯損木利活用事業について伺います。これまで上平地区と南日名地区、そして昨年末から本年にかけ御所沢地区で事業が実施されました。御所沢地区の事業実施において、マツノザイセンチュウの生態状況を事前にご依頼いたしましたので、併せてこの事業の内容とマツノザイセンチュウの生態状況、今後の事業の取組を伺います。

次に、ハとして、森林環境譲与税について質問いたします。

一つに、当町の取組の状況は、また今後の取組を伺います。1月末に新聞報道で、2019年度と2020年度に市区町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられていたとのこと。適正な使途が見いだせていないことなどが理由とされていますが、当町の使途の内容を含め伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから1番目の質問としまして、里山の整備と保全、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、全般的な件につきましてお答えを申し上げます、その他詳細は担当課長から答弁申し上げます。

先ほどもお話がありましたけれども、当町では昭和60年5月に松くい虫による被害が確認されて以来、昭和63年度には一時沈静化したものの、その後再び増加傾向が続き、平成24年度からの空中散布再開以降減少傾向に転じておりますが、いまだに沈静化の様子がまだ見られないという状況であります。

こうした中で、町では守るべき松林を明確化し的確な駆除を実施、あるいは各種施策を組み合わせた効果的な防除の推進、また松林健全化の推進、新たな防除施策の検討を基本的方針として、伐倒駆除ですとか薬剤の空中散布、無人ヘリ散布などの防除対策のほか、枯損木の利活用ですとか抵抗性アカマツの植樹、それに加えて根茎感染防除、これはマツノザイセンチュウが松の中に住んでいるわけでありまして、それを伐倒処理をしても、木を切ってもですね、その1本の松の周りに根っこがついていまして、根っこを経由してマツノザイセンチュウが隣の木に移るといったことがありますので、伐倒処理した木にキルパーという薬剤を入れて、そこで虫を殺すということをしなきゃいけないということが近年明らかになりまして、坂城町では全国的に先駆的な取組ということで、根茎感染防除なども行っています。このような様々な事業を取り入れまして、総合的な対策を進めております。今後も松くい虫の被害状況を注視しながら、有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、このうち空中散布につきましては、平成21年度から23年度までの3年間、一時中止した時期がございましたが、中止した間、松くい虫被害が急速に拡大し、土砂災害等の二次的災害の危険性を看過できない状況でありましたことから、松くい虫防除対策会議の提言を受け、平成24年度から空中散布を再開するとともに、平成26年度からは苅屋原地区において、人家に近く、有人ヘリでは散布できない急峻な場所への無人ヘリ散布を加え、現在も継続して実施しているところであります。

空中散布の再開からは被害木が減少傾向となり、被害の拡大を防げていることがうかがえることから、空中散布を含めた総合的な防除対策が功を奏しているものと感じております。

また、空中散布等の実施にあたりましては、県の方針に沿う中で指導を受けながら行っており、住民の健康に対する配慮として、住民説明会の開催をはじめ町の広報誌やホームページへの掲載、町防災行政無線やチラシの配布などにより周知を図っているほか、役場に相談窓口を設ける中で、いわゆるリスクコミュニケーションの強化に努めているところであります。

また、空中散布の実施に合わせて、散布した薬剤成分の周辺環境への環境把握のため、薬剤の安全確認調査を実施しており、大気中濃度測定の結果からは、これまで異常な値は観測されておらず、この結果につきましては「広報さかき」に掲載し、町民の皆様に周知を図っているところであります。

次に、森林病害虫についてお答えします。マツノザイセンチュウは外来種で、体長1ミリメートルほどの植物寄生性線虫の一種であります。日本での感染につきましては、大正時代

に北米から輸入された松材の中に感染木が存在し、媒介虫、媒介する虫によって日本のアカマツに感染したと考えられております。

松枯れの原因としましては、マツノザイセンチュウと、その線虫を運んで松に感染させる在来昆虫であるマツノマダラカミキリによって松枯れが引き起こされることが明らかになっており、その仕組みは、マツノマダラカミキリが運搬するマツノザイセンチュウが松の樹体、木の中に入り、樹脂道、木の油の道といいますか、中の動脈などが破壊され、やがて急速に枯れてしまうというものであります。

また、被害が広がっている要因としましては、マツノマダラカミキリは、1匹当たり平均で1万5千頭ものマツノザイセンチュウを持っているとされており、羽化したマツノマダラカミキリは、健全なアカマツの若枝を食べるために飛び回ることから、被害が拡大しているものと推察されているところであります。

こうした森林病害虫による被害を受けた樹木を伐採し、バイオマス発電所に係る燃料として利活用する森林病害虫被害枯損木利活用事業に関しましては、里山を中心としたアカマツ林において実施しているところであります。これにより、以前と比較して松林の健全化が図られ、地元の憩いの場としての里山が再生されつつあると感じているところであります。

今後も里山の環境整備とアカマツ林の健全化に向けて、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ハの森林環境譲与税についてお答えします。森林環境譲与税は、市町村が森林整備を実施するための財源として譲与されるものであります。森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が開始されておりますが、当町では、これまでに森林環境譲与税を活用して整備の必要な森林を選定し、優先的に整備すべき森林の順序づけを行う中で、対象森林の所有者に対し今後の経営管理についての意向調査を実施しております。

令和4年度からは、意向調査の結果に基づき、森林所有者と林業事業体及び町による三者協定を締結し、対象となる森林の整備を進めていくところであります。

整備を実施するにあたりましては、請け負った林業事業体に対する補助制度を新たに創設し、森林の有する公益的機能の維持増進を図ってまいりたいと考えております。

また、森林環境譲与税の使途につきましては、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設されておりますことから、町内の森林環境整備を中心に、林業の担い手育成のほか、木材利用の促進や普及啓発などに広く活用してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 里山の整備と保全についてのご質問に順次お答えいたします。

当町では、松くい虫被害の激害に対処すべく様々な事業を取り入れた総合的な対策を実施しており、特に一時中止していた薬剤の空中散布を平成24年度から再開し、平成26年度から

は荇屋原地区での無人ヘリ散布も導入して取り組んでいるところでございます。

これらの総合的な対策により、平成25年度に確認された2千本以上の被害木に対し、平成30年度以降は半分以下まで減少しており、こうした総合的な防除対策が功を奏しているものと考えております。

空中散布の実施に際しましては、薬剤安全確認調査を実施しているほか、役場に相談窓口を設けるとともに、化学物質過敏症等の不安をお持ちの方のために申出書の配布を行い、近隣病院には緊急時の対応を依頼するなど、リスクコミュニケーションの強化にも努めているところでございます。

薬剤安全確認調査では、町内4か所32検体による気中濃度調査、村上地区の河川とプール9検体による水中濃度調査、散布区域と町内公共施設等81か所における飛散状況調査を実施しておりますが、気中濃度及び水中濃度調査では、いずれも国の基準値を下回る定量下限値以下であり、飛散状況調査では全ての箇所において薬剤の飛散は確認されていない状況であります。これらの結果は、松くい虫防除対策会議や住民説明会にて報告しているほか、「広報さかき」にも掲載しております。

松くい虫防除対策については、町の基本方針に基づき総合的な対策を講じているところですが、近年ではアカマツの根の癒合部分を経路として感染が広がる根茎感染も確認されており、町防除対策会議のアドバイザーであるNPO法人松くい虫研究センターの理事長である阿部先生のご指導の下、被害拡大を防ぐ対策にも取り組んでいるところでございます。

次に、ロ. 森林病害虫についてお答えします。町長の答弁にもございましたが、マツノザイセンチュウは北米からの外来種とされており、体長1ミリメートルほどの線虫の一種ですが、自ら松に飛来するのではなく、マツノマダラカミキリを利用して元気な松に取りつき、侵入したマツノザイセンチュウは松を枯らすほどに増殖し、次のマツノマダラカミキリの体に乗って次々に広がっていきます。

一方、マツノマダラカミキリは、6月から8月頃弱った松に飛来して樹皮の下に産卵し、ふ化した幼虫は材内で越冬し、翌年の6月から7月頃成虫になって飛び出します。このときに、材内にいるマツノザイセンチュウを多数体につけて、まだ枯れていない松に媒介します。このことから、松枯れを予防するには6月上旬から薬剤を散布し、マツノマダラカミキリの駆除により媒介を防ぐことが最も効果的であるとされております。

次に、森林病害虫被害枯損木利活用事業につきましては、森林づくり県民税を基に、森林病害虫により被害木・枯損木となった水分量の少ない木をバイオマス燃料として有効活用することを目的とした補助事業であります。伐採した被害木・枯損木を搬出除去することから、里山の景観整備や道路などのライフラインの保全が図られ、さらには森林の健全化につながる事が期待できる事業であります。

本年度は町を事業主体として、御所沢の十二社周辺のアカマツ林において、森林病虫害被害枯損木利活用事業を実施しており、95立方メートルの木材の搬出処理を行っております。この事業の実施にあたりましては、事前に枯損木を含むアカマツの辺材を採取して、感染状況の調査を行いました。

調査結果では、一見すると正常な生立木の全てからマツノザイセンチュウの痕跡が検出され、翌年以降マツノザイセンチュウ病を発症するおそれがあるとのことであり、また、これらは根茎感染の可能性も高いとの見解も示されております。

今後も里山を中心に事業箇所を選定し、里山の環境整備とアカマツ林の健全化のため、森林病虫害被害枯損木利活用事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、森林環境譲与税を活用した町の取組についてお答えいたします。森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が始まり、対象森林の抽出や傾斜角度による区分、路網図など26種類の基礎図を作成いたしました。

また、令和2年度には、その基礎図を基に、環境林と生産林の区分により林班ごとに点数化し、整備を進める優先順位を決定し、今年度において森林所有者への意向調査を実施いたしました。

この意向調査は、前年度までに作成された資料を基に、図上で整備が必要と思われる森林を選定し、踏破及び空撮による現地調査で整備が必要とされる森林を決定した上で、その森林の所有者に対して、所有森林の経営管理をどのように行っていくかをアンケート調査したものであります。

令和4年度からは、意向調査の結果に基づき、町に経営を委託したい、または町を通じて林業事業体に経営を委託したいと回答した森林所有者と林業事業体及び町による三者協定により森林整備を進めてまいりますが、各年度におきまして、環境林1林班、生産林1林班の計2林班を基本として整備を進めていくこととしております。

なお、今年度で発生した残額につきましては、坂城町森林づくり基金に積み立て、今後の森林経営管理制度に基づく森林整備を中心に、地域産材の活用や林業振興施策に活用してまいります。

10番（滝沢君） ただいま町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。やはり、この防除対策ということ、坂城町の場合は空中散布を再開したということで、大きな効果が上がっているというふうに思っております。ただ、いろんな立場の方から、やはりこの空中散布ということは、いろんな懸念として上げられてきていることも事実であります。

ただ、やっぱり財産、それから苅屋原の風致地区ですね、この辺の急峻な斜面は、なかなか樹幹注入とか伐倒駆除ということはかなわないわけでございます。その中で、やっぱり空中散布というのは、どうしてもする必要はあるとは思っております。いろんな複合的な対策を含め

てなんです、やはり空中散布に関しては、安全を第一にということで今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、森林環境譲与税についてもご答弁いただきましたけれども、当町においては適正に運用されているということで理解をいたしております。この森林環境譲与税ですが、2024年度からは個人住民税に1人当たり1千円を上乗せして徴収する森林環境税ということで始まるわけです。納税者の理解を得るためにも、各自治体の実情に合わせ、その制度変更も必要ではないかなというふうに感じております。

次に、森林病虫害についてご答弁いただきまして、被害状況とそれからメカニズムを伺いました。非常に興味深い報告もいただきました。ご答弁の中で、根茎感染ですか、やはりマツノマダラカミキリだけが媒介して広がるというのではなくて、根を通して広がるリスクがあるということで、これは森林組合さんとか、県のほうでもいろいろ調査をしていただいた結果ということなんです、やはりここら辺の対策ですね。今、町長のほうから薬剤ということのお話もありましたけれども、これは実際に木を伐採していかないといけない部分もあるので、枯損木利活用事業、これと併せて、やはりそういうことを進めていくということが必要ではないかなと感じております。

非常にマツノザイセンチュウの繁殖力が強いということをおもっております。私もちょっと調べてみましたら、やはり1ミリの線虫が卵から成虫になるには3日から5日ということで、雌は約100匹ぐらいの卵を産むということらしいです。今、町長のお話で、マツノマダラカミキリに1万5千頭、頭という言い方も初めてお聞きしたんですが、1万5千頭が、マツノマダラカミキリといたってそんなに大きな虫ではないですよ。せいぜい3センチ、4センチぐらいでしょうか。そこに1万5千匹もつくというのは、これは驚きなんです、それがやはり松の中に入り込むということは、相当数の線虫が入り込んで松を枯らしていくという、そんなようなメカニズムといいますか、その辺を確認をさせていただきました。

もう一つは、そのマツノマダラカミキリ、やはり駆除のためには、先ほどの空中散布ということはかなり有効ということなんです、やはりそれが成虫となって飛び出す6月頃、毎年6月頃に空中散布を実施されておりましたが、やはりその意味合いがよくわかりました。やはり6月頃にマツノマダラカミキリが飛び出すということで、それに合わせて空中散布が必要なんだということを改めて理解をさせていただきました。

それから、御所沢の事業実施で、線虫の状況も確認をしていただいたんですが、やはり健全な松の木にも痕跡があると、DNAが残っているということになると思うんですが、これは非常にそういう意味では、かなり町内にも広範に広がっているんじゃないかというふうなことが推察できるんですけれども、その意味では、やはりご答弁にありました抵抗性のアカマツですね、そういうような転換というのを今後拍車をかけていただくといえますか、取組として進め

ていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

では、その中で再質問させていただきます。先ほども言いましたけれども、やはり松くい虫の被害というのは、町広範に広がっているということは十分に推察されるわけですが、その防除対策ということは、やはり広域での連携した取組が必要ではないかと思っております。近隣の上田市、それから千曲市との連携の状況、これを伺います。

それから、二つ目に、先ほどもちょっと言いましたけれども、樹種転換を含めた質問ということで、今後、松を抵抗性アカマツへの転換の取組ですね。それと針葉樹から広葉樹への転換のお考え。

それからもう1点は、令和2年度の町の育樹祭の際、県の林務部の係長さんからの報告がありまして、その際、近年カラマツの需要が非常に伸びていると。建設資材としての価格がアップして、評価が上がってきているというようなことを話されておりました。今後そこら辺の取組について、町のお考えをお聞きいたします。

それと三つ目ですが、ご答弁にありました枯損木利活用事業ですけれども、やはりこの枯損木を木質バイオマス発電の燃料へ、チップ化して利活用を進めるという取組ですね。これは森林の整備や保全と併せて、燃料としての調達や流通で新しい雇用が生まれることも期待できると思います。今後進めるべきカーボンニュートラルへの考えとしても有効な手段だと思いますので、今後この事業に対する町の考えをお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、上田市、千曲市との広域連携についてのご質問でありますけれども、上田市とは、県の地域振興局を通じて情報共有を図っているほか、必要に応じて連絡調整を行っております。また、千曲市とは空中散布を行っている自在山及び苧屋原地区に市と町の境があることから、情報共有また連携調整を図りながら防除対策を実施しているところでございます。

次に、抵抗性アカマツほか樹種転換に関するご質問でございますけれども、抵抗性アカマツは、松くい虫被害により本数が減少した箇所、かつアカマツ以外の樹種では保全が難しい地形で植樹を進めているところでありまして、当町でも植樹しておりますけれども、植樹をした松は順調に生育している状況からも、松林の再生に寄与しているものと考えているところでございます。

それから、針葉樹を広葉樹にしていくという樹種転換についてでございますけれども、こちらは適地適木の考えからも、環境や条件に合わせた樹木の選択が肝要であると考えているところでございます。

それから、カラマツ材の関係でございますけれども、こちらの需要、価格等につきましては、ウッドショックの影響もございまして、昨年に引き続き高い状況で推移しているところであり

ます。町内のカラマツ林についても、木材としての利用を進めるため、搬出間伐等を推進してまいりたいと考えております。

それから、今後の枯損木利活用事業のご質問でございますけれども、枯損木利活用事業につきましては、バイオマス発電といった再生可能エネルギーの利活用にも通ずるものでございますので、継続して実施してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長より再答弁をいただきました。やはり、ここら辺の木材の利活用保全というのは、非常に今後そういう意味では本当に新しい資源として進んでいく可能性を十分に秘めていると思っておりますので、どんどん、町は有効な財産でありますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

時間の関係でまとめさせていただきますけれども、先ほど言いましたけれども、森林の持っている力は、光合成により大気中のCO₂を吸収・固定し、植林と利活用を図っていくことで半永久的に循環型経済の柱になります。

木材3キロから4キログラムが灯油1リットルに相当する発熱量との試算もあります。森林はそのベースになる自然資本であり、SDGsの13番目の目標として、気候変動に具体的な対策をと掲げられております。森林の保全と再生、利活用、またカーボンオフセットの考え方に今後も注目をし、各種の施策と取組を望むところです。

では、次の質問に移りたいと思えます。

選挙と投票所について、2番目として挙げます。

これまで数回、質疑表題としてきましたけれども、再度取り上げさせていただきます。昨年は参議院補欠選挙と衆議院総選挙が実施され、本年は県知事選挙と参議院選挙が実施予定で、来年は統一地方選挙が控えております。国民の権利である選挙と投票ですが、これまで投票率アップに向け、投票しやすい環境を整えるため、投票時間延長や期日前投票の拡充などが図られてきております。

ただ、投票率自体は上がってきているとは言えません。特に若い世代の投票率が低いことで、様々問題提起をされております。進む人口減少、少子高齢化時代、またデジタル化が進む中において、投票時間や投票所の数、投票方法の在り方を含め、選挙制度の課題として見直しの議論をされるべきだと思います。私が昨年投票所の立会いをさせていただいた体験と聞き取りをした内容を含め、以下質問をいたします。

まず、イとして、投票率について質問いたします。

一つ目に、令和3年の参議院選挙と衆議院選挙の各年代別の投票率を伺います。10代からの各年代と70歳以上としてお聞きをいたします。

二つ目に、期日前投票率の推移を伺います。平成29年10月と令和3年10月の衆議院選挙の比較でお聞きをいたします。

三つ目に、今後の投票率アップへの取組について伺います。昨年10月の衆議院選挙の全国の投票率は、55.93%と戦後3番目に低い結果で、主権者意識を高める取組が求められるところです。町でもこれまで取り組まれてきましたが、主権者教育、模擬議会、高校生の議会傍聴、また町民への啓発、広報等について伺います。

次に、口として、投票所について質問いたします。

一つ目に、期日前投票所増設への考えを伺います。近年、期日前投票は簡易に投票できる環境に整備されてきました。広く投票の機会を設けることにも合致し、今後まだコロナ感染症の収束が見えない状況下では、投票時の密を避ける意味でも分散投票としての効果はあると思います。また、民間施設を利用した事例も増え、投票がしやすくなってきているのではないのでしょうか。そこで、当町の場合、文化センター、村上地区に増設への考えを伺います。

二つ目に、投票所変更への考えを伺います。町内には15か所の投票所がありますが、そのうち第6投票所の閻魔堂は、ご承知のとおり何段もの階段を上り、靴の履き替えにも段差があり、足腰が不自由な方には不便な投票所です。簡易スロープを設置していただいておりますが、投票日当日も数名の方が大変に苦勞をされておりました。近年の公共施設の在り方としてバリアフリー化が進められており、改善を求めるところです。以前も質問しましたが、再度第6投票所変更のご提案をいたしますが、そのお考えはいかがでしょうか。

三つ目として、立会人の立会時間短縮について伺います。昨年、立会人として携わらせていただきましたが、町職員の皆さんを含め、立会人の大切さを身をもって経験させていただきました。各区の区長さんもそのお立場で任を果たされたと思いますが、1日13時間拘束されるということは大変なことだと実感をいたしました。ある区長さんからは、立会時血行障がいになったとの事例も伺っております。せめて半日ごとの立会であれば、負担軽減につながると思います。ぜひ検討いただきたいところです。お考えをお聞きいたします。

以上につきまして、質問いたします。

総務課長（臼井君） 選挙と投票所についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、投票率についてのうち、令和3年の参議院議員補欠選挙と衆議院議員総選挙の年代別の投票率でありますけれども、初めに、令和3年4月25日に執行された参議院議員補欠選挙につきましては、10代が24%、20代が23.08%、30代が34.74%、40代が43.71%、50代が54.17%、60代が61.86%、70代以上が56.29%となっております。町全体といたしましては、49.07%という状況でありました。

続いて、昨年10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙、第25回最高裁判所裁判官国民審査に関する投票のうち、小選挙区選出議員選挙における年代別の投票率につきましては、10代が39.84%、20代が37.37%、30代が50%、40代が59.7%、50代が68.6%、60代が75.74%、70代以上が64.87%となっております。

町全体といたしましては、61.73%という状況でございます。

次に、衆議院議員総選挙における期日前投票の投票率の推移につきまして、まず前回の平成29年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙の投票率につきましては、24.37%。昨年10月31日の第49回衆議院議員総選挙につきましては26.49%となっており、前回との比較で2.12ポイント増加しております。

次に、投票率アップへの取組についてであります。これまでもより多くの皆さんに投票していただけるよう、幅広い年代に向けて様々な啓発活動を行っているところであります。小中学校におきましては、県の選挙管理委員会が主催する選挙推進ポスターコンクールへの出展をお願いする中で、毎年作品の応募をいただいております。入賞作品も出ております。作品の制作を通して選挙の仕組みや重要性、そういったものを知っていただける機会になればと思っております。

また、昨年、今年はコロナ禍でやむをなく中止といたしましたが、平成28年度から議会のご理解とご協力もいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割や、選挙や議会などの仕組みを学んだ中学3年生を質問者として、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を開催し、地方議会と行政について学ぶ機会を設けてきたところでございます。

また、坂城高校における主権者教育につきましては、ここ数年新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができておりませんが、出前授業といった形の中で、議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が高校に出向き、説明する機会を設けてきたところであります。

18歳から実際に選挙権を有し、有権者の1人として自らも選挙権を有する立場となる高校3年生に対し、議会の仕組みや選挙の重要性などについて説明し、投票行動への自覚を促すとともに、可能な年については町議会の傍聴も実施して、主権者の立場で実際の議会を体感していただいたところであります。

また、昨年はインターンシップにより役場で職場体験をした生徒さんに、期日前投票会場で実際に投票に来た方に投票用紙を渡してもらうなど、実際の選挙事務を通じて投票に関心を持っていただく機会としたところであります。

そのほか、各選挙期間中におきましては、広報や町ホームページ、防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員会やその補充員の皆さんとともに、町内3地区で店舗等の入口に立ち、お店に立ち寄られた方に声がけし、投票を促す街頭啓発活動も行っているところであります。

今後におきましても、様々な機会を捉え、投票率アップに向けた啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

続いて、投票所についてのご質問であります。初めに、期日前投票所増設への考えはとのご質問であります。当町におきましては、役場庁舎1階に期日前投票所を開設しているところであります。役場庁舎ということもあり、駐車場からの段差もなく、足の不自由な方も含め、

どなたでも気兼ねなくお越しいただいているところでもあります。

期日前投票における投票率は増加している傾向であり、選挙のたびに様々な媒体を使って周知を図る中で、町民の皆さんの認知度も高まってきたものと認識するところでもあります。

文化センターや村上地区等へ期日前投票所を増やしてはとのご提案ではありますが、選挙期間中は、選挙日前日までの毎日、朝8時半から夜8時まで投票所を開設し、その事務に当たる職員をはじめ、投票管理者や立会人など多くの人的対応が必要となってくるところでもあります。

また、期日前投票の会場における投票には専用のシステムを導入し、正確にミスなく迅速な対応を図っているところではありますが、会場を増やすには、それぞれの会場に機器を新たに導入する必要があることに加えまして、そうした機器や会場をネットワークでつなぐといった必要も出てまいります。

また、当町は複数の期日前投票所を設置している近隣の市と比べましても、そのエリアや人口規模等に対する期日前投票所の数につきまして、決して少ない状況ではないということに加えまして、期日前投票所を増やすための経費の面や人的な対応、システムの整備といったものを考えますと、現状におきましては大変難しいものと考えているところでもあります。

次に、第6投票所の変更に関するご質問ではありますが、当町では町内各地区に15か所の投票所を設ける中で、町民の皆さんがお住まいの場所の近くで気軽に投票を行っていただけるよう、利便性の高い投票所の体制を確保してきているところでもあります。

ご質問の第6投票所、田町十王堂、閻魔堂でありますけれども、こちらにつきましましては、四ツ屋、戌久保、田町、御所沢地区の有権者の皆さんが利用する投票所であります。田町十王堂は入口に段差があり、高齢者や足の不自由な方が入りにくいといったご指摘をいただく中、ご質問にもありましたように、選挙のたびに臨時的なスロープを設置して、投票していただきやすい投票所となるよう対応をしているところではありますが、地域の皆さんにとってなれ親しんだ投票所となっているためか、段差の解消以外の部分で大きなご指摘といったものはいただけない状況であります。

現在、田町十王堂につきましましては、地元田町区で改修工事の計画が進んでいるというふうにお聞きしているところであり、万一、工事期間中に選挙が重なったような場合には、別の会場を考えなければならない状況、そういったことも考えられるところでもあります。

そうした状況における対応は、当然考えていかなければならない部分でありますけれども、第6投票所そのものの変更といった部分につきましましては、現状議論に至っておらず、変更先となる会場や、地域との協議などにつきましてもなされていない状況でございます。

複数の地域の皆さんが利用する投票所の変更となりますと、関係区との協議、調整がまず必要となってまいりますし、一定の周知期間も必要となってまいります。本日ご提案をいただきました内容等につきましまして、選挙管理委員会のご意見もお伺いする中で、必要に応じ研究をし

てまいりたいと考えております。

次に、選挙立会人の立会時間の短縮に関するご質問であります。選挙当日は、朝7時から夜8時まで長時間にわたり投票所を開設しており、投票管理者及び立会人として地域の皆さんにご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げるところであります。

各投票所におきましては、投票管理者1名と立会人2名の計3名の皆さんをお願いしているところであり、これまで終日同じ方にお務めをいただいております。

当日ご協力いただく投票管理者や立会人等の人選につきましては、選挙管理委員会からあらかじめ地域に依頼をし、選任をいただいているところではありますが、特に一つの地区で一つの投票所を設置している地域では、3人の人選にもご苦勞をいただいているといった声もお聞きするところであり、今後も原則的には同じ方に終日務めていただくことを基本としたいと思っていますところでもあります。

ただし、地域のご事情ですとか、体調的な不安等への配慮も大変重要であるというふうに考えますことから、今後途中での交代が必要な場合については、あらかじめ選挙管理委員会にご相談をいただく中で対応してまいりたいというふうな考えるところでございます。

町といたしましては、町民の皆さんが少しでも投票しやすい環境を整え、投票機会を確保することに加えまして、特に投票事務におきましては、地域の皆さんの協力が必要不可欠でありますことから、ご協力いただきやすい環境づくりにつきましても、選挙管理委員の皆さんとともに考えてまいりたいと思っております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。メインにしていた投票所の変更と期日前投票所の変更は、ちょっと現状ではまだ難しいということでご答弁をいただきました。

やはり、マンパワーということが大きなマイナス要因かなとは思いますが、今、デジタル化をこれからどんどん進めましょうという中で、オンラインといいますか、ネットワークでつなぐということは、そんなに難しいことじゃないんじゃないかなと思っておりますが、ただ、数年に1回という毎年あるということでもないもので、そこら辺の維持管理ということもあると思います。

マンパワーということで言えば、今回、ワクチン接種では役場OBの方に大変大きな力を発揮していただいているので、そのような皆さんにもお力添えいただけるんじゃないかなと、個人的にはちょっと思っております。

それから、立会人さんの負担軽減ということでは、一応柔軟に対応していただけるということでもございましたので、今年の県知事選、それから参議院選からぜひ取り込んでいただきたいと。

それからもう一つは、この立会人さんは公募ということでもたしかできたと思うので、やはり、今の各投票所の区長さんの立場というのが、やはり区長さんがちゃんと顔がわかる方が来

ているということの確認という意味も大きいと思うんですが、やはり若い世代に選挙の仕組みと申しますか、関心を持ってもらうという意味では、公募で若い方が立会人として仕事に携わっていただくというのは、これ一つの大きな取組ではないかなというふうに、これは要望としてお願いをしておきたいと思えます。

それと投票率については、これは全国的な流れで、10代、20代、これはどうしてもいろんな就学とかというようなあれもあると思うんですが、低いというのは、これは全国的な流れであります。それから非常に、それに比べて中高年層、40代以上ですね、昨年の衆議院選挙でいくと40代が59.7、50代が68.6、60代が75.74、70歳以上の方で64.87と、非常に町の投票率を大きく上回っている方が来ていただいているというのは、やはりこれはそれだけ関心を持っていただいているあかしではないかなというふうに思っております。

ただ、若者世代の投票率が減少しているというのは、今に始まったことではなくて、30年ほど前からということも言われております。やはり、これは今の若者に責任を負うということではなくて、こうなった原因を社会全体で議論していくということが必要ではないかなというふうに思っております。今後、若い世代が投票しやすくする取組として、今考えられておりますのが電子投票システム、このような普及も期待をしたいというふうに思っているところでございます。

では、1点だけちょっと再質問をさせていただきたいと思えます。期日前投票率の推移を答弁いただきましたけれども、昨年の衆議院選挙で見ますと、当町は全国より7.01ポイント、県より2.9ポイント高い投票率であります。有権者の約3割近い方が期日前投票に来ていただいている、前段で述べましたけれども、分散投票の目的としても、今後拡充を図っていただきたい点であると思えます。投票率アップの取組として、主権者教育、啓発活動などのソフト面の取組と併せ、投票のしやすさ、投票所に行きやすくするハード面の環境整備も重要と考えます。

そこで、本年4月からデマンド交通が運用されます。この選挙期間中に限り、土曜日と日曜日に運行ができないか、伺いたいと思えます。説明によりますと、土日は運休とのことですが、期日前投票や投票日当日に利用できれば、利便性の向上につながると思えますが、お考えはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

総務課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。今年4月から運用が始まるデマンド型乗り合いタクシー、こちらにつきましては、土曜日と日曜日を除く平日の運行で許認可を受けておりますことから、選挙期間中に限って土曜日、日曜日に運行をすることは難しいところでありますけれども、土日を除く期日前投票期間中につきましては、75歳以上で利用登録をいただ

いた方であれば、利用いただくことが可能であります。

また、循環バスにつきましては、土曜日も運行しているところでもありますので、こちらをご利用いただくことも可能でございます。

10番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。現状ではデマンド交通は難しいということで理解をいたしました。これは、今の運用が今後実証試験ということで3年ぐらいということはお聞きしておるんですが、その中でいろいろ勘案していただいて、もし利用できるようであれば、ぜひ取り入れていただければ幸いです。

時間の関係で、これで最後にまとめたいと思います。国民主権の原則の下、私たちは民主主義を堅持していかなければなりません。その民主主義の根幹で三原則の一つに挙げられているのが選挙であり、その主権を反映させる行動が投票であります。投票率アップへは、政治、行政をより身近なものとしていただくためには、私たち議会議員もその立場において、町民の皆様に議会活動の発信をしていく責務があります。

コロナ禍で活動も制限される中ではありますが、残りの任期1年、その職責を全うすることが与えられた役割であると思っております。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今年、ラニーニャ現象の発生により厳しい冬を迎えております。近隣の豪雪地域は、記録的な積雪により大変厳しい冬を過ごしておられると思われまます。3月の声を聞き、ようやく春の気配を感じられるところとなりました。過ごししやすい春の到来を期待したいと思っております。

今年で足かけ3年目を迎える新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株に変異し感染が拡大、全国的に展開され、感染力の強さが従来株に比して強力なために第6波を形成しております。現状はピークアウトを迎えそうではありますが、高止まりの状態を呈しております。感染者数は一進一退を呈しながら減少傾向に推移していくものと判断しております。

このような中、当町では第3回目の接種を2月末を目標に、65歳以上の高齢者、医療従事者を中心に向けた前向きな対応をされ、感染の防止に努力しておられます。関係者の皆さんの努力に感謝をこの場を借りて申し上げたいと思います。あわせて、65歳以下の方々や子どもたちについても、速やかな対応をお願いしたいところでございます。

また一方、冬季オリンピックも北京で開催され、我が国の選手も力いっぱいの活躍をして、多くの感動と過去最高のメダルの獲得をしていただきました。世界中の皆様がこの盛り上がり浸っているさなか、ロシアによるウクライナへの侵攻が始まりました。常識では考えられない暴挙であります。力による現状変更、侵攻が開始されました。武力による侵攻は、いかなる理由があつたにしても許されるものではありません。日本政府においても、欧米をはじめ全世界の力をもって、国際連携を図りながら、常識では考えられない暴挙に対し、制裁措置を含めた厳格な対応を取られることを切望するものであります。

また、3年間続いているコロナ感染症の影響により経済活動が制限され、令和4年度の予算編成がどのような形でできるか、大変心配をしながら注視しておりましたけれども、町民の皆様の方の努力の結晶として、過去最高の72億8千万の予算編成が議会に提案されました。大変喜ばしい限りであります。

しかしながら、ウクライナ危機で発生する経済への影響は、今後どのような形で影を落とすか、注視していく必要を感じております。

いずれにしても、早急な和平協議が進行し、平穏な生活が一日も早く、取戻しができることを願っておるところでございます。

さて、今議会に一般質問としての私のテーマは、1. 今後の道路事業について、イ. 町全体を俯瞰した道路インフラ整備の考え方はということで質問させていただきます。

国道18号バイパス、インター先線の工事も、目に見える形で進行してくる状態となりました。数年先には供用ができるのではないかという見通しを感じるところでございます。坂城あるいは長野県内でもこの辺の周辺においてはですね、物流の主体は陸路が中心で、その多くはトラックでの輸送でございます。燃料の高騰や人件費等、原価高の要因に伴い車両の大型化が進みますとともに、経済や観光等の活性化に伴い、国道18号は1日の通行量が1万台を超える全国的にも過激な交通実態であります。

また、交通量の多い国道18号線ですが、歩道のない二車線区間が多く、安心して人が歩けない国道でもあります。また、慢性的に渋滞が発生し、大変厳しい交通事情を呈しております。

県下でも一、二を争う道路事情の中で、ご存じのように製造業が活発な地域であることでございますので、このような道路事情の中では生産活動の効率の低下を招いてしまうとともに、救急車や緊急自動車の到達にも時間がかかり、日常生活に不安を地域住民は感じております。

これらの道路状況を抜本的に改善できる方策は、現在進行している18号バイパスの早期供用と、インター先線の18号バイパスへの締結を早期に行うことが、将来の坂城町の新たな発展につながるインフラ整備と考えているところであるとともに、関東と上信越を結ぶ地域全体としても重要な幹線道路でもあります。

また、今年度から始まるデマンドタクシーの実証実験についても、将来につながる交通対策

であるとともに、その着実な成果が積み上がることを期待したいところでございます。

いろいろな事情を抱えている道路事情ではありますが、数年後には供用できるインフラ整備をベースに、将来の坂城のあるべき姿を俯瞰した道路整備を検討する絶好の機会と考え、次の項目について、町の考え方を伺いたいと思います。

- 1、国道バイパスと接続するインター先線の早期完成に向けた町の対応は。
- 2、A01号線文化センター以北の道路改善の考え方は。
- 3、基幹道路と接続する道路改善の考え方は。

以上、3点について伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから1番目の質問としまして、今後の道路事業についてということで、3項目についてご質問がありました。その中で、私からは国道バイパスとインター先線の早期完成に向けた町の対応、この点に関してお話し申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、国道バイパスと接続するインター先線の早期完成に向けた町の対応でございますけれども、ご案内のように坂城更埴バイパスの坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、用地測量・地質調査をはじめ、道路予備設計や関係機関との協議に着手し、平成27年度には関係区に対し、事業についての説明会が開催され、平成28年度から順次、用地交渉と用地買収が進められてきました。

平成30年度には、網掛地区において坂城町区間で初めて用地買収が整った土地を囲う木柵の設置工事が施工されたところであります。

以来、昨年度には上五明地区の交差点に関する地元説明会や、網掛地区の工事着手に向けた地元説明会などが実施され、今年度については、網掛地区において、工事用道路の設置工事、水路付け替え工事などの附帯工事や道路本体の盛土工事が行われ、小網地区においては、道路予定地の支障木の伐採・伐根と整地工事及び木柵の設置、上五明地区においては、埋蔵文化財の調査等が行われたところであります。

また、坂城町国道バイパス・県道促進期成同盟会におきましては、国土交通省及び県選出の国会議員に対して、国道バイパス建設促進などについて要望活動を計画したところであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での要望は中止とせざるを得ませんでしたが、直接の要望に代えて、2月1日付で文書による要望を行ったところであります。

国道バイパスの建設は、地域住民の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体と協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、坂城インター先線につきましては、県が事業主体として、国道18号からテクノさかき工業団地までの区間を平成27年度から事業着手し、現在は令和5年度末の完成を目指し、

道路本体の大規模な盛土工事を実施しているところであります。

また、現在工事施工中のインター先線の延伸区間につきましては、今年度は千曲川を渡る橋梁の予備設計を行い、令和5年度の事業化を目指し進めているところであります。

なお、国道18号バイパスへ接続するインター先線の延伸区間につきましては、毎年実施している千曲建設事務所との地域づくり懇談会において、継続して要望してきておりますし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催は中止となりましたが、長野県議会、危機管理建設委員会への陳情につきましても、国道18号バイパスまでのインター先線の延伸を最優先に要望活動を行ってきたところであります。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されますことから、国・県に事業区間の早期完成及び未事業化区間の早期着手について、さらなる要望をしまいたいと考えております。

千曲川に並行した形で、東側には国道18号及び上信越自動車道、西側に国道18号バイパスが整備され、これらをつなぐ坂城大橋、鼠橋のほか千曲川を渡るインター先線が開通することで、いわゆるはしご状となり、さらなる道路のネットワークが形成されることとなります。

加えて、国道や県道などの幹線道路へ接続する町道A01号線やA06号線、A09号線などの整備により、アクセス性が格段に向上することから、渋滞緩和や産業、観光等の活性化には欠かせない非常に重要な路線の整備であると考えております。

町といたしましては、国・県に対し、より一層事業推進が図られ、また一日でも早い完成に向けて要望を継続してまいりますとともに、町道幹線の整備促進にも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 私からは、町道A01号線文化センター以北の道路改善の考えと、基幹道路と接続する道路改善の考え方についてお答えいたします。

まず、町道A01号線文化センター以北の道路改善の考えはについてであります。A01号線の拡幅につきましては、南条鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用し道路改良事業に取り組んでおり、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に関しましては、街路事業により改良工事を実施してきました。

現在は、南条金井工区、酒玉工区に加え、令和3年度からは金井工区、酒玉工区間を保地工区として新たに事業着手し、2回目の地権者説明会に向け、測量及び実施設計業務を行っているところでございます。

また、酒玉工区につきましては、若草橋の架け替え工事も完了し、終点部、大口の交差点の部分ですが、その工事を残すのみとなりまして、来年度の事業完了に向け進めているところで

ございます。

ご質問の町道A01号線文化センターグラウンド交差点以北の坂城地区につきましては、道路拡幅の未整備区間となっており、南条・中之条地区が全線完了した後、事業着手する予定ではございますが、当面の間、路盤の改良も含めた舗装工事を実施しているところであります。現在施工中であります南条地区の未整備区間の早期完成を目指し、一年でも早く坂城地区の道路改良に取り組めるよう、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、基幹道路と接続する道路改善の考え方はについてであります。国道バイパスやインター先線につきましては、各事業により進捗の度合いは様々であります。現在着実に事業が進んでいる状況でございます。

そのような状況の中で、今春に完成を迎える南条産業団地に直結し、インター先線へ接続する町道A09号線も整備を進め、また村上地区では町道A06号線道路改良事業につきましては、県道長野上田線から国道18号バイパスへ接続するまでの間を平成28年度より継続して事業推進を図っているところであります。

特に、町道A09号線につきましては、道路改良工事が完了し、令和5年度末に完成予定の坂城インター線が開通した際には、鼠橋通りから坂城インターへのつながりが向上することで、町内のみならず、特に上田の川西地区からのアクセスも格段に向上しますので、さらなる交通のネットワーク化が図られるものと考えております。

今後、町といたしましては、国道バイパスやインター先線及び延伸区間が確実に事業推進されるよう、また一日も早い完成に向け、要望を行うとともに、主要町道の整備促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

9番（朝倉君） ただいま、町長をはじめ担当課長から答弁をいただきました。国道18号バイパス、インター先線の延伸は、坂城町のみならず、地域は無論、首都東京と上信越を結ぶ幹線道路であります。この開通によって、周辺市町村の日常生活をはじめ産業、観光を含め多くの活性化が期待されるところであります。

先の話で恐縮ですけれども、この機会を捉え、町の道路事情を俯瞰して将来を展望することが大変重要なことだというふうに考えております。道路を造ることは、大変な時間と多くの関係機関、そして地元の協力が鍵となっていきます。一朝一夕にはできない大変力仕事の仕事でございます。

できた暁には、本当に多くの効果が期待できる、これも道路の持っている大きな力でございます。特にこの国道バイパス、そしてインター先線の完成を見据える中で、やっぱり坂城町の発展のために、このインフラ整備というものは、私は大きな財産になってくるのではないかと。ということで、これから先ほど答弁いただいた、いろいろな道路事情の改善策があるわけですが、そういうことをやっぱり着実に積み上げて、将来の坂城町の一つの大きな絵を描いて

いただきたい、こんなことを申し上げたいと思います。

そんなことで、行政の立場では行政の立場の仕事がございまして、私ども議員は議員という立場の中でお手伝いできることがいっぱいあるかと思っております。今日こういう提案をいたしましたわけですが、私も一議員という立場の中で頑張りたいと思いますので、町長をはじめ職員の皆さんについても、坂城町でも大きな事業になるかと思っておりますので、ぜひ格段のご協力をお願いしたいということで、次の質問に参ります。

2番目のテーマは、農業振興についてでございます。

イ、今年度の水田（水稻）の作付けはどのような状況か、また課題はについて質問を行います。米価は、コロナ禍が足かけ3年継続することにより米余りが続き、それに伴う米価の下落が続いております。栽培農家は大変な苦境に立たされておるところでございます。

この地域では、農家自ら水稻を栽培する方は、ここ数年大幅に減少傾向でございまして、担い手の専業農家に土地を利用集積する形での農家が多く、農家の水稻離れが顕著になってきております。したがって、水稻、転作作物の栽培は、担い手農家が中心となって展開をしているのが現状でございます。

お米は、戦後から1960年代は米の消費量が多く、なかなか十分な生産が間に合わない時代が続き、そのために栽培技術の改善や品質改良により、1970年初め頃にはようやく米の生産が消費を上回る状況から、生産米価の維持をしていくために、政府は減反政策を実施いたしました。それ以降、生活様式が欧米化すると同時に、個人の消費量が年々減少傾向を呈してきたために、減反政策も水田面積の30%を優に超える減反をしないと、生産と消費のバランスが取れない状態でございます。このような状態でございますので、この減反政策については、特に米を生産することが主体の農家は、この減反政策に対する反発が大変大きくなりました。

2018年、この減反政策は、一応廃止という形になりましたけれども、今日現在まで、廃止となったんですけれども、形として見れば従来の減反政策が続いている、同様な状況でございます。

政府の干渉は大幅に減ったとはいえ、地域のJAや市町村で構成する農業再生機構の中で調整がされて、米価の下落や生産農家の減少に伴い作付面積が調整されているわけですが、今のような状況でございますと色々な問題も発生し、担い手農家からも、今のやり方について問題提起をすることが多く聞かれます。

今後、今年の作付につきましても、これから最終的に調整に入るかと思うんですけれども、農業再生機構で対応されていくと思うんですけれども、調整には大変苦勞をされているような話も聞き及んでおります。このような状態で、やりたくない農家、そして担い手をお願いしても、もう私どもにはできませんというような状況もありまして、場合によっては、担い手の農家が多くを負担を抱えて対応しているような状態でございます。

いろいろな話の問題点を聞きますと、現在、農協も経営改善を進めているところでございますので、なかなか真剣にこの問題についても、この近辺では取り組んでくれないような話も聞いておまして、どちらかという行政の担当者が1人で苦勞しているような話もお聞きしております。

減反ということも後で申し上げたいと思うんですけども、食糧安保的な考え方からすれば、本当におかしな政策であるように思っております。

食料の自給率が47%、エネルギー換算で目指しているんですけども、現状は37%ぐらいというのが数字として出している農林省の数字でございます。そのようなことからすれば、大いに政策的にも考えなければいけないというような状況であろうかと思えます。そのようなところでございますので、ぜひ町としても県や国、そして農協に対して問題提起をもうちょっと一生懸命やっていただいてもいいんじゃないかと。あまりしよい込む形じゃなくて、政策的にも変えなきゃいけないということがあれば、自信を持って問題提起をお願いできればというようなことも感じるところでございます。そのようなことを申し上げながら、以下の3点について質問したいと思います。

一つとして、水田への水稲作付状況は。また担い手の耕作担当状況は。作付数量目標達成は、今年可能でしょうか。そしてまた、個人の自家栽培をしている農家と担い手の農家が耕作している比率はどのくらいなのかをお聞きしたい。

二つ目としては、転作について、担い手農家の収益向上につながっているかどうか。

三つ目としては、転作での問題点は水田と転作圃場が隣接しているので、どうしても水の浸入が避けられない。したがって作業性あるいは収穫量に大変影響が出るということで、担い手農家も苦慮しているところでございます。土地の集約・集積がどのような展開ができて、どのようなことが改善できるのか、その考え方について、町の考え方をお聞きしたいと思えます。

商工農林課長（竹内君） 2. 農業振興について、イ. 今年度の水田（水稲）の作付けはどのような状況か、また課題はについてのご質問にお答えいたします。

米の需給調整は、主食となる米の需給バランスを図る一方、米価の安定を目的としておりますが、米の1人当たりの消費量は、昭和37年度の118.3キログラムをピークに全国的に減少を続け、令和2年度には50.7キログラムにまで減少しております。

この間、単身世帯や共働き世帯の増加などによる社会構造の変化や外食産業の増加、食の多様化による食生活の変化等により、年間の国内消費量は毎年10万トンも減少している現状に加え、現在のコロナ禍における需要低下や、国内人口が減少局面に移行していることなどを受け、今後も長期的に消費量が減少する見込みとなっております。

こうした中、米の生産面では、令和3年の米の作況指数が全国で101となったことから、主食用米の収穫量は昨年9月末の時点で、適正生産数量の693万トンを超え、701万トン

となり、民間在庫量は適正水準の200万トンを大きく上回る214万トンに上ることから、相対取引価格の下落など、米の価格形成に大きな影響を及ぼしております。

こうした情勢の下、次年度の水稲作付につきましては、令和4年産米の生産数量目安値が県から既に示されており、前年対比96.4%にあたる671トンが当町における水稲の作付枠とされております。

そのため、昨年の水稲作付実績及び令和4年産の大規模水稲作付農家の作付計画のほか、千曲市へ出作している方の農用地利用集積計画に基づく利用権設定面積により、現在、地域間調整による協議を行っておりますが、現状では水稲作付率49.65%を各農家への一律配分としてお願いする中で、生産数量目安値を達成してまいりたいと考えております。

この作付率は、農家の皆様に水田面積の過半数を水稲作付せずに、転作にご協力いただくことを意味するため、非常に厳しい数値目標となっておりますが、大規模水稲作付農家の皆様をはじめ、生産農家の皆様のご協力の下、転作作物の作付等を通じて、達成に向けて推進を図ってまいりたいと考えております。

そのため、課題としましては、農業者の高齢化等が進行し、水田の貸付けを希望する農家が多いのに対して、大規模水稲作付農家側の水田の受入れ可能な面積にも限りがありますので、今後、水田利用を行う新たな農家の確保が必要となってまいります。

水稲の大規模経営は、機械や設備など多額の設備投資が必要なため、現状の米価水準が続くと、新たな水稲農家の参入や育成のほか、適性な水田の管理が困難になるものと考えられることから、これら水稲農家の効率的な経営のための水田利用の在り方や省力化に向けた技術導入、土地改良事業による水田の面的整備なども視野に入れる中で、関係機関とも連携して、これら課題の精査と対策を検討してまいりたいと考えております。

転作作物の作付推進につきましては、大規模水稲作付農家を中心に、作付品目を地域奨励作物として作付誘導を図っており、これまで麦・大豆のほか、加工用米、飼料用米、サツマイモなどを産地交付金の対象作物に位置づけるほか、これら作物の効率的な生産を支援するため、各種補助事業による機械化などを支援しながら推進を図っており、町単独助成の転作助成金による誘導と併せ、転作作物の作付を推進しております。

そのため、担い手農家にとって、作付のメリットが受けられるよう、販売価格が生産費を恒常的に下回っている対象作物に、その差額を交付する国の経営所得安定対策により、農業経営の安定を図っているほか、昨年からは、輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新することを目的とした水田リノベーション事業などへの施策誘導により、より有利な転作作物への作付を実施していただいております。

続きまして、転作推進に係る農地集積についてお答えいたします。町では、人・農地プランにおける農地の集積・集約化について、認定農業者や認定新規就農者の出席の下、地域での懇

談会を開催し、地域農業の担い手として、農地の集積・集約化の合意形成を進めているほか、大規模水稲作付農家間における農地のすみ分けについても、当事者を交えて協議を繰り返し実施しているところであります。

現実的には水利や耕作条件が異なるため、農地の集約化に至るまでには、まだ時間がかかる見込みですが、一部の農家では、農地中間管理機構の仲介により、土地所有者と水稲作付農家における農地の貸借を実施している水田や、水利条件の悪い農地の集積により、転作を進めていただいているところもあります。

また、町では、農業委員会への農用地利用集積計画の提出に基づき、12月末時点における新規の利用権設定面積に応じた農地活性化奨励金を交付することで、農地の集積・集約化を支援しており、平成26年度の制度創設以来、これまでに水田を中心とした43ヘクタールの農地集積と一部集約化が図られてきたところであります。

町内の水田面積224ヘクタールのうち、大半を自家用の米を生産する飯米農家が占める中で、現状においては、自作地が78%、借受地は22%の割合となっておりますが、今後は年を追うごとに自作地の面積が減少し、貸付けを希望する農家が増加することが予想される反面、それを借り受ける農家が少なくなることが予想されています。

町内における水稲作付を維持していくため、さらなる営農の効率化や省力化を図りつつ、引き続き、担い手の確保と担い手への農地の集積・集約化に努めてまいりたいと考えております。

9番（朝倉君） ただいま担当課長からる説明をいただきました。主食の米の栽培について、減反政策を廃止しても、まだもって多くの課題があります。特に農家離れが進行する中で、食の安全保障を考えると、農業の将来について真剣に考える必要があるときではないでしょうか。

魅力ある農業をどのようにして構築するか。世界での政治情勢が混迷する中で、何か危機が発生しても食料の自給が確実にできるように、自給率の向上をする必要があります。特にウクライナ危機のような状況を考えて、私も真剣に思うところがございます。国全体で真面目に議論するときに来ているのではないかというふうにも考えております。

米価の下落により農家の意欲がそがれ、担い手の不足により農業の将来が不安です。今こそ真剣に農業について考えるときではないでしょうか。農業を魅力ある産業にするためには、諸外国で実施している政策を私どもの日本でも十分に見て、議論して、取り入れて、せめて食料自給が先進国並みになるように、特に先ほど申し上げましたように、ウクライナ危機のようなことがこれから起こらないとも限りません。できればそのようなことがないことが理想でございますけれども、そのような混乱があっても、食について動じないような仕組みを、ぜひ私どもは考えていかなければいけないときではないかというふうなことを考えているところでございます。

以上で私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時10分～再開 午後 2時20分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問をいたします。

初めに、1. コロナ感染者等への支援について。

イ. 経済的支援について。

1. 学級閉鎖や休園によって保護者が休業した場合の経済的支援は。

新型コロナウイルス感染症も2年が過ぎて、現在は第6波、まん延防止等重点措置が全県に適用された1月27日から、ついこの間3月6日まで、この間は当町でも2月はほぼ連日、数は少なかったですが陽性者が発表されていきました。今月に入ってようやく少なくなって、1日以来、昨日は171例目の1名が発表されるくらいにはなっていますけれども、さらに感染力が強いと言われている変異株BA. 2ですか、これへの置き換わりも心配され、まだまだ気を抜くことはできません。

感染者や濃厚接触者の皆さんは、外出規制などの行動制限を受けることになって、大人・子どもの区別はなく、隔離生活を余儀なくされてしまいます。新型コロナウイルス感染症の影響で仕事ができなくなった個人への経済的な支援を見ると、感染や感染疑いなどの当事者として、自宅療養などが必要となった会社勤めの方には、協会けんぽなどの被用者保険の傷病手当金や、国民健康保険の新型コロナウイルス感染症関連として傷病手当金が支給はされます。

感染当事者でなくて、勤めや仕事を休まなければならなくなって、収入が減ってしまう心配があるのは、家族が感染して介護が必要になったり、学校などの休業で家にいることになる子どもたちの世話をする保護者の皆さんです。

家族の感染介護の場合は、両立支援等助成金の新型コロナウイルス感染症対応特例というのがあります。学校などの休業による収入減少などへの支援策としては、会社などの労働者向けには、労働者の年次有給休暇以外の特別有給休暇分の給与分を100%国が負担する小学校休業等対応助成金と、契約で仕事をしている事業主、フリーランス向けの定額支給である小学校休業等対応支援金、助成金と支援金ということで、かなりややこしいのでありますけれども、そういったものがあります。この場合は、両方とも子どもの人数に関わらず、介護の対象になる人数に関わらず、複数人の保護者も対象にはなるということが書いてありました。

以上は、私が国のホームページや、直接、県の相談窓口にお問い合わせした上で電話で解釈したもので、ほかにも支援はあるかもしれませんし、自分の解釈の仕方がおかしくて間違いもある可能性もありますので、当事者の方は、直接、国や県の窓口でご自身が納得するまで確認をお

願いたいと付け加えておきます。それだけ複雑ということでもあります。

その中で、今回の質問は、小学校休業等対応助成金と支援金についてです。希望する労働者の皆さんや事業所に、この助成金や支援金の利用の促進をしてもらうための町の取組についてお聞きします。

この助成金、支援金の申請先や事業所への働きかけについては、県労働局ということですので、町への相談はないかもしれませんが、助成金や支援金を希望する労働者から町への相談があったのかも含めてお聞きします。

また、小学校休業等対応助成金・支援金は、それぞれの労働形態に合わせた支援策とはなっていますけれども、契約なしで仕事をする、例えば小売業や建設関係などの場合、子どもの世話のため、保護者として休業した場合は、同じように支援の対象となるのでしょうか。現行の制度で対応ができないようならば、独自の支援ができないか、町の考えをお聞きします。

続きまして、2の国民健康保険のコロナ感染症関連傷病手当金の申請状況は。

町が知ることができる町内コロナ感染症の感染者の情報については、県発表によって私たち一般市民が知ることができるものと同じだと聞いています。町は個人の特定はできないということです。

この傷病手当金の給付は、当事者からの申請で始まるわけですが、当事者がこの制度を知っているのか、当事者と直接対面する県は説明をしてくれているのか、これも県の窓口で聞いたところ、当事者から相談があれば窓口の紹介はするというので、事前に個々人の状況に合わせた、この方が個人労働者とか、そういうような状況に合わせた窓口の紹介までは、まずは感染防止のほう为重点ですので、手が回らないというような回答がありました。

支援策についての県のホームページというものは、とても見やすくてよかったんですけども、ホームページが利用できる人ばかりではありません。制度自体が複雑ですので、やさしい説明や周知の改善が必要ではあると思います。坂城町でのこれまでの申請状況をお聞きします。

続きまして、傷病手当金の支給対象についても、町のお考えをお聞きします。2020年の9月議会でも、県内での実施自治体はなく、国の財政支援の枠組みの中で実施するという答弁をいただいていますけれども、感染が2年以上となり、感染者数もどんどん増えている状況で、事業主は毎日不安と闘っているわけです。

国保の加入者の平等が一番ですので、事業主、フリーランスへの傷病手当金が理想ではありませんけれども、見舞金という形でも住民を頑張らせて支援しようという自治体が増えてきています。

昨年6月の調査、これは全国商工団体連合会が調査したわけですが、ここでは全国で15自治体、県内では伊那市が傷病手当金、辰野町が国保の見舞金として実施をしています。坂城町でも傷病手当金の対象を事業主やフリーランスに拡大してほしいと考えますが、町の考えはど

うでしょうか。

以上、1のコロナ感染者等への支援についての質問です。

町長（山村君） 玉川議員さんから、1番目の質問としまして、コロナ感染者等への支援について、イとしまして経済的支援についてというご質問でありました。私からは、その中でご質問のありました、学級閉鎖や休園により、保護者が休業した場合の経済的支援はについて、その関連あるいは状況を整理してお答え申し上げまして、ほかの項目は担当課長からご説明申し上げます。

さて、昨年の夏頃に全国で猛威を振るっておりましたデルタ株の影響は、10月頃に一旦は落ち着きを取り戻し、秋の行楽や飲食店の利用などが徐々に増え、年末にはコロナ禍前とはいかないものの、だいぶ活気が戻ってきたところでもございました。

しかしながら、1月に入るとオミクロン株の感染例が全国で急増し、新規感染者数が多い日には10万人を超え、1日の感染確認として過去最多になるなど、生活や暮らし、また経済活動や企業活動など、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々なところで再び深刻な影響が発生する状況となりました。

感染者が急激に増え続けている中で、その状況を一刻も早く打開するため、長野県においてはまん延防止等重点措置の要請を行い、1月27日から2月20日まで適用を受けて実施する飲食店や施設利用の制限、またイベント等に対する自粛や、外出・移動、職場への出勤制限など、町民や事業所の皆さんにも、ご理解とご協力をいただきました。

また現在では、新規感染者数が減少傾向で、ピークは越えたと推測するものの、オミクロン株の感染力の強さはデルタ株をはるかに上回るため、油断せず、引き続き感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経済・企業活動の停滞を引き起こし、雇用や就業にも大きな影響を及ぼしております。事業所における雇用の維持や安定、また、そこで働く労働者の収入の確保は、事業を継続し、労働者が生活を送る上で必要不可欠なものでありますが、コロナ禍においては、それを確保することが大変厳しい状況であるため、国において様々な助成制度を整備し、支援をしております。

雇用・休業等に伴う支援制度といたしましては、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金や、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、支援金が給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が設けられております。

また、感染拡大の影響により、小学校等が休校などをした場合に、そこに通う子どもの世話

が必要な保護者である労働者に対して、有給休暇を取得させた事業主へ助成する小学校休業等対応助成金や、小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人事業主の保護者へ支援金を支給する小学校休業等対応支援金が整備されています。

当町でも、町内の法人や個人事業主が利用できる町の制度資金、経営安定特別資金の創設による運転資金の融資や、雇用調整助成金の申請に係る事業主の費用負担の軽減を図る雇用調整助成金等申請支援補助金、コロナ禍前と比較して、月の売上げが減少した際に支援を行う中小企業等事業継続支援金など、町内事業所の状況とニーズを踏まえた支援を行ってまいりました。

ご質問のありました小学校休業等対応助成金制度の事業所及び休業支援金対象者への広報につきましては、新型コロナウイルスに係る支援一覧のチラシを作成し、町内事業所に配布するとともに、町民の皆様に対しても全戸配布を行ったほか、役場窓口等にもチラシを配置して、広報と周知を図ってまいりました。

また、令和2年度から新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を商工農林課で開設しており、休業等に対する問合せなどがあった場合、対象となる制度についてご案内をさせていただいておりますが、小学校休業等対応助成金につきましては、1件の問合せがありました。

今後も、町内事業所及び町民の皆様には各種補助・支援制度を知っていただき、必要な制度を利用していただけるよう、引き続き情報発信し周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、自営業者、家族労働者への支援策についてお答えいたします。小規模零細企業が多い当町では、自営業者本人及び家族労働者が感染した場合や、感染した家族の看護をしなければならない場合が生じた際には、その間、仕事の受注や納品ができず、収入も得られないなど、事業継続や生活に影響を及ぼすケースもあると考えております。

町では、こうした状況を踏まえ、新型コロナの大きな波が押し寄せ、売上げが減少し、事業継続や事業経営に支障を来す場合などに活用できる制度をその都度設け、町内小規模零細企業等の支援を行ってまいりました。

令和2年度には、小規模事業者等持続化支援金を創設して、2月から12月までのいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少している小規模事業者を支援したほか、飲食事業者等事業継続緊急支援金では、年末年始の売上げが、前年同月比で30%以上減少している飲食関係事業者を支援する制度として創設いたしました。

また、令和3年度におきましては、感染症の影響を受ける中小企業者の事業継続や経営の安定化を図るため、4月から9月までのいずれか1か月の売上げがコロナ禍前の同月比で30%以上減少している中小企業者を対象とした中小企業者等事業継続支援金を創設し、支援を行ってまいりました。

国におきましても、現在、中小法人と個人事業者を給付対象とした事業復活支援金事業を

行っており、新型コロナの影響により、売上げが30%以上減少した事業者への補助を行い、事業の継続・回復を支援しております。

今後におきましても、引き続き国や県、町などが行う支援策に関して情報提供しながら、町内の自営業者をはじめ、小規模零細企業等がこの厳しい状況を乗り越え、事業の継続とともに、今後の発展につながるよう支援してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、国民健康保険のコロナ感染症関連傷病手当金の申請状況はというお尋ねについてお答えをいたします。

国内で新型コロナウイルスの感染が徐々に広がっていた令和2年3月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました緊急対応策の第2弾に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に国民健康保険から傷病手当金を支給する場合、その全額について、国が特例的に財政支援を行うということが盛り込まれました。

その後、財政支援の対象要件あるいは支給額の考え方が示されたことを受けまして、町の国民健康保険におきましても、令和2年5月に国民健康保険条例を改正し、特例的に傷病手当金の給付を行うこととしたところでございます。

当初は令和2年9月までの措置としてスタートいたしました。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことから、町の国保におきましても、国の財政支援の延長に合わせて期間を延長しながら、現在も対応しているというところでございます。

これまでの申請状況につきましては、令和4年2月末まで実績はない状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症に感染した個々それぞれの方に対して、先ほど玉川議員さんのほうからご説明をいただきましたけれども、県がどのような事柄をそれぞれの方に説明をしているのかというところまで、詳細については町としても把握はしておりませんが、町といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連支援一覧のチラシを作成し、全戸への配布とともに各課窓口にも配置もしてございます。また、そのほか町のホームページへの掲載、これについても3か月ごとに更新をして、広く周知広報しているという状況でございます。

次に、新型コロナ感染症での傷病手当金、これを個人事業主・フリーランスも対象にというご質問でございます。国の財政支援における国保傷病手当金の対象者といたしましては、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者、いわゆる被用者の方々のほか、ここには給与等の支払いを受けている青色事業専従者や白色事業専従者も含まれるということでございます。

一方、国民健康保険につきましては、こうした給与等の支払いを受けている方だけではなく、様々な就業形態の方が加入をしております。こうした中、一律の制度の中ですと、収入減少の状況を客観的に捉えるということは大変難しいのが現状であります。収入の減少に対する所得補償としての妥当な支給額の算出ということが大変困難であるということでもあります。

新型コロナウイルス感染症については、先ほど町長からも答弁いたしましたけれども、個人

事業主などの方にもご活用いただける特例的な支援金制度あるいは減免制度等々、様々な支援策が国・県・町等で重層的に行われている状況もございます。こうしたことを考慮する中で、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として実施をしております国保の傷病手当金につきましては、今後につきましても、給与等の支払いを受けている被用者が感染等した場合と定める国の枠組みに沿って対応してまいりたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 回答をいただきました。支援については、いろいろその都度新しいものができる、説明もして、個々のお宅にも届けている、チラシ等で案内をしているということで、町ができることはやっていたらというものでした。

相談は1件というようなこともありました。この助成金についてですが、これは事業所の特別有給休暇の導入というのが一つの条件ということで、小さいところでは、特に事務手続の労力や事務費の増加が原因の一つとなって、事業所の助成金活用に至らないで、希望する全ての労働者の事業所が助成金の申請をするということにはなっていないようです。

助成金を活用してくれない、自分の年次休暇を使い切ってしまうという話が報道にもありますし、町内の聞き取りでもありました。この方は、ご自分でもその制度自体をご理解していなかったということもあるかとは思いました。

私なりに調べて解釈したこの制度については、事業所が消極的な場合は、小学校の休業等対応助成金については、県の労働局の小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口、こういうものがあって、労働者からの相談に乗った上で事業所に助成金活用の働きかけをして、事業所が受け入れて申請すれば、事業所に助成金が支給されて、労働者が特別有給休暇、自分の年次休暇を消化しなくても有給休暇が利用できるという制度だと思いました。

次に、それだけ労働局が説得しても働きかけに応じない、こういった場合もあるわけですが、そういうときには、先ほど町長もおっしゃっていましたが、新型コロナウイルス感染症の対応休業支援金、給付金として希望者が特別相談窓口で相談、そのときには申請もできちゃうのですが、労働局が事業所に協力を依頼して、休暇制度を設けるところまでは行かないだけけれども、休業した事実について事業者側が承諾をすれば、希望者が支援金、これは休暇のときにももらえるお給料の80%と少しは減額されてしまうのですが、受給できるというような改定がなされていると発表をされています。

これもまた問題がありまして、労働局が助成金の活用を事業所にお願いする場合には、相談者の実名を挙げてお願いするということになると、後々でまた気持ち的にいづらくなるとかというような心配もあるということで、使いにくい部分であるというように、実際の働いている方からのお話もあるということでした。

いずれにしても、この助成金とか支援金は国の制度でありますので、町が窓口となっているわけではないので、もっと使いやすい、わかりやすい制度をここで町に求めることはでき

ませんが、一番身近な行政組織は町の役場です。町民の皆さんは、役場の皆さんを頼りにしているんです。国に対しては、もっとわかりやすい制度や説明をするよう求めてほしいと思います。また、私も広報の一角として動いていきますので、支援策の改定など、そういった情報は丁寧な広報をお願いしたいと思います。

傷病手当金については、申請はゼロということで、対象の拡大については前回と同じお答えではありましたが、実際には算定の基準が難しいというのも理解はできますけれども、ほかの自治体でもやっているところは出てきていますので、そこを参考にさせていただいて、困っている町民がいれば、支援をしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、2の安心・安全な生活のためとして、2項目お聞きします。

イ. 妊婦さんに安心を

1、陣痛時に利用できる病院への移動手段、タクシー等への支援を

出産の予定日が近くなると、24時間態勢でそのときを期待と不安を持って待つことになるのではないのでしょうか。出産の第1段階が陣痛で入院ということだと思いますけれども、病院までの移動手段についてお聞きします。

多くはご家族や親戚、お友達などのお知り合いにお願いしているということでしょうか。移動手段について、町は把握し、支援策はあるのでしょうか。

車を出してくれる方も、その時期が近づけば待機状態になりますし、車中での破水などの心配や移動中に体調が変化する、こういったものへの対応を考えると、善意で協力していただける方々でありますけれども、負担も少なくはないと考えます。また、お願いできる身近な人がいない場合は、自身でほかの移動手段を確保しておくことになります。

このことについて、陣痛タクシーというものがあるとお聞きしました。民間のタクシー事業者が、利用者との契約の上でその会社の運行範囲内で24時間態勢で陣痛時に利用できるサービスがあるそうです。破水対策済みで、乗務員さんは出産に関する講習を受けた方だそうです。

陣痛時に限らず、妊婦さんの健診、買物等に使えるタクシー利用料金の助成を行っている自治体もあるようです。当町でも妊婦さんの移動手段への支援をしてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

続きまして、ロの家の外での安全対策は。

1、緊急時の対策はどのようなものがあるか。

町の制度や所有者さんのご理解とご協力で、犯罪の温床になりそうな空き家や茂みの整備は進んできていると思います。しかし、地域の環境整備が進んでも、不特定多数の人が行き交う街頭では不審者などの心配はなくなりませんし、発生場所も予見できません。

こういったときに児童生徒への不審者対策等の指導がされているとは思いますが、その指導の内容についてお聞きします。

最後に、認知症による徘徊者への対策についてお聞きします。徘徊は昼夜、季節を問わず発生する可能性があります。昨年の12月議会での同僚議員の質問には、家族からの相談を受け、介護保険のサービスの利用や民生委員さん、ご近所の方などと連携した地域での見守り等も含めて、支援内容を検討すると回答されていました。

家族が認知症で徘徊のおそれがあると自覚している場合はもちろんですが、相談するほどでもないと考えていたり、どこの段階で相談したらよいか分からない家族などに対して、認知症の方が徘徊しないような家庭内での対策、それと徘徊してしまった場合の近所の連携も含めた保護対策についてお聞きします。

以上、2. 安心・安全な生活のためについての質問です。

保健センター所長（竹内さん） 2. 安心・安全な生活のために、イ. 妊婦さんに安心をのご質問にお答えいたします。

妊婦さんに安心して出産していただけるよう、町では妊娠届を提出された際に保健師が面談を行うほか、妊娠時だけでなく出産後も引き続き随時ご相談に応じるなどの対応をしております。

現在、陣痛時の移動手段に対する支援は行っておりませんが、妊婦さんがいるご家庭では、普段の通院や陣痛が起きたときの病院への受診を含め、赤ちゃんを無事に出産するために、どのように対応するかをそれぞれのご家庭で考えていただいていることと思います。

陣痛時には、動けないほどの激痛を感じたり、大量に出血をしているなど、救急車を呼んだほうがよいと思われる場合を除き、家族に運転してもらったり、家族が不在のときなどにおいては、タクシーなどを利用していただくのが一般的であるようです。

緊急性が高いときは救急車を利用していただくのはもちろんですが、日頃から急な陣痛が起きたときの対応について、ご家族で話をしておいていただく中で、ご質問のような陣痛時に利用できるタクシーを移動手段としてお考えの妊婦さんもおられるかと思えます。

タクシーの利用については、陣痛時に病院まで送っていくことができる、マタニティタクシー、陣痛タクシーなどと呼ばれるタクシーがございます。こうしたタクシーは、タクシー会社が運営しており、助産師による研修を受けたドライバーが対応し、陣痛時には優先してタクシーが配車され、妊娠時から出産後まで利用が可能とのことでございます。

現在、町内においてこのようなサービスを提供しているタクシー会社はございませんが、近隣の市町村を配車可能エリアとして運営している町外のタクシー会社にお聞きしたところ、陣痛時に必ず対応できるかは確約することはできないものの、当町の住民の方も登録は可能とのことですので、妊婦さんからお問合せがあった際には、情報としてお知らせをしてみたいと考えております。

陣痛時に利用できるタクシーなどの移動手段への支援につきましては、当町を配車可能エリ

ア対象として運営しているタクシー会社がないことから、現状では考えておりませんが、妊婦さんへの支援としましては、悩みをお持ちの方や配慮が必要な方に対し、保健師が訪問や電話により随時相談を行っているほか、全ての妊婦さんへ電話による状況確認などを行っており、今後においても、安心・安全な出産のために少しでも力になれるよう、きめ細やかな対応をしてまいります。

教育文化課長（堀内君） 私からは、ロの家の外での安全対策はのうち、児童生徒に対する不審者からの危険回避の指導内容についてはお答えいたします。

各学校では、危機管理マニュアル等を作成し、様々な危険から身を守るための安全指導を行っております。その中で、声かけ、誘い、付きまとい、写真撮影等、いわゆる不審者から身を守るための対策につきましても、教職員が共通理解の下に、児童生徒が自分の力で自分の安全を確かなものにできるようになる、自分の命は自分で守ることを目指して、日頃から指導を行っているところでございます。

日常的な対策の一つといたしましては、危険を察知できるような子ども自身の意識を育てておくことも防犯対策として効果があることから、警視庁が考案した「いかのおすし」を日頃から繰り返し指導しております。

「いかのおすし」とは、語呂合わせの防犯標語であり、防犯上有効な五つの行動指針について、子どもが容易に思い出せるような形で構成されております。

まず「いか」は、知らない人にはついて「いか」ないことを意味しており、次の「の」は、知らない人の車には「の」らないことを指しております。「おすし」の最初の「お」と「す」は、危険を感じたとき取るべき行動を示しており、「お」は、危ないと思ったときに「お」おきな声を出す。「す」は、危ないと思ったらその場から「す」ぐに逃げることを推奨しております。最後の「し」は、何かあったときには大人に「し」らせることを意味しております。

これらの行動について、各家庭においてもご理解いただきながら指導を行うとともに、不審者の特徴や車のナンバーを覚えておくことや、外出する際には、目的の場所や帰宅時間等をおうちの方に告げるよう、併せて指導をしているところでございます。

小学校の登下校時の対策といたしましては、「いかのおすし」に込められた五つの行動指針を基本とし、例えば大きな声が出せない状況などを考慮して、防犯ブザーや笛を身につけ、いざというときに鳴らせるよう指導したり、登校班での登校や学年、近所ごとまとまったの下校などにより、なるべく1人にならないこと、決められた通学路を通ることなどを指導するとともに、定期的に街頭指導として教職員が登下校を見守る活動も行っております。

また、警察署の取組として行われている、子どもが犯罪や声かけ事案等の被害に遭い、または遭いそうになった場合における保護や、通報、見守り活動等を自主的に行うことを目的に、署長から委嘱される、こどもを守る安心の家事業についても、各学校で作成している安全マッ

ブ等により周知し、活用しているところでございます。

この安心の家につきましては、地域の実態に応じ、原則として小学校ごとに防犯協会や各自治会、PTA等の協力を得て、通学路や子どもが集まる公園等の周辺にある民家、商店などから選定し、登下校時間帯や子どもが屋外で遊んでいる時間帯に恒常的に人がいるなど、安心の家として機能できることを条件として委嘱されております。

当町では、各学校からお願いし、設置条件を満たし、趣旨に賛同いただいた民家や店舗など、令和3年4月時点で約150軒が安心の家として登録されており、不審者等危険を感じたときに逃げる場所、大人に知らせる場所としての役割のほか、喉が渴いたら水を飲ませてもらう、トイレを借りるなど、子どもたちが安全で安心して帰宅できるよう、ご協力をいただいているところでございます。

また、いざというときのために、安心の家を知っておく必要があるため、年度当初の集団下校の際には、教職員が子どもたちと現地を確認するとともに、各校とも毎年、訪問や文書、電話などの方法で、お礼と次年度の継続のお願いをしているところでございます。

ご協力いただいている安心の家につきましては、年々状況等変化していくことが想定されることから、警察とも相談する中、必要に応じて、随時見直しや更新を行っております。

このほか防犯対策といたしましては、年1回実施している防犯教室などによる不審者対応訓練や、地域の協力者、ボランティアによる登下校時の見守り活動のほか、不審者の情報があった際には、「すぐメール」による保護者への注意喚起や付近の見回り活動など、警察と連携して安全確認を行うとともに、必要に応じて対策の検討も行っております。

今後も引き続き、各学校が各家庭や関係機関、自治区、PTAなどと連携する中で、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ロ. 家の外での安全対策はのうち、認知症による徘徊者への対策についてお答えをいたします。

認知症による徘徊につきましては、妄想や人格の変化、せん妄などとともに、認知症の周辺症状の一つとなります。

認知症の症状は、大別すると中核症状と周辺症状に分けられ、中核症状は、記憶や判断力、時間や場所の認識などの認知機能が損なわれる認知症本来の症状であるのに対し、周辺症状は、中核症状を基にして本人の性格や周囲との関わり、環境などの要因により引き起こされる症状ということになります。

認知症の周辺症状の一つであります徘徊は、中核症状である見当識障がい（せんしつしょうがい）の進行が影響して起こりやすくなる症状ということでもありますけれども、見当識障がいは、自分が今どこにいるか認識できなくなる状態のことで、症状が進行いたしますと、住み慣れた自宅にいても、自分がどこにいるかわからなくなり、自宅を出ていってしまうといったことがあり、そうした行動

を徘徊ということでございます。

認知症の方をご家族などが常に見守ることは実際には困難な中で、徘徊を防止するための対策の一つとしましては、ご家族が不在になる時間帯に介護保険サービスにおける通所介護等を利用することで、なるべく家に1人での時間をなくすといったような支援が一つとして挙げられます。

また、徘徊に限らず、高齢者の方に心配なことや気になることがあれば、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターにお早めにご相談をいただきたいと思うところがありますけれども、徘徊についてのご相談があった場合は、先ほど申し上げましたような介護保険サービスを上手に使っていただくようご相談に応じたり、徘徊者の発見時に身元がすぐわかるよう、持ち物に名前や住所を記入していただくよう助言を行っているほか、徘徊時の早期発見のための対策として、携帯用のGPS探知機の貸出しを行っております。

徘徊の疑いのある方が保護された場合の対応といたしましては、状況にもよりますが、地域包括支援センターや警察への通報により発見される場合が多く、まずはご本人の身元の確認とご家族等への連絡を行います。その後は、ご家族等とご相談しながら、医療と連携して治療方針等を立てたり、介護保険サービスの利用検討あるいは内容の見直しなど、再発防止に向けての体制を整えていくということになります。

また、徘徊があった際には、ご家族だけでなく、隣近所の方や周辺の店舗などにも状況を知っておいていただくと迅速な発見につながりやすいということから、ご家族等の同意が得られた場合には、徘徊傾向がある方について、近隣の方などに情報提供を行うといった対応もしております。

しかしながら、徘徊を全てに防ぐということは非常に難しい面もありますので、早期に発見して対応できるよう、徘徊を含めた認知症への理解を広めていく必要があると考えているところであります。

町といたしましても、様々な機会を通じて普及啓発を図るため、企業に出向いての認知症に関する講座を実施したり、商工会が主催する「まちゼミ」での講座開設など、今後も関係機関だけでなく、地域全体で認知症の方を見守る環境の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） お答えいただきました。陣痛タクシー、マタニティタクシーについては、面談やアフターの相談をしていらっしゃるということで、小まめに要望等を直接聞いていらっしゃるということで安心をしました。

町外のタクシー会社でも、それが必ずと言えないなんて言われちゃうとちょっと不安だから、そこは本人やご家族が判断するということになると思いますが、できればそういったときにでも料金的な支援ができればなということも付け加えておきます。

子どもたちの緊急避難対応について、指導については、「いかのおすし」はよく聞きますが、それと安心の家ということがあるんですが、実際に本当に150軒もあるなんていうのはちょっとわからなかったんですが、確かに町内を歩いていても隣にあるよなという感じです。そこでもってお水を飲ませていただいたり、おトイレをお借りできるようなことまで考えていただけるといのは、すごいなと思いました。

最近では犯罪があったり、徘徊のほうにも関わるかもしれませんが、防犯カメラ、そういったものが後で利用されたりするんですが、そういったことの利用というのも少し考えてみたらどうかなんては思っています。

徘徊の対策についてですが、結局、早めに介護保険のほうでいろいろ対応の方策があるということで、皆さんに認知症への理解を拡大してもらおうというようなことが一番だということですが、高齢者福祉計画の第8期介護保険事業計画、令和3年から令和5年度を見るとですね、認知症初期集中支援事業ということで、認知症地域支援推進員による養成講座というものがあったり、そこから認知症サポーターが452名とキャラバンメイト66名とありまして、これだけの目があれば、相当な見守りもできるんじゃないかと注目しました。

また、認知症カフェというものでコミュニティカフェほっこり、これがあればそれぞれその存在がわかって、まだ介護保険とかをやっていないにしても、そういったところでもって情報の交換ができれば、早めの介護保険のほうへの移行というようなこともできるんじゃないかと思いましたが、これについてすみません、2回目の質問なんですけど、この452名と66名というのが令和2年の12月末で8名となっていますが、これの理由とこれからの活用についてどういうふうにお考えになるか。それと、当事者やコミュニティカフェほっこの評価、それとこれからの課題についてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 認知症サポーター、またキャラバンメイトあるいは認知症カフェといたことで再質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、認知症サポーターについてでありますけれども、認知症サポーターにつきましては、認知症に対する正しい知識や理解を高めるため、市町村等が行う普及啓発のための講座や学習会に参加することで、これは誰でもなれるもの。なれるというのは、ちょっとおかしいですけども、そういったことを受講をしていただいた方ということでもあります。

したがって、452名ということが令和2年12月末の数字でありますけれども、この方たちにつきましては、それぞれできる範囲の中で地域での見守りですとか、そういったことをしていただいているというふうには認識をしているところであります。

それと、認知症キャラバンメイトでありますけれども、キャラバンメイトにつきましては、認知症サポーター養成講座、これを実際に自ら開催していただくといったようなリーダー役となることを期待されている方たちということで、このキャラバンメイトにつきましては、定め

られたプログラムを修了した方ということになります。令和2年12月末時点で、その研修を終えた方が66名いらっしゃったということでもあります。その中でですね、実際に養成講座を開設した、活動をした方、これが8名ということでございます。

ただ、人数としては8名にとどまっているという状況でございます。大きな理由としましては、キャラバンメイトの養成研修について、リーダー役というよりも、どちらかというやっぱり個人的な学びの場として受けられた方が多かったかなというような印象を持っております。

町としまして、こういった状況を踏まえまして、例えば町ですとか社協が中心となって開催をいたします認知症サポーター養成講座、ここでキャラバンメイトさんに来ていただいて、実際に今、中心的な役割を担っていただいたらどうかといった流れをつくることで、活動のきっかけづくりをしていきたいなど、そんなことも考えているところでございます。

ただ、残念ながらですね、令和元年度までは、毎年実施していました認知症サポーター養成講座でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ここ2年間は開催が難しい状況になっております。しかしながら、社会活動が徐々に再開されている中ということもございまして、感染動向を見ながらということにはなっておりますけれども、そういった取組を引き続き進めてまいりたいなど、そんなふうにも考えているところでございます。

次に、認知症カフェについてでございますけれども、認知症カフェにつきましては、認知症の当事者やそのご家族が、当事者同士、また家族同士だけでなく、地域の方なども含めてその思いや情報を共有し合うということで、地域における認知症に関するつながりをつくっていくということを目的とした取組と認識をしております。逆にこういった場面でも認知症サポーターの講座を受けた方、こういう方のご協力が必要になってくるかなと、そんなふうにも思っているところでございます。

今後の取組としまして、認知症サポーター養成講座等の開催により、まずは認知症について考える、地域の皆さんに考えていただく機運を高めつつ、講座を受けたサポーターの方の協力も得て、家族や認知症の方が集える場の設置を検討してまいりたいと考えているところであります。

カフェほっこりですね、社協さんでやっていただいているほっこりなんですけれども、今はコロナの影響でしばらくお休みをしていますけれども、ほっこりも実はそういう集いの場としては、大変有効な場だと考えておりますけれども、場としては認知症に特化したものではございませんので、活用できると思うんですけれども、少しちょっと線引きをしないといけないかなという感じはしています。社協さんを含めて、そんなところも検討していければと思っております。今後そういった取組を進めていければと考えているところでございます。

7番（玉川君） ご説明いただきました。介護認定の前や徘徊の初期の段階での見守りについては、大変難しいとは思いますが、家族だけの見守りには限界がありますので、特に老老

介護ではなおさらです。当事者が気軽に経験を語る場や、先ほどのキャラバンメイトの皆さんによる講座による一般町民の方の理解の拡大、こういったものをコロナの影響は残念ですが、誰にでも直面する可能性のある問題の解決の一つの糸口として開催して欲しい、そういうふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時17分）

3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 9 " | 朝倉 国勝 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 10 " | 滝沢 幸映 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 " | 中島 新一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 町のコロナ感染状況とワクチン接種についてほか 大日向 進 也 議員

(2) びんぐし湯さん館のリニューアルについてほか 山 城 峻 一 議員

第 2 議案第 4 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 5 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 6 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 7 号 字の区域の変更について

第 6 議案第 8 号 町道路線の廃止について

第 7 議案第 9 号 町道路線の認定について

第 8 議案第 10 号 町道路線の変更について

第 9 議案第 11 号 令和 4 年度坂城町一般会計予算について

第 10 議案第 12 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 11 議案第 13 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について

第 12 議案第 14 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 13 議案第 15 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 14 議案第 16 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

追加第 1 発委第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、6 番 大日向進也君の質問を許します。

6 番（大日向君） おはようございます。ただいま、議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

新年より、オミクロン株によるコロナウイルスが感染拡大となりました。オミクロン株による感染者数は、第5波デルタ株収束までの約2年間の感染者数を2か月で超えるという感染力の強さを見せました。今回顕著に見えたのは、児童生徒の多くが感染し、教育現場での混乱が生じたことがうかがえたところではないでしょうか。今まで以上に様々な場面で障害が発生していることに憂いを感じます。

それでは、以前より毎回お聞きしておりますが、町における新型コロナウイルスワクチンの接種の現在の状況と、令和4年度にいよいよ実証実験が開始予定のデマンド、乗り合いタクシー事業の事業内容について質問を行いたいと思います。

1. 町のコロナ感染状況とワクチン接種について

イといたしまして、現在までの町の感染者数ということで、第6波前の町の感染者数のトータルと年代別による割合はということで、これを10歳未満から10歳刻みで感染者数と割合をお答えください。また、現在流行している第6波の感染者数のトータルはどのくらいでしょうか。

次に、ロといたしまして、町での3回目のワクチン接種が2月より始まりました。今回よりワクチンの交差接種が可能となったため、現在の接種状況と割合はどのようになっているのでしょうか。わかっている範囲での接種人数、接種状況として、1回目・2回目ファイザー、3回目ファイザー。1回目・2回目ファイザー、3回目モデルナ。1回目・2回目モデルナ、3回目モデルナ。1回目・2回目モデルナ、3回目ファイザーの人数と割合は。お答えください。

次に、1回目、2回目で実施された職域接種についても、今回も前回同様に行われる予定はあるのでしょうか。

次に、今まで行われた2回の接種で、会場内の動線、関係者連携等で改善点があったのでしょうか。また、それを反映していますか。

最後になりますが、5歳から11歳の接種についてです。努力義務ではないが、一定の効果が見込まれるという情報もある中、町としてはどのように対象者への情報提供を行っていくのでしょうか。

以上、質問いたします。

福祉健康課長（伊達君） 1. 町のコロナ感染状況とワクチン接種についてのうち、私からは、イの現在までの町の感染者数の状況はについてお答えをいたします。

いまだ終息の気配が見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、国内でも令和2年1月に初の感染者が確認されて以来、累計感染者数は550万人を超え、亡くなられた方も2万5千人に達しております。

国内での感染状況を振り返ってみますと、令和2年3月から5月にかけての第1波の際には

全都道府県に緊急事態宣言が発出され、同年7月から8月にかけての第2波では、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請が行われました。同じく、令和2年の11月頃から令和3年3月頃まで続いた第3波では、年末年始の人流増加等による感染の拡大に加え、高齢者の感染増加で重症者も多くなり、最大11都府県に二度目の緊急事態宣言が発出されています。

令和3年3月下旬から、関西地方で感染者が増え始めた第4波では、アルファ株への急速な置き換わりが感染拡大の要因とされ、まん延防止等重点措置が新たに設けられたところであります。

令和3年8月を中心とした第5波は、感染力の強いデルタ株が要因で、ワクチン接種が進んだことにより高齢者の感染は減少したものの、中高年や若年層に感染が拡大し、東京などの都市部では医療提供体制が危機的な状況になりました。

そして、今年1月からのオミクロン株の蔓延による感染の第6波は、2月上旬に全国の新規感染者数が1日で10万人を超える日もあるなど、まさにこれまでにない爆発的な感染の拡大となり、長野県を含め、最大で36都道府県にまん延防止等重点措置が適用されたところがございます。

長野県におきましても、これまで独自の感染警戒レベルや医療アラートなどの基準を設け、感染動向に応じ市町村と連携しての対策を講じているというところでありますけれども、昨日発表分までの累計感染数は3万4,601例で、届出の受理日、発表日の1日前になりますけれども、届出の受理日ベースで申し上げますと、令和2年2月に初めて県内で感染が確認されてから令和3年、昨年12月までの累計感染例が8,962例だったのに対し、年が明けてからは医療機関や学校、児童施設、高齢者施設等での集団感染が発生するなど、令和4年1月は9,198例、2月は1万3,153例、3月は9日までに3,288例と、ウイルスの感染力の強さを改めて目の当たりにしているところがございます。

さて、当町の状況でございますけれども、令和2年8月に初めて感染が確認されてから、昨日の発表までで累計173例の感染が確認され、第5波までが49例、第6波が始まった令和4年、今年の1月以降は感染者が増加し、1月は59例、2月は62例、3月は9日までに3例、計124例の感染が確認されております。

県の公表データにより当町の年代別の状況を申し上げますと、第5波までの49例につきましては、10歳未満が2例で4.1%、10代が6例で12.2%、20代が6例で同じく12.2%、30代が8例で16.3%、40代が9例で18.4%、50代が7例で14.3%、60代が7例で同じく14.3%、70代が3例で6.1%、80代はゼロ、90歳以上が1例で2%でございます。

第6波以降についてでありますけれども、124例のうち、県で年代等が公表されている121例について申し上げたいと思います。10歳未満が14例で11.6%、10代が

13例で10.7%、20代が15例で12.4%、30代が19例で15.7%、40代が21例で17.4%、50代が8例で6.6%、60代が9例で7.4%、70代が11例で9.1%、80代が5例で4.1%、90歳以上が6例で5%という状況でございます。

保健センター所長（竹内さん） 私からは、ロ. ワクチン接種についてお答えいたします。

新型コロナワクチンは、時間の経過とともに抗体価が減少し、発症予防効果が低下することから、2回目の接種が完了した18歳以上の方に対し、3回目の追加接種を実施することが国において決定され、町におきましても現在実施をしているところであります。

追加接種では、1・2回目接種で使用したファイザー社ワクチンに加え、これまで職域接種や大規模接種のみで使用されてきた武田/モデルナ社ワクチンも使用できるようになり、2回目までと異なるワクチンを接種する交接種が可能とされました。

交接種については、3回目も同じワクチンを接種した場合と比較しても、ワクチンの効果や安全性に大きな差はないとされており、抗体価が下がってくるタイミングを逃さず、そのとき打てるワクチンを接種していただくことが重要であるとされており、町におきましても、住民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、現在ファイザー社と武田/モデルナ社ワクチンの2種類のワクチンによる接種を進めているところであります。

町の3回目接種につきまして、3月5日までの接種の状況を申し上げますと、3回目接種人数は全体で6,438人で、このうち、1・2回目を他市町村で接種された後に町に転入等をされ、1・2回目の履歴が確認できない29人を除き、1・2回目ファイザーで3回目もファイザーが3,597人で55.9%、1・2回目ファイザーで3回目モデルナが2,739人で42.5%、1・2回目モデルナで3回目もモデルナが54人で0.8%、1・2回目モデルナで3回目ファイザーが19人で0.3%でございます。

次に、集団接種について、昨年5月から会場内の動線や関係者連携等の変更点があるかのご質問ですが、基本的には変更はございませんが、今回の追加接種につきましては、冬場の寒い時期での接種となったため、接種時に上着等の着脱に時間がかかることを想定し、接種待機のスペースを拡張し、上着等を入れる籠を個々に設置する対応をいたしました。

続きまして、5歳から11歳の小児への接種についてでございます。5歳から11歳の方についても、新型コロナワクチンを接種することで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなる効果があるとされ、新型コロナワクチンの接種対象となったところです。

国においては、特に慢性呼吸器疾患や先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患を有する子どもさんには接種を勧めております。県内でも、3月に入り一部の病院において接種が開始されたところで、町におきましても、接種の実施に向けた体制の整備を行っているところでございます。

対象となる子どもさん及び保護者の方に対しては、接種を受けるかどうかご判断をいただ

るよう、ワクチンの効果及び副反応について、国・県の資料により情報をお届けしてまいります。

また、小児への接種はまだ始まったばかりですので、今後はホームページ等において最新の情報をお知らせしていきたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ロ．ワクチン接種についてのご質問のうち、職域接種についてお答えいたします。

職域接種につきましては、新型コロナワクチンの接種に係る地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、企業や大学等において、職域単位での接種が実施されているものがあります。

当町におきましては、テクノハート坂城協同組合が代表となり、ワクチン接種を希望する町内企業を取りまとめ、9月7日から10月29日までの約2か月間で2回の接種を実施し、町内企業34社の従業員1,445人がワクチン接種を行ったところであり、町内企業における新型コロナウイルスの感染予防に効果があったものと考えております。

3回目の職域接種につきましては、テクノハート坂城協同組合において、前回、職域接種に参加した町内企業に3回目接種の実施について意向を確認し、多くの企業から実施についてのご要望をいただいたことから、同組合において、厚生労働省に職域接種の申請を行い、受理されたところでもあります。

今回の接種も、上田市の医療法人光仁会川西医院様にご協力をいただく中で、接種予定者を1,500人、5月13日から6月10日までの約1か月間において、武田／モデルナ社のワクチンによる職域接種を実施する予定としております。

3回目のワクチン接種を行うことで、さらなる地域の感染予防と重症化予防を図り、町と企業、関係団体とも連携・協力をする中で、町内企業の事業継続と地域の安心・安全な暮らしに向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま、担当課長より答弁がありました。やはり、今回発生した第6波による感染者数がこれまでの感染者数を大きく上回っていることがわかりました。当町においても、この2か月で予想をはるかに超える感染者が発生しております。その中でも、やはり今まで感染者として挙がってくるのが少なかった若年層の感染が増えているということが、日々公開される情報を見る限りでも顕著となっております。やむ気配のない感染に対し、町としても各関係機関と情報共有を密に行っていただきたいと思っております。

大まかな数字だけでは、対処が難しくなってくることも今後考えられるかもしれません。詳細な情報を保有することで事前に対処が可能になります。現在、「すぐメール」の配信や防災行政無線等で行っていますが、感染拡大防止への啓発を引き続き継続していただきたいと思っております。それでは、次の質問に移ります。

2. 地域公共交通システムについて。

イといたしまして、来年度導入予定の乗り合いタクシー事業について。

来年度4月より、乗り合いタクシーの実証実験を行う計画となっているが、検討の経過をお答えください。

次に、実証実験とお聞きしておりますが、期間はどのくらいでしょうか。実証実験ではあるが、予算はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

タクシー事業者からタクシー利用者の利用実態を聞き取りし、乗り合いタクシー事業の導入検討を行うと、以前回答をいただいております。聞き取り等で利用先はどのような場所が多かったのでしょうか。

この乗り合いタクシー事業の町民への周知はどのような形で行う予定でしょうか。

次に、ロといたしまして、乗り合いタクシー事業の内容についてです。

何点かお聞きします。対象者をどのように想定しているのでしょうか。

次に、利用料金についてです。介助者同伴の場合の料金はどうなるのでしょうか。

次に、車両はどのようになるのでしょうか。既存の車両を使うのですか、それとも新規導入するのですか。

次に、運行エリアについて。

次に、乗降についてルールはあるのでしょうか。乗降ポイントが固定されているのか、それとも都度自由に選べるのでしょうか。

次に、運行時間は。

最後に利用方法です。これは事前予約となるのか。また、コールセンターはどこに設ける予定でしょうか。

最後に、ハといたしまして、現在運行されている町循環バスの今後についてです。

乗り合いタクシー事業は実証実験として行われると聞いています。実証実験終了後、乗り合いタクシーと循環バスは両方運行させるのでしょうか。どちらか片方に絞るのか、現時点で町はどのように考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから2番目の質問としまして、地域公共交通システムについてご質問をいただきました。私からは、イの乗り合いタクシー事業についてのうち、乗り合い事業についての検討経過とハの町循環バスの今後についてお答え申し上げまして、そのほかは担当課長から答弁申し上げます。

まず、これまでの検討の経過であります。当町の地域公共交通につきましては、民間路線バスの運行廃止や福祉バスの運行を経て、現在では誰でも利用できる公共交通機関として循環バスの運行を行っております。

循環バスは、特に運転免許証を所持されていない高齢者の皆さんなどへの貴重な交通手段として、通院や買物、公共施設への移動のために使われているところであります。

これまでも上田線の運行、あるいは運転免許返納者への運賃無料化、「どこでものれーる」の乗車エリア拡大など、順次利用者への利便性の向上に努めてまいりましたが、今後のさらなる利便性向上を目指して、高齢者が日常生活で必要とする手段として、予約に応じて柔軟に時間やルートを変化させながら、自宅から目的地までの運行ができるデマンド型交通の導入の検討をしてきたところであります。

新たな地域公共交通システムにつきましては、地域交通利用促進協議会に地域公共交通システム部会を設置し、検討を重ねてまいりました。部会では、第6次長期総合計画策定にご支援いただいた長野大学の教授のほか、町区長会長や各種団体の長、循環バスやタクシーなどの町交通事業者、商工会、社会福祉協議会にご参画いただき、様々な意見をお出しいただく中で、新たな公共交通システムとして、デマンドによるタクシー乗り合い事業の導入をすることといたしました。

昨年9月には、地域交通利用促進協議会臨時総会を開催し、この部会案を承認いただくとともに、12月に開催しました公共交通会議において、令和4年4月から実証実験により運行開始をする運行計画の協議が整いましたことから、正式に町内のタクシー事業者に運行の要請をしたところであります。

運行は、町内の移動困難な高齢者が、定額で自宅から通院あるいは買物などに乗り合いで利用することができ、また、既存のタクシー車両を借り上げ方式で行うとするものであります。

事業を行っていただく既存のタクシー業者は、交通事業者として、現在の一般乗用旅客自動車運送事業に加え、乗合運行に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に向けた実証実験運行の許可申請を国土交通省北陸信越運輸局に行い、先月運行許可を得ることができたところであります。

高齢者の皆様にとって、新たな公共交通システムとしての、デマンドによる乗り合いタクシー事業が多くの皆さんにご利用いただくとともに、町としては、4月から開始される実証実験を通じて、より利用しやすい仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハの町循環バスの今後についてであります。今回導入するデマンドによる乗り合いタクシー事業は、実証実験期間を最長で3年と予定しております。これは北陸信越運輸局の指導の下で、現在運行している循環バスのより利便性の高い運行方法と併せ、乗り合いタクシーが運行することで双方の乗降客数などの推移を調査し、当町の状況に適した公共交通の運行を構築するために要する期間を想定しているものであります。

現在、町の循環バスにつきましては、どなたでも利用できる路線バスとして、北回り、南回り、合わせて1日12便を運行しており、町内各所を周遊するほか、湯さん館直行便の運行や

信州上田医療センターまで延長する上田便の運行、千曲市の力石公民館をつなぎ、市町の枠を超えて循環バスでの乗り継ぎが可能とするなど、一部町外まで運行をしているところであり、当町の地域公共交通の根幹でもあります。

デマンドによる乗り合いタクシー事業につきましては、4月からの実証実験による運行に向けて準備を進めているところであり、現在の計画では、75歳以上の方に限定し、運行区域についても町内を想定しているところでもあります。

実証実験中の運行が、循環バス利用者にとどのような影響があるのかなどを今後見極める必要もありますが、循環バスにつきましては、当面現行の形での運行を予定しております。

乗り合いタクシーと循環バスを併用させることで、高齢者の皆さんにとっては移動手段が増えることとなりますので、その相乗効果により、町民の皆様がより利用しやすい仕組みになるよう進めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 2. 地域公共交通システムについて、イ. 乗り合いタクシー事業についてから順次お答えします。

まず、実証実験の期間ではありますが、年間の利用状況の推移を見極める必要もあり、一般乗合旅客自動車運送事業の実証実験運行の許認可をつかさどる国土交通省北陸信越運輸局からは、3年間の実証実験運行で許可を得ております。

また、運行方法は、昨年実施しました町内タクシー事業者による利用調査により、現在、高齢者の多くが平日の昼間に通院や買物など、日常生活に必要な移動手段の一つとしてタクシーを利用している場合が多いという状況から運行計画を策定し、実施するものであります。

次に、町民の皆さんへの周知につきましては、利用される皆さんには、まず利用登録をしていただくこととなりますので、今月発送の「広報さかき」3月号において、利用登録の周知とともに、「デマンド交通（乗り合いタクシー）が始まります！」といったチラシを全戸配布させていただきました。

また、行政協力員や民生委員の皆さんにも、各地域において買物などの移動困難な高齢者へご紹介いただくようご説明したところであり、今後はシニアクラブ連合会の皆さんにもご案内し、周知してまいりたいと考えております。

次に、ロ. 乗り合いタクシー事業の内容についてではありますが、対象者は自家用車等での移動が困難な75歳以上の高齢者としております。予算についてではありますが、運行業務として令和4年度当初720万円を予定しております。利用料金は1回500円、また介添えの必要な方の利用につきましては、同額により利用者1名につき付き添い1名としたところでありませす。

なお、運行エリアにつきましては町内とし、利用者が登録した自宅から医療機関、調剤薬局、福祉施設、商業施設、金融機関、交通機関、温泉施設、公共施設等の指定しました計36か所

の停留所までの運行としております。

また、運行時間は、土日と年末年始を除く平日の午前9時から12時、午後1時から3時までの計5時間の運行となります。利用にあたっては事前に登録が必要となりますので、まずは利用登録をしていただきますようお願いいたします。

なお、コールセンターは町内タクシー営業所内とし、1週間前から乗車の1時間前までに予約していただくことになります。

また、車両につきましては、既存のタクシー車両を利用しますが、町内タクシー事業者には車椅子が搭載できる車両も用意してあります。

今後、実証実験を通じて、町民の皆さんがより利用しやすい地域公共交通の仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま、町長、担当課長より答弁がありました。これまで、先輩議員の方々もこの議会においてデマンド乗り合いタクシー事業についての質問を行っております。他市町村では、後期高齢者の増加や、それに伴う免許の返納問題等が現実問題となっているところもございます。当町としては、様々な事案が顕著となる前に事業化の計画が形になったと感じております。

そこでなのですが、事業の内容でちょっと詳細についてお聞きしたいことがあるので、再質問を行いたいと思います。利用するにあたり事前登録を行うことを想定されているが、登録方法についてのタイミングで、どのような形態で進めていくのでしょうか。それと予算720万円の算出の根拠はどのようなもののでしょうか。

町内運行业者に委託をするわけでありますが、通常のタクシーとの区分けが必要と考えられますが、どのような想定をしているのでしょうか。

75歳以下でも運転免許を保有していない方もいらっしゃると思いますが、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。利用者年齢について、年度で区切るのか、誕生日を迎えたタイミングで利用が可能となるのか、お答えください。

最後に、現在福祉タクシー券にてタクシーを利用している方はどのようになるのでしょうか。以上、再質問いたします。

建設課長（関君） 再質問にお答えします。まず、利用するにあたり、事前登録の登録方法についてでございますが、先ほど答弁しましたとおり、今月「広報さかき」3月号とともにチラシを全戸配布させていただきました。

利用登録の申請についてなのですが、運行する町内タクシー事業者の営業所、また役場の建設課、社会福祉協議会でも受付をさせていただきたいと思います。お問い合わせいただきますようお願いしたいと思います。その後、タクシー事業者で利用登録を行いまして、後日登録証、そういったものを郵送させていただく予定となっております。

次に、当初予算で計上した運行にあたっての試算であります。運行に必要なタクシーの借り上げによる料金、それと登録予約、それから受付業務、そういったものに関する1年間分の委託料、それで試算させていただきました。

また、車両についてでございますが、町内タクシー事業の車両を利用しますので、貸切りタクシーとの区別ができるようにですね、車両にはマグネット、そういったものでデマンド乗り合いタクシーですよということを表示するように区別をさせていただきたいと思っております。

年齢についてでございますが、まずは高齢者の日常生活における移動困難への対応として、当面、実証実験では、誕生日を基準とした75歳以上とさせていただいたところでございます。今後の実証実験での利用状況、ニーズ等も調査する中で、公共交通会議のところで今後の検討を行っていくというふうに考えております。

なお、福祉タクシー券を利用している方についてでございますが、貸切り、乗り合い、また目的地の距離、それから同伴者がいるかないかなどを含めて、選択肢の幅が広がったのではないかというふうに考えております。目的に応じて使い分けをしていただければというふうに考えております。

循環バスにデマンドによる乗り合いタクシーが加わることでですね、利用者にとってはご自身の状況、また手段、そういったものによって方法を選択することができることになるかなというふうに考えております。その相乗効果も期待しているところでありまして、より利用しやすい運行を目指していかれるように検討してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま、担当課長より答弁がありました。実証実験を行いながらということではあります。念願の事業のため、ぜひ町民の理解を得られ、有意義な事業となることを期待しております。

また、現行の循環バスにおいては並行運行がされるということですが、車両や運行ルートの見直し等は乗り合いタクシーの実証実験中であっても迅速に検討、実施をしてほしいなと思っております。当町の未来において有意義な事業であります。よりよいものとなるように願っております。

それでは、今回、コロナ禍ではありますが、乗り合いタクシー事業が新たに町事業として追加されます。町の人口ビジョンを見ても、町民の平均年齢が上昇傾向にあることが見てとれます。そういったことから、買物弱者の増加等が遅からず問題となってくるのではないのでしょうか。問題が発生する前に、今回の事業のように予測から早期検討、導入を行うことは町民の生活を守るためにも必要なことであります。

今回は移動手段に対しての事業ですが、多角的な面から生活を支えるための事業が今後もっと大切になります。各担当課だけでは対処し切れない事案も増えてくることが予想されますので、課の垣根を越えて、よりよい町を構築、継続できるよう連携を取っていただくようお願い

します。

そしてまた、本日3月11日は東日本大震災が発生し、明日12日は中越沖地震が発生した日となります。東日本大震災から11年という月日がたちましたが、いまだ全ての人が元の生活に戻れているわけではありません。前を向いて進んでいますが、このような大変な出来事を風化させず、今後起こり得る事態として、日々の生活においてもおのおのが意識を持ち続けられるよう、当町としても呼びかけなどの継続はしていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

こうして一般質問に立つにあたって最後になるというのは初めてなもので、しっかりと今回の二つのテーマについて町側の意見をお聞きしたいと思います。

そして、一般質問の項目に移るわけですが、まず1番目として、びんぐし湯さん館のリニューアルについてです。

イとしまして、リニューアルのスケジュールについてなんですが、これまで昨年の9月の議会に引き続き、びんぐし湯さん館のリニューアルについて一般質問させていただくわけですが、それから半年がたち、いよいよ今年、びんぐし湯さん館のオープンから20年を迎えリニューアル工事が始まるわけです。

しかしながら、もう皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の終息がはっきり言ってなかなか見通せない状況であり、そこに付け加え原油価格の高騰、そしてこれは一番の世界的な課題にもなっているロシアによるウクライナ侵攻、これに関する世界的な情勢不安というのも相まって、リニューアル工事は、いろんなもの、資材を町に搬入したいとか、工事に関しては様々な手続がかかるわけですけれども、それについても様々な懸念材料が存在することと思います。

ちなみにですが、前回のリニューアル工事を行ったのも10年前ということであります。その10年前の記事あるいはそれに関するものを少し改めて調べて読ませていただきました。町のホームページにも平成24年でしたかね、10年前の出来事ということで、今でもホームページに載ってはいるんですけども、その様子を見ると、例えば午前10時の開館前から大勢のお客さまがご来館され、開館を今か今かと待ちわびていた方がいたり、一番乗りをしたお客さまは今日の午前8時から並んでいたりと、開館セレモニーではテープカットを行い、上平

区神楽保存会による獅子舞が披露されたり、リニューアルオープンの記念に湯さん館釣りキチ三平オリジナルタオルや紅白まんじゅうの配布があったということが記載されておりました。

コロナ前ですので、この盛況ぶりが今となってはうそのようというか、今はそんな状況はなかなか目にするこも、しばらくないなという状況なんですけれども、こんなことが町のホームページで今も見ることができているわけです。

そこで、今回のリニューアル工事についての今後のスケジュールはどうなっているのかというこをまず初めにお伺いいたします。

そして、口としまして工事の内容と予算額についてです。これについては、再三この場で湯さん館を取り上げるたびに私も申し上げていますが、私は、ほぼ毎日びんぐし湯さん館を利用するいわゆるヘビーユーザーの者の1人として、利用者の方から日々、はっきり言って毎日、一つ二つじゃきかないくらいにいろんなご意見をいただいているわけです。前回9月に私がこの一般質問の場において、びんぐし湯さん館の質問をした際に、私からもびんぐし湯さん館の屋根にソーラーの設置をとという提案というかをさせていただきましたが、これはもともと2019年の19号台風を経験されたからこそ、びんぐし湯さん館を利用する方からの提案を基に私もこの場においてお話をさせていただきました。

今回のリニューアル工事についても、多くの方から様々な意見をいただいております。その一部が次のとおりになります。例えば、高齢の方ですかね、あるいは足がちょっとご不自由な方なんですけれども、身障者用の駐車区画が少なく感じる。少なくというのは主観ですけども、ただ、この場で言うていいのかわからないんですけども、明らかにと言ったらそれも失礼ですね。要は、障がい者マーク等々、あるいはそういったマークがなく、この人は多分どうなのかなという方が止めていたりだとか、様々な、本来止めたいのに止められないという方の話もいただいております。だから、もう少し増やせないかという提案もされました。

また、これは限りなくちょっと個人的な意見になるのかもしれませんが、入館者数が多いときですかね、時々シャワーの出が悪くなるとか、何とかならないものかねということも言われたこともあります。

そして、最近ちょっと私も気づかなくて、ある方からちょっと見に行ってくれと言われたんですけども、びんぐし湯さん館の味ロジの加工場があるところですかね、その付近の一部にカラーコーンが置いてあって、車の駐車区画1台分のスペースがアスファルトがめくられていたりだとか、そういうものをちょっと拝見をして、これはいつ直るんだろうなということも私も実際に見に行つて感じたところではあります。

こういったことから、今回のリニューアル工事が、この後担当課からご説明あるかと思うんですけども、こういったことが、まず今回の工事予定となっているところに含まれているのかどうかというのをちょっとこの場において改めてご質問させていただきます。

また、全体的な話にはなりますけれども、今回のリニューアル工事をする際の箇所、大まかで構いませんので、どんなところになるのか。また、どういった内容でリニューアルを行うのかということをお聞きし、そして予算額ですね。どれくらいの予算を考えているのか、予算規模について、1回目の質問として町側にお聞きします。

町長（山村君） ただいま、びんぐし湯さん館のヘビーユーザーの山城議員さんからご質問をいただきました。ご質問でイ、口とございましたけれども、私からは全般的なことをお答えいたしまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、平成14年にオープンしましたびんぐし湯さん館は、今年、記念すべき20周年を迎えるということになりました。こうしてサービスを提供し続けてこられましたのは、これまでにご利用いただいた皆様をはじめ、応援いただいた地域の皆様や議員の皆様のご支援があればこそと感謝を申し上げます。

ご質問の、イ、リニューアルまでのスケジュールといたしましては、世界的な半導体不足などの影響により、機器の納期などの見込みが非常に立てにくい状況であります。今年度委託契約を締結している設計業者と、11月末までには竣工できるよう最後の調整を進めているところであります。

市場の状況からは、一部機器については納期に半年以上を要することも想定されることから、発注の方法などについても検討し、必要な経費を来年度当初予算に計上させていただくなど、できる限り工期を短縮し、冬の訪れる前に完成させるべく準備を進めております。

そのため、新年度早々に改修工事に必要な機器の発注を行い、施工に向けて計画的に工程を組み、休館によるお客様への影響を最小限に抑えられるよう調整してまいりたいと考えております。

また、リニューアルオープンのイベントにつきましては、新型コロナウイルスの状況等を見る中で、イベントの実施についても振興公社と相談してまいりたいと考えております。

次に、ロの工事の内容と予算額についての質問でございますが、詳細は担当課長から説明を申し上げますが、20周年の節目を迎えるにあたり、施設の魅力を高める工事も実施してまいります。主なものとしましては、大広間の東側の屋外、かなりロータリーになったようなスペースがあるんですけれども、ここに展望デッキを整備しまして、町の眺望を楽しみながら多目的に使用できるスペースの新設ですとか、レストラン部分の増築により、密を避けた大人数での宴会を可能とすることや、また、今はキッズスペースが入口付近にあるんですけれども、これですとご家族から子どもの姿が見えないということもありますので、キッズスペースを大広間の脇に移設して、家族でゆっくりくつろげる施設とすることなどを計画しております。

これらの工事は、びんぐし湯さん館の楽しみ方の幅が増えるとともに、新たなイベントの開催などについても期待されるところであります。

びんぐし湯さん館は、泉質、お湯の質の良さもさることながら、眺望のよさや施設の使いやすさなどからも、町内外多くの皆様にご支持いただき、520万人を超える皆様に利用されてきました。

一方、新型コロナウイルスの影響や世界情勢からの原油高騰など、温泉施設の運営には厳しい状況が続いておりますけれども、20周年の節目の年にしっかりと改修を行い、施設の魅力を高め、でき得れば新型コロナウイルスが終息した暁に再び多くの皆様に愛されるような施設となるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

企画政策課長（大井君） びんぐし湯さん館のリニューアルについてのご質問のうち、ロ. 工事の内容と予算額についての詳細な部分についてお答えを申し上げます。

まず、現状の温泉施設は開業から20年の時がたち、快適で安心できる温泉施設を支えてきた心臓部ともいえるべき源泉井戸や機械設備の老朽化が進んでおり、施設内部においても、10周年の大規模改修から10年がたち、経年による劣化が散見される状態となっております。

ここ数年は、源泉井戸の調査や、源泉ポンプの故障による臨時休館など、日頃ご利用いただいている皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。

このような状況を踏まえ、来年度はびんぐし湯さん館施設整備等基金から2億9,800万円を繰り入れ、安心して運営を続けられる環境を整備するとともに、施設の魅力をより向上させる工事を実施してまいりたいと考えております。

また、工事の内容につきましては、これまでに湯さん館に寄せられたお客様からのご意見なども参考にし検討を進めてまいりましたが、来年度実施する改修工事の主な内容といたしましては、地下1千メートルまで掘削されている源泉井戸内部のさびや湯あかなどを除去するメンテナンス、温泉貯湯槽の更新、施設内のお湯を循環させるポンプ類やボイラー、ろ過機など機械室内の機器の更新やオーバーホール、大広間や脱衣所をはじめ全館の空調機器の更新、サウナ室内の内装の張り替え、湯洗い場のカーン等の更新などでございます。

その他、施設の魅力を高める工事といたしまして、先ほど町長からお答えした工事に加え、利用者の皆様にご好評をいただいている大広間のテーブル・椅子席の増設、湯上がり待合スペースの拡張、フロント周りのお客様の動線の整理などを実施していく予定でございます。

工事にあたっては、ある程度の休館期間を設け、直さなくてはならない箇所についてはしっかりと直し、その分、お客様に改修してよかったと言ってもらえるよう、魅力の向上につながる工事も併せて実施してまいりたいと考えております。

また、ご質問にございました駐車場の一部の破損のような危険箇所や故障などによる不具合箇所については、その都度迅速に対応しており、来年度の改修工事を待たずに対応してまいります。

施設を管理する振興公社においても、日常の点検などを実施し、不具合箇所の早期発見に努

めておりますが、ご利用される皆様におかれましても、お気づきの点等ございましたら、湯さん館スタッフまでお知らせいただければ、できるだけ対応してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、町長並びに担当課長よりリニューアルについて詳細にご説明いただきました。大広間のウッドデッキの新設ですね、あとキッズスペースの移設等々、そこはやはり今利用されている、あるいは初めて利用される方にとっても、とても魅力的な部分の一つになるのではないかとまず率直に思ったところであります。

また、これまで私も含めて同僚議員、先輩議員の方も湯さん館について質問した際、老朽化されている機械設備、ポンプ等ですね、そういったところをこのリニューアル工事にあたって直したりあるいは新しくしたりというのは、当然経年劣化もあるので当然のことだと思いますし、もちろん多額のお金がかかるということなので、約2億、3億近いお金を投じて、これから魅力ある施設づくりということで、今回の新年度予算に計上されているわけなので、しっかりと議員サイドでも吟味した上で、予算については私も判断をしていきたいと思えます。

いくつかちょっと再質問したいと思うんですが、まず、私がちょっと考えていたところなんですが、これはちょっと町側に聞くのはあれなのかもしれないですけども、まず一つ目として、先ほどもちょっとお話ししました今回のリニューアルについて、コロナの状況を見てということですが、リニューアルのイベント等は、町として多分やるとすれば町長はご出席されると思うので、そういったものの予定があるかということ。

あと、前回も同僚議員の質問の一部にありましたが、割引券等の配布だとか、あとはこれは振興公社そのものの話にはなってしまうんですけども、割引券の配布、あるいはリニューアルオープン記念の何か町としてというか振興公社としてというか、グッズ等の販売あるいは誘客のための、コロナがどうなるかわからないので、この再質問も変かもしれませんが、そういったこと、誘客のための案を町として考えている、もしくは振興公社から今こんなことを考えているというのを聞いていけば、まずそれをちょっとこの際にお聞きはしたいかなと思えます。まずそれを再質問の一つとしてお聞きいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えいたします。湯さん館のリニューアル改修工事に併せてのリニューアルイベントの実施の有無ということで、いくつか例示を挙げていただいてご質問をいただきました。先ほど町長からも申し上げましたけれども、まずは改修工事のほうをできるだけ早く完了できるように着手してまいりますけれども、その後、振興公社とリニューアルのイベントの実施の有無について検討してまいりたいと思えます。

3番（山城君） 担当課長から再質問のご答弁いただきました。担当課長からもお話がありましたとおり、まずはしっかりと工事を開始し、そして安全・安心にリニューアルオープンを迎えるということだと確かに私も思います。

ただやはり、工事の箇所あるいは期間についてもお示しいただいたので、これは私も理解し

ましたし、恐らくこの一般質問のUCVの映像を見ている方も納得した方も多いかと思うんですけども、やはり何分、このコロナも含めて様々な社会事象の影響で、本当にこの先しっかり工事が行われるのか。恐らくこれは町担当課だけでなく、これから工事をする側にとっても大変慎重に行わなければならないことは言うまでもないと思います。なので、すみません、工事そのものについての再質問でなかったんですけども、やはり、工事を着々と淡々と進めた上で、このリニューアルでよかったなど、こういう施設でよかったなど思えるような工事にしていきたいということは、改めてここで述べさせていただきます。

この質問に対してのまとめにはなりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症についても、またウクライナ侵攻にしても、現時点では先を読むことは大変難しい状況にあります。その中で、温泉施設の運営は本当に厳しく、経営的にも厳しいというのはこれまでの議会でも何度か取り上げられているので、私もよくわかってはおりますが、その中で従業員の皆様において、日々大変なご苦労をされているということもよくよく私も承知はしております。

しかしながら、リニューアル工事後のオープンを楽しみにしているんですが、やはり先ほど申し上げましたとおり、工事が町からしっかり、町の議決を得た後ですけども、しっかりと工事を行って、安心・安全に工事が完了することを願うんですが、こんな言葉もほかの方からいただいております。

例えば、今はコロナの関係でサウナが休止中です。大広間のいわゆるレストラン等々はまん延防止等重点措置が解除されてから再開はしているんですが、サウナは残念ながらまだ感染状況がレベル5ということで、再開のめどが立っていないというほうが正しいですね。再開のめどが立っておりませんが、サウナの再開を心待ちにしているという声とか、あるいはこれは町外の方なんですけれども、ここからの展望、ふだん坂城町に来ることがない方なのかなとは思いますが、ここからの展望は、ほかの自治体にある民間、公共の湯の中でも一番見晴らしがいいとか、あるいはこれはちょっと私も驚いたんですが、私がもうかなり10年くらい前から懇意にさせてもらっている方が、この方もヘビーユーザーなんですけれども、釣りキチ三平のグッズとか、写真とかが貼ってあるのを実はあまりよく見ていなかったみたいで、温泉も好きだし、矢口高雄さんの絵があるのはすてきという声もいただいております。

今回のリニューアル工事は、機械設備等、いわゆるぱっと見て目に見えない部分の工事が主になるということですが、来館される人たちが引き続きほっと一息つける、ずばり居場所、昨日でしたか、おとといも先輩議員さんからもありました居場所という部分の枠もありますし、これらの場が魅力的な居場所となるように、引き続き従業員の皆様には最大限のおもてなしの心を持っていただいて接客していただきたいと思っております。

また、それができるよう、町担当課においても、先ほどリニューアルオープンの後の件につ

いて、町長並びに担当課長からも話がありましたとおり、しっかりバックアップをしていただきたいと思っております。

そこで、この質問は終わりになりますが、次に、2. 食育と地産地消の推進についてというところに移ります。

まず、イとしまして食育の現状と課題についてです。

食育についてなんですが、これを調べるにあたって、当然のことながら国に法律があるわけですが、食育基本法には条文にこんな言葉がありました。ちょっと長いですが、「二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と。

「一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向」、痩せたいという志向「などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。」と。

「こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農村漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、

今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課されている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」と。

すみません、長かったんですが、こういうことが書かれているというのが私も改めて調べてわかったんです。これは一言で言えば、食育は重要だと書かれているんですが、じゃあ、今現実、坂城の状況はどうなんだろう。早急に取り組むべき課題ではないかということを感じたわけです。

町において、例えば第6次長期総合計画の中に、生涯にわたる健康づくりの生活習慣病の予防には、各世代における健康診査や保健指導、食生活指導を通じ、自分の体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、よりよい生活を実感できるように支援しますと書かれているんですが、やっぱりこの法律だとか、あるいは町で策定した長期総合計画に基づいてどうなんだろうというのは率直に思ったわけです。

すみません、質問まで長かったんですが、その点について、まずは町における食育の推進の状況と学校における食育の推進の課題についてお伺いします。

そして、ロとしまして地産地消の現状と今後についてです。

学校生活において、地産地消についてですが、ねずみ大根を「ねずこん御膳」として提供したという記事を読んだことがあります。

一方、町外に目を向けると様々な取組がされており、例えば県外の事例を一つ挙げると、千葉県いすみ市では、2017年に市内の市立小中学校全13校の給食のお米、大体42トンを市内で生産された有機米に切り替えたということや、県内ではお隣の上田市においては、上田地産地消推進会議の学校給食部会で、子どもたちの記憶に残る給食をテーマに企画給食の取組を進めています。テーマとなる農産物の一つ決めて、学校給食のメニューに取り入れるということですが、それについては、メニューに取り入れるだけじゃなくて、栽培方法や流通等についても紹介するとか、あるいはいつも食べている野菜やお肉などにも関心を持ってもらえるように工夫しているそうです。また、これは学校ではないですが、上田市では地産地消推進の店という認証制度もあるということです。

また、それ以外の県内の取組としては、松川村にある池田町と松川村合同で設置している給食センターですが、2020年に、新たに年6回ですが、有機のお米を提供することになったそうです。また、安曇野市や松川町、辰野町においては、有機農産物の利用に取り組まれており、米やジャガイモ、ニンジン等の品目が提供されています。

また、地産地消についても先ほど申し上げましたとおり、長期総合計画の中でよくよく読めば3か所に記載があり、例えば一つ目としては、特色のある農業のところに地産地消・観光農業の推進、あるいは二つ目は、循環型社会の形成の箇所に環境に配慮した消費の推進、あと三つ目ですが、生きる力と感性を育む学校教育の中に学校における食育の推進という言葉がありました。こういった形で、今、町でも長期総合計画の中にこれだけのことがうたわれているわけです。

そこで、じゃあ町として地産地消はどうなっているのか。そして、今後どういうことを推進していくのかというのをここで聞いておきたいと思います。

そして、ハになります。先ほどから有機食材とか有機野菜という言葉がちょうど出てきましたが、では、県内でも有機食材導入が進んでおりますし、もちろん国においても進めてはいるんですが、口の地産地消の現状と今後についてもそうですが、有機米だとか有機農産物という言葉がありますが、地産地消に加え、給食への有機食材の導入が各地で進んでいるが、町の考えはどうかということをまず1回目の質問としてお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 2. 食育と地産地消の推進、イ. 食育の現状と課題についてのうち、町の食育の推進の状況についてお答えいたします。

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために食は欠かすことができません。また、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく貢献するものです。

日本は世界でも有数の長寿国となり、平均寿命は男女共に80歳を超え、今後も平均寿命が延びることが予測されていますが、一方で、食生活においてはエネルギーや塩分等の過剰摂取や野菜の摂取不足等による栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られ、これらに起因する肥満や生活習慣病が大きな課題となっています。

町では、これらの課題に取り組むため、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とした第2次坂城町食育推進計画を策定し、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画や食育に関する国や県の計画等との整合を図りながら、保健センターを中心に各課等と連携し、全ての世代に対する取組を実施しております。

この食育推進計画は、生活習慣病予防のための食生活の推進、家庭における食育の推進、学校、保育園等における食育の推進、農とのふれあいによる食育の推進の四つの目標を定めております。

町では、これらの目標を達成するため、全ての世代に向けた様々な取組を実施しております。主な取組といたしましては、まず、妊娠期には胎児の健やかな成長を促し、安全な出産ができるよう、妊婦が適正な体重を維持するための食に関する相談や教室などを開催しています。

次に、ゼロ歳から5歳までの乳幼児期には、乳幼児健診等において子どもの発育に合わせた

指導を行うほか、園児へのねぎみ大根収穫などの農業体験学習や自分たちで野菜を育てる菜園活動を通じた、食べ物と食に関わる人への感謝の気持ちを育てるための学習機会をつくっています。

6歳から17歳までの学童期及び思春期においては、小中学校が実施する小中学生生活習慣病予防健診の結果相談会の開催のほか、児童館での食育健康教室や広報等による情報発信を行っています。

18歳から39歳の青年期、40歳から64歳の壮年期及び65歳以上の高齢期では、健康診査などの結果を基に身体と食に関する学習を行い、個々の健康状態に応じて食事の見直しと改善のための食事指導を行っています。

今後も、引き続き保育園や小中学校、食育学校給食センター等と連携しながら、食育の推進に向けた取組を実施していきたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 私からは、イの食育の現状と課題についてのうち、学校における食育の現状と課題についてから、順次お答えいたします。

平成17年には、国民一人一人が食への意識を高め、健全な食生活で心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に、食育基本法が施行されました。また、18年には食育推進基本計画が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となりました。

食育推進の基本的な考え方としては、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるようにすることです。

食育・学校給食センターといたしましては、栄養バランスの取れた学校給食を提供することにより、児童生徒の心身の健康づくりに資するとともに、地産地消を行うことが食育を推進し、子どもの心身の健全な発達に寄与するものと考えているところであります。

センターでは、学校における食育の推進のために、栄養教諭などが給食時間に小中学校を訪問し、朝食の大切さや野菜の果たす役割、生活習慣病にならないためにも正しい食生活が必要であることなどを児童生徒に対して話してきているところであります。

また、中学生の家庭科授業では、栄養教諭が町の伝統野菜のねぎみ大根を取り上げ、消費拡大につながる調理方法を紹介しているところでございます。

毎月の献立表には、献立以外に食品の栄養、働き、エネルギー量、地域食材や旬の食材などを掲載し、その裏面には「食育だより」として、その月の献立作成のポイント、行事食、伝統食をはじめとして食育に関する事柄を掲載するほか、クラスの掲示用の「食育だより」を作成し、食育の啓発に努めております。

さらには、児童生徒に学校給食への興味関心をより高めてもらうために、栄養バランスの取れた食事や、旬の食材、地場産物などを活用した希望献立、グランプリ賞献立などを募集し、

提案された献立を栄養教諭が調整し、給食として提供するなどの取組も行っております。また、そうした取組について、毎月「広報さかき」の「食育だより」のコーナーに掲載し、町民の皆様にもお知らせしているところであります。

こうした様々な活動を行ってきているところでありますが、課題といたしましては、朝食の欠食及び食習慣の乱れのある児童生徒が一部存在していること、また、家庭での食事が変わりつつあり、伝統的な食文化が失われつつあることなどが挙げられるところであります。

学校給食は、成長期の子どもたちに必要な栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上を図ること、また、伝統的な食文化の継承のためにも必要であると考えますので、今後も様々な活動や機会を捉える中で、児童生徒に対して食の大切さや食文化について発信してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 地産地消の現状と今後についてであります。地産地消は、居住地になるべく近いところで取れたものを消費することであり、地産地消は地域で生産された農産物が地域内で消費することだけにとどまらず、農産物の輸送距離が短くなることで二酸化炭素の排出量を減らすことができるといった環境負荷の低減につながるほか、生産者と消費者のつながりによる地域内での好循環が期待されるところであります。

町といたしましては、身近な直売所や店舗等での地域農産物の販売や、学校給食における活用、観光分野での販売、外食・中食事業及び加工関連における利用など、多種多様なところで実施しております。

地産地消の現状につきましては、地域農産物やそこから派生した加工食品などが、どのような流通過程を経て消費されているかといった全体を把握することは難しいところですが、当町では、各生産組織や関係団体が相互に連携し、町内における地産地消の循環が生まれているところであります。

味ロジック株式会社の食品製造加工では、ねずみ大根のほか、リンゴやブドウ、プルーンなどの地域農産物を加工した商品を地域はもとより広域で販売しているほか、おやきやドレッシングなどは町内小中学校の給食にも提供しているところであります。

特に学校給食では、食を通じて地域等を理解すること、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解に生かすために、全国各地で地産地消の取組が推進されております。

県内でも、全国的に知名度のある塩尻市のキムタクご飯、キムチとたくあんなどをいためた混ぜご飯など地場産物を用いた給食献立があり、上田市の地産地消推進会議・学校給食部会の企画給食もその一例であります。

当町の状況といたしましては、町の食育推進計画では、学校給食における地場産物等を使用する割合について、県内産使用における町内産の使用割合の目標値が掲げられておりますが、

令和元年度、2年度につきましては、その目標を達成しているところであります。

町の特産品として挙げられるねずみ大根は、ねずこん汁や、ねずこんハンバーグに活用し、児童生徒からは好評を得ているところであります。

また、おおむね月1回、ねずみ大根ドレッシングを利用したサラダを献立に活用しているほか、ねずみ大根の切り干しを用いた煮物や、ねずみ大根おやきにつきましても、郷土食として年1回は提供しており、給食を通じた郷土の特産物についての理解を深めているところであります。

今後も、現在提供いただいている団体とも野菜等の栽培状況などを確認しながら、新たな生産団体も発掘できるよう、関係部署をはじめ関係機関と連携し、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハ、有機食材の導入についてであります。有機農産物につきましては、原則として農薬などを使用しないで栽培されたことを、農林水産大臣が許可した登録認定機関から有機JAS認証を習得した者のみ扱うことができるとされております。

有機農産物や有機野菜は、種まきの2年以上前から許容農薬以外などを使わない圃場で作られるもので、一般的な野菜に比べると商品化には時間も労力もかかるものであるとお聞きしております。

有機農産物の野菜・米などは、通常の野菜に比べると農薬等に対し厳しい使用制限がありますので、より安全な食材として、学校給食におきましても、近年、全国的に使われるようになってまいりました。

しかしながら、有機農産物として認定を受けるまでには時間がかかること、栽培についても農薬などを使用しないため、労力がかかることから、商品自体の値段も高く、また生産者が少ないこともあり、流通量も少ないのが実情でございます。

給食センターでは、毎日約1,100食を調理しており、野菜の使用量も多いことから、献立表をできる限り早く作成し、納入業者には遅くとも1か月前までに発注しているところでありますが、提供する食数が多いことにより、野菜が突然納入できないといった状況になりますと、給食の提供そのものに影響が出てまいりますので、納入業者とは常に連絡を取り合うなどの連携に努めているところであります。

また、給食は当日の午前中に調理し、出来上がった料理は給食時間に合わせて小中学校へ配送しておりますので、調理には安全性に加えて一定の効率性も求められます。調理を行う上では、規格の整わない野菜では調理に時間を要しますので、使用する野菜はある程度形が整ったものである必要もあるところであります。

このように、学校給食の食材に関しましては、使う上で様々な条件が整った中で供給先を決めているところであり、そうした食材を供給していただける業者や団体を今後も増やしてまい

りたいと考えるところであります。

3番（山城君） 今、担当課長から丁寧にご説明いただきました。まず、保健センター所長からの答弁にもありました。各世代において様々な取組をされていると。特に妊娠期のときからいろいろ摂取の件だとか、子ども期だと農業体験、感謝の気持ちを持てるようにということだとか、あとは学童期あるいは高校生までの範疇であれば健康診断、体づくりの件だとか、あるいは児童館でもそういう食育の関係をやられているとかいう話もありました。

また、教育文化課長からは「食育だより」を配布したりだとか、本当にたくさんの取組をされているということはあったんですが、ちょっと実は今回この一般質問をするにあたって、もちろんたくさん調べたんですけども、実はタイミングよく学校給食だとかの取組の新聞が、今回、信毎に1か月の間に2回くらい掲載されていて、タイミングがすごくいいなと思ったんですけども。

まずちょっとこれを再質問させていただきたいんですけども、例えば先ほど挙げさせていただいた松川村と池田町の給食センターのことを調べていたときに、給食センターで情報発信をしていたのを見ました。坂城の場合には町のホームページに給食センターのページがあって、いろいろ書かれてはいたんですけども、やはりそういう情報発信、どの面においても情報発信は大事だと思っているんですが、例えば新聞にも書かれて、切り抜きを今日ちょっと持ってきたんですけども、情報発信をすることによって町外の方も見る。飛躍した考え方もかもしれませんが、それが移住定住にもつながるのではないかと。もちろん、「広報さかき」はインターネット上でも見られるようにはなっていますが、もっともっとそういう坂城はこれだけいいことをやっているんだと、食育・学校給食センターでもこういうふうな献立を考えて、こんな形でやっているんだと。その魅力の発信も、やはりそれは給食センター自体は町の運営でやっているわけですから、そこも併せてやっていただきたいと思えますし、そういうことは今後考えられるのかなということが一つです。

あとは、これは町長にお聞きしたほうがいいのかもしれないですが、先ほどいすみ市のお話をしましたが、新聞の切り抜きも、まさしくいすみ市とオンラインでシンポジウムを行ったという記事なんですけど、まずは町長と言ったら失礼ですけども、町ぐるみで、坂城プラス圏域というのはちょっと逃げかもしれませんが、町としても、もっと安心・安全な食材を給食に入れるんだと、坂城としても魅力あるまちづくりをするんだと、もし不足があれば地域間連携するんだというところは、ちょっと町長の見解も併せてお伺いできればうれしかなと思っています。

ちなみに、この新聞の切り抜きでやはり気になったところは、仕入価格の上昇分、これは難しい案件だと思うんですけども、いすみ市の場合は市の一般財源で賄っているという話もあります。もちろん、方法的なものはかなり難しいとは思いますが、やっぱり、食育と

いう観点から、あるいは有機野菜という観点からも、本気になって子どもたちを育てていくんだと、そういう部分での決意も必要なんじゃないかな。特に上田市でもやったり、県内でもできている自治体はあるので。しかも、子どもたちを応援する大人の目って、坂城は相当あるはずなので、ここは決意を持って。インターネット等の広報のことが一つと、やっぱりそこは町長にこういうようにするんだというのをちょっと、ぜひともそこはこの場で何か言っていただければ、私も質問のしがいがあったかなと思うので、それを再質問とさせていただきます。

教育文化課長（堀内君） 私のほうから再質問にお答えさせていただきます。まず、魅力の発信、ホームページを活用しての発信ということで、先ほども申し上げましたが、「給食だより」や献立表、「食育だより」につきましては、ホームページのほうにも掲載する中で、町民の皆様にも広くお知らせをしているところであります。

そして、私どもが行っている町の食育、地産地消の取組につきまして、広くPRといった件でございますけれども、たまたま去年の12月、これはホームページでもご紹介をいたしました。坂城小学校のGIGAスクール、こちらを活用した取組の一環としまして、民法のテレビ局のふるさとのPR動画を作成するといった企画に応募されました。

その中で、一つのグループが町特産のねぎみ大根を使った辛いおしぼりうどんの魅力についてということで、「ねぎみ大根とおしぼりうどんの坂城町」といった魅力あふれる企画、こちらを応募いただいて、予選を勝ち抜いて本選出場、そして見事に審査員特別賞を受賞されたといったことがありました。

また、同じ月に中学校調理部におきましても、全国中学生創造ものづくり教育フェア、この県大会最優秀賞で全国大会出場を果たしました。こちらにつきましても、地元の食材を使い、栄養バランスと見栄えについて考えられたお弁当だといったことでの全国大会出場を果たして、全国2位という成績を収めることができました。

いろいろ「食育だより」でのPRと併せて、こういった子どもたちの取組についても発信して、坂城町の食育と地産地消の取組をさらにPRしていきたいと考えております。

また、2点目の地域連携につきましては、こちらは坂城の学校給食センター、千曲市の給食センターと常に情報交換を行っておりますが、千曲市だけではなくて、長野市の給食センター等と連携を図る中で、こちらの地産地消の取組をさらに進めていけたらと考えております。

3番（山城君） 担当課長から再質問の答弁をいただきました。CMの件は、私もちょっと失念しておりましたが、直近であればそういったことでのPRができていたというのは失礼ですね、されていたのかなというのは改めて思い出させていただきました。

時間もあと3分しかないので、まとめたいと思います。本当は町長からちょっと決意はいただきたいんですけども、ぜひともちょっと町長から力強い意気込みを聞いてまとめたいと思うので、最後に町長、ぜひともお願いいたします。

町長（山村君） 私も坂城の子どもたちを含めて、食育というのを学校、町と一生懸命やっておりますので、今後ますます頑張りたいと思っております。以上であります。

3番（山城君） 町長から頑張りますという言葉をいただいた以上は、頑張ってもらいたいです。これは子どもの責任じゃなくて大人の責任ですので、頑張るしかないんですよ。私も。

あと2分しかないので、まとめます。書いてきた原稿をちょっと大事なところだけ読みますが、昨年5月、実は職場、私が勤務する労働者協同組合の先輩からお誘いを受けて、千曲市で開かれたワーケーション大会、ワーケーションでワーク、仕事とバケーション、休暇の合体した造語ですけれども、その体験会に参加してきました。その中で、アンズの摘果作業やワイン用ブドウの農家さんのお手伝い、そして最後はビーガン料理、これは説明するとちょっと長くなるので今回は割愛しますが、ビーガン料理を味わうという内容のものでした。そこには、農業や自然豊かな環境に魅力を感じている県内外からの移住希望者が参加されていました。

最後にここで示したいのは、コロナ禍になり、都会から地方へという移住希望者が増え、地方には今チャンスがいっぱいあるということです。地産地消の推進と有機食材の導入はイコールではないけれども、これらは移住促進へのPRにつながるのではないかと私も思っております。

今、食の安全性には注目が集まっています。また、昨日の先輩議員の言葉にもありましたように、食の安全保障、これは本当に大事なことだと思っております。その観点からも、またSDGsの観点、例えば17のゴール、1、貧困をなくそう、また、2、飢餓をなくそう、そしてフードロスの観点からも、これは本当により一層重要な食と農の安全・安心を支えるための機会だと思っております。なので、今、町長からもありましたとおり、様々な機関と連携し協力をしていっていただきたいと、町としても主導権を持ってやっていただきたいということを最後に要望、提案しまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で通告がありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時49分～再開 午前11時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

日程第2「議案第4号」の議案審議の前に、追加日程第1「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」を先に審議したいと思います。

先に審議することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) それでは、追加日程第1「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」を直ちに審議することとし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(小宮山君) 次に、趣旨説明を求めます。

13番(塩野入君) 私からは、発委第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」趣旨説明を行います。決議文の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を侵害するものであり、断じて容認できない。

坂城町議会は、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に強く抗議するとともに、軍事侵攻を即時停止し、即時完全撤退することを強く求める。

政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携により、平和的解決に向けた外交及びウクライナ国民に対する人道支援に尽力するとともに、邦人の保護に万全を期するよう要請する。

また、我が国への経済、エネルギー等への影響を極力抑える早急な対策を求める。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

議長(小宮山君) ここで議案審査及び昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分)

議長(小宮山君) 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

議長(小宮山君) 続いて、日程第2「議案第4号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」以下、13件の議案については、全て去る3月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第4号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改

正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第5号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第7号 字の区域の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第8号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第9号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第10号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第11号 令和4年度坂城町一般会計予算について」

議長（小宮山君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願い
します。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願い
いたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

6番（大日向君） 3点についてお伺いします。13ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助
金、目9総務費国庫補助金。今回新しくデジタル基盤改革支援補助金が出ています。この事業
含め内容についてお願いいたします。

それとP20、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、びんぐし湯さん館施設整

備等基金繰入金、これは今回3億円ほど一般財源に繰り入れておりますが、基金の残高と今後の基金の繰入れはどのように考えていくか。

最後に3点目、P25、款21町債、項1町債、目4教育債、緊急防災・減災事業債、文化センター体育館施設の改修に一般財源のほか、この1億円余りの起債を充てているが、この理由についての説明をお願いいたします。

企画調整係長（宮下君） ただいまご質問いただきました13ページ、総務費国庫補助金デジタル基盤改革支援補助金、こちらの内容でございますが、こちらにつきましては、内容は2種類ございまして、自治体オンライン化手続推進事業、それと地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業でございます。それぞれ自治体オンライン化手続推進事業につきましては、町民の皆さんがマイナンバーカードを用いて、オンラインで行う子育てや介護などの各種行政手続について、町の基幹システムへの接続を可能として、住民の利便性の向上及び町行政事務の効率化を図るものでございます。

また、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業につきましては、こちらは国のほうから令和7年度までに国が策定する基準に適合した行政の情報システムに移行することとなっております。そのために必要な経費といたしまして、令和4年度については、町のシステム内で使用されている通常のフォントではないような漢字、そういった文字を標準のフォントへと付け合わせをする文字同定作業、こちらを実施いたします。

財政係長（細田さん） 予算書20ページ、款18繰入金のうち、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金についてお答えいたします。

繰入れ後の基金残高は、予算ベースで約2,800万円の見込みであります。また、今後の積立てにつきましては、リニューアル後の10年を見据える中で、財政運営上、積立てが可能な状況となる場合には積極的に積立てを行いたいと考えているところでございます。

続きまして、25ページ、款21町債のうち節5緊急防災・減災事業債のうちの緊急防災・減災事業債1億110万円ですけれども、こちらですけれども、ご質問の体育館改修に限らず、起債の活用については、事業を実施する単年度での財政負担を、その活用により長期に負担することで財政負担の平準化が図られ、計画的、効率的な財政運営ができることに加えまして、起債の種類によっては、その元利償還金について交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に一定の割合が算入され、普通交付税により措置されることから、財政的に有利なものでございます。

町体育館につきましては、防災拠点となっていることから、耐震化工事に係る部分につきましては、交付税措置が70%となる緊急防災・減災事業債を活用することが可能であり、財政面でも大変有利な起債であることから、借入れを行うものであります。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） まずですね、2ページの第1表歳入歳出予算の町税全体の関係ですが、令和3年度固定資産税の評価額の減額と、それから新型コロナウイルス感染症緊急経済対策などで2億2,599万5千円の減額というのが今年度、3年度あったんですが、この表を見ますと4年度は一転して、ここにありますように2億1,508万9千円の増額となっているわけです。

原因は、新型コロナ緊急経済対策の家屋とそれから償却資産の固定資産税の減額措置の終了というふうに説明があったわけでありまして。

そこで、その一般会計予算に関する説明書のほうの3ページになりますが、款1町税、項2固定資産税、そして目1固定資産税ですが、この中で固定資産税、前年度というか令和3年度は1億1,800万円の減額だったんですが、4年度、ここでは1億7,900万円の増額になりました。その理由をお聞きいたします。

それと、緊急経済対策の家屋で3,430万円、そして償却資産で5,530万円の減額だったわけですが、それがここで見ると、家屋、今回のこれは3年度の家屋と償却資産の同額をそのままここへ計上したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それからその上の段、項1町民税、目1個人の関係で、今年度は1,500万円の減額ですが、前年は1千万円の減額で、続けて減額になっているんですけども、その辺の状況もお聞きをいたしたいと思います。

それから、一方でその下ですね、2目の法人のほうでは、これは前年度8,800万円の減額が今年度は一転して5千万円の増額に転じておりますが、その内容もお聞きしたいと思います。

それから、8ページになりますが、款10地方交付税、項1目1地方交付税であります、3年度7億8千万円から8億5千万円と7千万円の増額を見込んであって、そしてそれも基準財政収入額の減少と、それから国の交付税総額が5.1%増えたことによって6千万円の増額がされておりますが、今年度、4年度もここにありますように、さらに1千万円上乗せをして7千万円の増額になっております。私も普通交付税の予算は実際の実績とは乖離しているから、低過ぎると言い続けてきたわけでありまして、今度はこのように2年続きで上がっているわけでありまして。そうした中で、4年度は交付税算定の数値、計数、それから単位費用の変更分を考慮したと、こういう説明があったわけでありまして、7千万円の増額の具体的な要件、それを伺いたいと思います。

それから、特別交付税につきましては、前年度1千万円の増、6千万円計上されましたが、今年度はこのまま前年度と変わりなく6千万円であります。据置きというような感じになっておりますが、その辺の理由もお聞きしたいと思います。

それから、19ページですね。款17寄附金、項1寄附金、目7の総務費寄附金であります

が、このふるさと寄附金を調べてみましたら、元年度予算が5,500万円、2年度が8千万円、そして3年度が1億円、そして今年度が1億2千万円と、順調に推移しています。どんどん進んできていますが、評判がいいということなんですが、その原因は何かということをお聞きしたいと思います。

そして、これは4項目でそれぞれ寄附の原因があるんですが、それぞれの実績、それとの中の伸び率の高い項目はどれかとかお聞きしたいと思います。それからもう一つ。人気返礼品はシャインマスカット等らしいですが、ベストスリーくらいをお聞きいたしたいと思います。

それから、同じく19ページですが、款18繰入金、項2目1の基金繰入金の001財政調整基金であります。これは当初予算で見ると前年度は3億6千万円、そして今年度は3億2千万円。3億ベースで前回も今回も続けてきているので、4年度に何かの財源不足で集中的にこの財調基金を投入したという、支出のほうの項目がどこでどれくらいか、その項目があるかどうか、その辺をお聞きいたします。それとも満遍なく入れたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。あわせて、基金残高もどれくらいか。お願いします。

そして25ページ。款21項1町債、それから目9の臨時財政対策債であります。これは3年度、今年度の予算の中では、国の地方財政対策で発行総数がプラス74.5%になったということ、それが原因で3千万円の増額で2億円になっているんですが、今年度は3年度から増額なし、そのまま2億円が計上されています。これはちょっと詳細説明があるかどうかわかりませんが、前年同様にしたという要因ですね、それをお聞きします。以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） 予算書3ページ、歳入、款1町税のご質問につきまして、予算科目順にお答えいたします。

まず、項1町民税、目1個人町民税です。令和4年度の個人町民税の積算につきましては、納税義務者のおおむね8割が給与所得者で占められていることから、県が公表している毎月勤労者統計調査などの指標や、令和3年度の課税実績などを踏まえて積算をしております。この統計調査で従業員数が30人以上の事業所において、令和2年と令和3年との比較で賃金の増加や時間外勤務が増加しているなど、所得の増加が見込まれておりますが、令和3年度課税の実績において納税義務者が減少していることなどを勘案し、前年度当初予算との比較で1,500万円の減額となる7億円を計上いたしました。

続いて、目2法人町民税の増額につきましては、当町の法人町民税は一部企業の企業収益の増減が町の税収に大きく影響を与えるという特性があります。そのため、町内の上場企業において公表されている企業の決算見込みが前期より増収見込みであることや、国などの経済指標においても、企業収益がワクチン接種の進展等に伴い持ち直しの動きがあることを踏まえて、5千万円の増額となる2億9,700万円を見込んだところでございます。

次に、項2固定資産税の増額につきましては、土地の評価替えによる地価下落による減額は

ありますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減が令和3年度課税で終了することにより7,800万円の増額、さらに家屋につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく課税免除の終了や、新築家屋の増加などにより2,300万円の増額、償却資産につきましては、大臣・知事配分の増額や新規設備の増額などを見込み、おおむね8千万円の増額を見込み、前年度当初予算との比較で1億7,900万円の増額となる13億3,100万円を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の軽減として、令和3年度の固定資産税から8,960万円を減額しておりますが、令和4年度においては、家屋につきましては同額の3,430万円を、償却資産につきましては減価償却分を減額した4,400万円を予算計上しております。

財政係長（細田さん） 予算書8ページ、款10地方交付税について、まず初めに普通交付税7千万円増額の具体的な要件について説明いたします。

普通交付税の見込みにおきましては、算定にあたっての新しい算定費目の追加は、現時点においてないものの、国の地方財政対策においては、地方交付税についてプラス3.5%としていることなどから、町の普通交付税の見込みにつきましては、国の動向等に加えまして算定に用いられる補正係数や単位費用額等の変更を考慮し、前年度から7千万円の増額としたところでございます。

次に、特別交付税につきましては、基準財政需要額に補足されなかった特別の財政需要等において交付されるもので、その年度における町の事情に応じ交付額は変動し、また地方交付税総額の6%が特別交付税として交付され、全体枠が決められていることから、同一事情であっても前年度と同額とはならず、交付額の予測は大変難しいことから前年同額の6千万円としたところでございます。

続きまして、予算書19ページ、款18繰入金のうち財政調整基金についてお答えいたします。財政調整基金につきましては、特定の目的を持った事業に充当する基金とは異なりまして、必要な事業を行うにあたり不足する財源を補うためのもので、町税等と同じ一般財源の扱いとなりますことから、補助金や特定目的基金からの繰入金などの特定財源を差し引いて、必要となる一般財源に含まれるという状況でございます。また、現状における令和4年度末の基金残高は、予算ベースで約21億5千万円を見込んでいるところでございます。

次に25ページ、款21町債、項9臨時財政対策債の2億円について説明いたします。普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債につきましては、令和4年度の国の地方債計画における発行総額について、今年度に比べマイナス67.5%と大きく減額となっていることを踏まえる中で、今年度の臨時財政対策債発行可能額をベースに歳出しまして2億円を見込

んだところでございます。

企画調整係長（宮下君） 予算書19ページ、款17項1寄附金、目7総務費寄附金のこちらふるさと寄附金について、これまで増額として推移してきている要因としてなんですけれども、これまで人気を博しておりますブドウなど果樹類をご提供いただける事業者の登録を増やしまして、人気返礼品の数量確保など返礼品の充実を図ってきたこと、また寄附申込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど、寄附者の皆さんの利便性向上に努めたことなどが挙げられると考えております。

今年度につきましては、さらに人気のブドウについて、4月から申込み受付を開始するなどしたことで、春から夏にかけての期間の寄附受入額の伸びにつながったところでございます。

また、寄附の使い道、4項目ごとの実績と伸び率の高い項目ということですが、令和4年度、来年度のふるさとまちづくり基金の繰入れに充てております令和3年の1月から12月、この間の実績でございますが、「ふるさとさかきのまちづくりを応援」、こちらの項目に7,848件、1億3,969万2千円、前年に比しまして2,773万7千円、24%の増。「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援」、こちらの項目では4,993件、9,078万3千円で、3,276万3千円、56%の増。「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援」、こちらが872件、1,609万7千円で、470万7千円、41%の増。「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」、こちらは683件、1,286万6千円を寄附いただきまして、550万2千円、75%の増ということで、伸び率でいきますと「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援」、こちらの項目が一番伸びたというところでございます。

また、人気の返礼品ベストスリーはということで、令和3年度、本年度4月からこの2月末までの状況を見ますと、1位がシャインマスカット、2番目に牛肉、3番目にナガノパープルといった状況でした。

13番（塩野入君） まず、町税の関係ですけれども、4年度税総額、前年度比2億1,508万9千円、さっきの第1表でありました。これは新型コロナの影響はどのように分析されていますでしょうか。その辺をお聞きいたします。

それから、交付税の関係であります。新型コロナの影響により、町税収入などから本町の交付税、とりわけ基準財政収入額の推移の先行きですね、先行きはどのように見ているか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、新型コロナによる交付税の影響はあるのかどうか。それは多分交付税とか、あるいは補助金の緊急経済対策などで別枠対応かなと思いますけれども、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、寄附金につきましてはですが、今いろいろ聞きました。寄附からですね、返礼品送

付までの流れですね、大きな流れをお聞きしたいと。そして今人気の高い商品のあれがありましたけれども、人気の高い物品の確保、それはしっかり確立されているのかどうか。寄附者に迷惑がかかってはならないわけですが、提供者との連絡体制ですね。多分うまくいっていると思うんですが、その辺の連絡体制がどうなっているか、それをお聞きしたいと思います。

それから、19ページの財政調整基金であります、これは財源不足を当初と6月補正でそれぞれ補って、それが9月補正で交付税の収入がありますと。それと調整をしてここで繰り返すというようなパターンがここは見受けられるんですが、その点はどんなふうにお考えでありますかどうか。その辺をお聞きします。以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） 再質問にお答えいたします。新型コロナウイルスの影響をどのように分析したかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による町民生活や地域経済に与える影響につきましては、徐々に緩和され、持ち直しの動きが見られることから、令和4年度においては、令和3年度と比較いたしまして、町税の減収などの影響は少ないと見込んでおりますが、今後の新型コロナウイルス変異株による影響や原油価格の高騰、ロシア、ウクライナなどの世界情勢によっては、経済や町の税収への影響が懸念されますことから、引き続き国内外の経済情勢などに一層注視していきたいと考えております。

財政係長（細田さん） 初めに、基準財政収入額の推移の先行きはどのように見ているかのご質問にお答えいたします。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の経済対策として実施された事業用家屋及び償却資産の軽減措置終了に伴う固定資産税の増額等により、基準財政収入額が増額となることが見込まれるところですが、今後においては、新型コロナウイルスの感染状況やウクライナ侵略などに伴う情勢の見通しが大変不透明でありますことから、先行きについての判断は難しいかと思われま。

続いて、新型コロナ対策に対する歳入についてのご質問でございます。普通交付税の基準財政需要額は、地方公共団体が住民に対し一定の公共サービスを提供するために必要な費用で、基本となる数値に補正係数や単位費用を乗じて算出され、その補正係数や単位費用については、そのときの情勢を反映し毎年見直されていることから、コロナの影響についても一定程度考慮されているものと思われま。

また、ご案内のとおり、コロナ対策に係る国の交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、定額給付金や子育て世帯に対する10万円の給付のように個別の補助金で措置されるものもあり、交付税というよりは別枠での対応となっております。

次に、財源不足を途中で繰り返すという予算編成に関する考えについてのご質問でございます。当初予算編成時において、必要な事業の実施にあたり、不足する財源を補うため、財政調

整基金からの繰入れを行うことで住民サービスを低下させることなく迅速な事業の実施を図っているところであります。

なお、ここ数年においては年度途中の収入がございましたので、財政調整基金の繰戻しを行ったところであり、結果として同様な状況が続いたものと考えております。

企画調整係長（宮下君） ふるさと寄附金についての2回目の質問にお答えいたします。

寄附から返礼品送付までの大まかな流れということですが、まず寄附申込みにつきましては、インターネット上のポータルサイトを經由するか、もしくは町に直接お問合せをいただきまして、紙のやり取りによってその場合には受付をしております。

その後、受付いたしました寄附者様の情報を、町と委託契約を締結している返礼品の配送管理を行う業者のシステムに登録いたします。そうしますと、入金を確認した後、配送管理している業者のほうから返礼品を提供してくださっている業者の方へ返礼品の配送の依頼が届きます。それによりまして、返礼品を提供していただいている業者さんから寄附者の皆様へ返礼品を発送しているというような流れになっております。

また、人気の返礼品の確保についてでございますけれども、人気を博しているブドウですとか返礼品提供者の確保に努めまして、今年度も新たに提供者の方が増えているというような状況でございます。また、今年度は雨などの心配もあったわけですが、そういう生育状況なども伺いながら、在庫管理も行われているところであります。

また、提供者との連絡体制はということですが、こちらにつきましては、返礼品の配送管理業者によりまして、各返礼品提供者の方と密に連絡体制は取られております。在庫状況につきましても、常に管理業者と返礼品提供者の間で連携が取られまして、各ポータルサイトの寄附募集ページに反映されているところです。

また、返礼品に対する質問など、そういったものにつきましても、管理業者から返礼品提供者に連絡が取られまして、対応をしているところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） 24ページ、款20諸収入、項5雑入、目6雑入、説明の109の長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金2,300万円、これについての内容をお伺いいたします。

住民環境課長（竹内君） ご質問の長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金についてご説明申し上げます。

長野広域連合では、ごみ焼却施設の運営に際しまして、現在のながの環境エネルギーセンター、そして新しく整備されますちくま環境エネルギーセンター、両施設で徴収したごみ処理手数料、これは許可業者分及び一般持込み分を合わせた手数料でございますが、これについては、一旦施設で徴収いたしますけれども、それぞれ各構成市町村の収入であるという観点から、可燃ごみの搬入実績により市町村へ分配をしております。

当町につきましては、ちくま環境エネルギーセンターが今年6月から本稼働となりますことから、稼働後の6月から年度末の来年3月までの搬入量を約1,360トンと見込みまして、これに長野広域連合によるごみ処理手数料、これは10キログラム当たり170円という金額になっておりますけれども、これで算出した金額が2,300万円ということで、今年度予算に計上したものでございます。

11番（吉川さん） ただいまの説明で、まず自分で持ち込んだ方と、また許可業者が持ち込んだ分について見積もっているというお話でした。今2,350万トンでしたっけ、1,350トンでしたっけ。（「1,360トン」の声あり）すみません。この算定なんですけれども、これは今年度の実績に基づいて出されたものということでしょうか。

それで、その割合、比率としては、自分で持ち込んだ個人のものとの許可業者の割合はどの程度の算定で出されたのでしょうか。

住民環境課長（竹内君） ご質問にお答えいたします。搬入量の算定でございますけれども、これは令和2年度の1年間の全体の搬入量に対しまして、先ほど申しましたように、ちくま環境エネルギーセンターへ搬入するのが6月からになりますので、6月から来年の3月までの10か月間ですね。これを月割りで計算すると約1,360トンということになります。

それで、比率というようなお話がありましたけれども、これはあくまでも実際に搬入して実際に徴収したお金をそのまま全て市町村に返還すると、こういうことでございます。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

12番（西沢さん） まず44ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の中のコンビニ交付導入事業でございます。ここにコンビニ交付手数料、電算委託、保守点検、システム使用料と入っていますが、この中でこの事業に関わる予算はどのくらいになるのでしょうか。

それから、システムなんですけれども、町の情報をこのシステムに接続すれば、すぐ利用が可能になるのでしょうか。そうしますと、この事業の開始時期というのはいつ頃になるのでしょうか。

それから、コンビニ側の体制ですけれども、既に複合機が導入されているのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、54ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費でございます。18001精神障がい者入院医療費助成金500万円、これはご家族や関係の皆様から要望を受けての町単独事業ということで、とてもありがたいことだと思っておりますが、3点についてお伺いいたします。この予算に見積もっている人数ですね、差し支えなければどのくらい

の人のことを考えているのかどうか。それから、助成とありますけれども、個人負担の全額を助成するのかどうか。それから、申請から受け取るまでの流れについて、どんな流れになっているのでしょうか。

それから次ですが、74ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の中の010420複合施設建設準備事業でございます。この中で、建設準備委員について、まず人数、それからこの委員を選考するにあたっての選考方法、それから令和4年度は何回くらい開催を予定しているか。それからアドバイザー委託についてですが、専門家ということでしたが、どんな分野の人をお願いするのでしょうか。何人くらいでしょうか。人数をお願いいたします。

それから、次に76ページ、目2予防費でございますが、010406予防接種事業、この中に入っていると思うんですけども、子宮頸がんワクチンの接種事業に係る予算はどのくらいになるのでしょうか。それから令和4年度の対象者数、それから開始の時期。それから定期接種の年齢を超えた人に対するキャッチアップ接種も行うということですが、この対象の人は、生年月日でいつからいつに生まれた人になるのか、人数はどれくらいを予定しているか。それから、令和4年度の対象者とキャッチアップ接種の方も、併せてどんな方法で勧奨をしていくのか。勧奨の方法についてもお尋ねいたします。

それからもう一つ、143ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費の中で、町長は開会挨拶の中で、地域食材の購入費用相当分を町が負担することにより給食費の値上げを抑え、地産地消、安全な給食の提供に努めるというふうに述べられました。農業振興の面からも画期的な事業の導入だと思います。

そこで、予算としてはこれは賄材料費に含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。金額的にはどのくらいの予算を見積もっていますか。それから予定している食材については、どんな種類のものを。また納入してくれる生産者の方との契約などはどうなっているのでしょうか。以上、お伺いいたします。

住民環境課長（竹内君） ご質問の内容にお答えいたします。初めに、私からは44ページの戸籍住民基本台帳費に係るコンビニ交付に関する経費でございますが、今回コンビニ交付システムの導入にあたりまして、44ページの説明欄11011コンビニ交付手数料、これは利用者がコンビニで証明書を取った際に、1件当たり117円というコンビニ手数料を支払うわけですが、その費用について計上してあります。

続きまして、委託の12001電算委託の経費の中に、今回の町と各コンビニへのシステムの導入費用ということで、このうち3,100万円を計上してあるところでございます。

続きまして、その下の12002保守点検、この中でコンビニシステムの保守管理料ということで50万5千円を計上しております。

同じくその下の13033システム使用料、この中でもコンビニシステムの使用料ということで61万3千円を計上しているところでございます。

続きまして、コンビニ交付のサービスの開始時期ということでございますけれども、まず、年度当初はいろいろシステムの構築に時間を要しますので、年度当初から準備に入ります。その後、コンビニの導入作業としますと、J-LISへのサービスの申込申請ですとか、それからJ-LISが提示する各仕様書に従って証明書発行サーバーを構築するという仕事がございます。また、証明発行サービスとの間で住民情報の連携を行うための既存住基システムの改修、また町のシステムやネットワークの作動確認及び業務運用手順の確認等、試験作業等も行います。

したがって、事前作業として申込み、その後開発導入、続いて試験といった経過を経てサービスの開始になるということでございますので、サービスの開始につきましては、来年第5年1月の運用開始を目標としているところでございます。

続きまして、システム導入の機器の導入がされているかというご質問でございますが、今回のコンビニ交付につきましては、コンビニに既に設置しておりますキオスク端末、これはマルチコピー機とも言いますが、それを操作して利用者本人が交付までの手続を全て行うと。料金の支払いまで全て行うという、既にコンビニに設置してある機械を使うということでございます。

福祉健康課長（伊達君） 予算書54ページ、心身障がい者町単事業の中の新規の事業として、今回予算計上させていただきました精神障がい者入院医療費の助成金のご質問でございます。

まず、今回500万円という計上をいたしました。想定している人数ということでございますけれども、精神科への入院というのは、実は入院者数は本当にわからないところであります。そういう中で、当町の手帳の交付状況、それとちょっと古いんですけども、国の精神科の入院のデータベースがございます。そこから推計しております。

今回この精神の入院の助成の要件なんですけれども、対象者としましては手帳を交付されている方全員、1級から3級の方になりますが、その中で特に経済的な配慮を要するという観点から、住民税非課税の世帯に該当される方ということにしております。

そういったところから、当町の手帳の交付状況、また住民税課税・非課税の状況等を勘案いたしますと、おおむね想定される人数といたしましては、手帳1級の方が30から35人程度、2級の方で25から30人程度、3級の方で一人から5人程度ということで推計をいたしております。

それと、助成の内容でありますけれども、同じ医療費助成で福祉医療費という制度がございます。基本的にはこの制度に沿った形を取りたいと思っております。したがって、入院医療費のうち保険適用分について、月々の1レセプト当たり500円の受益者負担という形を取っ

ていただいて、それを差し引いた自己負担分という形の助成を考えてございます。

それと、申請から受け取りまでの流れということでございますけれども、現在予定しておりますのは、おおむね3か月ごとに申請のタイミングを設けたいと思っています。したがって、そのときに申請書にその間にかかった医療費の領収書を添えていただいて申請をしていただいて、審査をしてご指定の口座のほうにお振込をしたいということでございます。

続きまして、複合施設建設事業です。74ページになります。その中のまず建設準備委員会の関係でありますけれども、まず人数といたしましては、10名程度を予定したいと考えておりますが、具体的な人選につきましては、これからでございます。と申しますのは、令和4年度にこの事業で予定しておりますのが、まず庁舎内の内部調整を先にやらせていただきたいと思っています。その中で課題ですとか、運営していく上でどんなことが必要かといったことを調整しながら、その後に建設準備委員という形で考えておりますので、そういった中でまた人選を進めていきたいと考えております。

それと、おおむね建設準備委員会は、4年度中には視察を含めて3回から4回程度できればいいかなというところで予算計上をさせていただいております。それとアドバイザーの関係でありますけれども、アドバイザーにつきましては、当町におきましても複合施設というのはこれまで経験もございませんので、ましてや建築物ということでもありますので、法律的な部分も含めて、専門的な知識を有する方ということを考えてございます。さらに申し上げますと、他の自治体等で複合施設の建設に携わった経験のある方というのがベストかなと考えております。基本としては建築士さんですとか設計士さんですとか、そういった方になろうかと思いません。

想定している人数としましては、今回は委託料としてお願いしたいと思っていますので、そういう方がいらっしゃる事業所を含めて、主にやっていただくのはお一人程度かなということで考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 76ページ、予防接種事業のうち、子宮頸がんワクチン接種に関わる予算につきましては、定期接種が約300万円、キャッチアップ接種につきまして約800万円を計上させていただいております。

対象になる方の生年月日なんですけれども、定期接種のほうは平成18年4月2日から平成23年4月1日生まれ。キャッチアップ接種につきましては平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方ということになってございます。

人数につきましては、キャッチアップ接種のほうは約560人。定期接種のほうは300人ということで見込みをしております。

それから勸奨についてなんですけれども、勸奨は再開ということにはなるんですけれども、まだその辺のところは皆さんのところに急にやってくださいというの、ちょっとなかなか言

いづらいというのもありまして、最初は厚労省の通知などを対象となる方全員にお送りさせていただいて、それをお読みいただいて、打ちたいというふうに申出をいただいた方について予診票を送るような形を取ろうということで、今考えておるところでございます。

教育文化課長（堀内君） ページ143ページ、款10教育費、項5保健体育費、目3食育・給食センター運営費、食育・給食センター運営事業のうち、賄材料費につきましてのご質問にお答えいたします。

本来、給食費につきましては、今般の物価高騰によりまして値上げを検討してまいりましたが、コロナ禍の終息がまだ見えないということから、令和4年度につきましては、地域食材費、過去3年間で、こちらは長野市から上田市までの地域食材購入費の3か年平均、およそ350万円ほどになります、こちらについて一般財源のほうで見る形で計上してございます。

そして、その種類につきましては、主にアスパラガスですとか長ネギ、里芋、ズッキーニほか9品目ほどがここのところの主力の材料となっています。また、地域食材の活用推進協力団体としまして、9の団体、個人の方にその都度見積りをいただきながら納入いただくことを考えております。

12番（西沢さん） 2点について再質問したいと思います。初めにコンビニ交付導入事業についてですが、今お答えにもありましたけれども、コンビニの手数料はコンビニに支払うということで、1件117円ということでした。申請手数料、今までも窓口で払っていた300円とかそういう手数料については、申請者がコンビニで支払うんですね。そして、その手数料を町が収納するときには、今度は税と同様に金融機関に手数料を支払うようになるのでしょうか、ということですね。ですから、ちょっと手数料について、申請手数料は申請者本人が払います。コンビニ取扱手数料はコンビニへ町が払うんですね、コンビニの取扱手数料は。違うかな。ちょっとその辺を確認させてください。手数料についてちょっとどういうふうに理解したらいいか、もう一度お願いします。

それから、もう一つ再質問で、複合施設建設準備事業の関係なんですけれども、4年度で内部調整をしてからというお話でございました。そうしますと、4年度ではどこまで進めていけるかということをお尋ねしたいのですが、概略設計に盛り込むいろんなことについて、ほぼ固めていけるのかどうか。その辺についてもお願いいたします。以上です。

住民環境課長（竹内君） ご質問のコンビニ交付手数料の精算方法についてご説明を申し上げます。

まず、コンビニ交付システムの全体の流れということでちょっと説明をさせていただきたいと思うんですけれども、まずコンビニ交付システムの運用にあたりまして、町は地方公共団体情報システム機構、総称はJ-LISでありますけれども、J-LISと証明書等自動交付サービス契約約款を締結し、一方でJ-LISはコンビニ事業者と委託契約を締結いたします。

また、町はコンビニ事業者への委託手数料として、1通当たり117円、これはJ-LISの規定による単価でございますけれども、これを負担するということになっております。

精算方法については、J-LISの証明書交付センターシステムというものがございまして、このシステムを利用して精算いたします。町及びコンビニ事業者については、それぞれ専用回線で結ばれますので、その専用回線で証明書交付センターシステムへアクセスすることで証明書の交付枚数、それから交付場所等の情報を取得できます。言ってみれば坂城町で交付枚数が何枚あったのか、また、どこのコンビニで交付があったのか、こういった情報が一元管理されております。

一方、利用者につきましては、まず先ほど申しましたコンビニのキオスク端末で証明書の交付を受ける際に、町が定める証明書交付手数料、例えば住民票300円といった手数料を支払って証明書を取得して、料金も払っていただきます。一方、コンビニ事業者は、利用者から支払われた証明書の交付の手数料から委託手数料、先ほど申し上げました1通当たり117円を差し引いた金額の総額をJ-LISに払うということになります。

町は証明書交付センターシステムから情報を取得して、毎月の証明書交付手数料及び委託手数料の金額を確認した後、証明書交付手数料から委託手数料を差し引いた金額の総額について請求書をJ-LISへ送付し、J-LISは送付された請求に従って町へ支払うと、このような流れになります。

交付証明手数料については、全て月締めで行いまして、翌月精算という形を取ります。したがって、他の金融機関等を経由するわけではございませんので、そういった手数料は発生しないということでございます。

福祉健康課長（伊達君） 複合施設建設準備事業に関する再質問にお答えいたします。

令和4年度においてどの程度のことまでやるかというご質問かと存じますけれども、複合施設については、町の公共施設の個別施設計画で令和9年度の完成を目指すということになってございます。具体的に言うと、工事としては令和8、令和9ということになるかと思いますが、そこから逆算をしていきますと、令和6、7のあたりで基本設計ですとか実施設計が入ってくるだろうということになります。

今回、令和4また令和5にかけてもそうなんですけど、ここでやりたいのは、今回の施設は大変重要な施設になりますので、施設の位置づけが曖昧にならないように、しっかりとしたコンセプトをつくっていきたいということを考えています。いわゆる基本構想的なものをやりたいと考えております。

そういった中で、建設準備委員会ではそこに向けてのご意見を頂戴したいということでございますので、令和4、5については、基本構想あるいは基本計画といった部分について進めていきたいと考えているところでございます。

議長（小宮山君） ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時43分～再開 午後 2時53分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き、歳出について総括質疑を行います。

6番（大日向君） 2点お願いいたします。57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費、施設等解体工事。これは説明では園芸施設の解体とありますが、解体に至った内容というか説明をお願いいたします。

それと91ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、さかきワイン文化推進事業、昨日の一般質問でばら祭り等も行われるとのお答えがありました。坂城駅前葡萄酒祭もしばらく行っていないので、来年度何かイベント等を行うことは考えていらっしゃいますか。以上です。

企画政策課長（大井君） 57ページの人権同和推進費、人権同和推進一般経費の施設等解体工事の内容についてご説明を申し上げます。

こちらは網掛園芸施設ボイラー室の解体工事を予定しているものであります。網掛園芸施設は、同和対策事業として昭和56年に共同でバラ栽培等を行う施設として建設をされたもので、そのガラスハウスの暖房のためのボイラー室を今回解体撤去という形でございます。

ガラスハウスにつきましては、花卉栽培の衰退に伴い平成17年12月に解体撤去していましたが、こちらのボイラー施設が残っておりまして、昨年策定した公共施設の個別施設計画でも除却という形で位置づけられておりますので、来年度実施するものでございます。

まち創生推進室長（清水君） 91ページ、さかきワイン文化推進事業のうち、ワイン文化推進補助金でイベントなどの開催予定はどうかといったご質問でございます。ご質問にもありました坂城駅前葡萄酒祭のような集まってワインを楽しむといった事業の開催については、コロナの状況にもよるんですけれども、まだ困難なのかなというところもございまして、町内や近隣のワイナリーさんを集めて、ワインやテイクアウトの食品などを販売するようなイベント、そういったイベント、あとは令和2年度から引き続き開催しているんですけれども、オンラインのワインセミナー、そういった事業を実施する計画がされておりますので、そういった事業を実施する事業体というんですか、坂城町振興公社等ですけれども、そちらへの補助を行ってきたいというふうに考えております。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

7番（玉川君） 4点伺います。まず予算書の86ページ、款5項1目1、010503勤労者総合福祉センター管理一般経費の14002施設改修工事、これの工事内容について伺います。

続きまして90ページ、款6項1目3、010607農振地域整備促進事業、これの01013農業振興地域整備促進協議会、この委員、これについての構成等の説明をお願いし

ます。

続きまして、予算書の91ページ、款6項1目3の010629さかきブランド推進事業についてですが、このブランドというのはどんなものがあるのか。新しい申請等があったら教えてください。

次ですが、112ページ、款8項6目1の高速交通対策一般経費のうち、14005バリアフリー化工事、これについて工事箇所と内容について教えてください。以上です。

商工農林課長（竹内君） それでは、いくつかご質問をいただきましたが、お答えをしたいと思います。

まず初めに86ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費の施設改修工事についてお答えいたします。こちらは、坂城勤労者総合福祉センターの空調設備の老朽化や、経年劣化による不具合が生じてきていることによりまして、その改修工事を行うものでございます。具体的な内容としましては、冷温水発生機本体の更新とそれに伴います電源改修や建築工事などの附帯工事となっております。

次に90ページ、農業振興地域整備促進協議会の委員構成というご質問でございますけれども、こちらにつきましては、町議会、町農業委員、それから農業協同組合、土地改良区、それぞれの代表者15名で構成されているものでございます。

続いて91ページ、さかきブランドづくり事業補助金の関係でございますけれども、この補助金は、農産物や地域資源などを含む素材の加工・試作開発を通じて新商品を創造することで、農業者をはじめ個人や事業者の方のものづくりを支援するということとともに、町の広域PRにつながる商品や6次産業化を推進するという目的をもって実施しているものでございます。

令和3年度におきましては、個人1名と法人2社から申請をいただいております。一つは「ねずこん」を活用したボールペンの制作、それからあともう一つがリンゴのジャムを使った商品開発、それからニンジンを使ったジュースの開発、この3点で実施をしているところでございます。

建設課長（関君） 112ページ、目1高速交通対策一般経費の事業費のほうですけれども、高速交通対策一般経費の14005バリアフリー化工事の内容のご質問をいただきました。この内容につきましては、2年に分けて、町内の幼稚園のお散歩コース、その安全対策としまして、今年度につきましては、園舎から国道18号までの間にグリーンベルトを設置させていただきました。令和4年度につきましては、産業道路からその下の四ツ屋の部分、そちらのほうにグリーンベルトを設置していきたいというふうに考えております。

7番（玉川君） お答えいただきましたが、2回目として、バリアフリーの件。今のお話ですと幼稚園の散歩コースということですが、まだ小学校や保育園、いろいろと改修するような通学路とか道路というのがあると思いますので、その対策についてはどういうふうにお考えでしょ

うか。

建設課長（関君） そのほかの通学路等も含めた安全対策はというご質問を再質問でいただきました。まずソフト関係として、のぼり旗だとかそういったもので注意喚起はしていくということをするとともに、国庫補助金の状況、こういったものを見極める必要があるかと思えます。また、コロナ禍の中でなかなかできなかったわけですが、PTAで自前で作業をするということも今まではしてきておりましたので、そういったものに対する支援、そういったものを引き続きご用意させていただきたいと思えます。

また、グリーンベルトを設置する前の段階で、例えば下水道の布設替えをしていくときに舗装復旧をしたりだとかするんですが、その路側帯とかを少し幅をもたせて、そこで子どもたちが通れるようなそんな工夫も、私どものほうでちょっとしてまいりたいなというふうを考えております。

またグリーンベルト、またカラー舗装、そういったものはいろいろありますけれども、そのところにつきましては、劣化の状況等がありますと延命化が図れないということもありますので、そういった箇所の復旧、そういったものも順次進めてまいればというふうを考えております。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

10番（滝沢君） 3点お願いいたします。まず101ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、坂城テクノセンター支援事業の中の18044さかきテクノセンター試験機器整備補助金について、この内容を伺います。

続きまして、106ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費、説明の14001橋梁修繕工事、この内容についてお聞きいたします。

最後に110ページ、款8土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、説明の12005都市計画等策定業務、この内容についてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 101ページ、坂城テクノセンター支援事業の中のさかきテクノセンター試験機器整備補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、まずテクノセンターで整備をしております金属及び樹脂の3Dプリンターに係るリース料とその保守に係る補助、それから試験検査機器の校正点検に係る費用に対する補助、そして今回新しく導入いたします非接触三次元測定機についての補助を予定しているところでございます。

建設課長（関君） 土木費関係につきましては、2点ご質問をいただきました。まず106ページの橋梁修繕事業の14001橋梁修繕工事についてでございます。このうち64号橋の関係について、工事の内容ということでご質問いただきました。

現在工事を進めております64号橋でございますけれども、本年度ようやく千曲川河川事務

所、また国道工事事務所と拡幅部分の協議が整いました。地権者との用地交渉を行いまして、用地買収ができたところでございます。用地取得ができたことから、現在拡幅部分の盛土工事を実施しているところでございます。令和4年度につきましては、事業内容としましては、盛土工が完成した段階で通行をそちらにシフトして、現行の部分を舗装してまいりたいと思いません。

その他、昭和橋等の修繕が橋梁修繕の主な内容となっております。

続きまして、110ページの都市計画等策定業務の内容でございます。この事業の内容につきましては、都市計画事業に関しましては、県で都市計画マスタープラン、こういったものの変更に伴いまして、都市計画の体系の見直しを現在進めております。生活圏を単位とする10圏域を検討に進められているわけですが、その中でも坂城町都市計画区域マスタープラン、こういったものも計画が進められております。町では総合計画が策定されまして、その方向性、また県の計画を踏まえて、町の都市計画づくりの指針となります都市計画マスタープラン、こういったものをつくっていきたいというように考えているところでございます。

10番（滝沢君） 再質問で伺います。まず、非接触型の三次元測定機導入ということでございますが、一応これは何%の補助をされるのかということと、その購入方法。それから、非接触型ということなんですが、これのメリットですね。今までないタイプだと思うので、そこら辺の説明をお願いいたします。

それから、64号橋について、4年度の工事内容を伺いましたが、これは完成がいろんな懸案事項で待たれておるんですが、完成までのめどはどんなような進捗でお考えかお聞きいたします。

それから、今、都市計画の策定業務について、総合計画マスタープランということですが、今後これは委託先等の選定等があるんですが、これはどのようにして決定されていくのか質問いたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、非接触型三次元測定機につきましては、さかきテクノセンターで購入整備するというので、本体価格の2分の1、400万円を補助する予定となっております。

それから、この非接触の測定機につきましては、非接触によりまして複雑形状な製品なども、迅速に三次元による測定が可能となるというものでございまして、この導入によりまして町内企業の加工部品などの精度保証が可能となりますので、企業の販路拡大ですとか技術向上に貢献できるものと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、購入方法は、テクノセンターが一括で購入するという形になっております。

建設課長（関君） 再質問にお答えさせていただきます。まず、64号橋の完成の目途はという

ことでございます。64号橋につきましては、国道以外にも役場側、そちらの現道とのすりつけ、こういったことも行う必要がございます。あくまでも交付決定額や予算のつき次第ということにもなりますが、町としましては、令和6年度の完成を目指して工事を進めていかねばというふうに考えておるところでございます。

それから、続きまして110ページの先ほどの都市計画マスタープランの関係でございますが、マスタープラン策定業務につきましては、委託で予算を計上させていただいております。近隣の市町村等で都市計画の策定業務、そういった実績ですとか、そういったものを勘案しながら、町の指名参加願が出されている建設コンサルタントの業者を中心に選定させていただきまして、最終的には指名業者選定委員会の中で決定していく。手法については、そこで検討していくという形になろうかと思っております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） 34ページですが、款2総務費、項1総務管理費、目6の企画費であります。34ページの14006温泉施設維持補修工事であります。これは一般質問でも出ました。電源やそれから機械、空調、内装、カランというような説明であります。概要はわかりましたが、この2億7,300万円の算出の内容ですね、これを入札に影響ないような範囲でお願いしたいということでもあります。お聞きします。

それから、98ページであります。款7商工費、項1商工費、そして目2の商工振興費の010703の中小企業対策事業で、まず18049の保証料補給金、この算出の内容をお聞きします。それともう一つは、一番下の20001中小企業振興資金貸付預託金の関係ですが、これは町内の四つの金融機関に割り振りをするというようなことのようにあります。ちょっとその仕組みについてお聞きしたいと思っております。

それから、もう一つは106ページであります。款8土木費、項2道路橋梁費、目4の橋梁新設改良費の中の橋梁修繕事業の中で、私は昭和橋について、64号橋じゃなくて昭和橋のほうでお聞きするんですが、これは長寿命化の計画に沿って進められるというふうに思うんですが、この中でどんな工事が期間はどれくらいで、どんな工程でこれをおやりになるのか。それから1億3,500万円のうちの昭和橋についての予算の内容ですね、これをお聞きしたいと思っております。以上です。

企画調整係長（宮下君） ご質問いただきましたページ34ページ、款2総務費、項1総務管理費、温泉管理事業のうち温泉施設維持補修工事2億7,300万円の金額の積み上げということでございますが、こちらはこれから入札を行うところということもございますので、詳細については差し控えさせていただきますけれども、大まかなところでいきますと、源泉井戸のメンテナンスといったようなところで約2割、機械設備類といったところで約4割、その他改修工事につきまして約4割ということでは予定しております。

商工農林課長（竹内君） 98ページ、目2商工振興費の中小企業対策事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに保証料補給金の算出根拠でございますけれども、この保証料補給金は、町及び県の制度資金を利用した場合に、その融資の資金区分に応じまして、一部もしくは全部の保証料を補給するものでございます。算出根拠といたしましては、件数及び保証料補給金の過去の実績や状況を踏まえて算出をしております。

それから、次に中小企業振興資金貸付預託金についてでございますけれども、こちらにつきましては、町の商工業振興条例に基づきまして、中小企業への円滑な資金供給を図るため、町内の各金融機関に融資の原資として預託をしているものでございます。

預託金3億5千万円を町内金融機関4行に融資実績などに応じて配分をしております、町内4行協力の下、預託金額の5倍の融資枠を設けて運用をいただいているところでございます。

建設課長（関君） 先ほどの106ページの橋梁修繕工事の昭和橋の部分でございます。昭和橋のアーチ橋の部分につきましては、床版下面の補修工事、これを平成28年より8連目から順次、2連施工してまいったところでございます。令和4年度につきましては、国道側の1連目、それからゲルバーガーダー橋と接続する9連目、この床版下面補修工事、また照明の補修を実施していきたいというふうに考えております。

それからアーチ部、主構部というんですけれども、このアーチ部につきましても、2連目、3連目、その断面補修を予定しております。予算金額につきましては、個々の内訳につきましては、入札前でございますので差し控えたいと思っておりますが、予算書に載っている8割強は昭和橋の関連になる予定になっております。

13番（塩野入君） まず温泉施設の関係ですが、これはコロナの影響も心配だけれども、町長のさっきの答弁で、11月末、冬場の前にやりたいと、このような答弁がございました。その工程、どんなふうにそこまで進むかどうか、その工程をちょっとお聞きいたしたいと思えます。

それから、中小企業の商工費の関係であります。結構毎年毎年5億、3億5千万くらい、もうちょっとあるのもありますけれども、この辺の水準で行っているんですが、この預託金の意味はわかりますけれども、効果とかメリットとかですね、その辺のところはどんなふうにこれによってなるのか。そのあたりのご説明をお願いしたいと思います。

そして、橋梁の関係ですけれども、これは通行止めで今もやっていますけれども、昭和橋というより修繕橋みたいになってきていると思うんですが、いつ頃今やっている関係が終了するのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それからですね、もう一つは、結構多くのお金が投入されているわけです。別名金食い橋みたいな形にもなっている。これまで一連の工事にどれくらいの費用を投入しているのか。そしてそのうちの一般財源はどのくらいになるのか、以上、お聞きします。

企画調整係長（宮下君） 2回目の温泉施設の改修工事についてのご質問にお答えいたします。

工事にあたってのスケジュールはということですが、まず、今年度、令和3年度ですけれども、3月末までを工期といたしまして実施設計をしております。年度が明けまして4月には書類の手続などを始めまして、入札などを進めていきたいと考えております。

また、工事の金額ですが、予定価格が議会の議決が必要なものにつきまして、議会の議決をいただく中で契約を進めていきたいと考えております。

また、納期の不安などから、ぎりぎりまで工期は今調整を進めているところでございますけれども、11月末までには竣工ができるようにということで今調整を進めております。

また、その間、納期が間に合うようなもので、例えば外構、外周りですとかそういったところで、休館を伴わずにできる工事というものにつきましては、先に進めていきたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 中小企業振興資金貸付預託金の効果ということでございますけれども、こちらは、町の商工業振興条例に基づく制度資金の原資としてお預けをしているわけなんですけれども、この資金によって、町内の各金融機関で町の制度資金の利用が可能となりまして、町内の中小企業の経営安定や事業継続、またコロナ対策にも有効的に利用されております。

また、製造業をはじめ商業や建設業、運輸業など、町内の様々な業種で利用が可能ということで、中小企業への重要な支援につながっているものと考えているところでございます。

建設課長（関君） 昭和橋につきまして、3点ほど再質問をいただきました。

まず、いつ完成予定かというご質問でございます。完成予定についてでございますが、先ほどの64号橋も同じでございますけれども、交付金の交付決定次第となります。今年度、今後来年令和4年度に1連目と9連目が完了しますと、床版下面の部分につきましては、令和4年度で一応終了予定になるかなと。その次はアーチ部に入っていくという話を先ほどさせていただきました。2連ずつ補修をしていきますと、令和7年の完成予定を目指しているというところでございます。

次に、修繕は総額どの程度かかってきたかということでございます。平成30年度から始めてきたものでございます。令和3年までに実施した部分につきましての総額は3億2,600万円となっております。

3番目に、一般財源の持ち出しの考え方はということでご質問をいただいたわけですが、まず昭和橋の補修につきましては、社会資本整備総合交付金、これは国の交付金でございます。それを活用して実施してまいりました。この社会資本整備総合交付金の補助裏であります。45%になるんですけれども、その9割は起債の対象となっております。その起債の中には財源対策債というものがございまして、財源対策債の中には交付税算入される部分がございます。町の今まで支出してきた総額から補助金、交付金ですね、それから交付税算入、そういったも

のを差し引いた実質的な町の持ち出しにつきましては、現在のところ1億2,400万円ほどとなっております。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

それから、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第10「議案第12号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第13号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第14号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第15号 令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第16号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第11号」から日程第14「議案第16号」までの6件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月21日までの10日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日12日から3月21日までの10日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月22日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時35分)

3月22日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 細田 美香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴海 聡子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 1 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 議案第 1 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 議案第 1 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第 4 議案第 1 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 1 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 議案第 1 7 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
- 追加第 2 議案第 1 8 号 令和 3 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 3 議案第 1 9 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 追加第 4 議案第 2 0 号 令和 3 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 5 議案第 2 1 号 令和 3 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ここで、福祉健康課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

福祉健康課長（伊達君） おはようございます。大変貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

去る 3 月 1 日、本議会定例会初日に上程をいたしました議案第 1 2 号「令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計予算」の予算書のうち、附属資料となります給与費明細書の一部に誤りがございました。具体的には予算書 2 1 ページの 2. 一般職会計年度任用職員の表中、左から 2 列目の職員数の比較欄がゼロとなっておりますが、お手元にお配りをいたしました正誤表のとおり、括弧書きのマイナス 1、△ 1、それと△ 1、マイナス 1 の 2 段書きに訂正をお願いしたいものでございます。おわびを申し上げますとともに、正誤表におつけしてあります訂正用

のシールにより訂正をいただきたく、お願いを申し上げます。

議長（小宮山君） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長（小宮山君） 日程第1「議案第11号」以下、日程第6「議案第16号」までは、いずれも去る3月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第1「議案第11号 令和4年度坂城町一般会計予算について」

議長（小宮山君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月14日、3月15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、工業振興幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

（総務課）

- 個人町民税が減額になっているが、個人の所得が減ると考えているのか。
- △ 給与所得者等の所得は増えると見込んでいるが、納税義務者数の減少を見込み、全体としては減額予算となった。
- 養護老人ホーム入所負担金の減額の理由は。

△ 今年度の実績を踏まえ、入所者について1名減を見込んだことによる。全体では10名分の負担金を計上している。

○ 国庫補助金の就学援助費等について、増額となっている要因は。

△ 実績等を踏まえ、前年度より9名増の76名を見込んだことなどによる。

○ B. Iプラザ共益費、株式会社坂城町振興公社納付金について、昨年より減額となっている理由は。

△ B. Iプラザ共益費については、部屋の貸出しが4室から1室へ減ったことによる。振興公社納付金については、直近の経営状況から判断して減額したものである。

○ 雑入に計上された経営継承・発展支援事業補助金の内容は。

△ 農業後継者が経営継承後の経営発展に向けた取組を計画して継承した場合、100万円を上限に支援を行う制度である。支援の2分の1は全国農業会議所から交付されるものである。

<歳出>

(総務課)

○ 地方税滞納整理機構負担金の積算根拠は。

△ 市町村均等割として5万円、徴収実績割として前々年度の徴収実績額の10%、25万6千円、件数割として1件につき10万円である。令和4年度は12件分の移管を見込んでおり、総額で150万6千円を計上している。

○ 賦課徴収費の電算処理業務委託が増額となった理由は。

△ 税業務の標準化及びデジタル化を推進するためのシステム改修費の増額に伴うものである。改修の主なものは、令和5年1月から導入される軽自動車税関係手続のオンライン化、令和5年度から導入されるQRコード納税、共通納税の税目の拡充、特別徴収に係る納税通知書の電子交付などである。

○ 町の顧問弁護士への相談件数は。また訴訟に発展した案件はあるか。

△ 今年度は3件の案件について相談をした。訴訟になった案件はない。

○ 庁舎等改修工事の内容は。

△ 今年度で役場庁舎の外壁工事が完了することから、来年度は主に庁舎の3階から4階の階段周辺の内壁タイルの工事を予定している。

○ 公債費の償還のピークと今後の見通しは。

△ 令和3年度の借入れ見込みまで含め、償還額は令和4年度をピークに減少する見込みである。

(会計室)

○ 公金収納手数料の契約単価は。またコンビニ収納の見込み件数は。

△ 公金収納手数料については、指定金融機関の窓口取扱手数料は1件税抜きで30円、コンビニ収納手数料は1件税抜きで57円である。コンビニ収納の件数については、令和3年度上半

期の実績を考慮し、例年並みの1万1千件の見込みとした。

(企画政策課)

- U I J ターン就業・創業移住支援金の概要は。
- △ 関東圏などから坂城町へ移住し就業する単身世帯には60万円、2人以上いる世帯には100万円を国・県・町がそれぞれ負担し支給するものである。令和4年度からは18歳未満の世帯員がいる場合には30万円が加算される。就業の要件については、県のマッチングサイトに掲載された企業への就職以外でもテレワークなどの要件により支給対象となるケースもある。
- 町へのふるさと納税を増やすための施策は。
- △ 寄附受付のポータルサイトを増やしたりキャッシュレス決済の種類を増やすなど、寄附申込みのしやすい体制を整えてきた。今後についても国の定める経費割合や、寄附受付から返礼品配送までの町の管理方法を検討する中で、寄附申込みのしやすい体制づくりと魅力的な返礼品の充実に努めていきたい。
- 169系電車を生かした駅周辺の活性化策について。
- △ コロナの感染状況を注視しながら「鉄道の日」に併せた169系電車を主役とするイベント開催のほか、坂城どんどん等、ほかの町行事に併せたイベント開催により、駅周辺の活性化に努めていきたい。
- スマートタウン構想事業の今後は。
- △ 現在、町内に再生可能エネルギーを普及させるため、スマートエネルギー設備設置補助事業を実施している。また、地域の中核避難所となる各小学校に太陽光発電設備と蓄電設備の整備を進めており、令和4年度には南条小学校に蓄電設備を整備し、既存の太陽光発電設備と連携させる。今後も、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進していく。
- 電算一般経費の中のシステム改修費の内容は。
- △ 二つの改修を予定している。一つは、行政システムのオンライン化事業として、国から2分の1の補助を受け、マイナンバーカードを利用した町民のオンライン申請を町の基幹系システムに取り込むためのものである。もう一つは、令和7年度までに全国の自治体の基幹系システムの標準化を図るため、令和4年度はシステム内の文字の共通化を全額国庫負担で行う。
- 県高速情報ネットワーク等負担金の内容は。
- △ 県と町をつなぐネットワーク回線の使用料。県下全ての自治体のインターネットやL G W A N回線に係るセキュリティー運用、電子申請サービス使用料などである。
- 部落解放同盟への補助の内容は。
- △ 令和2年度に引き続き、3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、予定されていた集会などが延期・中止またはオンラインによる開催となり、前年度からの繰越金があるため、令和

4年度補助額は60万円とした。

- 南条小学校の既設の太陽光発電設備と新設の蓄電設備とをどのように接続するのか。
- △ 新設の蓄電設備との連携にあたり、既設の太陽光パネルの配線についても組替えの必要な箇所がある。組替え工事については蓄電設備の設置工事に含めて実施する。

(商工農林課)

- 長野地域若者就職推進協議会での成果は。
- △ 広域的な組織のメリットを生かして、より多くの方に当地域への就職を促進するため、企業説明会やインターンシップフェアなど学生などと企業とのマッチングを推進するイベントを行っている。こういったことで就職活動、人材確保につながっていると考えている。
- 農業振興地域整備計画策定業務委託の内容は。
- △ 営農に関するアンケート調査等の実施、町農業の現状に関する基礎資料や附属する図面の作成。また、農地用のGISシステムデータ化など整備計画の見直しに係る業務を委託している。
- 農業振興地域整備計画見直しに関する考えは。
- △ 今後10年間の土地利用を展望し、守るべき農地は農振農用地として確保し、荒廃化が進み山林化してしまった農地は農用地からの除外を検討する。また、インター先線や国道18号バイパスの開通など、今後の土地利用を見据え令和6年3月までに策定する予定である。
- 中山間地域等直接支払事業の内容は。
- △ 農業の生産条件が不利な中山間地域における農業を継続するため、国と地方自治体が農業者で組織する集落に支援を行う事業である。現在、入横尾、島、小野沢の集落で実施している。
- 猟友会の会員数と狩猟免許所持者の状況は。
- △ 猟友会会員は21名で、猟銃の免許所持者は16名、わな猟の免許所持者は9名、両方の所持者は4名である。
- 町有林管理事業における落石対策工事の概要は。
- △ 落石対策は、しなの鉄道からの要望によるものである。岩塊、いわゆる岩の塊ですが、2か所あり、町内の岩塊については、現在コンサルタントに委託し、落石シミュレーションを行い、工法などを検討しており、それを踏まえて令和4年度に発生源対策を行う。また千曲市との境界にある岩塊については、千曲市が事業主体となって落石対策を行うが、令和4年度には測量設計を予定しており、その負担金を計上している。
- 更埴漁業協同組合への補助の内容は。
- △ 組合が行うアユの稚魚の放流と育つのに良好な千曲川の環境整備のため、ブラックバスなどの外来魚、カワウやサギの駆除などへの支援である。

(建設課)

- 水道事業広域化研究会について、会の検討状況と令和4年度の予定は。

△ 令和3年度は25回の幹事会と3回の研究会を実施した。報告案については、3月末に開催予定の研究会での公表を目指し検討している。令和4年度は、広域化の先進地視察と地元説明会のための会場使用料を計上した。

○ 道路橋梁総務一般経費の県事業への町の負担金の内容は。

△ 県道坂城インター先線工事の町道取付け部に係る町負担金である。事業費は全体で約3,200万円を見込み、そのうち町の負担額は約790万円を予定している。令和4年度分として300万円を計上した。

○ 道路新設改良費の舗装修繕工事の施工箇所は。

△ 産業道路A01号線の四ツ屋ガソリンスタンド交差点付近を予定している。

○ 都市計画策定業務の内容は。

△ 県が策定する都市計画区域マスタープランを踏まえ、町でも第6次長期総合計画を基軸に、他の計画との整合を図りつつ、都市計画マスタープランを策定する。

○ しなの鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金の内容は。

△ 車両更新6両で約1千万円、安全整備事業として約150万円、車両の検査代約90万円を予定している。

○ 車両更新の町負担額は。また何年度までか。

△ 総額は約8,100万円で、2027年までの予定である。

○ 渇水対策事業の内容は。

△ 平成10年に鉄建公団より寄与された2億600万円の渇水対策基金を原資に渇水対策をしてきた。ポンプ8か所の電気代、修繕費を計上している。基金残高は令和2年度末で約3,400万円である。

(議会事務局)

○ 会議録反訳料の内容は。

△ 議会本会議の議事録作成のための委託費用である。委託業者が音声データを基に反訳、いわゆる文字起こしをしたものを事務局で校正し、両者の最終確認を経て印刷製本し、納品となる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総務産業常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中のスマートエネルギー設備導入事業を除く教育費の各事項について、3月14日、15日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子ども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

（住民環境課）

- 防犯灯工事の内容とLED化率は。
 - △ 3年度は17区34か所の要望があり、7か所実施した。4年度は昨年度より予算を30万円増額計上しているため、設置箇所を増やしていきたい。LED灯は、町内1,605か所のうち173か所で、全体の10.8%である。
- 特殊詐欺防止装置取付費補助金の実績と予算の内容は。
 - △ 3年度はこれまで25件、12万1千円の実績である。4年度は30件分を計上している。
- 町防犯協会の活動内容は。
 - △ 町の防犯活動の方向性や実施方法を決定していくなど、町の防犯活動の中心的な組織である。季別の地域安全運動の実施など、犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の安全・安心を図ることを目的としている。
- マイナンバーカードの交付状況と普及促進への方策は。
 - △ 令和4年2月末現在で5,397件、交付率は37.6%である。普及促進へはイベントの際に、出張申請窓口の開設などを検討している。
- コンビニ交付を実施するための導入費用及びランニングコストの内容は。また、コンビニ交付導入の経緯は。
 - △ 4年度導入費用として、3,100万円を計上している。このほか、ランニングコストとして、コンビニ交付手数料や地方公共団体情報システム機構負担金が毎年必要となる。

デジタル（DX）化を進めるとともに、令和4年度までに導入することで、国から費用に対する特別交付税措置が受けられ、また、近隣自治体と共同利用によるシステム使用で、導入費用の削減が可能となったことによる。

○ 令和3年度狂犬病予防注射の実績は。また未実施犬への対応は。

△ 4年2月末現在、登録頭数は754頭、うち注射実施済頭数は710頭である。未実施犬への対応は、飼い主の方へ督促はがきを送付するほか、「広報さかき」で実施を促す周知を行っている。

○ 地域環境保全推進事業補助金の内容は。

△ 地域猫活動に取り組むボランティア団体への活動補助金である。補助をする団体は、飼い主のいない猫への不妊化手術と啓発を通じ、不幸な猫を減らし、地域住民の生活環境改善を目的に活動をしている。町としては、同団体と連携して飼い主のいない猫を起因とする問題に取り組み、生活環境の保全を図っていききたい。

○ ごみの出し方についてわからない方や外国籍の方などへの対策は。

△ 令和3年度に新しい「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」の冊子を作成した。また、英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語の5か国語の冊子も作成したので、この冊子を活用し周知をしていきたい。

○ 葛尾組合焼却施設の跡地利用についての計画は。

△ 焼却施設は解体・撤去する計画である。跡地には、資源物、不燃ごみ処理を1か所に集約し、業務の効率化を図るため、上山田不燃ごみ処理施設の移設を含め、新たなリサイクル施設を建設する方向で計画している。

○ 消防団活動について、コロナ禍での活動状況は。

△ 3年度は規律訓練やポンプ操法大会、出初式が中止となったが、町総合防災訓練や水利点検、ポンプなどの機械器具点検及び歳末特別警戒を実施した。特に、坂城消防署職員協力の下、ポンプでの送水操作など実践的な訓練をする機会を設け、団員の知識や技術の維持に取り組んだ。

○ 消火栓用ホースの更新状況は。

△ 消防団による年3回の水利点検の際に確認し、不具合のあったホースの更新を行っている。有事の際、消火活動に支障が出ないように、ホース点検については、さらに注力、徹底をしていきたい。

（福祉健康課）

○ 生活困窮者等自立相談支援事業委託の業務内容と相談件数は。また、相談内容は。

△ 福祉事務所未設置町村による生活困窮者相談事業で、相談の受付や支援、他制度や他機関へのつなぎ、情報提供や助言、支援会議への参加や支援状況把握、自立に向けたフォローアップなどである。令和3年度は、1月末までで新規相談受付け者数40名、相談支援は延べ件数

876件である。総合支援資金貸付相談や食糧支援の相談が多い。

○ 介護予防施設管理等運営事業の施設管理業務等委託の内容は。

△ ふれあいセンターの温泉ポンプやタンクの保守点検、施設の防火設備点検、合併浄化槽管理、自動ドアの保守点検、館内清掃等である。

○ シルバー人材センターの町の登録者数と年代別内訳、業務内容、就業者数の状況は。

△ 令和4年2月末時点で登録者数は156名。60代が33名、70代が106名、80代が17名である。業務は施設管理や作業員、施設清掃、植木剪定、草刈り、草取りが主で、118名が就業している。

○ 社会福祉協議会補助金は令和2年度から増額しているが、運営状況は。

△ 2年度は、補助金の増額と介護保険事業の増収で黒字決算となったが、引き続き財政状況を注視していく。

○ 重度障がい者福祉医療費の対象者と内訳は。

△ 対象者は、身体障害者手帳のほか療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療受給者も含まれる。令和4年1月時点で身体136名、療育99名、精神手帳101名、精神通院（自立支援医療）79名、65歳以上国民年金別表該当275名である。

○ 希望の旅事業の内容と実績は。

△ 障がい者の交流や生きがい、介護者のリフレッシュを目的に、町身体障害者福祉協会が年1回実施するバス旅行に対して補助を行う。2年度及び3年度は新型コロナの影響で中止、元年度は国営アルプスあづみの公園等を訪問し、26名が参加した。

○ 入所措置費の実績と内容は。

△ 65歳以上で環境的、経済的理由で在宅による生活が困難な場合に、町が養護老人ホームへ措置入所させる経費である。現在は、はにしな寮8名、尚和寮1名の計9名が入所している。

○ 緊急通報システムの利用状況と令和4年度の見込みは。また、広報の方法は。

△ 3年度は新機種へ更新を行い、旧機器からの更新60名、新規設置57名、うち1名が撤去し、現在の利用者は116名である。4年度は新規申請15名分を見込んでいる。

広報については、昨年更新対象者以外の独居高齢者に通知をした。また、民生委員に定例会で周知を行っている。

○ 母子・父子医療給付事業の対象者の内訳は。

△ 4年1月現在、母子家庭は母子の母76名、母子の子115名の計191名である。父子家庭は父子の父3名、父子の子8名の計11名である。

○ 信州上田医療センター医師確保事業補助金の内容は。

△ 医師確保に係る補助であり、医師数の目標を80名とし、現在は79名の確保ができている。新設した救急部を含み、新卒看護師8名の雇用のため、事業費分が増額となっている。

- 鹿教湯三才山病院補助金の内容は。
- △ 鹿教湯病院と三才山病院の再編整備事業に係る補助で、上田地域広域連合の構成市町村で財政支援を行う。当町では令和4年度から9年度の6年間にかけて各年度500万円、総額3千万円の補助を予定している。
- 複合施設建設準備事業の準備委員の選定方法は。また、委員会の視察先は。
- △ 準備委員は10名程度と考えているが、選定については決定していない。視察先については、県内の先進地を中心に検討するが、現時点では未定である。
- 新型コロナウイルス予防接種事業について、令和4年度の計画は。また、接種委託料の内容と委託する医師数は。
- △ 5歳から11歳までの小児の接種については3月から開始の予定で、4月からは昨年10月以降に2回目を接種した方の3回目接種を実施していく。接種委託料は、基本の接種単価のほかに時間外や休日、小児の接種には加算がある。医師数については、町外でも接種が可能のため、把握は難しい。
- 不妊不育治療費助成金の令和3年度実績と、4年度から保険適用になることの考えは。
- △ 現在5名の方に補助をし、うち2名の方が妊娠に結びついた。年度末にまとめて申請する方が多く、これから申請を提出予定の方もいる。4月からの治療費の保険適用については、適用にならない治療費の助成は現行どおりで、適用になる治療費は治療される方の負担が増えないように考え準備をしている。

(教育文化課)
- 保育園の副食費無償化に係る令和4年度の見込額は。また、アレルギーによる除去食を実施している園児の数と主なアレルゲン食品は。
- △ 副食費は3歳以上児について、約620万円を町の負担として計上している。

アレルギーによる除去食対応とする園児は、南条保育園14名、坂城保育園2名、村上保育園6名の計22名である。アレルゲン食品として最も多いのが卵、次いで乳製品である。
- 加配保育士の配置計画は。
- △ 南条保育園は対象園児27名に対し保育士8名、坂城保育園は園児12名に対し保育士6名、村上保育園は園児7名に対し保育士2名である。
- 子育て短期支援事業の内容と利用状況は。また、その内訳は。
- △ 保護者の疾病等により、一時的及び緊急的に子どもの養育が困難になった場合に利用するショートステイ（短期入所）事業と、養育に悩みを抱える保護者のレスパイト（休息）などに利用するトワイライトステイ（夜間・休日）事業がある。千曲市の児童養護施設に事業を委託し、令和3年度の実績は、ショートステイ5日間、トワイライトステイ13日間である。
- 児童生徒の学力の状況と対策は。

△ 毎年行っている全国学力・学習状況調査及びNRTテストの結果では、国語に関しては考えを表現すること、算数・数学に関しては図形の面積を求めることが苦手であると分析された。対策として、一斉授業から4人グループでの授業にシフトし、グループの中で意見交換等ができる体制にしていく。中学校で先行しているが、令和4年度からは小学校でも行う予定である。

○ 私立幼稚園補助事業について、施設型給付補助金の内容は。

△ 満3歳以上の人数、年齢に応じ、公定価格から算出している。令和4年度は、坂城幼稚園58名分を計上している。

○ 令和4年度における支援員の配置計画は。

△ 学力向上・学習習慣形成支援員については、各小学校に3名ずつ配置し、加えて、村上小学校は肢体不自由の児童に1名のインクルーシブ支援員を配置している。また、外国籍児童生徒支援員1名、フレンドリールーム支援員1名、理科支援員を坂城小学校と村上小学校に1名ずつ配置している。

○ 外国籍児童生徒の国別人数は。

△ ブラジル11名、パキスタン4名、ペルー4名、中国2名である。

○ 令和4年度GIGAスクール構想推進事業の内容は。

△ 今年度から引き続き、信大教育情報化アドバイザーのご指導・アドバイス等をいただき、学校職員会による年5回の講演・研修・公開授業などである。

端末に慣れることから授業力の向上を目指す取組への移行を共通テーマとし、家庭での活用方法やルールの明確化等を進める予定である。

○ 薪能の開催内容とコロナ禍における入場制限などの対策は。

△ 令和4年8月20日土曜日、びんぐしの里公園を会場に開催予定で、多くの能楽師に参加いただくほか、子ども能楽教室の披露なども予定している。例年、入場者数を1千人としてきたが、現時点では、半分の500人とする予定である。コロナ感染症対策として間隔を取り、入口での検温や手指消毒、マスク着用等の徹底を図る。コロナ禍における入場者数の抑制によるチケット収入減等に伴い、補助金の増額を予定している。

○ コロナ禍における成人式の考え方は。また、18歳からを対象とするのか。

△ ここ2年は、コロナ禍で通常どおりの開催は難しい状況であった。今後、同級会等を開催される場合には、できる範囲で通知の発送や会場の貸出しなどの支援を行っていきたい。令和4年度も実行委員会を設け、例年どおりの開催を予定しているが、コロナ禍における様々な対応を想定していく。

坂城町では、対象は20歳とし「二十歳のつどい」として開催していく予定である。

○ 公民館施設整備補助事業の内容は。

△ 令和4年度は金井分館、泉分館、中之条分館、大宮分館、網掛分館、上五明分館の6分館か

ら要望があり、エアコン設置や網戸張り替え、外壁改修、床及びトイレの改修等を予定している。

○ 電子書籍の導入状況は。

△ 市町村と県が共同で準備を進めており、協働電子図書館として令和4年8月からのスタートを予定している。

○ 文化財保護一般経費の内容は。

△ 主に旧久保家住宅敷地内工場除却費272万円、駐車場造成費235万円などである。

○ この駐車場の造成方法と造成後の駐車台数は。

△ 整地の上、防草シートを敷き込んだ後、碎石舗装する。駐車台数は施工方法により前後するが、60から70台の確保を予定している。

○ 文化センターの改修について、内容は。

△ 耐震補強に加え、構造的に可能な間取りに変更、トイレの増設、音響に配慮した大会議室の天井の修繕等を考えている。令和4年度は、そのための実施設計を行う。

○ 体育館の大規模改修の内容と日程は。

△ 更衣室の設置、トイレの改修、ボイラーを撤去して空調設備の更新、照明のLED化、そしてボルダリング設備の設置などである。

日程については、今後、業者選定、入札、契約を行い、半年ほどの工期を見込んでいるが、ワクチン接種の状況や社会経済状況等を注視し、早めの対応に努めたい。

○ ボルダリング設備の内容と運用方法は。

△ 横約7メートル、高さ2.5メートルの壁の下にマットを敷き、上に登るというよりは横移動が中心の体験スペース的な設備を予定している。会場の使用申請を受け付けた上での貸出しを想定し、幼児・児童が使用する場合は、安全面に配慮する中、保護者同伴での運用としていきたい。

○ 給食センターの地産地消の現状は。また、パンの小麦粉の配合と食材の国産品の状況は。

△ 令和2年度における長野県産野菜の使用割合は41.4%で、県内産野菜に占める町内産野菜の比率は63.3%である。パンは県内産、北海道産それぞれ50%の配合である。可能な限り国産品を使用しているが、魚類は外国産も使用することもある。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

ここで換気のため10分間の休憩に入ります。

(休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定しました。

これより令和4年度坂城町一般会計予算について討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（滝沢君） では、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をいたします。

私たちの生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルスの国内の感染状況は、ようやく改善傾向が見え始め、県内に発令されていたまん延防止等重点措置も解除されました。

このような状況の中、コロナの第6波の影響や供給面での制約、原材料価格の動向等による日本経済の後退のほか、ロシアのウクライナ侵攻による国際社会への影響も危惧されるところであります。

坂城町は言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ、町の税収にも大きな影響を与える可能性があります。

町におかれましては、刻一刻と変化する国際情勢や経済動向に注視いただくとともに、町民へのワクチン接種や必要な支援策など迅速に実行していただきたいと思っております。

それでは、討論に入ります。

坂城町の令和4年度当初予算は、町の最上位計画である第6次長期総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各種施設計画等に掲げられた幅広い事業に係る予算が計上され、前年度対比9.1%増の72億8千万円の予算規模となっております。

まず、歳入であります。町の収入の核となる町税について、法人町民税におきましては、経済の回復による増収を見込み5千万円の増額、固定資産税につきましては、新型コロナ感染

症に係る軽減措置の終了等による増収が見込まれる中、町税全体では前年度対比9.4%増の約25億円が予算計上されておりますが、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症の流行による経済の下振れがもたらす町税への影響については、いまだ不透明な状況でありますので、企業活動などの状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点から、収入未済額の縮減に向けては、厳正な対応をいただくよう一層の取組をお願いするところであります。

国・県支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに欠口排水樋門電動化事業や都市計画等策定事業に係る補助金などが計上され、特定財源の確保に努められております。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金につきましては、さらに魅力ある返礼品の充実を図り、より多くの寄附が頂けるような取組をお願いいたします。

また、令和4年度は、今年度見送られた町体育館の耐震補強・大規模改修と、20周年を迎える温泉施設改修の2大ハード事業が実施されるわけですが、事業に向けて積み立てられた特定目的基金からの繰入れや、財政的にも有利な地方債の活用により財源の確保が図られており、計画的な財政運営の配慮が見られます。

次に歳出であります。初めに、新型コロナワクチン接種に要する費用について、今年度に引き続き計上されております。新年度においても、国や県、医療機関等と連携を取りつつ、現在進めている3回目の接種と併せ、5歳から11歳の子どもへの接種についても、迅速に対応いただきますよう要望いたします。

また、新型コロナの流行に起因する個人や事業所への影響に対する支援等につきましても、その時々に応じたスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

さて、令和4年度の大型事業である町体育館の改修については、耐震補強工事と併せ、更衣室の設置やトイレの洋式化等、利用しやすい環境整備に加え、ボルダリング設備の新設等、新たなスポーツの普及を含めた改修が予定され、また町温泉施設についても、開湯から20年を経過した源泉井戸のメンテナンスや機械設備等の更新のほか、びんぐし湯さん館のリニューアル工事等が予定されております。いずれにおいても、より魅力ある施設に生まれ変わり、町民の皆様の集いの場となることを望むところであります。

また、住民票や印鑑証明書等の各種証明書が全国のコンビニエンスストアで休日・夜間を問わず取得できるコンビニ交付サービスの導入や、行政手続のオンライン化に対応するための環境整備、スマート農業の普及に向けた実証実験等、デジタル化の推進に向けた新たな事業が盛り込まれております。デジタル技術を活用した利便性の向上に期待するところであります。

福祉分野においては、福祉医療制度の対象外である精神障がい者の精神科への入院医療費について、町民税非課税世帯の方を対象に助成が行われるほか、町循環バスを補完する新公共交

通システムとして、デマンド型乗り合いタクシーの運行がスタートするなど、人に優しいまちづくりに向けた新たな取組が盛り込まれております。

また、スマートタウン構想事業の取組として、地域の避難所となる小学校への自立分散型エネルギー設備の設置が進められており、村上小学校、坂城小学校に続き、新たに南条小学校への蓄電設備の設置が予算計上され、停電時においても安定した電力の供給と、自然エネルギーを活用した温室効果ガスの排出抑制に配慮されております。

生活基盤の整備については、継続事業のA O 1号線などの道路改良事業や、昭和橋などの橋梁修繕事業等に係る予算が計上されており、各事業の一層の推進を期待するところであります。また、国道18号バイパス坂城町区間整備や県道坂城インター線先線整備についても、関係機関への要望活動等、事業促進に向けた積極的な取組をお願いいたします。

このほか、移住・定住施策や雇用や就業機会の拡大、産業創出支援等の産業振興施策、高齢者・障がい者などの福祉施策、G I G Aスクール構想推進事業によるI C T教育の推進や、外国語指導講師、支援員の配置など充実した教育施策等の予算が計上されており、行政の継続性にも配慮されたものとなっております。

冒頭でも申し上げましたが、本予算案は、町の最上位計画である第6次長期総合計画や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による施策展開を、継続的かつ着実に実行させる内容となっております。

総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」につながる各施策の推進を願ひまして、私は議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」に賛成いたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

初めに、ウクライナを侵略しているロシア軍は国際法を踏みにじる行為を重ねています。国連憲章は他国への侵略を禁止しています。さらにロシアは、国際法が禁じた民間人を標的とする攻撃を行っています。原子力発電所への爆撃は人類の生存に対する脅威でもあります。また核兵器で脅すなどとんでもないことであります。ロシアは直ちに無差別攻撃をやめ、ウクライナから撤退すべきであります。ロシアに対し強く抗議するものであります。

また、新型コロナウイルスの感染が早期に収束することを待ち望むものであります。早く通常の生活を取り戻したいものであります。

さて、町の新年度予算について述べてまいります。

まず、歳入について。自主財源の中の個人町民税、町の元気度を示す自主財源のうち、町税

の個人分は、納税義務者の減少により前年度比マイナス2.1%、1,500万円減の7億350万円です。法人町民税については、町内企業の営業活動が徐々にプラスに転じていることから5千万円増を見込み、プラス20.2%増で2億9,710万円を計上しております。合わせて、町民税全体でプラス3.6%、3,500万円増の10億60万円を計上しております。

固定資産税については、2021年、令和3年度に新型コロナ緊急経済対策として行った軽減制度が終了することにより、プラス15.4%で1億7,900万円増で13億3,800万円を計上しております。

軽自動車税をはじめほかの税目はほぼ横ばいで、町税全体では、前年度対比プラス9.4%、約2億1,500万円増で25億928万2千円を計上しました。

また、寄附金や繰入金などの諸収入を加えた自主財源の総額は、前年度対比プラス17.6%で6億6,388万8千円増の44億3,996万6千円を計上いたしました。

また、依存財源として、地方交付税は普通交付税での国の算定方法の変更に伴い、前年度対比プラス8.3%、7千万円増の9億1千万円を計上しております。そのほか国・県の支出金や町債などの財源を含め、依存財源の総額はマイナス1.9%で5,388万8千円減の28億4,000万4千円を計上しました。

歳入の総額は、前年度対比プラス9.1%で、6億1千万円増の72億8千万円となっております。

次に、歳出について述べます。

まず、子育て・教育分野について。学校給食費について、町長の招集挨拶で触れていますが、2014年、平成26年の値上げ以来、消費税率の引上げや食材費の高騰の中でも引き上げてこなかったことは評価するわけですが、少子化対策や移住定住施策の上からも、総合的な取組として学校給食費の無料化を実施すべきだと要望します。

次に、児童生徒支援事業では、特別支援学級の体制を充実させ、インクルーシブ教育が引き続き実施されております。また、理科支援員も配置されます。これらは障害者の権利に関する条約に沿った施策として評価するところです。

健康・福祉の分野。町民の移動権を保障する地域交通が、循環バスに加え新たに乗り合いタクシーの実証実験事業が始まります。利用者に寄り添った意見などを大切に、利用しやすい運行に改善しながら、安定した事業に育てていってほしいと思います。

精神障がい者の精神科への入院の医療費について、世帯全員が町民税非課税世帯に対し、町単独で助成事業を創設します。この事業については、これまでも一般質問で訴えてきたことが実現するというので、大いに喜ばしいことと思います。

安全・安心施策分野について。中心市街地のにぎわいと地域の活性化のため、鉄の展示館西

側の土地を有効利活用するため、関係する団体などと意見交換会が行われてきました。観光や商業機能、地域の憩いの広場や避難所など、複合的な利活用に向けて造成工事が実施されることとなります。

次に、環境・エネルギー分野について。長野地域連携中枢都市圏9市町村で脱炭素化の推進に向けた「2050年ゼロカーボン宣言」を行いました。私が提案してきた宣言が行われ、第一歩として実現しました。宣言が終点ではありません。今必要なのは、2030年、石炭火力発電所の廃止が緊急に求められています。そのために、再生可能エネルギーの普及に向け、また町が中心となって、電力の共同購入に向けた取組を進めていってほしいと思います。

地域の避難所となる南条小学校にも蓄電池設備設置の予算が計上され、3小学校区に完備することとなります。

次に、産業振興分野について。日本の基幹産業である米作りが、国による減反政策で自給率を減少させています。また、道路の新設や工業団地の造成などで優良農地が減少しています。町では、農業振興地域整備計画を見直すことにしております。農業を守り、やりがいのある農業計画にすることが必要であると考えます。

スマート農業の第一歩として、自動草刈機の実証実験が行われます。スマート農業への取組が進むことを期待したいと思います。

産業支援のテクノセンターが、非接触型三次元測定機の導入にあたり、購入費の一部を助成する費用を計上しております。昨年、金属3Dプリンターシステムの導入と併せ、企業のより一層の技術力を向上させる支援となります。

建設分野。A01号線は保地工区の整備が行われ、これから用地交渉を進めるにあたり、幅が虫食い状態にならないよう交渉を進めていただきたいと思います。

橋梁修繕工事では、昭和橋の修繕を引き続き行うこととなります。

次に、改善を求める事業についてであります。

一運動団体である町解放同盟協議会に対する補助金はやめるべきであります。前年度のコロナ禍で事業がほとんど行われなかった、あるいはオンラインになった、そのため補助金が残っているということで、今年度は半額の60万円を計上しました。しかし、基本は120万円のはずです。そしてまた、網掛園芸施設の解体撤去が全額町負担となっています。過去にも町職員が総出で撤去作業を行っています。いつまでこんなことが続くのでしょうか。

次に、松枯れ対策について。松枯れの防止のため農薬の空中散布が行われております。子どもの発達障がいの原因の一つに農薬散布が原因との指摘もあります。空中散布は上田市をはじめ千曲市など近隣では実施していません。空中散布は中止し、伐倒駆除や松の植栽、樹種転換などに軸足を移し、そのための予算の増額を求めます。

以上、前進面を評価し改善点を指摘して、議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算に

ついて」賛成討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第11号「令和4年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小宮山君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2「議案第12号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） では、坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 一般被保険者国民健康保険税が前年度比1,800万円減額の要因は。
- △ 前年度に比べ、国保加入者が減少していることが要因である。年度末で平成30年度は3,145人、令和元年度は3,030人、2年度は2,995人、3年度は2月末時点で2,822人である。
- 国民健康保険税1人当たりの見込額は。
- △ 医療給付費分は6万5,140円、後期高齢者支援金分は2万4,451円、介護納付金分は2万7,145円で見込んでいる。
- 保険税率の県下統一に向けての状況は。
- △ 令和9年度までに資産割の廃止、市町村ごとの医療費格差を是正するため、二次医療圏単位での医療費水準の統一を県で進めている。
- 税率を据置きとする理由は。

△ 令和4年度の納付金については、令和3年度より1,200万円ほど減少したため、税の不足見込み分との差が縮まっており、不足分を基金から補填しても財政上の支障がないため据置きとした。

○ 短期保険証の発行状況は。

△ 令和4年2月末時点で資格証明書が1世帯、短期証交付が23世帯で有効期間は全て1か月、窓口預かりが6世帯である。

○ 特定健診個人負担金の内容と人数は。

△ 特定健診は無料だが、二次健診となる方は1人当たり1千円の自己負担で、120名分を見積もっている。

＜歳出＞

○ 特定健診の受診率の推移は。

△ 平成30年度は54.2%、令和元年度は58.7%、令和2年度は48.6%、今年度は4年2月末時点で52.1%である。

○ 特定健診受診率の県内の順位は。また、目標受診率達成のための取組は。

△ 高いほうからの県内順位は、平成30年度が29位、令和元年度は19位、2年度は32位である。受診率65%に向け、通知や訪問等の個別対応による受診勧奨を行っている。

○ 納付金の算定方法は。

△ 県全体の医療給付費見込額を、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準を加味して案分し、算出する。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番（玉川君） 議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

国保特別会計予算の歳入歳出、それぞれ14億5,620万7千円を計上しました。前年度と比較して3,500万5千円の減額です。

国保会計が県に移管されてから税率の引上げが続いていましたが、子育て世帯を支援するために、未就学児への均等割課税額を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の公費負担をすることによって、全体として5割減額することを国が決定したことで、2022年、令和4年度の国保税は、坂城町では、未就学児の均等割税額を減額のない標準で2万1千円から5割減額の1万500円、最大7割軽減されている場合は6,300円が3,150円と、全体で8.5割の減額とすることができました。そのほかの税率については据置きとなりました。

しかし、税額を決める基礎となる課税額は、所得割額と資産割額、そして被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額としてあるので、課税限度額で見ると、医療分は63万円となっております。世帯所得600万円以上の高額所得者でも、63万円が上限となっています。

支払える人に支払える額を払ってもらうのが税の公平性というものではないでしょうか。税というなら累進課税で徴収すべきと考えています。

国保の加入者は、自営業者、農家、無職、小規模事業所などの被用者、非正規やアルバイトなどで働く人です。労働者派遣法の制定以降、2003年には派遣労働を製造業にまで拡大し、正社員を大量に派遣労働者に置き換えてきました。本来ならば正規雇用として会社の健康保険などに加入するところですが、非正規雇用のため、国保に加入することになります。

また、法人などの正規労働者が会社の健康保険に加入していても、退職すれば次の会社で健康保険に加入するまでは国保に加入する、つまり、国民皆保険として全ての人が国保加入者となる可能性があります。国保は医療保険における最後のとりです。

特定健診の受診率は、2022年2月末で52.1%、県内順位は32位。昨年度比3.5ポイント上がりました。重症化を防ぐために、引き続き個別の聞き取りをしたり、受診を勧めていってください。

この国民皆保険を支えている国保ですが、国保税を1年以上滞納すれば、正規の保険証が交付されず、短期保険証または資格証明書での対応となります。当町では、2022年2月末で、短期保険証が23件、内訳は全て1か月。資格証明書が1件、窓口預かりで未交付が6件ですが、前年度同期と比べて、全体で36件が30件と6件減少しています。

資格証明書になれば、新型コロナウイルス感染疑いでの診察以外は窓口全額負担が必要になります。国保は使えるとしても、国保税を滞納する方にとっては、税額や窓口での負担額が高過ぎることで、受診、治療の継続ができない深刻な状況が考えられます。

全国では保険証が交付されずに、病院にかかった時点で既に手遅れの状態で亡くなる方が後を絶ちません。

この点からも、全国知事会が2014年に1兆円の公費投入を国に求めています。国民の命を守る国の責任として、国費の投入が強く求められます。

以下の点を要望します。

1、国保税の加入者負担を軽減し、協会けんぽ並みにするために、一般会計からの法定外繰入れを行ってください。

2、応益割の均等割について、所得のない15歳までの子に対し課税するのはやめるべきです。当面、軽減措置を求めます。

3、国保税の負担を軽減するため、国に対し、国費の投入を働きかけてください。

以上の要望をしまして、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の反対討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（大日向君） 私は、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う地域保険として、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たし、地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきました。

一方、国保の運営を担う市町村においては、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などを背景とした医療費の増大が、健全な財政運営を維持・確保していく上で大きな課題となっていたところです。

こうした中、平成30年度の制度改革により、都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となり、制度の安定化が図られることになりました。また、県では、令和3年度から5年度までの国保運営方針を策定し、安定的な財政運営のほか、保健事業による医療費の増加抑制のための取組を、県と市町村が一体となって推進していくことを決めました。

町においては、年々増大する医療費の削減や給付の適正化の取組として、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診、特定保健指導を積極的に実施しており、加入者の健康増進に向けた取組をしております。

保険税に関しましては、県に支払う国保事業費納付金を賄うための税率設定が求められます。令和4年度の納付金は前年度より減額されたものの、加入者の減少もあり税率の改定は避けられません。税収の不足額がこれまでより大幅に圧縮できていることや、独自に基金財源を充てることで令和4年度の税率は据置きとされました。

徴収に関しては、コロナ禍という難しい状況の中、税収の確保と負担の公平化に向けて、個別相談や納税相談の実施、年間を通じての滞納整理など、大変ご苦勞をいただいております。収入未済額も減少してきています。保険税の適正徴収は、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

将来的な県統一の仕組みに向け、さらなる健全な財政運営と保健事業の充実、そして適切な保険税の賦課徴収等による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、議案第12号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定します。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第3「議案第13号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 坂城町工業地域開発事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第13号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として、商工農林課長、工業振興幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 町の次期工業団地の計画は。

△ 今回の南条産業団地造成において、町内外から多数の問合せをいただいた。引き続き、企業の需要を確認し、次期工業団地の整備について検討していく。

○ 企業は業績が好調である場合にはすぐに工業用地を確保したい状況となる。それに備えて次期工業団地の整備を早急にできないか。

△ 工業団地造成にあたっては一定規模の土地が必要である。当町においては、そこに農振農用地が含まれる可能性は高い。農振除外には時間がかかり、短期間での開発は難しい。町としては農業振興地域整備計画の総合見直しを行う中で、守るべき農地と工業地域との整合性を図りながら、工業団地の整備の際には円滑に手続ができるよう進めていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第14号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月15日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

- 受益者負担金6,260万円と使用料1億7,500万円の内容は。
- △ 受益者負担金は新たに約180戸、11万平方メートルを見込み、使用料は全体で約1万500人を対象に予算計上した。
- 公債費の残高は。
- △ 令和3年度末時点で56億4,800万円を見込んでいる。
- 管渠工事の施工予定箇所は。
- △ 昭和橋東側の国道交差点から、しなの鉄道踏切方面への管渠及びマンホールポンプの新設、国道18号バイパス予定地及び坂城インター先線交差点の既設管路の布設替えを予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第15号 令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） では、坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第15号「令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

＜歳入＞

- 令和4年度の介護保険料の特別徴収と普通徴収の見込み人数は。
- △ 特別徴収は5, 177人、普通徴収は489人を見込んでいる。
- 支払基金交付金の介護給付費交付金が増額となっている理由は。
- △ 介護給付費交付金は、保険給付費の27%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の増加により増額となった。

＜歳出＞

- 介護認定の申請状況は。
- △ 令和3年度申請状況は、令和4年2月末時点で全体の申請が665件、月平均では60.5件となる。内訳は新規申請が193件、更新申請が356件、変更申請が116件である。
- 特別養護老人ホームの待機者は。
- △ 第二美里園の増床により待機者は減っている。待機者数の調査は毎年4月1日現在の状況で行っており、令和3年4月1日時点で59人である。
- 第8期事業計画において保険料が引き下げられた理由は。
- △ 第6期・第7期事業計画のサービス見込み量に対して保険給付の実績が下回り、毎年基金の積み増しができた。その基金を取り崩すことで保険料額を抑え、被保険者の負担軽減を図った。
- 地域住民グループの状況は。
- △ 町内の15グループ中、2グループが休止状態で1グループが間もなく正式な立ち上げとなる。活動内容はレクリエーションや健康体操などを地区の公民館等で月1回程度行っている。現在は全てのグループが新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に活動休止の状況である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「令和4年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第16号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） では、坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第

16号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

<歳入歳出一括>

- 75歳以上の加入者と障害認定の加入者の内訳は。
- △ 令和3年2月末時点では、加入者全体2,962人のうち、75歳以上が2,902人、障害認定が60人であった。4年2月末時点では、加入者全体2,983人のうち、75歳以上が2,919人、障害認定が64人である。
- 特別徴収と普通徴収の人数は。
- △ 令和4年度は、特別徴収で2,544人、普通徴収で467人の合計3,011人を見込んでいる。
- 後期高齢者が増えている中で、後期高齢者医療広域連合納付金が大きく変わらない要因は。
- △ 納付金は徴収した保険料を納めるもので、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を納付する。納付金の原資は保険料のため、納付金額は保険料率の設定や所得の状況によって増減する。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

（休憩 午後 0時02分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第17号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」から追加日程第5「議案第21号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」までの5件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時34分～再開 午後 1時36分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

議会事務局長（北村君） 配付漏れがありまして申し訳ございませんでした。

議長（小宮山君） 議案第18号をもう一度朗読いたします。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第17号から21号までご説明申し上げます。

まず、議案第17号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億58万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億5,558万4千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、町税2億4,200万円、国の補正予算により追加交付された普通交付税1億5,225万3千円、ふるさと寄附金3,800万円を増額し、財政調整基金等からの繰入金1,593万円、町債2億203万3千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、初めに新型コロナウイルス関連といたしまして、びんぐし湯さん館への事業持続化負担金1,600万円、地域交通事業者への事業持続化給付金100万円のほか、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金3,800万円、広域行政事業基金積立金5,056万1千円、保健福祉等複合施設整備基金積立金1億22万5千円、公園整備基金積立金3,017万4千円、文教施設整備等基金積立金1億5,089万1千円をそれぞれ増額し、児童手当1,200万円、中小企業等事業継続支援金1,326万5千円、町道A09号線道路改良事業3,800万円をそれぞれ減額するとともに、歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、A01号線道路改良事業、橋梁修繕事業などにつきまして、令和4年度に事業繰越をするものであります。

次に、議案第18号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,017万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,143万4千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、諸収入1,002万6千円を増額し、県支出金2,875万7千円を減額するものであり、歳出の主な内容につきましては、償還金906万8千円を増額し、保険給付費2,918万1千円を減額するものであります。

次に、議案第19号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,926万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,277万4千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、下水道受益者負担金2,427万8千円、維持管理負担金返還金1,675万4千円を増額し、公共下水道事業債7,080万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、流域下水道事業費968万9千円を増額し、一般管理費382万5千円、施設管理費560万4千円、公共下水道事業費2,628万5千円、公債費323万8千円を減額するものであります。

また、令和3年度は、村上・南条・中之条地区において工事を実施しておりますが、上水道移設補償工事の移設時期の工程調整が生じ、やむを得ず工事が年度内に終了しない工区につきまして、繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第20号「令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億3,749万3千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、国庫支出金71万4千円を増額し、支払基金交付金358万1千円、県支出金229万1千円、一般会計繰入金129万2千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金858万1千円を増額し、保険給付費1,270万円、地域支援事業費125万2千円を減額するものであります。

最後に、議案第21号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,634万6千円とするものであります。

歳入の内容としましては、繰入金13万8千円を減額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金13万8千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩します。

（休憩 午後 1時44分～再開 午後 1時54分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第17号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第11号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 6ページですね。第2表繰越明許費、10事業、非常に多い繰越事業をさ

れているんですが、この繰越しの原因ですね、それぞれの繰越しの原因。それから、この繰越しの額は予算の何%になるか、あるいは全額繰越しか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、その次の7ページの地方債補正の変更の一番下です。臨時財政対策債1億1,173万3千円、これは減額になっておりますが、この辺の内容ですね。これは地方交付税との関連、関わりがあるのかどうか、それをお聞きします。以上です。

企画調整係長（宮下君） 補正予算書の6ページ、第2表繰越明許費、こちらの一番上の款2総務費、項1総務管理費、事業名電算一般経費357万5千円、こちらにつきましては、繰越しの原因といたしましては、本年度、国の令和3年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらは全額国庫補助で行うシステム改修でございますけれども、国のほうから3年度予算での対応ということで依頼が参りまして、それに基づき3月の補正予算で計上したものでございます。こちらにつきましては、全額繰り越すということでございます。

総務係長（瀬下君） 私からは、2番目の款2総務費、項1総務管理費の業務管理一般経費、それからその下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、こちらについて再質問にお答えいたします。

まず、業務管理一般経費につきましては、住民環境課が管理しておりますダンプ、こちらの購入費でございます。原因といたしまして、世界的な半導体不足、こちらによりまして生産が遅れまして、納期が大幅に遅れているといったことがございます。これによりまして繰り越すものでございます。金額といたしましては、契約額の全額を繰り越すものでございます。

続いて、その下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、今年2月から非課税世帯等に対しまして10万円を給付しているものでございます。こちらは、納付状況が今年度中につきましては、まだ一部しか受け付けておりませんで、引き続き来年度におきましても受付を行い、それに伴って給付を行うものでございます。

割合といたしましては、当初予算額1億6,943万1千円のうち、約26.6%になります4,512万8千円、こちらを繰り越すものでございます。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルス予防接種事業の繰越明許費についてでございます。繰越明許費300万円の内容につきましては、今年度交付予定でありました国の国庫支出金につきましては、国の予算が繰越しとなるということになりまして、該当するものにつきましては、併せて町も繰越しを行うものでございます。

該当となる事業につきましては、町外等で委託接種をされた方につきましては、国保連等を通して請求が来ますので、そちらの月遅れの分につきましては、ちょっと見込めない部分があるところ繰越しをさせていただくものでございます。事業費に対する繰越明許費の割合は1.5%でございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、款6農林水産業費、項1農業費、事業名農業委員会一般経費16万円の繰越明許費についてお答えいたします。こちらにつきましては、国の情報収集等業務効率化支援事業補助金を活用して、農業委員が担当エリア内の現地確認などをGPS機能などを用いて効率的に行うために、タブレット端末4台を調達するものでございます。

3月末での交付決定が予定されていることから、全額令和4年度に繰越しをして執行する予定でございます。

建設課長（関君） 繰越しのうち土木費は5本ございますが、それについて順次お答えします。

まず、A01号線道路改良工事につきましては、現在、A01号線につきましては、酒玉工区、それから金井工区、それから保地工区、3工区になっております。そのうち酒玉工区につきましては、道路の端部、大口の交差点部分なんですけれども、その用地交渉ができたことによりまして、その道路改良工事も、当初予定していなかったものができることになりまして、その内容を補正で対応させていただきました。その工事の期間が短かったということもありまして、繰越しとなっております。

また、保地工区につきましては、現在詳細設計をしておりますが、新型コロナの状況で説明会等の開催がちょっと延期になってしまっているということもございまして、これにつきましては、詳細設計にその後入りたいということで来年への繰越しとさせていただきます。

次の舗装修繕につきましては、四ツ屋地区のガソリンスタンド周辺の舗装修繕を考えておりますが、地元との調整、とくにあそこの産業道路につきましては、多くの大型車が通るということで、通行止めにするると非常に影響があるということで、その調整をさせていただく中で繰越しとさせていただいたものでございます。

次に、橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、それから64号橋が主なものですが、千曲川河川事務所との協議にちょっと時間を要したこともございまして、工期がちょっと延長になったことと、昭和橋につきましては、床版下面、こちらの工事を実施させていただきましたが、この後アーチ部に入るといったこともございまして、その部分の工程調整をする中で延長とさせていただいたものでございます。

次に、高速交通対策一般経費につきましては、しなの鉄道の115系の車両の延命でございますが、こちらにつきましては、新型コロナの影響もございまして、部材等が入ってくることが非常に厳しいという状況になっております。その状況もありまして、関係市町村で全て繰越しとなっておりますものでございます。

地籍調査事業につきましては、国の補正がございまして、令和4年度の事業を前倒しして補助を獲得するというのをさせていただきます。その結果、全て事業繰越となっております。

割合なんですけれども、上からA01号線が全体事業のうち34%、それから舗装修繕につきましては100%となっております。それから橋梁修繕につきましては、事業が進んでおり

ますので、全体額のうちの22%。それから高速交通対策一般経費、これは先ほどの115系の関係でございますが、これは100%。それから地籍調査、これは補正の対応ということでやっておりますので100%となっております。以上です。

財政係長（細田さん） 補正予算書7ページ、第3表地方債補正の中の変更部分、一番下になります臨時財政対策債、補正額マイナス1億1,173万3千円の内容についてお答えいたします。

こちらですけれども、塩野入議員さんのご質問にあったとおり、普通交付税の変更交付決定に合わせた補正となっております。詳細について申し上げますと、地方交付税について、国の補正予算第1号により新たな算定費目の追加等によりまして増額となり、今回の11号補正において1億5,225万3千円の増額補正予算を計上しております。

このうち、新たな算定費目の一つといたしまして、通常においては今後の普通交付税で算定される臨時財政対策債の償還分について、令和3年度の臨時対策債については前倒しにより交付されたことから、算定額の1億1,173万3千円を今年度の借入額から減額とすることによりまして、今年度における償還額を減らすこととしたことによりまして、同額1億1,173万3千円の借入額を減額補正としたものでございます。

13番（塩野入君） 全額のやつは結構ですが、途中何%かのお答えが出ました。これは事業のどういうところが残っているのか。全額以外のところですね。お聞きしたいと思います。

総務係長（瀬下君） 私からは、3番目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらは先ほど申し上げました26.6%ほど繰り越すということでございますけれども、現在、令和4年度に受け付ける分としまして約450世帯分、こちらの事業費とそれに伴います事務費、こちらを一部繰り越すものでございます。

保健センター所長（竹内さん） 新型コロナウイルス予防接種事業の繰越明許費、割合1.5%でございますが、先ほども申し上げましたけれども、町外接種の委託をされた方につきまして、国保連を通して請求が参りますので、月遅れで来るということで見込めない分ということでこちらのほうを繰越しとさせていただいているものでございます。

建設課長（関君） 土木費関係で100%でないのは2か所となっております。まず、A01号線につきましては、先ほども申しましたが、金井工区の大口交差点の部分、ここにつきましては、まだ工事をしていないという状況なので100%となっております。

A01号線のもう一つ、保地工区につきましては、道路の設計関係をしておるわけですが、その概略設計については、予備設計関係は全て終了となっております。この後、道路の詳細設計、構造物も含めた詳細設計をしていく、この部分が繰越しとなっております。

それから、橋梁修繕の関係につきましては、64号橋、それから昭和橋というお話をさせていただきました。昭和橋、今年やっている事業につきましては、床版下面の部分、それから

アーチ部に加わってきております。床版下面につきましては、この3月末までに完了を予定しておるものでございまして、アーチ部につきまして繰越しをさせていただくという内容でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「議案第18号 令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「議案第19号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 4ページになります。これも繰越明許費の関係であります。先ほど町長から工程の中でやむを得ないと、こういう説明がありました。やっぱりこの繰越しの原因ですね。それと、どの事業が繰越しになっているのかということと、それから何%かですね。それをお聞きしたいと思います。

それから、第3表の地方債補正で6,130万円、下水道事業で減額になっています。この減額の内容ですね、これをお聞きします。以上です。

建設課長（関君） まず、2表の繰越明許費の関係からお答えさせていただきます。この内容につきましては、主に管渠工事の繰越しとなっております。工事箇所数は6か所となっております。村上地区の月見区の北側周辺になりますが、そちらのほうで4か所、それから中之条の国道下で1か所、それから南条の鼠で1か所となっております。

繰越しの理由でございますが、提案理由の中でもございましたが、上水道移設補償工事、こちらの移設時期、この工程調整が生じまして、やむを得ず工事が年度内に終了しない工区につきまして、繰越しとさせていただいたところでございますが、水道布設替え、こちらを事業主体としております県営水道と協議、工程調整をする中で、工事を含めて令和4年度中には工事が完了するという事、見込みを立てる中で事業推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、1億4,900万の事業の割合ということでご質問がありました。繰越しの事業を行った工事の全体の事業費に対する繰越しの額につきましては、91.1%となっております。

次に、地方債補正の関係でございます。6,130万円の減額となっておりますが、単独分につきましては7,160万円の減額となっております。その内容としまして、公共下水道事

業費のうち、単独下水道の進捗状況に伴う事業の精算分、それから受益者負担が今回増額となっております。それから流域維持管理費の返還金、また水道の埋設物補償の関係も精算によりまして減額となっておりますので、起債、いわゆる借入れを起こしているものを減額させていただく中で、将来的な負担、こういったものも減額できるようにと考えているものでございます。以上です。

13番（塩野入君） 今の単独分の関係ですが、これは2分の1以上、大きく減額されているんですが、ちょっとそれが今、いくつか説明があったんですが、もうちょっと細かくお願いしたいと思います。

建設課長（関君） 地方債補正の単独分の7、160万円の減額分ということでございますが、この単独分につきましては、3種類の事業債、起債がございます。一般単独公共下水道事業債、これが3,620万円の減、それから資本費平準化債、これが3,460万円の減、この合計が7,080万円の減となっております。そのほか公営企業会計の適用債、これが入札によりまして減額になっておりますが、その金額が80万円の減となっております、合計が7,160万円というふうになっております。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「議案第20号 令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第5「議案第21号 令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いた

しました。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和4年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会は、本日までの22日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、工事変更請負契約の締結、令和3年度一般会計補正予算並びに工業地域開発事業特別会計予算、条例の一部改正、字の区域の変更、町道路線の認定、変更、廃止、令和4年度の一般会計・特別会計予算、さらに、追加議案でお願いいたしました令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、本年2月に始まりましたロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻は現在も続いており、間もなく1か月に達しようとしております。この間、ウクライナ国内においては甚大な被害を受けるとともに、一般市民も巻き込んで多くの犠牲者が出ております。こうした侵略行為は国際社会の平和と秩序を脅かし、生命や安全に対する権利を侵害するもので、断じて容認できるものではありません。11日に町議会におきまして、「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議」が全会一致で採択されましたことは、大変意義のあることと感じているところでございます。

また、ウクライナにおいては、侵略行為を逃れるため多くの国民が近隣諸国に避難しており、中でも200万人を超える避難者がポーランドに避難しているとのことであります。当町が数年前から交流しているポーランドのツェレスティヌフ郡も多くの避難者を受け入れており、郡の体育施設を避難所として開放するなど、郡を挙げて支援をしているとお聞きしているところであります。

こうした状況に触れ、坂城町国際交流協会では、このツェレスティヌフ郡において行われているウクライナ避難民受入れ活動に対し義援金を募り、支援活動を展開しております。集まった義援金につきましては、随時、ポーランド現地へと送金されており、現在も受け付けておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和4年1月以降、オミクロン株が全国で猛威を振るい、最大36都道府県にまん延防止等重点措置が適用されておりましたが、昨日21日で全面解除となりました。

長野県におきましては、1月27日から重点措置の適用を受け、期限延長を経て3月6日に解除となりました。しかしながら、その後も連日多くの新規感染者が確認されており、特に人

の接触機会が増加する年度末・年度始めを迎え、感染の再拡大が起きることのないよう注意が必要であります。

県では、3月19日から4月10日までを「年度末・年度始めにおける感染対策強化期間」と位置づけ、会食や旅行の際の感染防止対策の徹底、転勤や引っ越し時期の分散化、卒業式や入学式、入社式等での対策の徹底を呼びかけております。

町民の皆様、事業者の皆様には、感染に十分注意していただく中で社会経済活動をお願いいたします。町といたしましても、万全の対策を講じ、年度末・年度始めの諸行事を実施してまいります。

また、鋭意進めております新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、現在、昨年9月までに2回目の接種を終了した18歳以上の方を対象として、集団接種に加え、町内医療機関での個別接種を実施しております。

今後、2回目の接種終了から6か月が経過する方に、順次接種券を発送してまいりますので、接種券が届きましたら、そのときに打てるワクチンで速やかに接種をしていただきますようご検討をお願いいたします。

また、今週末からは、町内医療機関の先生のご協力により、新たに対象となった5歳から11歳の子どもさんへの接種を開始することとなり、既に該当のお子さんがあるご家庭に接種券をお送りしております。接種につきましては、まずは基礎疾患のあるお子さんと同居の兄弟姉妹の方から実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、南条産業団地造成工事につきましては、2月28日に工事が完了し、今月11日に現地での県による完了検査が行われ合格となりました。分譲予定企業につきましては、去る17日に坂城町工場立地審査委員会を開催する中で、公募期間中に応募をいただきました町内企業2社に決定いたしました。今後、確定測量などを経て、契約に向けた事務手続を進めてまいります。

併せて進めておりますA09号線道路改良工事につきましては、25日の竣工を予定しており、地域の皆様に一日でも早くご利用をいただけるよう、開通式を4月4日の午後1時から行いたいと考えております。

また、二つの事業を併せた竣工式について、4月15日に坂城テクノセンターにおいて開催したいと考えておりますので、議員の皆様方にもぜひご出席をお願いしたいと思っております。

小中学校の卒業式につきましては、中学校が3月16日に、小学校が翌17日に実施されました。参加者は、卒業生とその保護者、来賓は代表者とし、在校生については、各教室からのオンライン参加とするなど、昨年に引き続き規模縮小、時間短縮による新型コロナウイルス感染症対策を講じての卒業式となりました。

卒業する児童生徒の皆さんは、真っすぐ前を向いて入場し、卒業証書は学校長から一人一人

に授与されました。卒業生の皆さんが新たなステージで大きく飛躍されることを願うところでございます。

また、保育園の卒園式につきましては、明日23日に実施いたします。令和3年度の卒園児童は、3園合計で85人ですが、小学校への期待を胸いっぱい、元気に卒園されることを願っております。

18日には、坂城町消防団任命式が行われました。「自分たちの地域は自分たちで守る」との消防精神の下、新たな本部及び分団長等の幹部、新入団員の皆様に辞令が交付されました。町民の安心・安全な生活を守るため、さらなるご活躍を期待するところであります。

さて、間もなく令和4年度がスタートいたします。町政運営の最上位計画である第6次長期総合計画や「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、町体育館の耐震・大規模改修工事やびんぐし湯さん館リニューアル工事の実施をはじめ、デマンド型乗り合いタクシーや各種証明書のコンビニ交付の導入、精神障がい者に対する新たな入院支援の創設など新規事業を積極的に取り入れるほか、子育て支援や高齢者、障がい者に係る福祉施策、あるいは産業振興の各事業や教育施策、その他各分野において「輝く未来を奏でるまち」に向けて施策展開を進めてまいります。

県による工事が進む坂城インター先線は、今年度、令和3年度は千曲川を渡る橋梁の予備設計が実施され、令和5年度の事業化を目的に手続が進められているとお聞きしております。

本事業の推進は、将来国道18号バイパスへ接続することで、坂城インターチェンジへのアクセスが飛躍的に向上し、産業等の活性化につながることを期待されますことから、関係機関に対し事業区間の早期完成と未事業化区間の早期着手について、より積極的に要望してまいります。

また、4月4日には各保育園の入園式が行われます。また、4月6日午前には町内3小学校で、午後には坂城中学校で入学式が行われます。規模の縮小、時間短縮を図る中での開催を予定しておりますが、未来を担い、希望を抱く新入園・新入生を祝福したいと思います。

また、鉄の展示館では、4月1日から6月5日まで、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で取り上げられる鎌倉時代に焦点を当てた企画展「鎌倉時代の日本刀展」を開催いたします。多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

また、4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」と「春の信州地域安全運動」が実施されます。町民の皆様におかれましては、交通事故や犯罪に遭わないよう、また巻き込まれることのないよう、より一層のご注意をいただきますようお願い申し上げます。

また、4月10日日曜日には、第23回目となる千曲川クリーンキャンペーンを計画しております。今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小し、会場については、大望橋周辺の1か所、時間も午前8時から1時間程度の予定としております。また、参集範囲につ

きましても、共催の坂城ライオンズクラブのほか、坂城中学校生徒会の皆様等に限定させていただき、開催したいと考えているところであります。コロナ禍の中ではございますが、町のシンボルである千曲川の自然環境を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

今年の冬は、昨シーズンから一転し、雪の積もる日が多く、冬らしい景色が多く見られましたが、一方、桜のつぼみも徐々に膨らみ、春の足音が感じられます。

議員の皆様方におかれましては、健康にご留意され、新年度を迎えていただくことをお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて令和4年第1回坂城町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 滝沢 幸映

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

坂城町議会議員 西沢 悦子

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 気候危機打開の取り組みは イ. 「2050年ゼロカーボン宣言」について 2. ケア労働に従事する職員の処遇改善は イ. 町の対応は 3. 加齢による難聴者の補聴器に助成を イ. 補聴器購入に助成を	2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 福祉健康課長 子ども支援室長
2	1. ゼロカーボンについて イ. 9市町村共同宣言は ロ. 温室効果ガス排出量は ハ. 2050年ゼロカーボンに 2. 五里ヶ峰トンネル横杭について イ. 今までの利用状況は ロ. 最近の動向は ハ. ぶどう酒の貯蔵庫に	14番 中 嶋 登	町 長 企画政策課長 商工農林課長
3	1. ひきこもりの現状と支援について イ. ひきこもり（おとな）や8050問題の現状と支援 状況は ロ. 更なる支援の充実に向けて 2. 婦人消防隊の今後について イ. その体制と活動について ロ. これからの体制について 3. アクションスポーツ練習場について イ. 設置への進捗状況は	11番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 教育文化課長
4	1. 諸物価高騰について イ. 諸物価（特にエネルギー関連）について現状の認識 ロ. 原因 ハ. 今後の見通し ニ. 国や県の動向 ホ. 町の対策 2. 犯罪被害者等支援条例について イ. 遺族見舞金・傷害見舞金について ロ. 支援内容について	8 番 栗 田 隆	町 長 企画政策課長 住民環境課長 福祉健康課長 商工農林課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. アフターコロナに向けて イ. 事業所の支援について ロ. 町の観光施設について	5 番 中 島 新 一	町 長 企画政策課長 商工農林課長 建設課長
6	1. 定住自立圏と中枢都市圏について イ. 上田地域定住自立圏 ロ. 長野地域連携中枢都市圏 ハ. 両圏域の取り組み 2. 国道18号バイパス坂城町区間について イ. 進捗状況と建設促進 ロ. 地元の声に対応を	13番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 建設課長
7	1. 里山の整備と保全について イ. 松くい虫防除対策について ロ. 森林病虫害について ハ. 森林環境譲与税について 2. 選挙と投票所について イ. 投票率について ロ. 投票所について	10番 滝沢幸映	町 長 総務課長 商工農林課長
8	1. 今後の道路事業について イ. 町全体を俯瞰した道路インフラ整備の考えは 2. 農業振興について イ. 今年度の水田（水稲）の作付けはどのような状況か、 また課題は	9 番 朝倉国勝	町 長 商工農林課長 建設課長
9	1. コロナ感染者等への支援について イ. 経済的支援について 2. 安心・安全な生活のために イ. 妊婦さんに安心を ロ. 家の外での安全対策は	7 番 玉川清史	町 長 教育長 福祉健康課長 教育文化課長 保健センター所長
10	1. 町のコロナ感染状況とワクチン接種について イ. 現在までの町の感染者数の状況は ロ. ワクチン接種について 2. 地域公共交通システムについて イ. 乗り合いタクシー事業について ロ. 乗り合いタクシー事業の内容について ハ. 町循環バスの今後について	6 番 大日向進也	町 長 福祉健康課長 商工農林課長 建設課長 保健センター所長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. びんぐし湯さん館のリニューアルについて イ. リニューアルまでのスケジュールについて ロ. 工事の内容と予算額について 2. 食育と地産地消の推進について イ. 食育の現状と課題について ロ. 地産地消の現状と今後について ハ. 有機食材の導入について	3 番 山 城 峻 一	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長 保健センター所長

ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議

本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を侵害するものであり、断じて容認できない。

坂城町議会は、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に強く抗議するとともに、軍事侵攻を即時停止し、即時完全撤退することを強く求める。

政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携により、平和的解決に向けた外交及びウクライナ国民に対する人道支援に尽力するとともに、邦人の保護に万全を期するよう要請する。

また、我が国への経済、エネルギー等への影響を極力抑える早急な対策を求める。

以上、決議します。

令和4年 3月 日

坂 城 町 議 会